１－(1)　２１大都市災害時相互応援に関する協定【危機管理本部】

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

⑶　救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供

⑷　救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第３条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

３　自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

４　自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第４条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

２　前条第２項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

３　応援要請都市が、第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第５条　大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第６条　大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資

料を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第８条　この協定を証するため、本協定書２１通を作成し、各都市は記名押印の上、各１通を保有する。

附　則

１　この協定は、昭和６１年１０月２３日から効力を生ずる。

２　次に掲げる覚書は、廃止する。

（１）大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書　（昭和３５年５月１３日締結）

（２）東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和５０年６月６日締結）

附　則

１　この協定は、平成２年２月２２日から効力を生ずる。

２　「１１大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成５年１月２６日から効力を生ずる。

２　「１２大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成９年３月３１日から効力を生ずる。

附　則

１　この協定は、平成１５年４月１日から効力を生ずる。

２　「１３大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成１７年４月１日から効力を生ずる。

２　「１４大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成１８年４月１日から効力を生ずる。

２　「１５大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成１９年４月１日から効力を生ずる。

２　「１６大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成２１年４月１日から効力を生ずる。

２　「１８大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成２２年４月１日から効力を生ずる。

２　「１９大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成２４年４月１日から効力を生じる。

２　「２０大都市災害時相互応援に関する協定は」は、廃止する。

平成２４年　４月　１日

１－(2)　２１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　この実施細目は、２１大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条により大都市は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第３条　協定第４条第１項に定める経費のうち、協定第１条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

⑴　応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

⑵　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

⑶　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

⑷　前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

２　応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

４　応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第４条　応援都市は、協定第４条第３項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

⑴　備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

⑵　車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

３　前２項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

（幹事都市）

第５条　協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表１に掲げる輪番により１会計年度の間これに当たるものとする。

２　幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

３　前２項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

（幹事都市の所掌事務）

第６条　幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

⑴　協定第５条に定める連絡担当部局の大都市への周知

⑵　協定第６条に定める大都市相互の資料の交換の促進

⑶　協定第７条の定めによる大都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整
⑷　防災に関する大都市間の会議の開催等
⑸　応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知
⑹　被災都市から要請のあった事項

（応援都市）
第７条　応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。
２　応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

（会議及び訓練の実施）
第８条　大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
（中　略）
附　則
１　この実施細目は、協定の発行日から適用する。
２　「２０大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表１（第５条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成２４年度を１とする。

２－(1)　九都県市災害時相互応援等に関する協定【危機管理本部】

制　　定　平成２２年４月１日
一部改正　平成２６年２月１３日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

（災害等の定義）
第１条　この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。
(1) 災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害
(2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

（応援の種類）
第２条　応援の種類は、次のとおりとする。
(1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
　ア　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
　イ　被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
　ウ　情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
　エ　救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
(2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
(3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
(4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
(5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
(6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
(7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援の要請）
第３条　被災都県市が応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行う。

（応援の自主出動）
第４条　災害等の発生により、被災都県市との連絡が取れない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。
２　前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
３　自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

（応援調整都県市の設置）
第５条　九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。
２　被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

（現地連絡本部の設置）
第６条　前条第１項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

（応援経費の負担）
第７条　応援に要した経費は、原則として、第３条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。ただし、第４条第１項の規定による応援に要した経費の負担は、九都県市で別途協議する。

（平常時からの取組）
第８条　九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。
(1) 応援受入体制の整備
　他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。
(2) 通信体制の整備
　複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。
(3) 情報の共有
　協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。
(4) 訓練の実施
　この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。
(5) その他
　前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（九都県市域外への応援）
第９条　九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。
２　前項に規定する応援の内容等については、第２条から第７条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

（協定に関する協議）
第１０条　この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附　則
（実施期日）
この協定は、平成２２年４月１日から実施する。
附　則（平成２６年２月１３日一部改正）
（実施期日）
この協定は、平成２６年２月１３日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書９通を作成し、各都県市は記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月１３日

埼玉県知事	上　田　清　司	さいたま市長	清　水　勇　人
千葉県知事	森　田　健　作	千葉市長	熊　谷　俊　人
東京都知事	舛　添　要　一	横浜市長	林　　文　子
神奈川県知事	松　沢　成　文	川崎市長	福　田　紀　彦
		相模原市長	加　山　俊　夫

２－(2)　九都県市災害時相互応援等に関する協定実施細目【危機管理本部】

（趣旨）
第１条　この実施細目は、九都県市災害時相互応援等に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（応援調整都県市の決定及び応援調整本部の設置）
第２条　協定第５条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。
２　応援及び受援の調整は、応援調整本部を設置して行うこととする。
３　応援調整本部の代表は、応援調整都県市が務めることとする。

（応援要請の手続）
第３条　被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整本部を経由し、応援を要請する。
　ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。
(1) 被害の概要
(2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
(3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等
(4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等
(5) 前各号に定めるもののほか必要な事項
２　被災都県市は、応援要請をしたときは、できる限り速やかに応援要請書（様式１）を応援調整本部に送付する。

（応援実施の手続）
第４条　応援都県市は、応援を行う事項について応援計画を作成する。
２　応援都県市は、次の事項についての応援計画を応援調整本部に連絡した上、応援を実施する。また、応援調整本部は、被災した自治体との連絡が可能なときは、応援内容についての連絡調整を行う。
(1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
(2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
(3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
(4) 前各号に定めるもののほか必要な事項
３ 応援都県市は、速やかに応援通知書（様式２）を応援調整本部及び被災した自治体に送付する。

（応援物資の受領通知）
第５条　被災都県市は、物的応援通知書（様式２－１）に基づく物資等を受領したときは、応援調整本部を経由し、応援都県市に応援物資等受領書（様式３）を送付する。

（応援終了の報告）
第６条　応援都県市は、応援を終了したときは、応援調整本部を経由し、被災した自治体に応援終了報告書（様式４）を送付する。

（連絡担当部局の設置）
第７条　各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

（応援職員の派遣に要した経費負担等）
第８条　協定第７条の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。ただし、同条ただし書に係るものについてはこの限りでない。
(1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
(2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。
(3) 応援職員が業務上第３者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。
(4) 前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

（九都県市域外への応援）
第９条　都県市域外において大規模な災害や事故（以下、「大規模災害」という。）が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第２条の規定により設置される応援調整本部が中心となり、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。
２　応援調整本部は、前項により把握した被災状況に応じて、その他の都県市に対して被災した自治体への応援の実施を通知する。
３　第１項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
(1) 複数の道府県において観測された震度６弱以上の地震による災害
(2) 複数の道府県において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
(3) 前２号に定めるもののほか、複数の道府県にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
４　第１項の規定により被災した自治体への応援に係る通知を受けた都県市は、協力して被災した自治体への応援を行うものとする。ただし、自らの域内も同時に被災する等、他地域への応援を行うことが困難である場合は、この限りではない。
５　前項の規定により応援を行う場合、応援調整本部は、必要に応じて応援都県市と協力して先遣隊を組織し、被災地域へ派遣することができる。
６　前項までの規定に基づく応援は、応援調整本部を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
７　前項の規定による応援調整については、協定第５条第２項にかかわらず、応援都県市がカウンターパートとなる被災自治体と直接に調整する。

（九都県市域外からの受援）
第10条　都県市全域において大規模な災害や事故（以下、「大規模災害」という。）が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第２条の規定により設置される応援調整本部が中心となり、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。
２　応援調整本部は、前項により把握した被災状況から九都県市による相互応援だけでは対応が困難であると判断した場合において、九都県市域外の自治体に対して被災した都県市の被害状況を通知する。
３　第１項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
(1) 複数の都県市において観測された震度５強以上の地震による災害
(2) 複数の都県市において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
(3) 前２号に定めるもののほか、複数の都県市にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
４　前項までの規定に基づく受援は、応援調整本部を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。

5　前項の規定による受援調整については、協定第５条第２項にかかわらず、被災都県市がカウンターパートとなる応援自治体と直接に調整する。

附　則

この実施細目は、平成２２年４月１日から実施する。

附　則（平成２６年２月１３日一部改正）

（実施期日）

この実施細目は、平成２６年２月１３日から実施する。

附　則（平成２７年１月２９日一部改正）

（実施期日）

この実施細目は、平成２７年１月２９日から実施する。

別表

第２条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">応　援　調　整　都　県　市</td></tr>
<tr><td>被災都県市</td><td>第１順位</td><td>第２順位</td><td>第３順位</td></tr>
<tr><td>埼　玉　県
さいたま市</td><td>千　葉　県
千　葉　市</td><td>神奈川県
横 浜 市
川 崎 市
相模原市</td><td>東　京　都</td></tr>
<tr><td>千　葉　県
千　葉　市</td><td>神奈川県
横 浜 市
川 崎 市
相模原市</td><td>東　京　都</td><td>埼　玉　県
さいたま市</td></tr>
<tr><td>東　京　都</td><td>埼　玉　県
さいたま市</td><td>千　葉　県
千　葉　市</td><td>神奈川県
横 浜 市
川 崎 市
相模原市</td></tr>
<tr><td>神奈川県
横 浜 市
川 崎 市
相模原市</td><td>東　京　都</td><td>埼　玉　県
さいたま市</td><td>千　葉　県
千　葉　市</td></tr>
<tr><td>九都県市全域</td><td colspan="3" rowspan="2">「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市</td></tr>
<tr><td>九都県市
域外の自治体</td></tr>
</table>

※　応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

※　被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

３　関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定【危機管理本部】

（目的）

第１条　この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び九都県市（以下「乙」という。）を構成するいずれかの都府県市（以下「構成都府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成都府県市の応援を受けることにより、被災した構成都府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）九都県市　埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。

（２）災害等　次に掲げる事象をいう。

イ　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害

ロ　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第１条に規定する武力攻撃事態等及び同法第２５条第１項に規定する緊急対処事態

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、構成都府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（３）連合組織　甲又は乙のそれぞれをいう。

（４）被災連合組織　甲又は乙のうち、災害等により被災した構成都府県市の属する連合組織をいう。

（５）災害対策等　災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）職員の派遣

（２）食料、飲料水及び生活必需品の提供

（３）資機材の提供

（４）避難者及び傷病者の受入れ

（５）車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保

（６）医療支援

（７）その他被災した構成都府県市が要請した措置

（応援の要請）

第４条　被災した構成都府県市は、当該被災した構成都府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

２　前項の被災連合組織は、自らの構成都府県市のみでは被災した構成都府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

３　前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

（１）被害の状況

（２）要請する応援の内容

（３）応援を要請する構成都府県市及び当該構成都府県市が指示する場所までの経路

（４）その他留意すべき事項

４　被災連合組織は、第２項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

（応援の実施）
第５条　前条第２項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。
２　前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成都府県市に対し、被災連合組織の構成都府県市のうち応援の対象とする構成都府県市（以下「対象都府県市」という。）を割り当てて行うものとする。
３　前項の規定により対象都府県市を割り当てられた構成都府県市（以下「応援都府県市」という。）は、当該対象都府県市を応援するものとする。
４　応援都府県市は、対象都府県市のほか、他の対象都府県市を割り当てられた応援都府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援都府県市が応援する対象都府県市についても応援するよう努めるものとする。
５　前項の規定による応援は、前条第２項に規定する要請に基づく第２項の規定による対象都府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

（応援の自主出動）
第６条　災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、第４条第２項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。
２　前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成都府県市に対象都府県市を割り当てて行うものとする。
３　前項の規定により対象都府県市を割り当てられた応援都府県市は、必要に応じて職員を当該対象都府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

（応援経費の負担）
第７条　この協定に基づき応援都府県市が行う応援に要した経費は、原則として対象都府県市が負担するものとする。ただし、前条第３項の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援都府県市が負担するものとする。
２　前項の対象都府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象都府県市から要請があったときは、応援都府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

（平常時の協力）
第８条　甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。
（１）防災組織体制等に関する情報交換
（２）情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
（３）その他防災に関する業務

（事務局）
第９条　甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。
２　前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。
３　甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
４　乙の事務局は、九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局とする。

（他の協定との関係）
第10条　この協定は、甲及び乙並びにその構成都府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２６年３月６日

関西広域連合

広域連合長　井　戸　　敏　三

神奈川県知事　黒　岩　　祐　治

埼玉県知事　上　田　　清　司

千葉県知事　森　田　　健　作

東京都知事　舛　添　　要　一

横浜市長　林　　文　子

川崎市長　福　田　　紀　彦

千葉市長　熊　谷　　俊　人

さいたま市長　清　水　　勇　人

相模原市長　加　山　　俊　夫

４－(1)　災害時における相互援助協定（山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市）

【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　この協定は地震等の災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合に、○○市と川崎市が友愛精神に基づく救援協力を実施し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための相互援助を行なうことについて定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

イ　被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

ウ　情報収集及び救援・救助活動に必要な車両等の派遣

エ　救助、応急復旧等に必要な人員の派遣

(2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん

(3) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん

(4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん

(5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援の要請）

第３条　被災市が応援の要請をするときは、別に定める「災害時における相互援助協定実施細目」に基づいて行なう。

（応援の自主出動）

第４条　大規模災害の発生により、被災市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、自主的判断に基づき必要な応援を行なう。

２　自主出動した応援市は、応援内容等を被災市に速やかに連絡すると共に、災害に係る情報を収集し、被災市に提供するものとする。

（現地連絡本部の設置）

第５条　応援市は、被災市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、第４条第１項の規定に基づく応援に要した経費の負担は別途協議とする。

（応援受入体制の整備）

第７条　被災市は、災害時における応援物資及び派遣人員を受入れるための場所又は施設を定める。

（資料の交換）

第８条　本協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に交換する。

（訓練の実施）

第９条　本協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

（その他）

第10条　この協定に定めのない事項は、両市が協議して定める。

第11条　この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、記名押印の上、各１通を保有する。

平成９年９月　１日	山　形　市
平成９年８月２６日	福　井　市
平成９年９月　１日	新　潟　市
平成９年８月３１日	静　岡　市
平成９年９月　１日	富　山　市

４－(2)　災害時における相互援助協定（岩手県花巻市）【危機管理本部】

川崎市と花巻市は、災害が発生した際の住民生活の安全を確保するために、被災地の要請に応え、両市の住民が相互に協力し、それぞれの地域特性を有効に活用した応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(4) 救援、医療、防疫等応急対策及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
(5) ボランティアの斡旋
(6) 被災児童生徒及び被災住民の受入れ
(7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援要請をするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合には、資器材等の品名及び数量
(3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合には、職員等の職種及び人員
(4) 応援場所及び応援期間
(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第３条　大規模災害の発生により、被災市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、応援市は、前条の要請を待たずに、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。

（応援の実施）

第４条　応援を要請された場合、極力これに応じ被災住民の救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した側の負担とする。

ただし、応援を要請する側が、経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した側からの要請があった場合は、要請を受けた側が一時繰替支弁するものとする。

２　第３条の規定に基づく応援に要した経費の負担は、両市で別途協議する。

（資料の交換）

第６条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料、情報を定期的に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、友好関係の維持と発展を基本として、両者が、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、当事者記名押印のうえ、各１通を保有する。

附　則

この協定は、平成20年５月30日から実施する。

４－(3)　災害時相互応援協定（沖縄県那覇市）【危機管理本部】

川崎市と那覇市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が単独では十分な応急対策を実施できない場合に、被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう協定市が相互に応援し、かつ協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（連絡体制）

第１条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

⑵　被災者の救援及び救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

⑶　応援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん

⑷　救援及び応急措置に必要な職員の派遣

⑸　被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん

⑹　被災した児童及び生徒の教育機関への受入れ及びあっせん

⑺　ボランティアのあっせん

⑻　ホームページの代理掲載など災害時の情報発信協力

⑼　前各号に掲げるもののほか特に必要と認められる事項

（応援の要請）

第３条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第１条に定める連絡窓口を通じ、口頭、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに応援した協定市（以下「応援市」という。）に送付しなければならない。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数等

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、可能な限りこれに応じ応援活動に努めるものとする。

２　応援市は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、自主的判断により緊急応援活動を行うことができるものとする。

３　自主出動した応援市は、応援内容等を被災市に速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し、被災市に提供するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、第４条第２項の規定に基づく応援に要した経費の負担は別途協議して定める。

２　被災市が負担すべき経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から要請があった場合は、応援市が一時繰替支弁するものとする。

（その他）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

附　則

（実施期日）

この協定は、協定を締結した日から実施する。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保管する。

平成２４年　８月　１日

川崎市

川崎市長　　阿 部　孝 夫

那覇市

那覇市長　　翁 長　雄 志

５－(1)　災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域ブロック　県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。

(2) 地域調整本部　市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。

(3) 市町村応援本部　他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。

(4) 市町村連絡員　市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

(2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供

(3) 避難、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

（県の役割）

第４条　県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

２　県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

（市町村の役割）

第５条　市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

（地域調整本部の設置）

第６条　県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

（市町村応援本部の設置）

第７条　市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

（市町村連絡員の派遣）

第８条　地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

２　地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

（地域ブロック内での相互応援）

第９条　地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

（地域ブロックをまたがる相互応援）

第10条　被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

２　県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

（県外地域に対する応援の調整）

第11条　県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

２　県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第２項の規定を準用するものとする。

（応援に要する経費の負担）

第12条　県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

２　前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

３　県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

（他の協定等との関係）

第13条　この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

（委任規定）

第14条　この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成24年４月１日から適用する。

２　この協定の締結を称するため、本協定書３通を作成し、それぞれ署名の上、各１通を保有する。

５－(2)　災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定実施細目

【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　この実施細目は、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（地域ブロック）

第２条　協定第２条に規定する地域ブロックは、次のとおりとする。

地域ブロック	構　成　市　町　村
横浜地域	横浜市
川崎地域	川崎市
横須賀三浦地域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地域	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

（地域調整本部の設置）

第３条　協定第６条に規定する地域調整本部は、次の場合に設置するものとする。

(1) 被災市町村から応援の調整を求められたとき

(2) 被害が甚大であることが明白なとき

(3) 広域災害時情報収集先遣隊が収集した情報等により、知事が必要と認めるとき

２　横浜地域及び川崎地域の地域ブロックについては、県安全防災局が地域調整本部の役割を担う。

３　県は、地域調整本部を設置したときは、当該地域ブロック内の市町村に対して、その旨を通知するものとする。なお、他の地域ブロックの地域県政総合センターに対しても、同様に通知するものとする。

４　地域調整本部は、次の業務を行う。

(1) 地域ブロック内の市町村の被害状況及び応急対策実施状況等の情報収集及び県災害対策支援本部への報告

(2) 地域ブロック内の被災市町村からの応援ニーズの取りまとめ、及び地域ブロック内の他の市町村の応援申し出の取りまとめ

(3) 地域ブロック内の市町村による応援だけでは対応できない場合に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を災害対策支援本部へ依頼

(4) 県外の被災地への応援にあたり、地域ブロック内市町村の応援の申し出の取りまとめ

（市町村応援本部等の設置）

第４条　市町村は、市町村応援本部又は市町村災害対策本部を設置したときは、当該地域ブロックの地域調整本部（地域調整本部が設置されていない場合は地域県政総合センター。以下「地域調整本部等」という。）へ報告を行うものとする。

（市町村連絡員の派遣）

第５条　市町村連絡員は、派遣された市町村において次の業務を行う。

(1) 派遣先市町村の被害状況及び応急対策実施状況等の情報収集及び地域調整本部等への報告

(2) 派遣先市町村の応援ニーズの把握、応援の調整に関する要請の受伝達

(3) 地域調整本部等への定時報告

（県内市町村間の相互応援の手続）

第６条　被災市町村は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で地域調整本部等へ応援の調整を要請する。

(1) 被害の概要

(2) 物資の提供に関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資の品目、数量、搬入場所等

(3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人員、場所、期間等

２　被災市町村は、地域調整本部から応援可能な市町村について連絡があったときは、応援要請書（様式１）を応援市町村へ送付する。なお、地域調整本部は、被災市町村の状況を踏まえ、必要に応じて被災市町村と応援市町村との間の連絡調整を行う。

３　応援市町村は、次の事項について被災市町村と連絡調整の上、応援を実施することとし、後日、速やかに応援通知書（様式２）を被災市町村及び地域調整本部に送付する。

(1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時

(2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員の出発予定日時及び到着予定日時

(3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

４　応援市町村は、応援要請に基づく応援を終了した場合、又は、被災市町村からの応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、被災市町村及び地域調整本部に対し応援終了報告書（様式３）により、その旨を報告するものとする。

５　協定第９条の規定に基づき、自主的に応援を実施したときは、後日、第３項に定める応援通知書を被災市町村に送付するものとし、前項の規定を準用する。

附　則

この実施細目は、平成24年４月１日から適用する。

６　災害時における相互応援に関する協定書【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　川崎市及び町田市の区域において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「大規模災害」という。）が発生した時、その被害に対する応急対策活動及び復旧活動を円滑かつ迅速に遂行するため、相互に応援をすることに関して、必要事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）食料・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な車両等の資器材の提供

（３）公共施設の相互活用

（４）避難所等の相互使用、緊急輸送道路の共同啓開等行政境界付近における必要な措置

（５）児童・生徒等の一時受入れ

（６）応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣

（７）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第３条　応援を要請するときは、次に掲げる事項を口頭により要請し、後日、速やかに文書を提出する。

（１）被害の状況

（２）前条第１号及び第２号に掲げる資器材及び物資等の品目、規格及び数量等

（３）前条第３号から第５号までに掲げる施設、業務の種類及び所在地

（４）前条第６号に掲げる職員の職種及び人数

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）応援の期間

（７）前各号に定めるもののほか、必要な事項

（応援の実施及び指揮）

第４条　両市は、応援の要請を受けた場合、可能な限りにおいて応援に努めるものとする。

２　職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した市の指揮のもと活動するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、応援を要請した市の負担とする。ただし、両市の協議によっては、この限りではないものとする。

２　第２条第６号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）がその活動中又はその活動に従事したことにより被った災害に対する補償は、応援を行った市が行うものとする。

３　派遣職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合においては、被災地との往復途中に生じたものを除き、応援を要請した市がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

（応援の自主出動）
第６条　両市は、大規模災害が発生し、被災市への連絡がとれない場合で緊急に応援を行う必要があると認められるときには、その職員を被災市域に派遣し、情報収集を行い、当該情報に基づき自主的判断により応援を行うものとする。
２　自主出動した場合には、被災市に対し応援内容を速やかに報告するとともに、収集した情報を提供するものとする。

（連絡担当部課）
第７条　両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、第３条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うものとする。

（防災情報の共有等）
第８条　両市は、災害の予防と災害発生時の円滑な初動対応等を図るため、防災に関する情報の共有に努めるものとする。

（防災訓練の相互参加）
第９条　この協定に基づく相互応援が円滑かつ迅速に行われるよう、両市が主催する防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（協　議）
第１０条　この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、その都度双方で協議して定める。

（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成２８年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了３ヶ月前に、両市いずれの側からもこの協定を改訂する意思表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
３　両市は、この協定の期間中であっても双方協議してこの協定を改訂することができる。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年３月１１日

神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市長　　福　田　　紀　彦

東京都町田市森野二丁目２番２２号

町田市長　　石　阪　　丈　一

７　横浜市鶴見区と川崎市川崎区及び同市幸区との包括連携協定書【区危機管理担当】

横浜市鶴見区（以下、「甲」という。）と川崎市川崎区（以下、「乙」という。）及び同市幸区（以下、「丙」という。）は、互いの地域性や資源を活かしながら、相互の緊密な連携と協力により、地域の安全安心と活性化への取組を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（連携・協力事項）
第１条　甲乙丙の三者は、本協定に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力して取り組むものとする。
（１）防災に関すること。
（２）防犯に関すること。
（３）前各号に掲げるもののほか、三者間で連携及び協力できるもの。
２　前項各号に掲げる事項の取組の詳細については、三者が協議の上、その都度決定するものとし、別途、書面により確認する。

（取組推進のための協議）
第２条　三者は、本協定に基づく取組を具体的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

（協定内容の変更）
第３条　三者のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（疑義等の決定）
第４条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた事項については、三者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、三者が署名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成２７年１１月１２日

甲　横浜市鶴見区鶴見中央３丁目２０番１号

横浜市鶴見区長

乙　川崎市川崎区東田町８番地

川崎市川崎区長

丙　川崎市幸区戸手本町１丁目１１番地１

川崎市幸区長

８　災害時の相互応援に関する協定書【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　本協定は、横須賀市（以下「甲」という。）及び川崎市（以下「乙」という。）の一方又は双方の市域において大規模な災害が発生したとき、避難所の運営等を円滑かつ迅速に遂行するため、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条第１項の規定に基づき、相互に応援を実施するために必要な事項を定める。

（連絡窓口）

第２条　甲及び乙は、第４条第１項各号に掲げる事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局、連絡方法等を定め、相互に確認しておくものとする。

（応援の内容）

第３条　応援は、大規模な災害時に、避難所の運営支援その他特に要請のあった事項について、相手方の市に、次に掲げる要件を満たす職員を派遣することにより実施する。

（１）相手方の市に居住していること。

（２）派遣されることについて同意していること。

（３）交通機関の事故、道路の破損等により、直ちにその属する市への参集又は出勤が困難となっていること。

（４）所属する市の応急対策活動その他業務に従事する必要がないこと

（５）派遣されることが可能な状態及び状況にあること。

（応援の手続）

第４条　応援を要請しようとする市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、後日、文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）必要とする職員の数

（３）応援の対象となる避難所

（４）応援を要請する期間

（５）連絡担当者及びその連絡先

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第５条　応援のため派遣された職員（以下「応援職員」という。）の活動は、原則として応援を要請した市の指揮による。

２　応援職員の服務は、所属する市の定めるところによる。

（応援の終了）

第６条　交通機関の事故、道路の破損等が解消した場合又は応援職員が所属する市の応急対策活動その他業務に従事する必要が生じた場合、甲及び乙は、次に掲げる手続により応援を終了する。

（１）応援を終了する時期の調整

（２）応援の終了に関する文書の送付

（経費の負担等）

第７条　応援に要した経費は、災害対策基本法第９２条第１項の規定に基づき、応援を要請した市の負担とする。

２　応援を実施した市は、前項の規定により応援を要請した市が負担すべき費用を支弁するいとまがなく、かつ、当該市から要請があった場合には、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　職員が派遣される可能性のある避難所の訓練に参加するための経費は、当該職員が所属する市の負担とする。

４　応援職員がその活動中又はその活動に従事したことにより受けた被害に対する補償に係る手続は、応援を実施した市が行うものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、随時会議を開催するものとし、開催は交互とする。

２　甲及び乙は、毎年４月１日以降速やかに、応援職員の候補者名簿を相互に送付するものとする。

３　甲及び乙は、職員が派遣される可能性のある避難所において訓練等が実施される場合、その予定を随時連絡するものとする。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年６月１日　　甲　　横須賀市

横須賀市長　　上　地　克　明

乙　　川崎市

川崎市長　　福　田　紀　彦

１　神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書

【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　この覚書は、神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムにより映像情報（ヘリコプターテレビカメラ映像・高所監視カメラ映像・可搬型地球局映像等、以下同じ。）を神奈川県、横浜市、川崎市の三者（以下、「三者」という。）で相互に送受信するにあたり、その運用を円滑に行うため必要な事項を定める。

（送受信の手続き）

第２条　三者は、震度５弱以上の地震発生時など、映像情報を相互に共有する必要があると認めれるときは、直ちに、映像伝送機器を操作するなど必要な措置をとるものとする。

２　送信側は、前項の措置が完了し、映像情報を送信できる状態となったときは、原則として受信側に連絡を行うものとする。

３　映像情報の送受信は、原則として受信側が送信側の映像伝送機器に回線接続することにより行うものとする。

４　映像情報の送受信については、神奈川県災害対策課、横浜市災害対策室、川崎市防災対策室が窓口となり調整を行うものとする。

（映像情報等）

第３条　送信する映像情報は、原則として、送信側が、災害の状況を最も正確に伝えることが出来る映像を選択して送信するものとする。

２　受信側からの映像情報の変更依頼について、送信側に災害応急活動等の実施など、依頼に基づく映像情報の送信が行えない事情のあるときは、送信側の事情が優先されるものとする。

（防災訓練等）

第４条　三者は、神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムを活用した情報受伝達訓練を通じ、災害時の情報収集体制と連携の強化を図るものとする。

２　前項の訓練は、防災訓練等の機会を捉え、三者が連携して実施するものとする。

（目的外使用の禁止等）

第５条　受信により得られた映像情報は、原則として災害応急対策の用途以外に使用しないものとする。

（協議事項等）

第６条　この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

（適用時期）

第７条　この覚書は、締結の日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書３通を作成し、各機関記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１１年１０月２２日

神奈川県防災局長　　橋　本　正　俊
横浜市総務局長　　中　島　弘　善
川崎市建設局長　　引　野　賢　治

２　神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書

【危機管理本部】

神奈川県石油コンビナート等特別防災区域における災害発生時及び東海地震に係る警戒宣言発令時における防災関係等の相互通信連絡手段の確保を図ることを目的として、神奈川県が所有する防災相互無線設備（以下「無線設備」という。）の管理及び運用に関し、神奈川県（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（無線設備の委託）

第１条　甲は、別紙１（省略）に掲げる無線設備の管理及び運用を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第２条　無線設備の委託期間は、昭和57年４月１日から昭和58年３月31日までとする。ただし、委託期間満了の日の１箇月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、引き続き１年間更新したものとみなし、以後この例による。

（管理の義務）

第３条　乙は委託に係る無線設備の機能を維持するため、常に善良なる管理者の注意をもって当該無線設備を管理するものとする。

（保管場所及び管理責任者）

第４条　委託に係る無線設備の保管場所及び管理者は、次のとおりとする。ただし、これを変更する必要が生じた場合には、乙は、甲に速やかに書面をもって通知するものとする。

所在地 保管場所	管理責任者	
	職	氏名
―	―	―

（無線設備の運用）

第５条　乙は、委託に係る無線設備を運用するに当たっては、電波法（昭和25年法律第131号）及び神奈川県知事が別に定める運用規定に従い、その目的に則し、最も効率的に運用するものとする。

（無線従事者）

第６条　乙の無線局の無線従事者は、乙の所属職員を充てるものとする。

（維持管理等の経費）

第７条　委託期間における委託に係る無線設備の維持管理及び修理等に要する経費の分担は、次のとおりとする。

(1) 通常の維持管理に要する経費は乙の負担とし、修理等に要する経費は甲の負担とする。

(2) 乙が善良なる管理を怠ったために生じた故障の復旧等に要する経費は、乙の負担とする。

（無線設備の返還等）

第８条　甲は、乙による委託に係る無線設備の運用が、その目的からみて適当でないと認めるときは、第２条の委託期間の定めにかかわらず、乙に対して当該無線設備の返還を求めることができるものとする。

２　乙は、委託に係る無線設備の機能が著しく低下し、運用に耐えないと認めるときは、当該無線設備の返還について甲に協議を求めることができるものとする。

（協議事項）

第９条　この協定にない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙は協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本書を２通作成し、甲と乙は記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

３　災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送）　【危機管理本部】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、災害時における放送の要請に関し、川崎市を甲とし、
を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定する。

（放送の要請）

第１条　甲は、災害対策基本法第56条の規定に基づく通知又は、 警告が災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合又は、通信が著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

２　前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第９条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

（要請の手続）

第２条　甲は乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1) 放送要請の理由
(2) 放送事項
(3) 希望する放送日時
(4) その他必要な事項

（放送の実施）

第３条　乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第４条　第２条に規定する放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

（雑則）

第５条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（施行期日）

第６条　この協定は、昭和61年７月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各１通を保有する。

昭和61年６月27日

甲　　川崎市
　　川崎市長　　伊　藤　三　郎
乙　　（ 法 人 名 ）
　　（ 代 表 者 名 ）

協定先一覧

１　日本放送協会横浜放送局
２　株式会社アールエフラジオ日本
３　株式会社テレビ神奈川
４　横浜エフエム放送株式会社

４　災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送）【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）とかわさき市民放送株式会社（以下「乙」という。）は、地域における各々の役割と使命を踏まえ、災害、事故など市民生活に影響を与える事態（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生が予見される場合に、これらに関する情報（以下「災害情報等」という。）の甲から乙に対する提供、乙によるラジオでの放送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（災害情報等の提供）

第１条　甲は、災害等が発生した場合又は発生が予見される場合に、乙へ災害情報等を提供するものとする。

２　乙は、災害等が発生した場合又は発生が予見される場合に、甲へ災害情報等の提供を求めることができる。

３　甲から乙への災害情報等の提供手段は、電子メール、インターネット等を利用したデータにより提供するものとする。ただし、当該手段で情報提供できない場合には、ファクシミリ等の代替手段を利用するものとする。

（災害情報等の緊急度）

第２条　災害情報等を迅速かつ正確に伝えるために、災害情報等について緊急度に応じて分類する。

２　前項の緊急度の分類は、高、中及び低の３種類とし、次のとおり定める。

(1)　「高」は、市民に避難等の危険回避行動を求めたり、市民に大きな被害を及ぼす恐れがあるなど、迅速な広報を必要とする災害情報等をいう。

(2)　「中」は、市民に避難等の危険回避行動を求める恐れがあったり、危険回避行動の準備を促したり、市民への影響がありかつ緊急性があるなど、広報を必要とする災害情報等をいう。

(3)　「低」は、参考情報として市民に広報する災害情報等をいう。

３　主な災害情報等の緊急度の分類は、別表のとおりとする。

（災害情報等の放送）

第３条　乙は、甲が提供した災害情報等を放送するものとする。

２　災害情報等の放送方法は、前条第２項の緊急度に応じて次のとおりとする。

(1)　「高」の場合、乙は放送中の番組等を直ちに中断して、災害情報等を放送するものとする。

(2)　「中」の場合、乙は放送中の番組等の中で速やかに災害情報等を放送するものとする。

(3)　「低」の場合、乙は放送中の番組等の合間に、可能な限り速やかに放送するものとする。

３　甲及び乙は、災害情報等の放送について、外国語での放送も行えるよう支援体制の整備に努めるものとする。

（緊急放送装置の使用）

第４条　甲は、乙が無人放送を行っているなど、直ちに乙による災害情報等の放送を行うことが困難な場合は、緊急放送装置を使用して災害情報等を放送することができる。

２　甲は、前項の規定に基づき、緊急放送装置を使用した場合は、乙へ放送内容及び放送日時を連絡するものとする。

（臨時災害放送局の開局）

第５条　全市に及ぶ大規模な災害が発生し甲からの要請があった場合は、乙は全ての番組を中止し、甲が提供する災害情報等を専用に放送する臨時災害放送局を開局する。

２　前項に基づく放送による施設維持費等の費用負担については、甲乙協議により定めるものとする。

（協定期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間終了１か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に１年間の更新をするものとし、以後も同様とする。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成２０年９月９日から施行する。

２　「災害情報等の放送に関する協定書」（平成８年６月２８日締結）は、廃止する。

３　「災害情報等の放送に係る実施運用に関する覚書」（平成８年６月２８日締結)は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成２４年４月２日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年４月２日

甲　川崎市

川崎市長　　阿　部　　孝　夫　　印

乙　川崎市中原区小杉町１－４０３
かわさき市民放送株式会社

代表取締役社長　　森　　敏　朗　　印

別表

緊急度	緊急度の定義	事例
高	1　市民に避難等の危険回避行動を求める情報 2　市民に大きな被害を及ぼす又は及ぼす恐れがある災害等に関する情報 3　その他、危機管理上、迅速な広報を必要とする情報	・震度情報（市内で震度５弱以上） ・避難勧告、避難指示 ・大津波警報、津波警報 ・東海地震予知情報 ・弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報等国民保護に関する情報 ・市民に大きな被害を及ぼす災害等に関する情報（大地震、風水害、大規模な事故等） など
中	1　市民に避難等の危険回避行動を求める恐れがある災害等に関する情報 2　市民に避難等の危険回避行動の準備を促す情報 3　市民への影響がありかつ緊急性がある災害等に関する情報 4　その他、危機管理上、広報を必要とする情報	・震度情報（市内で震度４） ・避難準備情報 ・津波注意報 ・東海地震注意情報 ・気象警報（大雨、洪水等） ・指定河川洪水予報 ・土砂災害警戒情報 ・光化学スモッグ情報 ・記録的短時間大雨情報 ・市民への影響がありかつ緊急性がある情報（コンビナート火災、ライフライン事故等） ・避難所開設情報 など
低	1　参考情報として市民に広報する情報	・震度情報（市内で震度３） ・東海地震に関連する調査情報(臨時) ・気象注意報（大雨、洪水等） ・竜巻注意情報 など

５　災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定（神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合、川崎第１個人タクシー協同組合）

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と神奈川県乗用自動車協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合及び川崎第１個人タクシー協同組合（以下「乙」という。）の間に次のように協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等激甚災害が発生し有線通信を利用することが著しく困難となった場合に甲の情報収集体制を支援するため、乙に所属する無線局及びその会員の無線通信体系（タクシー無線）により非常通信等を行うことについて、甲が乙に協力を要請するための手続き等を定めるものとする。

（要請等）

第２条　甲は、川崎市内に災害が発生した場合に、地域情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とする時は、乙に所属している無線局及び会員に協力を要請することができる。

２　前項の要請を受けた乙に所属する無線局及び会員は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（手続）

第３条　前条第１項の規定に基づき乙に所属している無線局及び会員に協力の要請を行う場合の手続きは、川崎市災害対策本部事務局長が乙の支部長及び理事長に要請するものとする。

（補償）

第４条　第２条第２項の規定により情報の収集及び伝達の活動中に乙の会員が負傷した場合等の補償は、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の規定を準用する。

（協議）

第５条　この協定に関して疑義が生じた場合、もしくは定めのない事項に関しては、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第６条　この協定は、平成８年３月19日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため協定書を４通作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成８年３月19日

甲　　川崎市
　　川崎市長　　髙　橋　　清

乙　　社団法人
　　神奈川県乗用自動車協会川崎支部（※）
　　支部長　　岩　浦　久　雄
　　川崎個人タクシー協同組合
　　理事長　　古　川　力　生
　　川崎第１個人タクシー協同組合
　　理事長　　鈴　木　　誠

（※現在の社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部）

６　災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク）　【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と川崎市アマチュア無線情報ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害情報の収集及び伝達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第４号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は、発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、川崎市内に災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とするときは、乙に加入している無線局に協力を要請することができる。

２　前項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条第１項の規定により無線局に協力を要請する場合の要請手続は、川崎市土木局防災対策室長（以下「防災対策室長」という。）が担当する。ただし、状況により区長が担当することができる。

（通信統制）

第４条　無線局が第２条第２項の規定により通信活動を行う場合に通信を円滑に行うため、乙は無線統制局を事前に指定し、甲に報告するものとする。

（補償）

第５条　第２条第２項の規定により通信活動中の乙の会員に人身事故が発生した場合の補償は、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により、甲が補償する。

（報告）

第６条　乙は、協力できる無線局の状況について、毎年３月末日までに別に定める様式により甲に報告するものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年８月６日

甲　　川崎市
　　川崎市長　　髙　橋　　清

乙　　川崎市アマチュア無線情報ネットワーク
　　会　長　　安　田　重　雄

7　災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定（イッツ・コミュニケーションズ、ジェイコム、ＹＯＵテレビ）

【危機管理本部】

（目的）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）とイッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「乙」という。）、株式会社小田急情報サービス（以下「丙」という。）及びＹＯＵテレビ株式会社（以下「丁」という。）は、災害及び事故その他市民生活に影響を与える緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生が予見される場合に、これらに関する情報（以下「災害情報等」という。）の提供、放送及びインターネット上での情報伝達（以下「情報伝達」という。）に関して、以下のとおり協定を締結する。

（要請理由）

第２条　甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第56条に基づく通知又は要請について、災害等のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信ができない場合、又は著しく困難な場合及びそれに準ずる場合で、その通信のため特別の必要がある場合に乙、丙及び丁に対して、情報伝達の要請を行うことができる。

（要請の手続き）

第３条　甲は、乙、丙及び丁に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1) 要請理由

(2) 伝達内容

(3) 希望する日時

(4) その他必要な事項

（情報伝達の実施）

第４条　乙、丙及び丁は、甲から要請を受けた事項に関して、内容及び時刻をその都度決定し、情報伝達を行うものとする。

（災害時の協力）

第５条　甲は、乙、丙及び丁に対して次の協力を求めることができる。

(1) 川崎市災害対策本部（区本部を含む）への災害情報等の提供

(2) 川崎市災害対策本部（区本部を含む）が発表する災害情報等の伝達

(3) その他の必要な情報

（ケーブルテレビ事業者間の相互協力）

第６条　乙、丙及び丁は、各事業者相互に協力して第５条の協力遂行に当たるものとする。

（平常時の協力）

第７条　甲、乙、丙及び丁は、第５条に規定した災害時の相互協力を円滑に実施するため、平常時より次の事項について、相互に協力するものとする。

(1) 防災訓練への参加に関すること。

(2) 防災知識の普及啓発活動に関すること。

(3) ケーブルテレビ事業の推進に関すること。

（連絡責任者）

第８条　第２条に規定する放送の要請に関して、甲、乙、丙及び丁はそれぞれ次の連絡責任者をおくものとする。

甲　川崎市　　建設局防災対策室長

乙　イッツ・コミュニケーションズ株式会社　　総務部長

丙　株式会社小田急情報サービス　　営業部長

丁　ＹＯＵテレビ株式会社　　企画編成部長

（協議）
第９条　この協定に関して疑義が生じた場合、若しくは定めのない事項に関しては、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。
（協定機関）
第10条　この協定の有効期間は、締結日から平成15年３月31日までとする。ただし、協定の期間満了の一ヶ月前までに、甲、乙、丙及び丁いずれからも廃止又は変更の申し出がないときは、この協定はさらに一年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため協定書を４通作成し、甲、乙、丙及び丁は記名押印の上、各一通を保有する。

平成14年８月23日

甲　川崎市
川崎市長　　阿部　孝夫

乙　東京都渋谷区南平台町５番６号
イッツ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長　　伊原　光孝

丙　東京都渋谷区代々木２丁目28番12号
株式会社　小田急情報サービス（※）
代表取締役社長　　荒屋　正年

丁　横浜市鶴見区鶴見中央１丁目26番１号
ＹＯＵテレビ株式会社
代表取締役社長　　館岡　精一

（※現在の株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局）

８　ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書(イッツ・コミュニケーションズ)　【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)とイッツ・コミュニケーションズ株式会社(以下「乙」という。)は、平成１４年８月２３日に甲、乙、株式会社小田急情報サービス（現”株式会社ジェイコム関東“）及びＹＯＵテレビ株式会社の間で締結した「災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定」第７条各号に基づき、乙の運営するケーブルテレビ放送を活用し、災害情報や気象情報等（以下「防災気象情報」という。）を市民へ提供及び放送することに関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

（目的）
第１条　甲及び乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。)を活用し、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力するものとする。

（情報の提供）
第２条　甲は、乙に対して、別表１に記載する防災気象情報を提供するものとする。

（提供方法）
第３条　甲は、常に、乙とインターネット回線（以下「防災気象情報ネットワーク」という。）に接続し、当該回線を通じて防災気象情報を乙に対して送信するものとする。

（施設の維持管理）
第４条　防災気象情報ネットワークの維持管理は、甲乙のそれぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において実施するものとする。

（甲の免責）
第５条　乙は、甲から取得する防災気象情報について、次に掲げる事項に該当する場合は、その責任を甲に問わないものとする。
（１）天災その他の不可抗力に基づく防災気象情報送信の停止及び中断
（２）防災気象情報ネットワークに関連する機器の保守、点検による防災気象情報送信の停止及び中断
２　前項による防災気象情報の停止及び中断もしくは防災気象情報の誤りが判明した場合は、甲は、乙に対し直ちに通知するものとする。ただし、その原因が乙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

（乙の免責）
第６条　甲は、乙が防災気象情報ネットワークに関連する機器の保守、点検等に伴い、一時的に当該ネットワークを停止及び中断することがあることを承諾するものとする。
２　前項に基づく中断が判明した場合は、乙は、甲に対して通知するものとする。

（有効期間）
第７条　本覚書の有効期間は、締結日から１年間とする。ただし、甲乙双方から何ら申し出がない場合は、更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（情報の費用）
第８条　甲は、乙に対して、防災気象情報の取得にかかる費用を請求しないものとする。

（情報の目的外利用）
第９条　乙は、甲から取得した防災気象情報を、本覚書に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（その他）
第１０条　本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２１年１０月２１日

甲　川崎市

川崎市長　阿　部　孝　夫　　印

乙　東京都渋谷区南平台町５番６号
イッツ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長　渡辺　功　　印

別表１

防災気象情報
光化学スモッグ情報
川崎市からの緊急のお知らせ
雨量通知情報及び水位警戒情報
竜巻注意情報
土砂災害警戒情報
記録的短時間大雨情報

９　地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（テレビ神奈川）

【危機管理本部】

（目的）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）と株式会社テレビ神奈川（以下「乙」という。）は、地上デジタル放送のデータ放送を活用し、災害情報や気象情報等（以下「防災気象情報」という。）の市民への提供及び放送に関して、次のとおり覚書を締結する。

（総則）

第２条　甲及び乙は、地上デジタル放送のデータ放送が有する郵便番号等による区域限定の機能を活用し、地域を限定した防災気象情報を緊急度合いに応じて最適な提供方法により提供するため、お互いに協力するものとする。

（情報の緊急度合い）

第３条　緊急度合いについては、別表１のとおり高、中、低の３種類とする。

(1) 高は、市民に避難等の危険回避行動を求める緊急情報をいう。

(2) 中は、市民に避難等の危険回避行動を求める恐れがあり、その準備を促す情報をいう。

(3) 低は、参考情報として市民に周知する情報をいう。

（提供方法）

第４条　防災気象情報の提供方法は、前条の緊急度合いに応じて次のとおりとする。

(1) 高の場合は、通常放送が行われている状態で、視聴者が操作を行うことなく防災気象情報のデータ放送に自動遷移し、防災気象情報を表示する。

(2) 中の場合は、視聴者がデータ放送への遷移操作を行うことにより、防災気象情報のデータ放送に遷移し、防災気象情報を表示する。

(3) 低の場合は、視聴者がデータ放送への遷移操作を行い、マイタウン情報の川崎市にカテゴリ登録されている防災気象情報に遷移することにより、掲載情報を表示する。

（有効期間）

第５条　この覚書の有効期間は、締結日から１年間とする。ただし、甲乙双方から何ら申し出がない場合は、更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第６条　この覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各１通を保有する。

平成１９年　９月１４日

甲　川崎市

川崎市長　阿　部　孝　夫　　印

乙　横浜市中区太田町２－２３
株式会社テレビ神奈川

代表取締役社長　牧内　良平　　印

別表１

緊急度	緊急度の定義	事例
緊急度「高」	１　市民に避難等の危険回避行動を求める緊急情報 ２　生命・財産に大きな被害を及ぼす恐れのある情報 ３　危機管理上緊急を要する情報	１　市民の避難に関する情報 ２　多数の市民が巻き込まれた可能性がある事故情報 ３　多数の被害が発生した地震情報
緊急度「中」	１　市民に避難等の危険回避行動などの事前準備を促す情報 ２　多数の被害が発生した危機事案の被害情報	１　光化学スモッグ注意報等の発令・解除情報 ２　市内で観測した大きな地震情報 ３　コンビナート施設の火災等で被害の発生が予想される情報 ４　大規模事故の被害情報 ５　原子力施設の事故情報 ６　気象警報（大雨、洪水、暴風等） ７　警戒基準を超えた雨量・水位情報等が観測され、被害発生のおそれ又は被害報告がある場合の雨量等の情報 ８　被害発生が予想される土砂災害警戒情報
緊急度「低」	１　参考情報として市民に周知する情報	１　大規模なライフライン事故 ２　警戒基準を超えた雨量・水位情報等 ３　集中豪雨・大雨などの予測情報 ４　市内で観測した地震情報

１０　災害情報等の相互提供に関する協定（レスキューナウ）【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社レスキューナウ（以下「乙」という。）は、地震、台風・洪水等の風水害、テロ行為・大規模火災等の都市災害、その他の災害や事故等に関する情報（以下「災害情報等」という。）の相互提供について、次のとおり協定を締結する。

（甲乙の相互協力）
第１条　甲及び乙は災害情報等の収集及び伝達について、相互に協力するものとする。
（災害情報等の提供）
第２条　甲は、甲が知り得た災害情報等を乙に適宜実施可能な方法で提供する。
２　乙は、乙が知り得た災害情報等を甲に適宜実施可能な方法で提供する。
３　甲及び乙は、相互に提供される災害情報等のうち個人情報を除くものについて、それぞれが所有する情報提供システム等を用いて情報提供を行うことができる。
（情報の取扱い）
第３条　甲及び乙は、前条に関して知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報保護条例の規定に基づき対応するものとする。
２　甲及び乙は、前条第３項に基づく情報提供において真偽が確認できない情報を提供するときは、その旨を明示するものとする。
（連絡責任者）
第４条　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては総務局危機管理室長、乙においては危機管理情報センター長とする。
（協議）
第５条　この協定の実施に関して必要な手続きは、甲と乙が協議して定める。
（有効期間）
第６条　この協定は、平成２０年５月１２日から効力を発し、１年間効力を有するものとする。
２　期間満了の３０日前までに甲又は乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、１年間更新されるものとし、以後も同様とする。
（雑則）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２０年５月１２日

甲：川崎市

川崎市長　　阿　部　孝　夫　　印

乙：東京都品川区西五反田５丁目６番３号
株式会社レスキューナウ

代表取締役　市　川　啓　一　　印

１１　電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定（クリエイティブワークス、ダイドードリンコ）　【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）、合同会社クリエイティブワークス（以下「乙」という。）及びダイドードリンコ株式会社（以下「丙」という。）は、甲が提供する災害情報、気象情報等の情報（以下「防災気象情報」という。）を、丙が設置した自動販売機に併設された、乙が運用する電子広告媒体（以下、「電子広告媒体」という。）に表示させることに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　甲、乙及び丙は、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力して電子広告媒体を活用する。

（情報の提供）

第２条　甲は、乙に対して、甲の運用する電子メール配信サービス「メールニュースかわさき（防災気象情報）」（以下「メール」という。）を利用して、防災気象情報を提供する。

２　乙は、市民に対して、電子広告媒体を利用して、甲から提供された防災気象情報のうち、別表に記載する情報を提供する。

（設備の維持管理）

第３条　甲、乙及び丙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において設備の維持管理を実施する。

（甲の免責）

第４条　乙は、甲が維持管理する機器の保守、点検、事故等に伴い、防災気象情報の提供において停止、中断、内容の誤り等が発生することを承諾する。

２　甲は、前項による防災気象情報の停止、中断、内容の誤り等の発生が判明した場合は、乙に対し通知する。ただし、その原因が乙又は丙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

（乙の免責）

第５条　甲は、乙又は丙が維持管理する機器の保守、点検、事故等に伴い、電子広告媒体による防災気象情報の提供が停止、中断等が発生することを承諾する。

２　乙は、前項に基づく中断が判明した場合は、甲に対して通知する。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、締結日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１箇月前までに、甲乙丙のいずれかから何ら申し出がない場合は、更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（情報の費用）

第７条　甲、乙及び丙は、本協定に基づく防災気象情報の提供については、無償で行う。

（情報の目的外利用）

第８条　乙及び丙は、甲から取得した防災気象情報を、本協定に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（電子広告媒体の設置状況）

第９条　乙は、本協定に基づいて防災気象情報の提供が可能な電子広告媒体の設置状況について、甲に対して、年１回程度通知する。

（関係法令の遵守）
第１０条　甲、乙及び丙は、それぞれの責任において、川崎市屋外広告物条例その他の法令を遵守する。
（その他）
第１１条　本協定に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議して別に定める。

本協定の取り交わしを証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年４月２日

甲　川崎市
川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市長　阿　部　孝　夫　　印

乙　合同会社クリエイティブワークス
川崎市川崎区小川町15-2　浜屋ビル403

代表社員　宇城　久仁子　　印

丙　ダイドードリンコ株式会社
東京都新宿区西落合1-20-17

東京営業部長　中島　孝徳　　印

別表

防災気象情報
川崎市からの緊急のお知らせ
気象警報及び気象注意報
震度情報
天気予報
津波警報及び津波注意報
雨量通知情報及び水位警戒情報
光化学スモッグ情報
指定河川洪水予報
土砂災害警戒情報
竜巻注意情報
記録的短時間大雨情報

１２　災害時における通信設備等の整備協力に関する協定書（川崎市通信設備連絡協議会）

【危機管理本部】

地震等による災害が発生した場合において、川崎市が行う応急対策（以下「災害応急対策」という。）に関する協力について、川崎市を甲とし、川崎市通信設備連絡協議会を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内で災害が発生し、甲が災害応急対策のために使用する施設等において通信設備等の被害により、情報の受信が困難となり、通信の確保を行う必要があると認めた場合において、甲が乙に対して協力を要請するための必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　この協定により、甲が乙に協力要請する内容は、災害時において乙が所有する資機材を利用して行う、次の通信整備とする。

(1)　災害対策本部及びその他公共施設等への仮設衛星アンテナ、テレビの設置

(2)　避難施設等への仮設衛星アンテナ、テレビの設置及び仮設一般電話機の供給、設置

(3)　避難施設等の防災無線、放送設備、自動火災報知設備及び電話設備の復旧

(4)　その他災害対策施設における通信整備に関すること

（協力要請）

第３条　甲は、災害応急対策を行うため、乙に協力を要請する必要があると認めるときは、災害応急対策の内容、期間、場所その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、速やかに災害応急対策を行うための協力体制を確立し、甲に協力する。

（要請手続）

第４条　甲は、前条第１項の要請を行うときは様式１「災害時使用施設における通信設備等の整備協力要請書」により行う。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、後日、要請書類を提出する。

（実施状況の連絡）

第５条　乙は、前２条の規定により業務協力を実施した場合は、その内容を様式２「災害時使用施設における通信設備等の整備協力実施状況連絡書」により甲に連絡する。

（費用負担）

第６条　この協定に基づく業務に要した人件費は、原則として乙が負担する。

２　この協定に基づく業務に要した経費については、原則として乙が負担する。ただし、甲乙協議のうえ必要と認めた場合はこの限りではない。

（損害賠償責任）

第７条　乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（災害補償）

第８条　この協定に基づく業務に従事中の者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡し又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により、甲が補償する。

（訓練）

第９条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行う。

（状況提供）

第１０条　甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、提供を求めることができる。

（連絡窓口）

第１１条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市災害対策本部事務局、乙においては川崎市通信設備連絡会事務局とする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定める。

（効力）

第１３条　この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２０年８月２１日

甲　川崎市川崎区宮本町１

川 崎 市 長　　阿　部　　孝　夫

乙　川崎市中原区井田三舞町１７番５５号

川崎市通信設備連絡協議会

会　　長　　市　川　　達　雄

１３　防災への取り組みに関する協定書（Google）【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第１条（災害対応サービス）

1.　本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙１に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2.　Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第２条（本件協力）

1.　甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

(1)　甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報　（以下「本件情報」といいます）を提供すること。

(2)　災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。

(3)　災害対応サービスについての広報に協力すること。

(4)　その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2.　甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

3.　本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙２の条件に従います。

第３条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙３の条件に従うものとします。

第４条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第５条（期間等）
1.　本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、１年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から 30 日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で１年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。
2.　両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による 30 日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。
3.　本協定書が終了した後も、 第３条、第４条、本項および第６条ならびに別紙２第３条および第４条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Google は、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第６条（準拠法および裁判管轄）
本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited	**川崎市**
	阿 部　孝 夫　　印
(Authorized Signature)	(署名)
Mcik McCarthy	阿 部　孝 夫
(Name)	(氏名)
Board Director	川崎市長
(Title)	(肩書)
2013.2.25	平成２５年２月２１日
(Date)	(日付)

１４　災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー）【危機管理本部】

川崎市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、川崎市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、川崎市が市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ川崎市の行政機能の低下を軽減させるため、川崎市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（取組の内容）

第２条　本協定における取組みの内容は次のとおりとし、川崎市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものから実施するものとする。

(1) ヤフーは、川崎市が運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、川崎市が運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 川崎市は、川崎市内の避難所等の位置や開設状況情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 川崎市は、川崎市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 川崎市が、災害発生時の川崎市内の被害状況をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

２　川崎市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、川崎市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく川崎市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費等その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　ヤフーは、川崎市から提供を受ける情報について、川崎市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（協定の公表）

第５条　本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、川崎市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、締結日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１箇月前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、川崎市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

本協定締結の証として本書２通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年　２月２８日

川崎市：川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市

川崎市長　　阿 部 孝 夫

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社

代表取締役　　宮　坂　学

１５　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話）【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用、管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)第２条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第３条　特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

２　特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

３　本条第１項及び第２項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

２　甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第５条　乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担により設置することとする。

（移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

２　前項の設置に係る費用については、第４条及び第５条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担により行うものとする。

（利用の開始）

第７条　特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等の情報を別紙２により通知するものとする。

（利用者の誘導）

第８条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第９条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第10条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（定期試験の実施）

第11条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙３に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第12条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

（目的外利用の禁止）

第13条　甲は、第７条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（機密保持）

第14条　甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、

第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

（協議事項）

第15条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第16条　本覚書の有効期間は、締結日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１箇月前までに甲乙のいずれかから何ら申し出がない場合は、さらに１年間更新するものとし、以後も同様とする。

本覚書締結の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年　４月２３日

甲　　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
川崎市長　　阿 部　孝 夫　　印

乙　　神奈川県横浜市中区山下町198
東日本電信電話株式会社
取締役　神奈川支店長
小 畑　哲 哉　　印

１６－(1)　放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書（イッツ・コミュニケーションズ）　【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)とイッツ・コミュニケーションズ株式会社(以下「乙」という。)は、平成１４年８月２３日に締結した「災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定」第７条各号に基づき、乙の運営する放送と通信サービスを活用し、災害情報や気象情報等（以下「防災気象情報」という。）を市民へ提供及び放送することに関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

（目的）

第１条　甲及び乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。）や通信サービス等を活用し、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力するものとする。

（提供の提供方法）

第２条　甲は、乙に対して、甲の運用する電子メール配信サービス「メールニュースかわさき（防災気象情報）」を利用して、防災気象情報を提供する。

（設備の維持管理）

第３条　甲及び乙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において実施するものとする。

（甲の免責）

第４条　乙は、甲から取得する防災気象情報について、次に掲げる事項に該当する場合は、その責任を甲に問わないものとする。

（１）天災その他の不可抗力に基づく防災気象情報送信の停止及び中断

（２）機器の保守、点検による防災気象情報送信の停止及び中断

２　前項による防災気象情報の停止及び中断もしくは防災気象情報の誤りが判明した場合は、甲は、乙に対し直ちに通知するものとする。ただし、その原因が乙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

（乙の免責）

第５条　甲は、乙が所有する機器の保守、点検等に伴い防災気象情報の提供を停止及び中断することがあることを承諾するものとする。

２　前項に基づく中断が判明した場合は、乙は、甲に対して通知するものとする。

（有効期間）

第６条　本覚書の有効期間は、締結日から１年間とする。ただし、甲乙双方から何ら申し出がない場合は、更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（情報の費用）

第７条　甲は、乙に対して、防災気象情報の取得にかかる費用を請求しないものとする。

（情報の目的外利用）

第８条　乙は、甲から取得した防災気象情報を、本覚書に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（その他）

第９条　本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年１０月２１日

甲　川崎市

川崎市長　阿　部　孝　夫　　印

乙　東京都渋谷区南平台町５番６号
イッツ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長　市来　利之　　印

１６－(2) 放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書（ＹＯＵテレビ）

【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)とＹＯＵテレビ株式会社(以下「乙」という。)は、平成１４年８月２３日に締結した「災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定」第７条各号に基づき、乙の運営する放送と通信サービスを活用し、災害情報や気象情報等（以下「防災気象情報」という。）を市民へ提供及び放送することに関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

（目的）

第１条　甲及び乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。）や通信サービス等を活用し、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力するものとする。

（提供の提供方法）

第２条　甲は、乙に対して、甲の運用する電子メール配信サービス「メールニュースかわさき（防災気象情報）」を利用して、防災気象情報を提供する。

（設備の維持管理）

第３条　甲及び乙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において実施するものとする。

（甲の免責）

第４条　乙は、甲から取得する防災気象情報について、次に掲げる事項に該当する場合は、その責任を甲に問わないものとする。

（１）天災その他の不可抗力に基づく防災気象情報送信の停止及び中断

（２）機器の保守、点検による防災気象情報送信の停止及び中断

２　前項による防災気象情報の停止及び中断もしくは防災気象情報の誤りが判明した場合は、甲は、乙に対し直ちに通知するものとする。ただし、その原因が乙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

（乙の免責）

第５条　甲は、乙が所有する機器の保守、点検等に伴い防災気象情報の提供を停止及び中断することがあることを承諾するものとする。

２　前項に基づく中断が判明した場合は、乙は、甲に対して通知するものとする。

（有効期間）

第６条　本覚書の有効期間は、締結日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、甲乙双方から何ら申し出がない場合は、有効期間を１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（情報の費用）

第７条　甲は、乙に対して、防災気象情報の取得にかかる費用を請求しないものとする。

（情報の目的外利用）

第８条　乙は、甲から取得した防災気象情報を、本覚書に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（その他）

第９条　本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年 ４月 ４日

甲　川崎市

川崎市長　　福田　紀彦　　印

乙　横浜市鶴見区鶴見中央１丁目２６番１号
ＹＯＵテレビ株式会社
代表取締役社長　鶴田　豊實　　印

１６－(3) 放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書（ジェイコムイースト）　【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)と株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局(以下「乙」という。)は、平成１４年８月２３日に締結した「災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定」第７条各号に基づき、乙の運営する放送や通信サービス等を活用し、災害情報や気象情報等（以下「防災気象情報」という。）を市民へ提供及び放送することに関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

（目的）

第１条　甲及び乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送（データ放送を含む。）や通信サービス等を活用し、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力するものとする。

（提供方法）

第２条　甲は、乙に対して、甲の運用する電子メール配信サービス「メールニュースかわさき（防災気象情報）」及び同報系防災行政無線を利用して、防災気象情報を提供する。

（Ｌ字放送及びデータ放送）

第３条　乙は第２条によって提供された防災気象情報を、乙の運営するケーブルテレビ放送の「J:COMチャンネル」の下部の情報表示部分及びデータ放送内下部の情報表示部分に表示するものとする。

２　甲が提供した防災気象情報の著作権及び内容に関する責任は、甲に帰属するものとする。

３　乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送加入者から甲が提供した防災気象情報の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐものとする。

４　乙は、甲が提供した防災気象情報の内容が公序良俗に反するなど乙の放送基準に適合しないと判断した場合、その防災気象情報を削除することができる。なお、削除した場合、乙は甲に連絡を行うものとする。

（同報系防災行政無線放送内容の再送信同意）

第４条　甲及び乙は、同報系防災行政無線により市民向けに実施している防災気象情報の放送（以下「同報無線放送」という。）を乙の設備により受信し、乙が別途提供している緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して再送信（以下「再送信」という。）を行うことに同意する。

２　乙は、甲が提供する同報無線放送の内容について、変更を加えないものとする。

３　甲が実施する同報無線放送の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。

４　乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐものとする。

（提供エリア）

第５条　本覚書で合意したデータ放送及び再送信の提供エリアは、別紙１に規定する乙が運営するサービス提供エリアとし、これ以外の地域に関してはデータ放送及び再送信を行わないものとする。

（設備の維持管理）

第６条　甲及び乙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において実施するものとする。

（免責事項）

第７条　甲及び乙は、それぞれの設備が天変地災、設備保守、その他事故等により、データ放送及び再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。

２　前項に基づく中断が判明した場合は、相手方に対して通知するものとする。

（有効期間）
第８条　本覚書の有効期間は、締結日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、甲乙双方から期間満了1か月前までに何ら申し出がない場合は、有効期間を１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（費用）
第９条　甲及び乙は、本覚書によるデータ放送及び再送信の情報提供にかかる費用を請求しないものとする。
２　甲及び乙は、データ放送及び再送信を実施するに当たり自ら必要な設備の取得及び改修等にかかる費用を請求しないものとする。
３　乙は、データ放送及び再送信を行うにあたり、乙のJ:COMチャンネルの視聴者及び緊急地震速報サービス加入者に対して、無償でのデータ放送及び再送信を行うものとする。ただし、乙が別途提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

（情報の目的外利用）
第１０条　乙は、甲から取得した同報系防災気象情報を、本覚書に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（守秘義務）
第１１条　甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

（解除）
第１２条　甲又は乙が、第８条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、２か月前までに相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

（権利義務）
第１３条　甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

（その他）
第１４条　本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年　１０月　２２日

甲　川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長　　福田　紀彦　　印

乙　川崎市麻生区万福寺１丁目２番２号
株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局

局長　　前田　泰洋　　印

１７　減災を目的とした防災ＡＲに関する協定（全国防災共助協会）【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）及び一般社団法人全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に関する情報等の伝達に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　甲及び乙は、乙が運営するスマートフォン等の携帯端末向け防災ＡＲシステム等（以下「ＡＲシステム」という。）を活用し、防災気象情報を市民等に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民等の防災意識の向上を図る取組みを行うため、互いに協力する。

（本協定における取組み）

第２条　本協定における取組みの内容は次のとおりとし、具体的な内容及び方法については、甲及び乙の両者の協議に決定し、合意が得られたものから実施する。

(1) 甲は、乙に対して、避難所等の名称や位置などの避難所情報、避難勧告や避難指示などの避難情報を提供する。

(2) 乙は、平常時から、甲が提供した避難所情報をＡＲシステムに掲載し、市民等のＡＲシステムの利用者に対し、最寄りの避難所等を案内する情報を提供するとともに、災害に備えるための啓発情報を掲載する。

(3) 乙は、災害時には前項に併せ、甲が提供した避難情報をＡＲシステムに掲載する。

(4) 乙は、甲が提供した情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法により、一般に広く伝達することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために甲が提供した情報を二次利用してはならない。

(5) 甲及び乙は、市民等に対し、ＡＲシステムを広報する。

２　甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（責任の範囲）

第３条　甲及び乙は、それぞれの財産の所有区分に従い、それぞれの費用と責任において、情報や設備等の維持管理を実施する。

２　甲及び乙は、本協定に基づく取組みに関し、何らかの問題が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。

３　前項において、甲は乙に提供した情報に関する責任を負い、乙は、ＡＲシステムに関する責任を負うものとする。

４　乙は、ＡＲシステムに広告情報を掲載する場合は、広告の内容等については、甲が別に定める川崎市広告掲載要綱第５条、並びに川崎市広告掲載基準第３条及び第４条を準用するものとする。

（甲の免責）

第４条　乙は、甲が維持管理する機器の保守、点検、事故等に伴い、情報提供の停止・中断や情報に誤りが発生することを承諾する。

２　甲は、前項の事態が発生したことを認知した場合は、乙に対し通知する。ただし、その原因が乙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

（乙の免責）

第５条　甲は、乙が維持管理する機器の保守、点検、事故等に伴い、ＡＲシステムの停止や情報に誤りが発生することを承諾する。

２　乙は、市民等のＡＲシステムの利用者に対し、前項の事態が発生する可能性があること及び発生した際に甲乙ともに責任を負わないことをＡＲシステムの利用規約等に明記する。

３　乙は、第１項の事態が発生したことを認知した場合は、甲に対して通知する。ただし、その原因が甲の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

（費用）

第６条　甲及び乙は、本協定に基づく取組みについて、別段の合意がない限り無償で行うものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費等その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（本協定の期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定締結日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１箇月前までに、甲乙のいずれかから何ら申し出がない場合は、有効期間を１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第８条　本協定に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本協定の取り交わしを証するため、本協定書を２通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各１通を保有する

平成２６年　１０月１４日

甲　川崎市
川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市長　　福田　紀彦　　印

乙　一般社団法人全国防災共助協会
滋賀県大津市一里山1-16-1

代表理事　　池光　博明　　印

1　神奈川県下消防相互応援協定【消防局警防課】

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号)第３９条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第１条　この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、　協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止すると　ともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」とい　う。）を実施し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第２条　前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防　隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。)を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1)　通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第１に定める区域に発生し　　た火災及び別表第１の２に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、そ　　の消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

(2)　消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災　　を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

(3)　特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規　　定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの。

第３条　応援の出場隊数は、通常応援は原則として１隊、消防団応援は地域実情　により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第４条　特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにし　なければならない。

(1)　災害の概況及び応援を要請する事由

(2)　応援を要請する消防隊等の種類及び数

(3)　活動内容及び集結場所

(4)　誘導員又は担当責任者

(5)　その他

第５条　応援要請(覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに　消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第６条　応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するもの　とする。

第７条　応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除　くほか次による。

(1)　通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。

(2)　特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものと　　する。

(3)　応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合　　における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。

(4)　応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第３者に損害を与えた場合において　　は、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第８条　協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、　資材等を相互に通知するものとする。

第９条　この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、こ　の協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第１０条　この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の　上決定するものとする。

第１１条　この協定は昭和５０年８月１日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、　逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和４７年８月２５日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書２３通を作成し、記名押印の上各１通を保有するものとする。

昭和５０年７月２５日

附則

この協定の第２項第１号については、昭和５６年８月２５日から効力を生ずる。

（昭和５６年８月２５日締結）

附則

この協定は、平成２年７月１日から施行する。

（平成２年６月１９日締結）

附則

この協定は、平成１２年４月１日から施行する。

（平成１２年４月１３日締結）

附則

この協定は、平成１６年８月２０日から施行する。

（平成１７年１月１１日締結）

附則

この協定は、平成１８年３月２０日から施行する。

（平成１８年３月２０日締結）

附則

この協定は、平成１８年８月１８日から施行する。

（平成１８年８月１８日締結）

附則

この協定は、平成２５年４月１９日から施行する。

（平成２５年４月１９日締結）

附則

この協定は、平成２９年４月１日から施行する。

（平成２９年３月２１日締結）

附則

この協定は、令和４年４月１日から施行する。

（令和４年３月１４日締結）

２　東京湾消防相互応援協定【消防局警防課】

第１章　総則

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、第２条に規定する各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定都市）

第２条　この協定は、次に掲げる各都市の消防機関（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

（１）東京都（東京消防庁）

（２）川崎市（川崎市消防局）

（３）千葉市（千葉市消防局）

（４）横浜市（横浜市消防局）

（５）市川市（市川市消防局）

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

（１）船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流出事故

（２）大規模な危険物施設等の火災

（３）その他前２号に準ずる大規模火災等

第２章　相互応援

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した都市（以下「発災都市」という。）の長又は消防長が次のいずれかに該当する場合に第２条に規定する都市（以下「応援都市」という。）の長又は消防長に行うものとする。

（１）その災害が協定都市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（２）発災都市の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合

（３）その災害を防除するため協定機関が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

２　前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の種別

（２）災害発生の場所及び被害の状況

（３）要請する車両等の種別、資器材の数量及び集結場所

（４）その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第５条　応援都市の長又は消防長（以下「応援都市の長」という。）が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか、応援を行うものとする。

２　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災都市の長又は消防長（以下「発災都市の長」という。）に通報するものとする。

（消火用資器材等の調達手配）

第６条　応援都市の長は、発災都市の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災都市の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第７条　応援隊の指揮は、発災都市の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

（報告）

第８条　応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに発災都市の長に報告するものとする。

（災害概要の通報）

第９条　発災都市の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援都市の長に通報するものとする。

第３章　連路会議

（連絡会議）

第１０条　協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度協定機関間において連絡会議を開くものとする。

（協議連絡事項）

第１１条　連絡会議は、次の各号について行うものとする。

（１）消防相互応援要領の円滑化に関すること。
（２）協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
（３）協定都市間の消防演習に関すること。
（４）警防技術に関すること。
（５）消防資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
（６）その他必要な事項

第４章　経費負担

（経費負担）

第１２条　この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。
（１）この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災都市の負担とする。
（２）第６条の規定に基づく経費は、発災都市の負担とする。ただし、応援都市の職員をして行う輸送、連絡等に要する経費は、応援都市の負担とする。

第５章　雑則

（実施細部）

第１３条　この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長が協議して定めるものとする。

（疑義）

第１４条　この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

（協定書の保管）

第１５条　この協定を証するため正本５通を作成し、協定機関がそれぞれ１通を保管するものとする。

附　則

１　この協定は、平成２年６月１日から効力を生ずる。
２　この協定の締結に伴い、昭和５１年４月１日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市間において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

平成２年５月２９日

附　則

この協定は、平成１８年１２月１２日から効力を生ずる。

平成１８年１２月１２日

東京消防庁
消防総監　　関口　和重

川崎市
市長　　阿部　孝夫

千葉市
市長　　鶴岡　啓一

横浜市
市長　　中田　宏

市川市
市長　　千葉　光行

３　東京消防庁／横浜市／川崎市／千葉市　航空機消防相互応援協定【消防局警防課】

（目的）
第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、東京消防庁、横浜市、川崎市及び千葉市（以下「協定都市」という。）に属する回転翼航空機及び乗組員（以下「航空隊」という。）に係る消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。
（応援要請）
第２条　この協定に基づく応援要請は、協定都市の区域における次の各号に掲げる災害であって、応援要請都市（以下「要請側」という。）の長又は消防長が前条に規定する協定都市の長又は消防長に行うものとする。
（１）水火災又は地震等の大規模特殊災害の発生により消防活動を必要とする災害
（２）要請側の長又は消防長が消防活動上特に必要と認める災害
（応援）
第３条　応援は、要請側の長又は消防長の要請によるものとする。
２　応援要請があったときは、協定都市は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援するものとする。
（応援隊の指揮）
第４条　応援隊は、要請側の長又は消防長の指揮の下に活動するものとする。
（経費の負担）
第５条　応援に当たって要した通常的経費のうち、人件費、消費燃料費等、公務災害補償及び事故により生じた経費は、応援都市（以下「応援側」という。）の負担とする。ただし、応援側と要請側が協議して定める経費についてはこの限りではない。
（補則）
第６条　この協定に定めるもののほか、応援に関する必要事項は、別に定めるものとする。
（疑義の決定）
第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定都市が協議の上、決定するものとする。
（協定書の保管）
第８条　本協定を証するため、正本４通を作成し、協定都市で各１通を保管するものとする。
附　則
この協定は、平成７年４月１日から効力を生じる。
平成７年３月２９日
附　則
この協定は、平成１８年１２月１２日から効力を生ずる。

東京消防庁消防長
消防総監　　小山　　卓

横浜市
市　　長　　高秀　秀信

川崎市
市　　長　　高橋　　清

千葉市
市　　長　　松井　　旭

４　東京消防庁
川　崎　市　消防相互応援協定【消防局警防課】

制定　昭和４３年８月２日

【最終改正　令和３年１１月２２日】

第１条　消防組織法第３９条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）川崎市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第２条　この協定は、火災又は救急事故等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

第３条　相互応援の方法は、次のとおりとする。

（１）普通応援

ア　別表第１に定める区域内に発生した災害に係る出場は、次によるものとする。

㋐　火災を受報又は覚知した場合は、応援側から１隊出場するものとし、延焼火災の場合は更に１隊出場するものとする。

㋑　救急事故で被応援側の長の要請があった場合又は応援側の状況判断により出場の必要を認めた場合は、応援側から１隊出場するものとする。

イ　別表第２に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

（２）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し応援が必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、そのつど応援側において決定するものとする。

第４条　応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第５条　応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第６条　応援に当って要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、甲及び乙の消防長が協議して定める経費についてはこの限りでない。

２　前記以外の経費は、被応援側の負担とする。

第７条　この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議の上、別に定めるものとする。

第８条　この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど甲、乙協議して決定するものとする。

第９条　本協定を証するため、正本２通を作成し、甲乙各１通を保管するものとする。

上記のとおり協定する。

昭和４３年８月２日

附　則（昭和５６年６月３０日）

この協定は、昭和５６年７月１日から効力を生ずる。

附　則（昭和５０年１０月２９日）

この協定は、昭和５７年１１月１日から効力を生ずる。

附　則（昭和５８年1月３１日）

この協定は、昭和５８年2月１日から効力を生ずる。

附　則（昭和５８年１０月３１日）

この協定は、昭和５８年１１月１日から効力を生ずる。

附　則（平成２年２月８日）

この協定は、平成２年２月２６日から効力を生ずる。

附　則（平成３年１１月１９日）

この協定は、平成３年１１月２５日から知力を生ずる。

附　則（平成５年２月２３日）

この協定は、平成５年２月２２日から効力を生ずる。

附　則（平成６年１１月３０日）

１　この協定は、平成６年１２月１日から効力を生ずる。

２　この協定の締結に伴い、昭和５１年９月１４日東京消防庁及び川崎市間において締結した東京消防庁川崎市消防相互応援協定に基づく航空機特別応援に関する覚書は効力を失う。

附　則（平成８年２月７日）

この協定は、平成８年２月１３日から効力を生ずる。

附　則（平成９年８月２５日）

この協定は、平成９年９月１日から効力を生ずる。

附　則（平成９年１１月２０日）

この協定は、平成９年１１月２５日から効力を生ずる。ただし、高速湾岸線川崎浮島ジャンクションに係る改正部分は、同年１２月１２日から効力を生ずる。

附　則（平成１４年１０月１０日）

この協定は、平成１４年１０月１５日から効力を生ずる。

附　則（平成１８年3月９日）

この協定は、平成１８年3月１３日から効力を生ずる。

附　則（平成１９年9月１２日）

この協定は、平成１９年１０月１日から効力を生ずる。

附　則（平成２１年3月１９日）

この協定は、平成２１年3月２９日から効力を生ずる。

附　則（平成２２年2月１日）

この協定は、平成２２年2月１５日から効力を生ずる。

附　則（平成２４年１１月１３日）

この協定は、平成２４年１１月１９日から効力を生ずる。

附　則（令和２年７月１６日）

この協定は、令和２年７月２５日から効力を生ずる。

附　則（令和３年１１月１１日）

この協定は、令和３年１１月２２日から効力を生ずる。

東京消防庁

消防総監

川　崎　市

市　　長

５　川崎市
町田市　消防団相互応援協定書【消防局警防課】

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、川崎市長（以下「甲」という。）と町田市長（以下「乙」という。）は、消防団相互応援に関して次により協定する。

（目的）

第１条　この協定は、火災等の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、甲及び乙は相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援の内容）

第２条　前条の目的を達成するため、甲及び乙は，次に掲げる区分によって消防団の必要な人員及び資機材（以下「消防団隊」という。）を相互に出場させ応援活動を行う。

（１）普通応援

甲又は乙が、別表に定める区城内に発生した火災を覚知又は受報したとき、消防団隊により行うもの。

（２）特別応援

甲又は乙が、いずれかの行政区域内に大災害が発生し、若しくは前号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の市長の要請によって他方の消防団隊により行うもの。

（応援の消防団隊数）

第３条　普通応援の消防団隊数は１隊とする。また、特別応援の消防団隊数は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行う市長が決定する。

（消防団隊の出場）

第４条　第２条の規定により応援を行う市は、ただちに消防団隊を出場させる。ただし、自市行政区域内における災害又はその他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

（消防団隊の行動）

第５条　応援出場した消防団隊は、すべて現地の最高指揮者の指揮の下に行動する。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費等の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除き次のとおりとする。

（１）応援のために要した経常的経費は、応援を行った市が負担する。

（２）応援出場した消防団隊の活動が長時間にわたり、燃料、資機材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、応援を受けた市において現物により、又は経費を負担してこれを行う。

（３）消防団隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市が負担する。

２　前項以外の経費は、応援を受けた市の負担とする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定の適正な運用を期すために必要な消防情報等を相互に通知する。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲及び乙がその都度協議して定める。

（施行期日）

第９条　この協定は、平成１１年９月１日から施行する。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上それぞれ１通を保有するものとする。

６　川崎市
稲城市 消防相互応援協定【消防局警防課】

第１条　消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づく川崎市（以下「甲」という。）と稲城市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定に定めるところによる。

第２条　この協定は、火災又は救急事故等（以下「災害」という。）が発生したとき、甲・乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

第３条　相互応援の方法は、次のとおりとする。

（１）普通応援

ア　火災出場

甲又は乙が、川崎市、稲城市消防相互応援協定に基づく覚書（以下「覚書」という。）別表１に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から消防署に属する消防隊１隊及び消防団に属する消防隊１隊が出場するものとする。

イ　救急出場

覚書別表１に定める区域内に発生した救急事故で被応援側の長の要請があった場合又は応援側の状況判断により出場の必要を認めた場合は、応援側から救急隊１隊が出場するものとする。

（２）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大災害が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、その都度応援側において決定するものとする。

第４条　応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第５条　消防行政管轄区の境界線上に位置する消防対象物に係る災害活動の現場指揮については次によるものとする。

（１）災害が発生した場所が明らかな場合は、当該発生場所の区域を管轄する甲又は乙の現場最高指揮者。

（２）災害発生場所が甲又は乙のいずれの区域か判断しがたい場合は、甲・乙の現場最高指揮者が協議して決定するものとする。

第６条　応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第７条　応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

（１）応援のために要した経常的経費は、応援側の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたものについては、現物により又はその経費を被応援側が負担する。

（２）応援出場した消防隊の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、被応援側が現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

（３）応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援側の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、被応援側の負担とする。

（４）応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、被応援側がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。

第８条　この協定の適正な運用を期するために消防に関する情報を相互に交換するものとする。

第９条　この協定に特別の定めがあるものを除くほか、消防相互応援の実施について必要な事項は、甲

及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

第１０条　この協定の運用に疑義が生じたときは、その都度甲・乙協義して決定するものとする。

第１１条　この協定を証するため、正本２通を作成し甲・乙1通を保管するものとする。

上記のとおり協定する。

昭和６０年6月２１日

附則

１　この協定は、昭和６０年７月１日から効力を生ずる。

２　川崎市（川崎市消防局）
　　稲城市（稲城町消防団）　消防相互応援協定（昭和３８年１１月９日）は、これを廃止する。

附則

この協定は、平成１８年6月１４日から効力を生ずる

川　崎　市
市　長　　阿部　孝夫

稲　城　市
市　長　　石川　亮一

１　２１大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書

【健康福祉局総務部危機管理担当】

（趣旨）

第１条　本覚書は、「２１大都市災害時相互応援に関する協定」（以下「応援協定」という。）及び「２１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」（以下「実施細目」という。）において民生主管部局が担当する災害救助業務について、迅速かつ円滑な援助協力を行えるよう「応援協定」及び「実施細目」を補完するために必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当課）

第２条　各都市は、災害が発生し、被災都市が独自では十分な応急措置が実施できない場合、この覚書の実施に必要な情報の相互交換のため、あらかじめ連絡担当課を定め、常に次に掲げる事項を相互に確認しておくものとする。

(1) 連絡担当課名

(2) 連絡担当責任者の職氏名

(3) 連絡担当責任補助者の職氏名

(4) 電話番号その他連絡に必要な事項

（応援の種類）

第３条　被災都市の民生主管部局が担当する災害救助業務の円滑な遂行のための応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 人的応援
　応援を要する業務に対応した資格や経験・能力等を有する職員の派遣

(2) 物的応援
　必要な物資・機器材の提供

(3) 施設的応援
　高齢者や障害者等で施設への入所又は通所を必要とする者の受入れ等

２　前項の応援は、各都市民生主管部局の所管業務の範囲内で行うものとする。

（人的応援）

第４条　前条第１項第１号にいう人的応援の対象となる業務は、次のとおりとする。

(1) 生活保護関係業務

(2) 児童福祉関係業務

(3) 障害者福祉関係業務

(4) 高齢者福祉関係業務

(5) その他災害救助に必要な業務

２　被災都市は、人的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 応援業務の内容

(2) 必要とする職種、資格、能力等

(3) 応援を必要とする人員

(4) 応援業務に従事する場所及びその経路

(5) 応援を必要とする期間

(6) 連絡先、その他人的応援に必要な事項

（物的応援）
第５条　第３条第１項第２号にいう物的応援の対象となる物資・機器材は、次のとおりとする。
(1) 食糧
(2) 被服・寝具その他の生活必需品
(3) 要援護者用福祉用具
(4) その他災害救助業務に必要な用具
２　被災都市は、物的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
(1) 必要とする物資・機器材の種類、品名及び数量
(2) 搬入場所及びその経路
(3) 連絡先、その他物的応援に必要な事項

（施設的応援）
第６条　第３条第１項第３号にいう施設的応援の対象となる施設は次のとおりとする。
(1) 生活保護施設
(2) 児童福祉施設
(3) 障害者福祉施設
(4) 高齢者福祉施設
(5) その他要援護者の救援に必要な社会福祉施設
２　被災都市は、施設的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
(1) 応援を必要とする施設の種別及び種別ごとに応援を必要とする要援護者数
(2) 要援護者個々人の援護を必要とする概要
(3) 連絡先、その他施設的応援に必要な事項

（応援要請の方法）
第７条　本覚書に基づく応援を要請しようとする都市は、第２条に定める連絡担当課を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請するとともに、後日速やかに文書を送付するものとする。

（応援の実施）
第８条　応援を要請された都市は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。
２　被災都市を除く都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
３　自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
４　自主出動した都市は、応援に必要な情報を収集し、その情報を被災都市に提供する。
また、応援活動に当たっては、自律的活動に努めるものとする。
５　前４項により、被災都市の応援を実施する都市（以下「応援都市」という。）は、応援内容及び応援に必要な情報を次条に定める幹事都市へ連絡するものとする。

（幹事都市及び副幹事都市）
第９条　幹事都市は、この覚書の円滑な運用に資するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
(1) 応援要請に関する情報連絡又は情報の周知
(2) 各都市の連絡担当課の周知
(3) 各都市の地域防災計画、社会福祉施設の一覧及び地図、その他参考資料の相互交換の促進

(4) 第 14 条の規定により各都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整
(5) その他被災都市から特に要請のあった業務

2　幹事都市は、別表１に掲げる輪番により１会計年度の間これに当たるものとする。

3　幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその業務を処理することが困難であるときは、当該業務を代行する。

4　前項の規定にかかわらず、災害の発生による通信の途絶等により、被災都市と連絡が不可能となった場合、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災都市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、次条に定める近隣都市は、第１項第１号及び第５号の業務を代行することができる。

5　前４項により難い場合は、大都市が協議して定めるものとする。

（近隣都市）

第 10 条　近隣都市は、前条第４項の規定により代行する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 災害の発生後、被災都市の状況把握に努めるものとする。

この場合において、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れないときは、必要に応じて国、都道府県その他関係機関と調整のうえ、直ちに現地に出動できるものとする。

(2) 前号後段の規定により現地に出動した近隣都市は、被害状況や交通状況の早期把握に努めるものとする。

2　近隣都市は、別表２に掲げる都市とする。

3　近隣都市は、前条第４項又は第１項各号に掲げる業務を行うときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

4　近隣都市は、幹事都市に協力し、この覚書の効果的運用に努めるものとする。

（一般的な経費負担）

第 11 条　この覚書に基づく応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）の負担とする。

2　第８条第２項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市とが協議して定める。

3　応援要請都市が第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第 12 条　前条の規定にかかわらず、第４条の人的応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援要請都市が負担する経費の額は、応援都市が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。

ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2　応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
４　応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費負担等）
第 13 条　応援都市は、第 11 条第３項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費を応援要請都市に請求するものとする。
２　応援都市は、市長（都知事）名による請求書に関係書類を添付し、連絡担当課を経由して応援要請都市の長に前項の請求を行うものとする。
３　前２項の規定により難いときは、応援要請都市と応援都市が協議して経費負担等を定めるものとする。

（その他）
第 14 条　この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項については、大都市が協議して定める。

附　則
１　この覚書は、平成２４年４月１日から効力を生ずる。

札幌市保健福祉局長　　加藤　敏彦
仙台市健康福祉局長　　高橋　宮人
さいたま市保健福祉局長　　大塔　幸重
千葉市保健福祉局長　　生田　直樹
東京都福祉保健局長　　川澄　俊文
川崎市健康福祉局長　　木村　　実
横浜市健康福祉局長　　岡田　輝彦
相模原市健康福祉局長　　篠崎　正義
新潟市福祉部長　　鈴木　　亨
静岡市保健福祉子ども局長　　小野田　　清
浜松市健康福祉部長　　杉山　浩之
名古屋市健康福祉局長　　長谷川　弘之
京都市保健福祉局長　　髙木　博司
大阪市福祉局長　　山田　俊平
堺市健康福祉局長　　早川　泰史
神戸市保健福祉局長　　雪村　新之助
岡山市保健福祉局長　　岸　　堅士
広島市健康福祉局長　　糸山　　隆
北九州市保健福祉局長　　垣迫　裕俊
福岡市保健福祉局長　　中島　淳一郎
熊本市健康福祉子ども局長　　續　　幸　弘

別表１（第９条関係）省略

別表２（第10条関係）川崎市抜粋

被災都市	近隣都市の順		
	第１順位	第２順位	第３順位
千葉市	東京都	川崎市	横浜市
東京都	川崎市	さいたま市	千葉市
川崎市	横浜市	東京都	相模原市
横浜市	川崎市	東京都	相模原市
相模原市	横浜市	川崎市	東京都
静岡市	相模原市	横浜市	川崎市

注　第１順位の大都市も被災し、近隣都市としての業務に支障が生じた場合には、第２順位の大都市が近隣都市の業務を行う。以下同じ。

なお、上記により難い場合は、幹事都市が指定する都市を近隣都市とする。

２　２１大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書

【健康福祉局総務部危機管理担当】

大地震等大規模災害発生時における大都市相互の実効ある衛生主管局所管業務の応援活動を確保するため、「２１大都市災害時相互応援に関する協定」及び「２１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」を補完する事項を次のとおり確認する。

１　災害発生における「幹事都市」

当確認書の円滑な運用に資するため「幹事都市」を定める。

（１）幹事都市

別表１に掲げる輪番により、１年度の間その任に当たる。なお、当該市が被災した場合は、次順の都市がその任に当たる。

（２）幹事都市の職務

ア　被災都市又は要請を待たずに必要な応援を行った都市又は情報の収集等を行う被災都市の近隣の都市（以下「近隣都市」という。）と他の都市との情報連絡又は情報の周知

イ　連絡担当部課等の周知

ウ　各都市との協議の必要が生じた場合における会議又は文書による調整

エ　その他被災都市から要請のあった用務

２　近隣都市

「幹事都市」と協力し、円滑な応援活動を確保するため「近隣都市」を定める。

（１）近隣都市

被災した都市に対応し、別表２のとおりとする。

（２）近隣都市の職務

ア　被災都市の状況把握と幹事都市への連絡

イ　幹事都市との協力による各都市との連絡調整

３　応援活動の自動発動

被災都市との情報通信手段が途絶した場合、幹事都市は近隣都市と協議を行い、必要に応じて、被災都市からの要請を待つことなく、応援活動を開始できるものとする。

４　連絡担当部課等

相互の連絡体制を確保するため、毎年春の会議において、各都市の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者の名簿をとりまとめ、各都市が情報を共有する。

なお、人事異動等により連絡担当部課等に変更が生じた場合は、当該都市は速やかに各都市に連絡するものとする。

５　応援出動にあたっての基本的体制

被災都市への応援活動を行うに当たっては、自己完結型による出動を基本とする。

附　則

１　この確認書は、平成２４年４月１日から効力を生ずる。

札幌市保健福祉局長　　加藤　敏彦
仙台市健康福祉局長　　高橋　宮人
さいたま市保健福祉局長　　大塔　幸重
千葉市保健福祉局長　　生田　直樹
東京都福祉保健局長　　川澄　俊文
川崎市健康福祉局長　　木村　実
横浜市健康福祉局長　　岡田　輝彦
相模原市健康福祉局長　　篠崎　正義
新潟市保健衛生部長　　野本　信雄
静岡市保健福祉子ども局長　　小野田　清
浜松市健康福祉部長　　杉山　浩之
名古屋市健康福祉局長　　長谷川　弘之
京都市保健衛生担当局長　　加藤　祐一
大阪市健康局長　　林　明
堺市健康福祉局長　　早川　泰史
神戸市保健福祉局長　　雪村　新之助
岡山市保健福祉局長　　岸　堅士
広島市健康福祉局長　　糸山　隆
北九州市保健福祉局長　　垣迫　裕俊
福岡市保健福祉局長　　中島　淳一郎
熊本市健康福祉子ども局長　　續　幸弘

（別表１）省略

（別表２）

被災都市	近隣都市の順		
	第1順位	第2順位	第3順位
千葉市	東京都	川崎市	横浜市
東京都	川崎市	さいたま市	千葉市
川崎市	横浜市	東京都	相模原市
横浜市	川崎市	東京都	相模原市
相模原市	横浜市	川崎市	東京都
静岡市	相模原市	横浜市	川崎市
(注) 第１順位の都市も被災し、近隣都市としての業務に支障が生じた場合には、第２順位の都市が近隣都市の業務を行う。以下同じ。 なお、上記により難い場合は、幹事都市が指定する都市を近隣都市とする。			

３－(1)　川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護（以下「医療救護」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第２条　甲は、医療救護を行う必要が生じたときは、医師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を乙に対して要請するものとする。

２　前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　災害発生の日時及び場所

（２）　災害の原因及び状況

（３）　派遣を要する職種及び人員

（４）　派遣場所

（５）　その他必要な事項

３　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

４　医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、医療救護を実施するために、災害時医療救護計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の災害時医療救護計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第４条　乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する医療救護所において医療救護活動を行うものとする。

２　医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　応急医療

（２）　トリアージ

（３）　患者搬送指示

（４）　薬剤又は治療材料の支給

（５）　助産

（６）　死亡の確認

（７）　死体の検案

（医薬品等の供給）

第６条　医療救護活動に必要な医薬品、医療材料、診断器具及びその他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は乙の備蓄または携行する医薬品等を使用できるものとする。

（報告）

第７条　医療救護活動を実施した場合、乙は、医療救護に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

（費用の弁償等）

第８条　甲は、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

２　乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）　医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費

（２）　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合のその費用

（３）　医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る経費

（４）　医療救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

（医事紛争）

第９条　医療救護の実施により、医療救護班と傷病者との間に医事紛争が生じた場合、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

（防災訓練への協力）

第１０条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（細目）

第１１条　この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成８年１０月１７日

甲　川　崎　市
　　川崎市長　　髙　橋　　清

乙　社団法人　川崎市医師会
　　会　　長　　栗　山　　覚

３－(2)　川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定実施細目

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時における医療救護に関する協定（以下「協定」という。）　第１１条の規定により、協定の実施に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣要請）

第２条　協定第２条の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害状況により緊急を要すると判断した場合は、口頭をもって行うことができるものとする。

（緊急要請）

第３条　区本部長は、災害状況により緊急を要すると判断し、災害対策本部長と協議するいとまがない場合、川崎市医師会長又は区医師会長に対して直接、医療救護班の派遣を要請することができるものとする。

（緊急派遣）

第４条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断した場合は、協定第２条の規定による甲からの要請を待たずに医療救護班を派遣することができるものとする。

２　前項の規定により医療救護班を派遣させた場合、乙は速やかに甲へ連絡するものとする。

３　第１項の規定による派遣後の指揮命令系統は、協定第４条の規定によるものとする。

（医療救護活動の報告及び費用弁償等の請求）

第５条　協定第７条及び第８条の規定による報告・費用弁償等の請求については、医療救護活動の終了後速やかに、乙が一括して次により甲に提出・請求するものとする。

（１）　医療救護に関する業務の実績報告として、医療救護活動報告書（第１号様式）及び医療救護診療記録（第2号様式）を提出するものとする。

（２）　医療救護班に係る費用弁償は、費用弁償請求書（第３号様式）に医療救護班員名簿（第４号様式）を添付して請求するものとする。

（３）　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償は、医薬品等使用報告書（第５号様式）を費用弁償請求書に添付して請求するものとする。

（４）　医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る実費弁償は、物件損傷等報告書（第６号様式）を費用弁償請求書に添付して請求するものとする。

（５）　医療救護班の従事者が医療救護活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（第７号様式）により報告するものとする。

（費用弁償等の程度）

第６条　協定第８条第２項第１号及び第２号の規定による費用弁償の額は、神奈川県災害救助法施行細目（昭和34年12月15日神奈川県規則第90号）第１１条に基づき算出するものとする。

２　協定第８条第２項第３号の規定による費用弁償の額は、実費とする。

３　協定第８条第２項第４号の規定による扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第18号）の規定に基づき算出するものとする。

（費用弁償等の支払い）

第７条　甲は、前条の規定により請求された費用弁償請求書等の内容を調査し適当と認めた時は、速やかに乙に支払うものとする。

（医事紛争解決への措置）

第８条　甲は、協定第９条の規定により乙から維持紛争の発生について連絡を受けたときは、　速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（協議）

第９条　この細目に定めのない事項又はこの細目に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

附　則

この実施細目は、平成８年１０月１７日から実施する。

４　川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第２条　甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、医療救護班の派遣を乙に対して要請するものとする。

２　前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）災害発生の日時及び場所

（２）災害の原因及び状況

（３）派遣人員

（４）派遣場所

（５）その他必要な事項

３　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

４　医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第３条　乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する医療救護所において医療救護活動を行うものとする。

２　医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

（１）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

（２）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

（費用の弁償等）

第４条　甲は、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

２　乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費

（２）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合のその費用

（３）医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る経費

（４）医療救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

（防災訓練への協力）

第５条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第６条　乙は、医療救護活動を実施するために、災害時救護活動計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の災害時救護活動計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成８年１０月１７日

甲　川崎市
　　川崎市長　高橋　清
乙　社団法人　川崎市歯科医師会
　　会長　　窪田　敏昭

５　川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の要請及び派遣）

第２条　甲は、救護活動を行う必要が生じた場合は、薬剤師で編成する薬剤師班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を乙に対して要請するものとする。

２　前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）災害発生の日時及び場所

（２）災害の原因及び状況

（３）派遣人員

（４）派遣場所

（５）その他必要な事項

３　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を派遣するものとする。

４　薬剤師班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第３条　乙が派遣する薬剤師班は、甲が設置する医療救護所において救護活動を行うものとする。

２　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（１）医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

（２）医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

（費用の弁償等）

第４条　甲は、この協定に基づく救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

２　乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）薬剤師班の派遣に要する人件費及び諸経費

（２）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合のその費用

（３）救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

（防災訓練への協力）

第５条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（救護活動計画の策定及び提出）

第６条　乙は、救護活動を実施するために、災害時救護活動計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の災害時医療救護活動計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成８年１０月１７日

甲　川崎市
　　川崎市長　高橋　清
乙　社団法人　川崎市薬剤師会
　　会長　　一ノ瀬　志郎

６　川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に係る医薬品等の確保に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

（緊急要請）

第３条　前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡を取れない場合は、甲は、直接乙の加入組合に対し協力を要請することができる。

（要請事項の措置等）

第４条　乙は、第２条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（医薬品等の範囲）

第５条　供給する医薬品等の範囲は、次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（１）医薬品

（２）衛生材料

（３）その他甲が指定するもの

（医薬品等の取引）

第６条　医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

（費用弁償）

第７条　甲は、この協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し・甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成８年１０月１７日

甲　川崎市
　　川崎市長　高橋　清
乙　社団法人　川崎市薬剤師会
　　会長　　一ノ瀬　志郎

７　川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」（東邦薬品、アルフレッサ、メディセオ、スズケン）

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「市」という。）と、株式会社○○○○（以下「○○○○」という。）との間に、市内における地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）の発生に際し医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第１条　市は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めたときは、○○○○に対し、○○○○が保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

なお、市は当該災害発生時において、○○○○に対する医薬品等の供給の要請が、神奈川県と重複しないよう、事前に調整を行うものとする。

（要請事項に対する措置）

第２条　○○○○は、前条の規定により市から要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに措置を執るとともに、その措置事項を市に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第３条　○○○○が市に供給する医薬品等の範囲は次のとおりとし、○○○○において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医薬品
(2) 衛生材料
(3) 医療器具
(4) その他市が指定する物

（供給要請の方法）

第４条　医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には電話等によることができるものとする。

（医薬品等の運搬）

第５条　○○○○が市に供給する医薬品等は、市の指定する場所に○○○○が運搬することを原則とする。

なお、必要に応じて、○○○○は市に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（費用負担）

第６条　○○○○が供給した医療品等の代金及び運搬等に係る費用は市が負担するものとし、市は請求書受理後、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（医薬品等の価格）

第７条　前条の規定により市が負担する医薬品等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（協議事項）

第８条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議を行うものとする。

（有効期限）

第９条　この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、市、○○○○いずれかの申出がない場合は期限を定めず継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、市、○○○○双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年　3月２１日

川崎市川崎区宮本町１
川崎市
川崎市長　阿部　孝夫

事業者住所
事業者名
代表者名

締結先一覧　（順不同）

締　結　先	代　表　者	住　所
東邦薬品株式会社	代表取締役社長 河野　博行	東京都世田谷区 代沢５－２－１
アルフレッサ株式会社	代表取締役社長 鹿目　広行	東京都千代田区 神田美土代町7番地
株式会社メディセオ	代表取締役社長 長福　恭弘	東京都中央区 八重洲二丁目７番15号
株式会社スズケン	代表取締役社長 太田　裕史	愛知県名古屋市 東区東片端町8番地

８　川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市看護協会（以下「乙」という。）は、災害時における救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

（１）傷病者及びその家族に対する救急看護の提供

（２）その他、医療救護所の医師の指示による医療救護に必要な業務

（費用の弁償等）

第３条　甲は、この協定に基づく救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

２　乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）救護活動の派遣に要する人件費及び諸経費

（２）救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

（防災訓練への協力）

第４条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成８年１０月１７日

甲　川崎市
　　川崎市長　高橋　清

乙　社団法人　川崎市看護協会
　　会長　　杉浦　芳子

９　川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市病院協会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動の要請）
第２条　甲は、被災傷病者の治療・処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を乙に対して要請するものとする。
２　前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。
（１）　災害発生の日時及び場所
（２）　災害の原因及び状況
（３）　乙に属する医療機関（以下「各病院」という。）に対する連絡及びおよその傷病者数
（４）　その他必要な事項
３　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに災害時優先緊急連絡網を使い各病院に連絡するものとする。
４　被災傷病者の搬送は、原則として甲が行うものとするが転院・転送等を行える病院は協力する。

（医療救護計画の策定及び提出）
第３条　乙は、医療救護活動を実施するために、災害時医療救護計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。
２　乙は、前項の災害時医療救護計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（医療救護活動の業務）
第４条　乙は各病院において医療救護活動を行うものとする。
２　医療救護活動の業務は、次の各号に掲げるものとする。
（１）　傷病者の受入れ及び搬送・転送等
（２）　トリアージ
（３）　救急医療・救護
（４）　死亡の確認
（５）　死体の検案

（医薬品等の供給）
第５条　医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として各病院が所有し、又は備蓄するものを使用する。

（報告）
第６条　医療救護活動を実施した場合、乙は、医療救護活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

（費用の弁償等）
第７条　甲は、別途支弁されるものを除き、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。
２　乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。
（１）　傷病者の搬送・転送等に要する人件費及び諸経費
（２）　第４条・第５条の定めるところにより発生した経費
（３）　医療救護活動により生じた病院施設及び設備の損傷の修復に係る経費
（４）　医療救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

（医事紛争）
第８条　医療救護活動の実施により、医療機関と傷病者との間に医事紛争が生じた場合、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

（防災訓練への協力）
第９条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（細目）
第１０条　この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２３年３月３０日

甲　川　崎　市
川崎市長　　阿　部　孝　夫

乙　川崎市中原区今井上町３４番地　和田ビル３階
社団法人　川崎市病院協会
会　長　　渡　邊　嘉　久

１０　川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に関する協定　【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県柔道整復師会川崎南支部及び北支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

（１）傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定する業務の範囲）の実施

（２）傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

２　乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用の弁償等）

第３条　甲は、この協定に基づく応急救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

２　乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）応急救護活動の派遣に要する人件費及び諸経費

（２）応急救護活動に携行した衛生材料等を使用した場合のその費用

（３）応急救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

（防災訓練への協力）

第４条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（救護活動計画の策定及び提出）

第５条　乙は、応急救護活動を実施するために、災害時応急救護活動計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の災害時応急救護活動計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成８年１０月１７日

甲　川崎市
　　川崎市長　高橋　清

乙　社団法人　神奈川県柔道整復師会川崎南支部
　　社団法人　神奈川県柔道整復師会川崎北支部
　　代表者　川崎南支部長　高木　昭房

１１　川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における業務協力に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市(以下「甲」という。)と川崎地区ケア輸送連絡会(以下「乙」という。)は、災害が市内に発生し又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための業務協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）
第２条　乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる業務の実施について協力するよう努めるものとする。
（１）　乙の車両による患者等搬送業務
（２）　甲が行う防災訓練への参加
（３）　その他協力可能な業務

（協議）
第３条　この協定の実施に関し疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２３年３月１日

甲　　川　崎　市
　　川　崎　市　長　　阿　部　　孝　夫

乙　　川崎市幸区小倉８１６番地
　　株式会社　丸武興産内
　　川崎地区ケア輸送連絡会
　　代表　　阿　久　津　　信　儀

１２ 災害時の動物救援活動に関する協定書（川崎市獣医師会）

【健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当】

川崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人川崎市獣医師会（以下「乙」という。）は、川崎市域において災害が発生した時（以下「災害時」という。）に動物救援活動を実施するために、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が行う災害時の動物救援活動について、乙が応援、協力すること（以下「応援活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第２条　応援活動の対象となる動物は、犬、猫とする。

２　前項に定めのない動物を応援活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（応援活動の依頼）

第３条　甲は、災害時の動物救援活動を実施する上で必要があると認めたときは、乙に対して応援活動を依頼するものとする。

（応援活動）

第４条　前条の規定により甲から依頼があった場合、乙は川崎市動物救援本部を設置するものとする。

２　乙は災害時に、その会員の保有する施設を動物救護病院とし、負傷動物の保護収容及び治療に努めるものとする。動物救護病院は保護収容した飼い主不明の動物の情報を、動物救護病院の所在する区の保健福祉センター衛生課に提供するものとする。

３　乙は、災害時に飼育困難になった動物の一時保管等について相談に応ずるものとする。

４　乙は災害時に、その会員をもって被災動物の健康相談等、動物救護活動に必要な措置に努めるものとする。

５　その他甲あるいは乙が必要と認める措置について努めるものとする。

（平常時の連携等）

第５条　甲及び乙は、救援活動の円滑な実施に必要な連携を図るため、平常時から適宜、連絡会や研修会等を開催する。

（連絡責任者等）

第６条　応援活動に関する連絡調整の責任者は、甲においては健康福祉局健康安全部長とし、乙においては公益社団法人川崎市獣医師会会長とするものとする。

（必要物資等の確保）

第７条　甲及び乙は、応援活動に必要となる物資を備蓄することに努め、その物資保管施設は甲乙双方が確保するよう努めるものとする。

（応援活動の停止）

第８条　乙は、応援活動の実施が極めて困難又は不可能な場合は、甲に対して応援活動等の依頼の解除を申し入れることができるものとする。

２　甲は、前項の申し入れがあった場合は、乙と協議の上、応援活動等の依頼を解除することができるものとする。

第９条　甲は、必要に応じて、乙と協議の上、応援活動等の依頼を解除することができるとする。

（応援活動の報告）

第１０条　乙は、応援活動等を実施したときは、第６条の規定によりその旨を甲に報告する。また、乙は、応援活動の終了後は活動実績を甲へ報告するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第１２条　この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２６年３月３１日

甲　　川崎市
川崎市長　福　田　紀　彦

乙　　川崎市中原区今井上町３４番地
公益社団法人川崎市獣医師会
会長　　竹　原　秀　行

１３　災害時における動物救援活動の協働実施に関する協定書（日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会）

【健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当】

川崎市（以下「甲」という。）と、公益社団法人日本動物福祉協会（以下「乙」という。）及び公益社団法人日本愛玩動物協会（以下「丙」という。）は、川崎市域において大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災動物の救援活動を協働により実施するため、次の通り協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、甲が行う災害時の動物救援活動について、乙及び丙が支援、協力すること（以下「支援活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）
第２条　支援活動の対象となる動物は原則、犬、猫とする。
２　前項に定めのない動物を支援活動の対象とする場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（支援活動の要請）
第３条　甲は、災害時の動物救援活動を実施する上で必要があると認めたときは、乙及び丙に対して支援活動を要請するものとする。

（支援活動）
第４条　前条の規定により甲の要請があった場合、乙及び丙は川崎市動物救援本部の設置等を支援するものとする。
２　乙及び丙は、その会員をもって川崎市動物救護センター等における被災動物の収容及び健康管理を支援するものとする。

（平常時の連携等）
第５条　甲、乙及び丙は、支援活動の円滑な実施及び防災訓練等に必要な連携を図るため、平常時から適宜、連絡会や研修会等を開催する。

（協議）
第６条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有する。
平成25年８月30日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市長　阿部　孝夫

乙　東京都品川区西五反田８丁目１番８号　中村屋ビル４階
公益社団法人　日本動物福祉協会
理事長　　山下　眞一郎

丙　東京都新宿区信濃町８番地１号
公益社団法人　日本愛玩動物協会
会長　　東海林 克彦

１４　大規模災害時における川崎市指定動物救護センター開設に関する協定書

【健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当】

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社平和会（以下「乙」という。）は、川崎市域において大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における「動物救護センター（以下「センター」という。）」として開設する場所について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　甲が災害時にセンターとして開設する乙が所有する第２条に定める土地（以下「本物件」という。）について、甲が管理、運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（開設場所）

第２条　センターとして使用する本物件は、次のとおりとする。

名 称　　平和会ペットメモリアルパーク

所在地　　横浜市青葉区美しが丘西二丁目 15 番 1～4

乙が指定する敷地（川崎市麻生区王禅寺 1183）に隣接した一部

（添付図面に網掛けで示した部分）

（施設の使用）

第３条　甲は、第２条に掲げる本物件をセンターとして使用する場合には、開設前に乙に使用連絡書（第１号様式）により連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により連絡を行い、後日速やかに使用連絡書を送付するものとする。

（使用期間）

第４条　センターとして使用する期間は、災害時に動物救護活動を実施するうえで、必要となったときから終了するまでとする。なお、使用期間については、甲乙協議のうえ決定及び変更することができる。また、甲は使用終了にあたっては開設場所を原状復帰して乙へ返却するものとする。

（使用範囲及び使用料）

第５条　甲がセンターとして使用する本物件は、予め乙が指定した範囲とするが、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。また、乙は、甲がセンターとして本物件を使用するにあたっては土地の使用料を免除する。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議をして定めるものとする。

（協定の期間及び更新）

第７条　この協定は甲と乙が締結した日から効力を発し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年　３月　１日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市長　福田　紀彦

乙　川崎市麻生区王禅寺１１８３

株式会社　平和会　代表取締役　若月　一朗

1　災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定（神奈川県石油業協同組合各支部）　【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）と神奈川県石油業協同組合川崎南支部、同川崎中央支部、及び同川崎北支部（以下「乙」という。）は、災害時における地域住民による応急対策を円滑に実施するうえで必要な資器材及び甲の災害対策業務のための燃料の供給について、その円滑な運営を期するためこの協定を締結するものとする。

（応援の要請）

第２条　甲は、災害時における応急対策のため資器材及び燃料の供給を受ける必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に応援を要請するものとする。

(1) 災害の状況及び要請する理由

(2) 必要とする資器材及び燃料の数量

(3) その他参考となる事項

２　前項の要請は、電話等をもって行うこととし、事後甲乙協議のうえ必要に応じて文書等によって確認するものとする。

（応援の実施）

第３条　前条の規定により応援の要請を受けたときは、乙は速やかにこれに応じ資器材の提供及び燃料の供給に努めるものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定による応援に従事した場合は、任意の書式による文書をもって速やかに甲に対し、次に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 資器材及び供給した燃料の数量

(2) その他必要な事項

（資器材の使用）

第５条　提供を受けた資器材は、原則として地域の自主防災組織等が救助のために使用するものとする。

（経費の負担）

第６条　乙が、第３条の規定による応援のために要する経費は、甲が負担する。

２　前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議のうえ算定するものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の３月前までに、当事者からなんらの申し出がない場合は、本協定は、更に１年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（連絡会）

第８条　甲は、本協定の実効性を高めるため、年１回以上の連絡会を開催するものとし、その際に、乙は、この協定に基づく協力を実施できる川崎市内の給油取扱所の名称、所在地、電話番号等の必要な資料を甲に提出するものとする。

（雑則）

第９条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

附則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成24年４月20日

甲　　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
川崎市長　阿部　孝夫

乙　　川崎市川崎区夜光１丁目10番地５号
神奈川県石油業協同組合川崎南支部
支部長　　近藤　雅修

川崎市中原区丸子通１丁目636番地２号
神奈川県石油業協同組合川崎中央支部
支部長　　木内　貞登

川崎市高津区下作延４丁目９番地11号
神奈川県石油業協同組合川崎北支部
支部長　　木所　　章

２　災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定（神奈川県エルピーガス協会川崎南・北支部）　【危機管理本部】

川崎市を甲とし、社団法人神奈川県エルピーガス協会川崎南支部を乙、同川崎北支部を丙として、甲、乙及び丙との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における応急救護用燃料として、液化石油ガス等（燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「ＬＰガス」という。）の確保を図るため必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第２条　甲は、災害時において避難所等へのＬＰガスの応急供給を受ける必要があると認めるときは、文書をもって、乙及び丙に対して、次に掲げる事項を明らかにして応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請する理由

(2) 必要とするＬＰガスの容量別の数量

(3) ＬＰガスを必要とする場所

(4) ＬＰガスを必要とする期間及び活動内容

(5) その他参考となる事項

（応援の実施）

第３条　前条の規定により応援の要請を受けた乙及び丙は、極力これに応じＬＰガスの供給応援に努めるものとする。

（報告）

第４条　乙及び丙は、前条の規定による応援に従事した場合は、文書をもって速やかに甲に対し、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、応援活動中における緊急を要する報告の場合は、電話等をもって報告し、事後に文書を提出するものとする。

(1) 応援により供給したＬＰガスの容量別の数量

(2) 応援に従事した人員及びその名簿

(3) その他必要な事項

（連絡責任者）

第５条　第２条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の円滑を図るため、甲においては川崎市災害対策本部事務局長、乙においては社団法人神奈川県エルピーガス協会川崎南支部長、丙においては同協会川崎北支部長をそれぞれ連絡責任者とする。

（ＬＰガスの撤去）

第６条　ＬＰガスの撤去の指示については甲の連絡責任者が乙及び丙の連絡責任者に連絡を行い、乙及び丙は資機材の撤去を行うものとする。

（経費の負担）

第７条　第３条の規定による応援のために要する経費は、甲が負担する。

２　前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算定するものとする。

（経費の支払）

第８条　前条の規定による経費に係る乙及び丙の請求は、第３条の規定による応援が完了した後に行うものとし、甲は、乙及び丙から請求のあった日から30日以内に当該経費を支払うものとする。ただし、甲が当該期日内に支払うことが出来ない特別の事由がある場合は、この限りでない。

（補償）

第９条　第３条の規定により応援に従事した者が、応援に従事したことにより死亡し、負傷し、若

しくは疾病にかかり、又は応援に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により甲が補償する。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間は、締結の日から３年間とする。

２　前項の期間満了の３月前までに、甲、乙又は丙から本協定について別段の申出がない場合は、引き続き３年間を有効とし、以後この例による。

（その他）

第11条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項は、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附　則

（適用）

１　この協定は平成15年２月28日から適用する。

（災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定の廃止）

２　災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定（昭和60年９月25日締結）は、廃止する。

本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上各自１通を保有する。

平成15年２月28日

甲　　川崎市
　　川崎市長　　阿　部　孝　夫

乙　　川崎市川崎区日ノ出１－５－５
　　社団法人神奈川県エルピーガス協会川崎南支部(※)
　　支部長　　島　岡　栄　基
(※現在の公益社団法人神奈川県エルピーガス協会川崎南支部)

丙　　川崎市高津区久地４－21－35
　　社団法人神奈川県エルピーガス協会川崎北支部(※)
　　支部長　　永　峰　弘　行
(※現在の公益社団法人神奈川県エルピーガス協会川崎北支部)

３　緊急時における消火薬剤需給協定書（深田工業）【消防局施設装備課】

川崎市消防局（以下「甲」という）と、深田工業株式会社（以下「乙」という）とは、消火薬剤の緊急需給に関し次のとおり協定する。

（総則）
第１条　この協定は危険物火災等により甲が備蓄する消火薬剤に不足を生じる等の事態が発生した場合における緊急需給に関して必要な事項を定めるものとする。

（需給品目及び数量）
第２条　需給品目及び最大数量は、次のとおりとする。

たん白泡消火薬剤（３％）	１０，０００リットル
フッ素たん白泡消火薬剤（３％）	５，０００リットル
水溶性液体用泡消火薬剤（３％、６％）	１０，０００リットル
水性膜泡消火薬剤（３％）	５，０００リットル
合成界面活性剤泡消火薬剤（３％）	３，０００リットル

（生産工場及び貯蔵場所）
第３条　前条の貯蔵場所は次のとおりとする
埼玉県川越市１丁目６番４号
第１化成産業株式会社　川越工場

（緊急需給の要請と搬送）
第４条　甲は、区域内に危険物火災等が発生し緊急補給の必要があるときは、乙に対して緊急需給を要請し乙は直ちに甲が指定する場所に搬送するものとする。

（事前計画）
第５条　乙は、緊急連絡先及び輸送方法等について、事前に計画を定め甲に連絡しておくものとする。変更した場合も同様とする。

（費用負担）
第６条　緊急需給要請に基づき乙が出荷した消火薬剤のうち使用した分については、甲が支払い、残余のものについては乙が引き取るものとする。

（疑義の決定）
第７条　この協定に関して疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（補足）
第８条
（１）この協定の期限は、乙の生産業務の存する限りとする。
ただし協定事項に変更を生じたときは前条に準ずるものとする。
（２）この協定書は、２通を作成し甲・乙記名押印のうえ各々１通を保有するものとする。

附則
この協定は、平成２３年１０月１８日から効力を生ずる。

平成２３年１０月１８日

川崎市消防局
消 防 局 長　　福　井　　昭　久

深田工業株式会社
取 締 役 社 長　　深　田　　史　朗

緊急時における消火薬剤需給協定を改定する協定について

川崎市消防局（以下「甲」という。）と、深田工業株式会社（以下「乙」という）とは、昭和５３年８月１日に締結した緊急時における消火薬剤需給協定（以下、「原協定」という）の改定について次のとおり締結する。

１　原協定の第２条を次のように改める。

第２条

需給品目及び数量は、甲が乙に対して緊急需給を要請した時の在庫量に応じて決める。なお、乙は次の品目及び数量を最低在庫として保有する。

たん白泡消火薬剤（３％）	１０，０００リットル
フッ素たん白泡消火薬剤（３％）	３，０００リットル
合成界面活性剤泡消火薬剤（３％）	１，０００リットル

２　原協定の第３条を次のように改める。

第３条

前条の貯蔵場所は次のとおりとする。

埼玉県川越市南台１丁目６番４号

第一化成産業株式会社　川越工場

３　原協定の第４条を次のように改める。

第４条

甲は、区域内に危険物火災が発生し緊急補給の必要があるときは、乙に対して緊急需給を要請し乙は速やかに甲が指定する場所に出荷又は搬送するものとする。

４　原協定の第５条を次のように改める。

第５条

乙は、緊急連絡先について、事前に甲に連絡しておくものとする。連絡先に変更が生じた場合も同様とする。

５　原協定の第６条を次のように改める。

第６条

緊急需給要請に基づき乙が出荷又は搬送した消火薬剤のうち使用した分については、甲が支払い、残余のものについては、乙が引取るものとする。

なお、消火剤容器の封印が解かれたものについては、使用したものとして取り扱う。

６　原協定の第８条を次のように改める。

第８条

この協定の有効期間は、本覚書の締結日から令和１０年１２月３１日までとし、有効期間の１か月前までに甲乙協議を行い、覚書を締結することにより延長することができる。

7　本覚書に定める以外については、原協定の規定が変更無く存続するものとする。

附則

この協定は、令和５年３月１３日から効力を生ずる。

令和５年３月１３日

甲

川崎市消防局

消防局長　原田　俊一

乙

深田工業株式会社

代表取締役　深田　史朗

４－(1)　全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

【経済労働局北部市場管理課】

（目的）

第１条　この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（ 以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（１）　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

（２）　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供

（２）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

（３）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に関し特に要請のあったもの

（応援要請の手続）

第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第６条に定める連絡担当部局を通じ、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　前条第１号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量

（２）　前条第２号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段

（３）　被災都市に開設されている中央卸売市場が複数にわたる場合、応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路

（４）　応援の期間

（５）　人的応援を要請する場合においては、宿泊施設の確保

（６）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協定の遵守）

第４条　乙は、信義誠実の原則に則り、速やかに要請に応じ、その応援の実現に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は無償とする。

（連絡担当部局）

第６条　この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局を別に定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協議）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

上記協定締結の証として本協定書47通を作成し、各中央卸売市場の開設者が記名押印の上、各々１通を保有する。

附　則
この協定は、平成２０年９月１日から効力を生ずる。

平成２０年９月１日

「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」締結先一覧

札幌市	仙台市	青森市	八戸市	盛岡市	秋田市
山形市	福島市	いわき市	宇都宮市	さいたま市	千葉市
船橋市	東京都	横浜市	川崎市	甲府市	静岡市
浜松市	新潟市	富山市	金沢市	福井市	岐阜市
名古屋市	京都市	大阪府	大阪市	神戸市	姫路市
奈良県	和歌山市	岡山市	広島市	宇部市	徳島市
高松市	松山市	高知市	北九州市	福岡市	久留米市
長崎市	佐世保市	宮崎市	鹿児島市	沖縄県	

４－(2)　全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目

【経済労働局北部市場管理課】

（目的）

第１条　この実施細目は、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定　（ 以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定める。

（応援の期間）

第２条　協定第２条に定める生鮮食料品の応援の期間は、一週間程度とし、長期に及ぶ場合は国等と調整のうえ対応する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第３条　協定第５条に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については次のとおりとする。

（１）　応援を要請した中央卸売市場開設者（ 以下「甲」という。）が負担する経費の額は、応援を行った中央卸売市場開設者（ 以下「乙」という。）が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

（２）　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、乙の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は甲の負担とする。

（応援経費の請求、支払い方法）

第４条　協定第５条に定める応援に要する経費を乙が支払った場合は、甲に請求する。

２　前項に定める請求は、乙の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して甲の知事又は市長に請求する。

３　前２項により難いときは、甲乙協議の上決定する。

（連絡担当部局）

第５条　協定第６条により各中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

附　則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

平成２０年９月１日

５　災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定書

【危機管理本部・経済労働局北部市場管理課】

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内において地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に、「甲」と「乙」とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動及び要請）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が川崎市災害対策本部を設置し、乙に対して、要請を行ったときをもって発動する。

２　甲は、生鮮食料品等が必要であり、かつ、当該生鮮食料品等を輸送する必要があると認めるときは、乙に対し生鮮食料品等の供給及び輸送について要請することができる。

３　甲は、国及び他都市等からの救援物資等を北部市場において受入れるとき、乙に対し救援物資等の荷役作業及び輸送について要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条第２項又は第３項の規定による要請を受けたときは、生鮮食料品等の優先供給、輸送及び荷役作業に関する協力等に積極的に努めるものとする。

（連絡窓口）

第４条　前条の規定による協力等の実施に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡を円滑に行うため、甲においては、北部市場管理課を、乙においては、○○○を連絡窓口とする。

（要請手続）

第５条　甲の乙に対する要請の手続は、「供給・輸送要請書」（第１号様式）又は「荷役作業・輸送要請書」（第２号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後において提出するものとする。

（物資の引取り及び報告）

第６条　第２条第２項の要請に基づき、乙が甲に生鮮食料品等を引渡す場所については、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認のうえ引取るものとする。甲は、生鮮食料品等を引取ったときは、乙に対し「供給・輸送確認書」（第３号様式）を発行するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で報告し、事後において提出するものとする。

２　第２条第３項の要請に基づき、甲は、救援物資等の荷役作業若しくは輸送、またはその両方を乙が行ったことを確認したときは、乙に対し「荷役作業・輸送確認書」（第４号様式）を発行するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で報告し、事後において提出するものとする。

（経費負担）

第７条　第３条の規定により乙が供給した生鮮食料品等の物資の対価、輸送の経費及び荷役作業に要した費用については甲が負担するものとする。

２　前項の規定に要する生鮮食料品等の物資の対価の額については、災害時直前における取引価格等を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

３　第１項の規定の輸送の経費については、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

４　第１項の規定の荷役作業に要した費用については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほかは、甲乙が協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第８条　乙と提携している広域的な団体、企業等がある場合は、乙は平常時から広域的な支援が円滑に得られるように体制の整備に努めるものとする。

（生鮮食料品等の安定供給）

第９条　乙は、災害時に生鮮食料品等の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、生鮮食料品等の安定供給に努めるものとする。

（在庫数量及び輸送車両の運行把握）

第１０条　乙は、平常時から保有物資の在庫数量及び保有車両の運行状況の把握に努め、災害時において、生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業の要請に対応できるよう努めるものとする。

（災害補償）

第１１条　第２条第２項及び第３項の要請に基づき協力した乙の従事者に人身事故等が発生したときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年４月７日法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年３月３１日条例２３号）の規定を準用する。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前条の有効期間が満了する１カ月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申出がない場合は、引き続き１年間有効とし、その後も同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲　川　崎　市

川 崎 市 長　福　田　紀　彦

乙　事 業 者 名

代 表 者 名　　＊次の各社（団体）と個別締結

協定締結先一覧

平成３１年３月時点

	所在地	事業者名
1	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	東一川崎中央青果株式会社
2	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	横浜丸魚株式会社
3	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	横浜魚類株式会社
4	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	川崎花卉園芸株式会社
5	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	川崎北部青果仲卸協同組合
6	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	川崎北部水沢会協同組合
7	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	川崎北部市場水産仲卸協同組合
8	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	川崎市中央卸売北部市場商業協同組合
9	東京都世田谷区三軒茶屋2丁目34番5号	株式会社松栄運輸
10	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	浜一運送株式会社
11	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	北部市場運送サービス株式会社
12	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	川崎冷蔵株式会社
13	川崎市幸区南幸町3丁目126番地1	川崎南部青果株式会社
14	川崎市幸区南幸町3丁目126番地1	川崎丸魚株式会社
15	川崎市幸区南幸町3丁目126番地1	川崎青果仲卸組合
16	川崎市幸区南幸町3丁目126番地1	川崎魚市場卸売協同組合

６　災害時における調理飲食物等提供に関する協定－川食まごころ一丁！－（川崎市食品衛生協会）　【健康福祉局保健医療政策部食品安全担当】

この協定は、地震等による災害発生又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、被災市民に対する緊急に必要な調理飲食物等（以下「調理飲食物」という。）の確保を図るため、川崎市（以下「甲」という。）と、社団法人川崎市食品衛生協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（提供の要請）

第１条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に飲食物等の確保を図る必要が生じたときは、乙に対して調理飲食物等提供要請書（以下「要請書」という。）により被災市民に対する調理飲食物の提供を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（提供の実施）

第２条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに、別添「調理飲食物提供店舗名簿」に記載する会員が保有する食材を活用し、会員店舗及び避難所等において調理・加工したての衛生的な調理飲食物を被災市民に優先的に配達・提供するものとする。

（無償提供）

第３条　前条の規定による調理飲食物の提供は、無償とする。

（調理飲食物提供の場所、数量、期間、方法）

第４条　調理飲食物提供の場所、数量、期間及び方法は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（衛生の確保）

第５条　乙は、調理飲食物の調理・加工にあたっては、電気、ガス、水道等のライフラインの停止等により不衛生になるおそれが生じるため、衛生面の安全確保については十分に配慮するものとする。

（調理飲食物提供店舗の報告）

第６条　乙は、「調理飲食物提供店舗名簿」に変更を生じた場合には、毎年４月１日に甲に報告するものとする。

（効力）

第７条　この協定は、締結の日から効力を有し、著しい社会情勢の変化が生じない限り、継続するものとする。

（協議）

第８条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成８年３月４日

甲　川崎市
　　川崎市長　　髙橋　　清

乙　社団法人　川崎市食品衛生協会
　　会　長　　鈴木　正一

７　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

【経済労働局消費者行政センター】

（趣旨）
第１条　この協定は、川崎市内で大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、川崎市（以下「甲」という。）と生活協同組合ユーコープ及び生活協同組合パルシステム神奈川、生活クラブ生活協同組合・神奈川（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給及び被災者支援に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が川崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資の供給及び運搬の協力要請）
第３条　甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し物資の供給及び運搬について協力を要請することができる。

（応急生活物資の供給の協力実施）
第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に可能な限り協力するものとする。

（応急生活物資）
第５条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として別表１のとおりとする。

（応急生活物資供給の協力要請手続等）
第６条　甲の乙に対する要請手続は、電子メール等により「災害緊急物資要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。
２　甲から乙への要請等の経路は、別表２のとおりとする。
３　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）
第７条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取）
第８条　応急生活物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、応急生活物資を引き取るものとする。

（費用）
第９条　第４条及び第７条の規定により乙が供給した物資の対価並びに乙及び乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（情報の収集）

第 10 条　甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

（生活物資の安定供給）
第 11 条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（協議）
第 12 条　災害時において、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は定期的に協議するものとする。

（その他必要な支援）
第 13 条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（期間）
第 14 条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（雑則）
第 15 条　この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書４通を作成し当事者記名押印の上、各１通を保有する。

附　則

この協定の締結日をもって、平成１９年１２月５日付で締結した「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定書」は失効するものとする。

令和５年　５月３１日

甲　川　崎　市
川崎市長　　福　田　紀　彦　　印

乙　生活協同組合ユーコープ
横浜市中区桜木町一丁目１番地８
日石横浜ビル２３階
理事長　　當具 伸一　　印

生活協同組合パルシステム神奈川
横浜市港北区新横浜三丁目１８番地１６
理事長　　藤田　順子　　印

生活クラブ生活協同組合・神奈川
横浜市港北区新横浜二丁目８番地４
理事長　　篠崎　みさ子　　印

（別表１）災害時生活必需物資（第５条関係）

分　類	品　目
食料品	水（◆） 菓子パン（◆） 牛乳（◆） バナナ（◆） 即席カップめん 粉ミルク おにぎり 切り餅 めん類 レトルト食品 緑茶・コーヒー
日用品雑貨	乾電池 ティッシュ トイレットペーパー 生理用品 紙おむつ 使い捨てカイロ せっけん マスク

品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。
◆は、災害後、最優先に調達すべき品目

（別表２）災害時における応急救援物資供給等の要請フロー（第６条第２項関係）

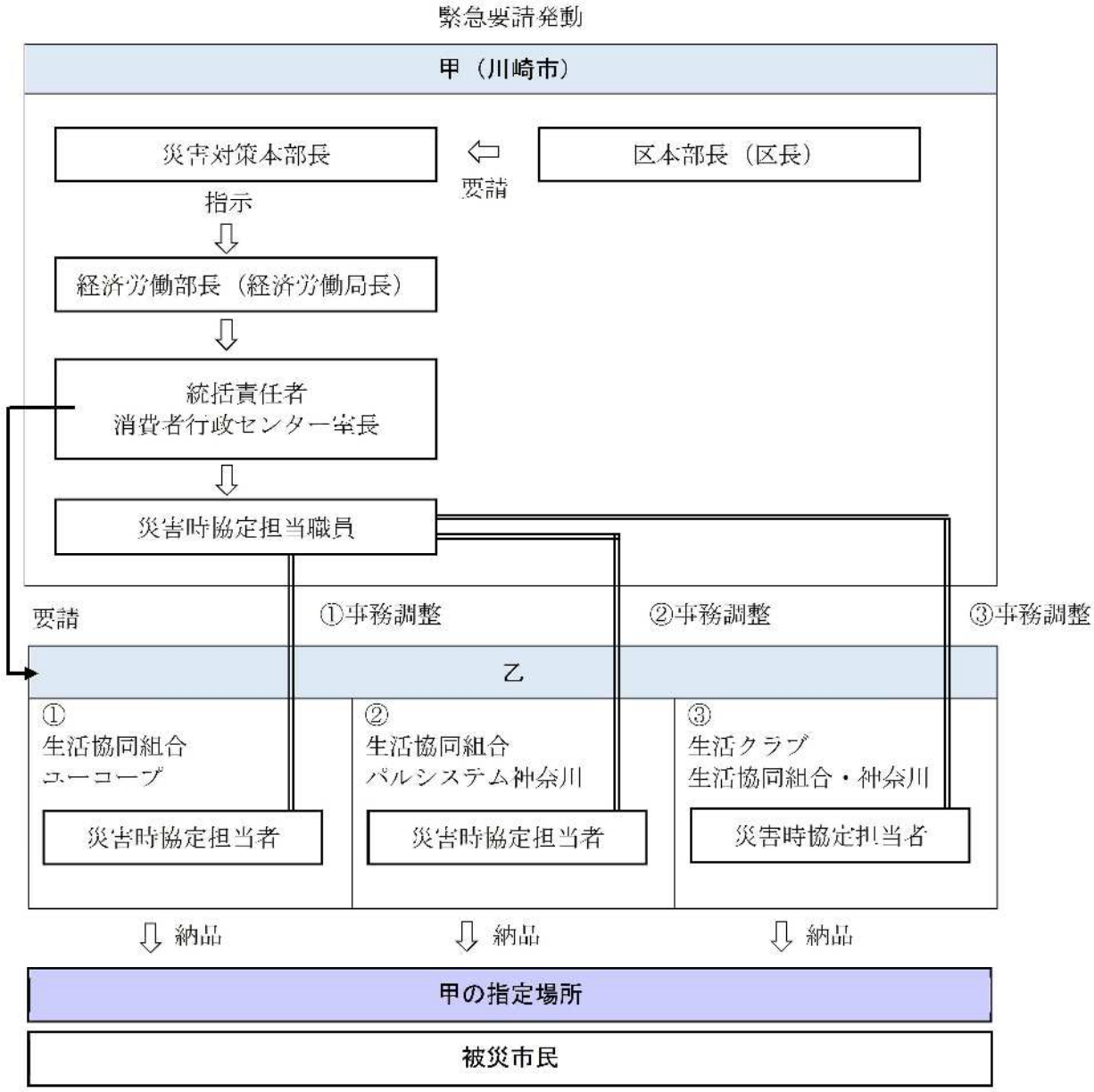

災害時連絡の優先順位として、①、②、③の順に連絡し、連絡がつながり次第、対応可能な組合と協議を開始する。

８－(1)　災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書

【経済労働局消費者行政センター】

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他による災害が川崎市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、川崎市（以下「甲」という。）と○○○○以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資の供給協力に関する事項について定めたものとする。

（協力事項の発動及び要請）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が川崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

２　災害時において甲が生活必需物資必要とするときは、甲は乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２　供給協力品目は、別表１のとおりとする。

（要請手続）

第４条　甲の乙に対する要請手続は、「災害緊急物資要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

２　甲から乙への要請等の経路は、別表２のとおりとする。

（運搬）

第５条　生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第６条　第３条及び第５条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙並びに乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資の引渡）

第７条　物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、引取るものとする。

（支援体制の整備）

第８条　乙に提携している広域的な団体・企業等がある場合は、乙は広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとし、甲はそれに協力するものとする。

（災害時における情報提供）

第９条　甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡をとるよう努めるものとし、また、被災状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

（生活必需物資の安定供給）

第10条　乙は災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図り市民生活に寄与するよう、市民に対する生活必需物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（保有数量の報告）

第11条　乙は、毎年４月１日現在の物資の保有数量を別紙「生活必需物資の保有数量表」により、甲に報告するものとする。

（協議）

第12条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙協議するものとする。

（期間）

第13条　この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

○○年○○月○○日

甲　川　崎　市
　　川崎市長名

乙　企　業　名
　　所　在　地
　　代　表　者　名

令和５年６月現在

企業名・店舗名	所在地	市内店舗名等
マックスバリュ関東株式会社 マックスバリュ津田山店	川崎市高津区下作延５－２０－１	津田山店、木月住吉店
株式会社イトーヨーカ堂 ※再締結	東京都千代田区二番町８番地８	武蔵小杉駅前店、溝ノ口店、新百合ヶ丘店、川崎港町店、川崎店、GT武蔵小杉店
川崎モアーズ	川崎市川崎区駅前本町７	
オーケー株式会社	横浜市西区みなとみらい６－３－６	溝ノ口、野川、生田、川崎大師、宮崎台、川崎本町、登戸、川崎小倉
小田急商事株式会社	川崎市麻生区万福寺３－１－２	OdakyuOX新百合ヶ丘店、OdakyuOX万福寺店、OdakyuOX生田店、OdakyuOX栗平店、OdakyuOX読売ランド店、OdakyuOX向ヶ丘遊園店
株式会社カメガヤ	横浜市港北区新横浜３－９－１８　新横浜TECHビルＡ館８階	小杉、野川、東名川崎、下小田中、川崎ダイス、長沢、明津、観音、上小田中、久末、大谷戸、登戸、新川崎、菅生、菅生2丁目、上野川、馬絹
株式会社クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田西２－３－２	土橋、宮前平、野川、宮崎台駅前、下麻生、有馬、京王若葉台駅前、溝の口駅前、南加瀬、菅生、下平間、千年、下小田中、宿河原、平間駅前、南野川、小杉陣屋町、田島町、堰、登戸、田尻町、

		末長、渡田、東有馬、高津、鷺沼、宮前区役所前、桜本、神木本町、向ヶ丘遊園、三田、宿河原駅南口、上作延、千代ケ丘、高津向ケ丘、武蔵中原、万福寺、新作、川崎駅北口、千年新町、星ヶ丘、登戸新町、王禅寺、ライズモール鷺沼
株式会社さいか屋川崎店	川崎市川崎区日進町１番地日航ホテルビル３階	
株式会社三和	東京都町田市金森４－１－２	ラゾーナ川崎店、川崎遠藤店、百合ヶ丘店
株式会社西友	東京都北区赤羽２－１－１	西友川崎神明店、西友新ゆりグリーンタウン店、西友武蔵新城店
相鉄ローゼン株式会社	横浜市西区北幸二丁目９番１４号	川崎アゼリア店、塚越店、河原町店、梶ケ谷店、たいら店、柿生店
株式会社ダイエー	東京都江東区東陽２丁目２番２０号　東陽駅前ビル	foodium武蔵小杉
株式会社　大寿	川崎市中原区井田杉山町３１－１８	OONOYA小杉店、OONOYA元住吉店、OONOYA長尾店
株式会社田原屋	川崎市幸区堀川町５８０番地　ソリッドスクエア西館１１階	パシオス新城店、パシオス南加瀬店、パシオス宮前店、パシオス野川店、パシオス宮前馬絹店、パシオス川崎ルフロン店
株式会社　東急ストア	東京都目黒区上目黒一丁目２４番１２号	溝の口店、梶が谷店、フレルさぎ沼店、宮崎台店、宮前平店、武蔵小杉店、新丸子店
株式会社　フレスコ関東	東京都大田区西糀谷４－２１－１	枡形店、久地店、長沢店
富士シティオ株式会社	横浜市中区日本大通１７番地	fuji稲田堤店、fuji上野川店、fuji五月台店、fuji南平台店、デリドビーンズ武蔵中原店
株式会社文化堂	東京都品川区二葉４－２－１４	文化堂川崎店
イオンリテール株式会社 イオンスタイル新百合ヶ丘	川崎市麻生区上麻生１－１９	イオンスタイル上麻生
株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋五丁目５１番１２号	子母口店、柿生店、中原店、川崎宮前店、出来野店、川崎坂戸店、鹿島田店、元住吉店、京町店、武蔵小杉駅前店、平二丁目店、平間

		店、新川崎店、溝の口店、登戸駅前店、武蔵新城店
株式会社ライフコーポレーション	東京都台東区台東１－２－１６	東有馬店、高津新作店、川崎桜本店、川崎御幸店、宿河原店、向ケ丘遊園店、川崎京町店、子母口店、中原井田店、宮崎台店、宮内二丁目店、有馬五丁目店、川崎大島店、川崎ルフロン店、溝口店
株式会社　柏屋	川崎市川崎区浜町４－１４－７	
コストコホールセールジャパン株式会社　川崎倉庫店	川崎市川崎区池上新町３－１－４	川崎倉庫店
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜１－２－１	
株式会社　ホンダ	川崎市川崎区池田１－１３－８	
トラスコ中山株式会社　京浜支店	東京都大田区久が原２－１４－２３	

８－(2)　災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書

【経済労働局消費者行政センター】

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他による災害が川崎市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、川崎市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資の供給協力に関する事項について定めたものとする。

（協力事項の発動及び要請）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が川崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

２　災害時において甲が生活必需物資を必要とするときは、甲は乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障のない可能な範囲において、物資の供給及び運搬に対する協力等に努めるものとする。

２　供給協力品目は、乙が保有する食糧品及び生活必需品等の物資、その他甲が指定する物資とする。

（要請手続）

第４条　甲の乙に対する要請手続は、「災害緊急物資要請書」をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

２　甲から乙への要請等の経路は、別表のとおりとする。

（運搬）

第５条　生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（車両の通行）

第６条　甲は、乙等の車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用）

第７条　第３条及び第５条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙並びに乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、物資を引取った後、乙の請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

（物資の引取）

第８条　物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が物資の品目、数量等を確認の上、引取るものとする。

受領後は、速やかに乙に書面による納入確認書を交付するものとする。

（災害時における情報提供）

第９条　甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡をとるよう努めるものとし、また、被災状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

（生活必需物資の安定供給）
第１０条　乙は災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図り市民生活に寄与するよう、市民に対する生活必需物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。
（保有数量の報告）
第１１条　乙は、毎年４月１日現在の物資の保有数量を、甲に報告するものとする。
（協議）
第１２条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙協議するものとする。
（期間）
第１３条　この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

附　則

この協定の締結日をもって、平成１０年３月２４日付で締結した「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」は失効するものとする。

令和４年　６月　１日

甲　川　崎　市

川崎市長　　福　田　紀　彦　　印

乙　株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町８番地８

代表取締役社長　　山　本　哲　也　　印

（別表）災害時における生活必需物資供給等の要請フロー（第４条第２項関係）

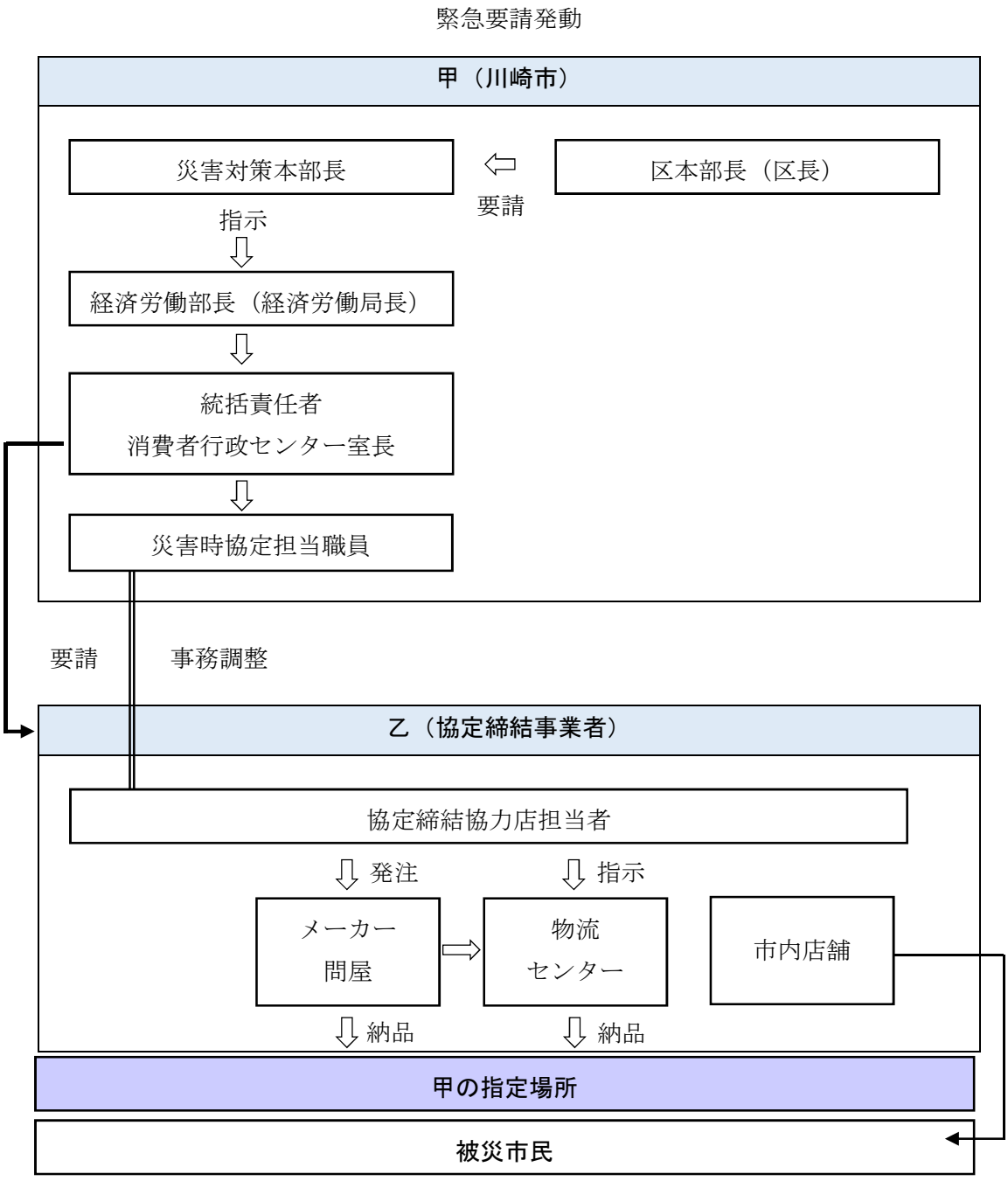

８－(3)　災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定実施要綱

【経済労働局消費者行政センター】

（趣旨）

第１条　地震等による災害が発生し、応急措置のため緊急に食糧等生活必需物資（以下「物資」という。）の確保を図る必要が生じた場合、その調達についての協力を要請するため、供給協力店との間に事前に協定を締結し、災害時における物資の供給体制を確立し、もって市民生活の安定に資するものとする。

（協力要請）

第２条　災害時における応急措置として、緊急に物資の確保を図るため、市長が必要と認めるときは供給協力店等の保有する物資の調達を要請するものとする。

（協力の実施）

第３条　供給協力店等は、市の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（供給協力店等の選定）

第４条　供給協力店は百貨店、スーパーチェーン店等の小売店、卸売業者等であって、次の選定条件に基づき市長が適当と認めるものの中から選定する。

１　選定基準

(1) 緊急に必要な物資について、その全品目または特定の品目の在庫が相当量あり、かつ市外にある本支店等あるいは取引先などからも相当量の緊急調達が可能で、市の供給要請に十分協力できること。

(2) 市の供給要請に協力することによって一般営業に支障をきたし、災害時における周辺住民に対する生活必需物資の供給に著しい影響をおよぼすおそれのないこと。

（物資の種類）

第５条　物資の種類は、次のとおりとする。

１　食糧品
２　衣料品
３　寝具類
４　食器類
５　炊事用具
６　日用雑貨品
７　光熱用品

（調達要請の手続）

第６条　供給協力店等に対する物資の調達要請は災害緊急物資要請書をもって経済労働局が行うものとする。

ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（物資の価格）

第７条　災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の取引）

第８条　物資の引渡し場所は市と供給協力店等と協議のうえ定めるものとし、当該場所において市職員が調達物資を確認のうえこれを引取るものとする。

（保有数量の報告）

第９条　本協定の万全な実施を図るため、市は協力店等に対し、その在庫品目、数量等について「生活必需物資の保有数量表」により報告を求めるものとする。

（協定の期間）

第10条　この要綱に定める供給協力に関する協定は、契約締結の日から有効とし、特別の定めをする場合を除き、その効力は持続するものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、昭和５３年９月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

９－(1)　災害時における物資の供給に関する協定書（ローソン）

【経済労働局消費者行政センター】

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震･風水害その他による災害等が発生又は発生のおそれがある場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第 1 条　甲は、原則として川崎市災害対策本部を設置し、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達･製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第 2 条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、甲の要請を乙が受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがある場合を勘案して、甲は乙が物資の供給の可否状況･日時･種類･個数を決定することを了承する。

（１）食料品
（２）飲料水
（３）日用品
（４）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 3 条　第 1 条の要請は、「物資発注書」（別紙第 1 号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 4 条　乙は、第 1 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資供給可能数量･措置の状況報告書」（別紙第 2 号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第 5 条　物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙により運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うことができるものとする。

２　甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

３　甲は、当該場所への物資運搬は、乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。

４　乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（１）引渡しの日時及び場所
（２）引渡しに係る物資の品目及び数量

（費用）

第 6 条　乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

２　乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）を基準として定める。

（費用の支払）

第 7 条　甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後 1 か月以内に、甲から乙の指定口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第 8 条　甲と乙は、本協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第 3 号

様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）
第 9 条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（その他）
第 10 条　乙は、自己の加盟店及び関係者（配送業者等）に最大限の努力を持って本協定を履行するように求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

（協議）
第 11 条　本協定に定めのない事項については、その都度、甲･乙協議して定めるものとする。

（効力）
第 12 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも廃止又は変更の意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

（解除）
第 13 条　本協定を解除する場合は、甲･乙いずれか一方が解除 30 日前までに書面より相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲･乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成２３年３月２９日

甲　　川崎市
川崎市長　阿部　孝夫

乙　　東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号
株式会社ローソン
代表取締役社長　新浪　剛史

９－(2)　災害時における物資の供給に関する協定書（ファミリーマート）

【経済労働局消費者行政センター】

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、原則として川崎市災害対策本部を設置し、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給（貸与を含む。以下同じ。）又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができる。

２　前項の規定による要請は、「物資発注書」（別紙第１号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に速やかに文書を乙に提出するものとする。

（物資の範囲）

第２条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達または製造により供給可能な物資とする。ただし、乙が甲から要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがある場合を勘案して、甲は乙が物資の供給の可否･日時･種類･個数を決定することをあらかじめ了承するものとする。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）日用品

（４）その他甲が指定する物資

（物資の運搬、引渡し）

第３条　物資の引渡し場所及び引渡し日時は、甲が指定するものとし、当該引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

３　乙は、物資の引渡しが終了した後は、「物資供給実施報告書」（別紙第２号様式）により甲に報告する。

（車両の通行）

第４条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用）

第５条　甲が引き取った物資の費用は、乙の請求後、速やかに支払うものとする。

２　乙が供給した物資の価格は、災害発生直前における仕入れ価格を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。

３　乙が行った運搬に係る経費は、乙による通常の商品配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（供給可能数量等の報告）

第６条　乙は、この協定の締結後速やかに、「物資供給可能数量」（別紙第３号様式）及び緊急連絡先（別紙第４号様式）について、甲に報告するものとする。物資供給可能数量又は緊急連絡先を変更した場合も、同様とする。

（協議）
第７条　この協定について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（効力）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

（解除）
第９条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２３年3月２９日

甲　　川崎市
　　川崎市長　　阿部　孝夫

乙　　東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
　　株式会社ファミリーマート
　　代表取締役　上田　準二

１０　災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書（神奈川県牛乳流通改善協会）

【経済労働局消費者行政センター】

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他による災害が川崎市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という）に、川崎市（以下「甲」という。）と神奈川県牛乳流通改善協会（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、牛乳及び飲料等（以下「牛乳等」という。）の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が川崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

２　災害時において甲が牛乳等を必要とするときは、甲は乙に対し牛乳等の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、牛乳等の供給協力等に、その傘下の協力販売店が持つ在庫の範囲内において、積極的に努めるものとする。

（引渡し）

第４条　牛乳等の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において甲の職員が確認の上、牛乳等を引取るものとする。

（費用）

第５条　第３条の規定により乙が供給した牛乳等の対価及び乙並びに乙の指定する者が行った運搬の費用については、無償とする。

（災害時における情報提供）

第６条　甲及び乙は、災害発生後、速やかに相互に連絡を取るとともに、被災状況について相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

（平常時における体制の整備）

第７条　甲及び乙は、平常時から、相互の連絡体制、迅速な運搬方法並びにその他災害時における供給協力について、意思疎通を行い、常に点検と改善に努めるものとする。

２　乙は、平常時からその傘下の協力販売店に対して本協定の趣旨及び手続き等の周知に努めるものとする。

（雑則）

第８条　この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（期間）

第９条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙が各自その１通を保有する。

平成２４年３月２２日

甲　川崎市
　　川崎市長　阿部　孝夫

乙　神奈川県牛乳流通改善協会
　　横浜市神奈川区入江１－６－１８
　　長谷川 正

１１－(1)　災害時における緊急措置の支援に関する協定（神奈川倉庫協会）

【港湾局庶務課】

川崎市（以下「甲」という。）と、神奈川倉庫協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、都市インフラに甚大な被害が生じた場合（以下「災害時」という。）の協力に関する手続等を定めるものとする。

２　乙の会員店社が本協定による協力を行いながらも、早期に通常業務を再開し、地元経済の復興に資することの重要性を甲と乙が認識するものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害発生後復旧までの間、乙に関する施設において、救援物資の一時保管場所等を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができる。

２　甲は、災害時に、乙に関する施設内に保管されている物品のうち、寄託者又は所有者より提供の承認を得た物品を緊急に必要とするときは、乙に対し提供を要請することができる。

この場合において、寄託者又は所有者への要請は甲が行うものとする。

３　甲は、発災時に、乙に対し物流専門家の物流拠点等への派遣を要請することができる。

（要請手続）

第３条　前条の規定による甲の要請は、川崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

２　甲が乙に対し要請するにあたっては、次に掲げる事項を文書により通知する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに文書にて通知するものとする。

(1) 要請を行う担当部署及び担当者名

(2) 協力を要請する事由

(3) 必要とする保管場所及び期間

(4) 保管を要請する救援物資の主な品目及び数量

(5) 乙に関する施設内に保管され、甲の要請により寄託者又は所有者から提供の承認を得た物品の主な品目及び数量

(6) 物流専門家の派遣人数、派遣先及び期間

(7) その他必要な事項

（救援活動）

第４条　乙は、第２条の規定による甲の要請があったときは、保管管理及び救援物資の提供等を可能な限り協力し行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、第３条の要請に基づき協力したときは、次に掲げる事項を文書により報告する。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭又は電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 協力に従事した会員店社名

(2) 協力に用いた保管場所の所在地、名称及び面積

(3) 保管した品目、数量及び期間

(4) 提供した物品の品目及び数量
(5) 必要とした人員及び機材
(6) 派遣した物流専門家の人員及び日数
(7) その他必要な事項

（費用の負担）

第６条　協力を要請した事項に要した費用は、甲が負担する。

（費用の支払い）

第７条　乙の会員店社は、前条の規定により甲が負担することとなる費用を甲に請求する。

２　甲は、前項の請求があった場合には、その費用を支払う。

（費用の決定）

第８条　甲が負担する費用の額は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほかは、甲と乙が協議して決定するものとする。

（通知）

第９条　甲は、川崎市における災害時の円滑な協力が図れるよう、川崎市地域防災計画等に関し、本協定に関連する変更が生じたときは、その都度、乙に文書で通知するものとする。

（災害補償）

第10条　この協定に基づく甲の要請により協力した乙の従事者に人身事故等が発生したときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年4月7日法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年3月31日条例２３号）を準用し、甲が補償する。

（担当部署及び連絡責任者）

第11条　甲、乙は、本協定に関して担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

２　甲、乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知する。

３　甲、乙は、前項の規定により通知した内容に変更が生じた際は、その都度、変更内容を相互に通知する。

（実施細目）

第12条　この協定の実施に関して必要な手続その他の事項は、甲と乙が協議して実施細目で定める。

（協議）

第13条　この協定に定めのない事項は、その都度、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第14条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

２　この協定は、前項の期間満了の日の１月前までに甲、乙いずれからも別段の申出がない場合は、引続き１年間有効とし、以後も同様とする。

（実施日）

第15条　この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、
各１通を保有する。

平成２５年３月２１日

甲　　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市長　　阿部　孝夫

乙　　横浜市中区南仲通二丁目２４番地
　　神奈川倉庫協会
　　会長　　小此木　歌藏

附則

１　この協定は、平成２５年３月２１日から施行する。

２　この協定の締結に伴い、平成２３年１１月２４日に川崎市及び神奈川倉庫協会間において締結した「災害時における緊急措置の支援に関する協定」は、効力を失う。

１１－(2)　災害時における緊急措置の支援に関する協定実施細目（神奈川倉庫協会）

【港湾局庶務課】

川崎市（以下「甲」という。）と、神奈川倉庫協会（以下「乙」という。）との間において、「災害時における緊急措置の支援に関する協定実施細目」を締結する。

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時における緊急措置の支援に関する川崎市と神奈川倉庫協会との協定（以下「協定」という。）第１２条に基づき、当該協定の実施に関して必要な手続きその他の事項を定めるものである。

２　乙は、乙の会員店社の状況の早期把握に努めるとともに、乙の会員店社の管理下にある施設の復旧を早期に実施する。

（応援要請依頼）

第２条　緊急を要する場合は、協定第３条の規定にかかわらず、川崎市災害対策本部港湾部長（以下「港湾部長」という。）が口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。この場合において、要請内容は、要請時点で判別しているもので差し支えない。

２　前項の規定において、港湾部長が応援要請をすることが出来ない場合は甲、乙間で定めたその職に代わる者が行う。

（施設の定義）

第３条　協定第２条第１項及び第２項における乙に関する施設とは、以下の各条件を満たすものとする。

(1)　乙の会員店社の管理下にある施設のうち、協力可能な施設

(2)　災害による被害が無いか又は軽微な施設

（保管物資）

第４条　協定第２条第１項の要請にあたり、乙の会員店社は空いている保管施設に救援物資を甲の指示により保管するが、救援物資については保管施設ごとに原則単一化されたものとする。

（物流専門家）

第５条　協定第２条第３項の要請にあたり、乙は、乙の会員店社から物流専門家をあらかじめ選出し、物流拠点等へ派遣するものとする。ただし、被害状況などにより、乙の会員店社からの派遣が困難な場合には、乙の上部団体である一般社団法人日本倉庫協会に対し、被災地域外の地方の倉庫協会から物流専門家を派遣するよう要請する。

２　協定第２条第３項の要請に基づき派遣された物流専門家は、次に掲げる事項に従事するものとする。

(1)　乙の情報に基づき、救援物資等を保管する倉庫の選定や荷捌き等に対する助言・指導

(2)　協定第２条各項に規定する協力内容に係る会員店社との連絡調整

(3)　前２号に定めるもののほか、甲乙協議の上必要と認められる事項

（要請手続の文書様式）

第６条　協定第３条第２項に規定する要請手続において甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。

（報告手続の文書様式）

第７条　協定第５条に規定する報告手続において乙が甲に提出する文書の様式は、様式第２のとおりとする。

（経費の請求方法）

第８条　協定第７条に規定する費用の請求は、積算根拠を示す一覧表を添付した請求書により行うものとする。

（担当部署等の通知の文書様式）

第９条　協定第１１条第１項及び第２項に規定する担当部署及び連絡責任者は、様式第３に記載の上、両者が保有する。

２　協定第１１条第３項に規定された変更の通知は、様式第４を用いてそれぞれの連絡責任者に対して行うものとする。

（有効期限）

第10条　この実施細目の有効期間は、実施細目締結の日から１年間とする。

２　この実施細目は、前項の期間満了の１月前までに、甲、乙いずれからも別段の申し出がない場合は、引き続き１年間有効とし、以後も同様とする。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年３月２１日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市長　　阿部　孝夫

乙　横浜市中区南仲通二丁目２４番地
　　神奈川倉庫協会
　　会長　　小此木　歌藏

１２　災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定（ｱｸﾃｨｵ）

【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、甲が、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対策を円滑に実施する際に必要となる応急対策用資機材等（以下「資機材」という。）の確保を図るため、この協定を締結するものとする。

（応援の要請）

第２条　甲は、災害時における応急対策のため資機材の確保を図る必要があると認めるときは、文書をもって、次に掲げる事項を明らかにして、乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(1)　災害の状況

(2)　調達を必要とする理由

(3)　必要とするレンタル機材の種類、数量、期間、搬入場所等

(4)　その他必要な事項

（応援の実施）

第３条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、速やかにこれに応じ資機材の提供に努めるものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定による応援に従事した場合は、甲に対し速やかに、任意の書式による文書をもって、次に掲げる事項を報告するものとする。

(1)　提供した資機材の種類・数量

(2)　その他必要な事項

（資機材）

第５条　資機材は、別表「レンタル機材一覧表」に掲げるレンタル機材とする。

（経費の負担）

第６条　乙が、第３条の規定による応援のために要する経費は、甲が負担する。

２　前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上算定するものとする。

（資機材の搬入等）

第７条　資機材は、甲の指定する場所へ乙が搬入するものとし、甲の指定する者が資機材を確認の上これを引き取るものとする。

（連絡責任者）

第８条　要請及び協力に関する事項の伝達について、正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれ休日夜間等も含めて連絡責任者を定めておくものとし、変更が生じた場合には、随時報告するものとする。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の３か月前までに、当事者から何等申し出がない場合は、本協定は、更に１年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（雑則）
第１０条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

附　則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年　８月１２日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
川　崎　市
市　長　阿部　孝夫

乙　東京都中央区日本橋３－１２－２
朝日ビルヂング７階
株式会社　アクティオ
代表取締役　小沼　光雄

１３　災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書(旭ハウス工業)

【環境局収集計画課】

地震その他による災害発生に際し仮設トイレの設置に係わる協力に関して、川崎市（以下「甲」という。）と旭ハウス工業株式会社（以下「乙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に仮設トイレの確保を図る必要が生じたときは、乙の保有する仮設トイレの供給設置を要請するものとする。

（協力の実施）

第２条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有仮設トイレを供給設置するものとする。

（要請の方法）

第３条　甲が前条に掲げる仮設トイレの供給を受けようとするときは、要請の理由、数量、設置場所等を記載した災害緊急物資要請書をもって乙に要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後文書を提出するものとする。

（供給の方法等）

第４条　仮設トイレの供給は甲の指定する場所に乙が供給設置し、甲はその確認をするものとする。

（代金の支払）

第５条　乙が供給設置した仮設トイレの使用料及び運搬費等の経費については、甲が負担するもの　とする。

（価格の決定）

第６条　前条の規定により甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正な価格により甲・乙両者協議のうえ決定するものとする。

（協定の期間）

第７条　この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（協議）

第８条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めない事項についてはその都度、甲乙協議するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成６年９月２日

甲　川崎市
　　川崎市長　髙橋　清　印

乙　横浜市緑区青葉台1‐16‐1
　　ＧＨビル７Ｆ
　　旭ハウス工業株式会社
　　横浜支店長　山田　幸樹

１４－(1)　川崎市と川崎葬祭具協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定　【健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と川崎葬祭具協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における棺等葬祭用品の供給等協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内において地震、風水害、その他の災害が発生（以下「災害時」という。）し、多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生した場合における遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の提供等について、乙の甲に対する協力に関すること及びその場合の手続き等を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時の棺等葬祭用品等を必要とするときは、乙に対し、供給等の協力を要請することができる。

(1) 棺の提供

(2) 葬祭用品の提供

①　内張り棺（衣装、納棺セットを含む）

②　ドライアイス

③　骨壷その他必要なもの

④　遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供

(3) 遺体搬送車両及び従事者の供給

(4) 被災状況等の情報提供

(5) その他必要事項

２　供給等の場所は、各区災害対策本部の指定する場所とする。

（要請手続）

第３条　前条の規定による甲の要請は、各区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により所管局長からも協力要請することができる。

２　甲が乙に要請するに当っては、次に掲げる事項を口頭又は電話等を持って連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

(1) 要請を行った区災害対策本部長又は局長等の名称と担当者名

(2) 要請した理由

(3) 要請した棺等葬祭用品の供給等の数

(4) 履行期間

(5) その他必要な事項

（供給等の業務）

第４条　協力要請が行われた場合、供給等に協力する乙の組合員は、甲の指示に従い、甲の指定する場所への棺等葬祭用品の供給等の業務に従事すること。

（報　告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき協力をしたときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

(1) 棺等葬祭用品の供給等の数

(2) 従事者名簿

(3) 遺体搬送車両台数

(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　棺等葬祭用品の供給等の協力に要した費用は、甲が負担する。

（経費の請求）

第７条　乙は、組合員の棺等葬祭用品の供給実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(1) 棺等葬祭用品に伴う経費

(2) 遺体搬送車両及び従事者に要する経費

(3) 遺体搬送業務実施に伴う有料駐車場の使用料金

(4) その他甲が負担すべき経費

２　業務に加え、乙が遺族等の要請により、業務の範囲を越える行為を行った場合、この行為に要した経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払）
第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。
（価格の決定）
第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙協議し、決定するものとする。
（支援体制の整備）
第10条　乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品供給等の協力が図られるよう、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
２　業務に協力するため、乙が事前に指名する乙の組合員名簿（以下「名簿」という。）を甲に提出するものとする。
３　２項名簿に変更があった場合は、甲に届け出るものとする。
（連絡責任者）
第11条　この協定の実施に関する責任者は、甲にあっては各区災害対策本部長、乙にあっては川崎葬祭具協同組合理事長とする。
（災害時の情報の提供）
第12条　乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を積極的に各区災害対策本部長又は所管局長に提供するものとする。
（通　知）
第13条　甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。
（協定実施の円滑化）
第14条　甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、又、協定の実効性を高めるため、必要に応じて協議を実施するものとする。
（防災訓練への協力）
第15条　乙は、甲が行う防災訓練に対して、甲の要請に基づき、必要な協力を行うものとする。
（補償）
第16条　第４条に規定する業務に従事した者が、業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により甲が補償する。
（実施細目）
第17条　この協定の実施に関し必要な手続その他事項は、甲、乙協議して実施細目で定めるものとする。
（有効期間）
第18条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。
２　前項の期間満了の３ヶ月前までに、甲または乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、引き続き１年間を有効とし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成18年８月28日

甲　　川崎市
　　川崎市長　阿　部　孝　夫

乙　　川崎市中原区木月２丁目12番６号
　　川崎葬祭具協同組合
　　理事長　　鳥　海　信　明

１４－(2)　川崎市と川崎葬祭具協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目　　【健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当】

（趣旨等）

第１条　この実施細目は、川崎市と川崎葬祭具協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第３条第２項、第４条、第５条、第16条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（要請書）

第２条　協定第３条第２項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。

（組合員の名簿）

第３条　協定第４条に規定する業務に協力するために、乙が指名する乙の組合員は、別表第１のとおりとする。

（供給等協力報告書）

第４条　協定第５条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第２のとおりとする。

（経費の請求方法）

第５条　協定第７条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

（有効期間）

第６条　この実施細目の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の３ヶ月前までに、甲または乙からこの実施細目について別段の申し出がない場合は、引き続き１年間を有効とし、以後この例による。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成18年８月28日

甲　　川崎市
　　川崎市長　阿　部　孝　夫

乙　　川崎市中原区木月２丁目12番６号
　　川崎葬祭具協同組合
　　理事長　　鳥　海　信　明

様式第１、第２　省略

別表第１

川崎葬祭具協同組合　組合員名簿

平成１８年8月２８日現在

区　名	名　　称	住　　所	電 話 番 号
川崎区	(株)石橋斎場	池田２－３－１６	３３３－１２３７
	(有)大島屋葬儀社	大島５－２９－９	２４４－７６８８
	(有)ヤネモ高橋商店	大師町１３－８	２６６－４０１８
幸区	(株)中原屋葬祭センター本社	南幸町１－５３	５２２－４３４３
中原区	(株)川崎葬儀社	小杉町３－２６	７１１－２６１１
	(株)鳥海葬儀店	木月２－１２－６	４１１－５４９３
	(株)中原屋葬祭センター中原店	北谷町７７	５４４－４４４９
高津区	(有)宮崎葬儀店	千年７３５	７６６－９４２４
宮前区	(株)菅生葬儀社	菅生１－２－１７	９７７－０９４８
	(株)大和葬祭センター	小台２－１９－１７	８５５－１８５５
多摩区	(株)田商事	登戸６７９－２	９３３－７０１１
麻生区	(株)飛鳥典禮	上麻生６－３０－１０	９８８－９２３１

１５－（１）　川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定　【健康福祉局保健医療政策部】

川崎市（以下「甲」という。）とセレモニアグループ有限会社佐野商店（以下「乙」という。）は、災害時における棺等葬祭用品の供給等協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、川崎市内において地震、風水害、その他の災害が発生（以下「災害時」という。）し、多数の死者が一時的または集中的に発生した場合における棺等葬祭用品の供給等について、乙の甲に対する協力に関すること及びその場合の手続き等を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる棺等葬祭用品の供給等について、乙に対し協力を要請することができる。

（１）　棺

（２）　葬祭用品

①　内張り棺（衣装、納棺セットを含む）

②　ドライアイスその他遺体保全に係る用品

③　骨壷その他必要なもの

④　遺体を安置する施設（葬儀式場等）

（３）　遺体搬送車両及び従事者

（４）　被災状況等の情報

（５）　その他必要事項

２　供給等の場所は、各区災害対策本部の指定する場所とする。

（要請手続）

第３条　前条の規定による甲の要請は、各区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により所管局長からも協力要請することができる。

２　甲が乙に要請するに当っては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で規定された様式の文書を乙に提出するものとする。

（１）　要請を行った区災害対策本部長又は局長等の名称と担当者名

（２）　要請した理由

（３）　要請した棺等葬祭用品の供給等の数

（４）　履行期間

（５）　その他必要な事項

（供給等の業務）

第４条　協力要請が行われた場合、供給等に協力する乙の従業員は、甲の指示に従い、甲の指定する場所への棺等葬祭用品の供給等の業務に従事すること。

（報　告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき協力をしたときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で規定された様式の文書を提出するものとする。

（１） 棺等葬祭用品の供給等の数
（２） 従事者名簿
（３） 遺体搬送車両台数
（４） その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第７条　乙は、グループ各施設の棺等葬祭用品の供給実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。
（１） 棺等葬祭用品に伴う経費
（２） 遺体搬送車両及び従事者に要する経費
（３） 遺体搬送業務実施に伴う有料駐車場の使用料金
（４） その他甲が負担すべき経費

２　業務に加え、乙が遺族等の要請により、業務の範囲を越える行為を行った場合、この行為に要した経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和２２年１０月１８日法律第１１８号）等関係法令の規定を参考として、甲、乙協議し、決定するものとする。

（支援体制の整備）

第１０条　乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品供給等の協力が図られるよう、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

２　業務に協力するため、乙が事前に指名する乙の施設名簿（以下「名簿」という。）を甲に提出するものとする。

３　前項の規定により甲に提出した名簿に変更があった場合は、甲に届け出るものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定の実施に関する責任者は、甲にあっては各区災害対策本部長、乙にあってはセレモニアグループ災害対策本部長とする。

（災害時の情報の提供）

第１２条　乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を積極的に各区災害対策本部長又は所管局長に提供するものとする。

（通　知）

第１３条　甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

（協定実施の円滑化）

第１４条　甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、又、協定の実効性を高めるため、必要に応じて協議を実施するものとする。

（防災訓練への協力）

第１５条　乙は、甲が行う防災訓練に対して、甲の要請に基づき、必要な協力を行うものとする。

（補償）

第１６条　第４条に規定する業務に従事した者が、業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）の例により甲が補償する。

（実施細目）

第１７条　この協定の実施に関し必要な手続その他事項は、甲、乙協議して実施細目で定めるものとする。

（有効期間）

第１８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の３ヶ月前までに、甲または乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、引き続き１年間を有効とし、以後この例による。

３　甲乙間において、平成２７年４月１日付けで締結した川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定は、この協定の締結の日からその効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和３年１０月１８日

甲　　川崎市
　　川崎市長　福　田　紀　彦

乙　　川崎市川崎区鋼管通１－１－１
　　セレモニアグループ
　　有限会社佐野商店
　　代表取締役　鈴 木　康 伸

１５－（２）　川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目　【健康福祉局保健医療政策部】

（趣旨等）

第１条　この実施細目は、川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（要請書）

第２条　協定第３条第２項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。

（セレモニアグループ各施設の名簿）

第３条　協定第４条に規定する業務に協力するために、乙が指名する乙の各施設は、別表第１のとおりとする。

（供給等協力報告書）

第４条　協定第５条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第２のとおりとする。

（経費の請求方法）

第５条　協定第７条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添　付した請求書により行うものとする。

（有効期間）

第６条　この実施細目の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の３ヶ月前までに、甲または乙からこの実施細目について別段の申し　出がない場合は、引き続き１年間を有効とし、以後この例による。

３　甲乙間において、平成２７年４月１日付けで締結した川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目は、この実施細目の締結の日からその効力を失うものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和３年１０月１８日

甲　川崎市
川崎市長　福　田　紀　彦

乙　川崎市川崎区鋼管通１－１－１
セレモニアグループ
有限会社佐野商店
代表取締役　鈴 木　康 伸

様式第１

令和　　年　　月　　日

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

セレモニアグループ
有限会社佐野商店
代表取締役　○　○　○　○　様

川崎市○○区災害対策本部長
○　○　○　○　　印

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との協定第３条第２項の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

連　絡　先	電話
口頭、電話等による連絡の日時	年　月　日　　時　分
要　請　理　由	
棺等葬祭用品の供給等の数 （内　訳）	
履　行　期　間	
摘　　要	

様式第２

令和　　年　　月　　日

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力実績報告書

川崎市○○区災害対策本部長
○　○　○　○　様

セレモニアグループ
有限会社佐野商店
代表取締役　○　○　○　○　印

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との協定第５条の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力実績を報告します。

連　絡　先	電話
棺等葬祭用品の供給等の数及び履行期日 （内　訳）	
従　事　者	別添名簿のとおり
備　　考	

別表第１

セレモニアグループ　施設名簿

令和３年１０月１８日現在

区　名	名　　称	住　　所	電 話 番 号
川崎区	平安葬祭センターかわさき	大島上町１９－６	３３３－４９２９
	セレモニア川崎会堂	大島４－２－４	２４６－１００１
	平安会館わたりだ	渡田３－２－１０	３２８－１００１
	アクイール塩浜	塩浜３－３１－２	２７０－１９００
	シンプル葬のあすなろ かわさき南部会場	塩浜３－３１－２	２６６－２３００
幸区	平安会館さいわい	神明町１－７２	５２０－１００１
	家族葬会館もくれん	神明町１－６２－	５４２－４９２９
中原区	平安会館みやうち	宮内２－１１－８	７９８－１００１
宮前区	平安葬祭センターみやまえ	土橋２－１－９	８６０－４９２９
	平安会館みやまえだいら	土橋１－４－１２	８７０－１００２
高津区	平安会館みぞのくち	下作延４－１－３	８５５－１００１
多摩区	平安会館たま	枡形１－１３－１	９３５－１００１
麻生区	平安会館あさお	片平１－４－５	９８９－００１０

１６－(1)　川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定　　【健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と神奈川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における棺等葬祭用品の供給等協力に関し、次のとおり協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、川崎市内において地震、風水害、その他の災害が発生（以下「災害時」という。）し、多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生した場合における遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の提供等について、乙の甲に対する協力に関すること及びその場合の手続き等を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時の棺等葬祭用品等を必要とするときは、乙に対し、供給等の協力を要請することができる。

（１）　棺の提供

（２）　葬祭用品の提供

①　内張り棺（衣装、納棺セットを含む）

②　ドライアイス

③　骨壷その他必要なもの

（３）　遺体搬送車両及び従事者の供給

（４）　被災状況等の情報提供

（５）　その他必要事項

２　供給等の場所は、各区本部の指定する場所とする。

（要請手続）

第３条　前条の規定による甲の要請は、各区本部長が行う。ただし、災害の状況により所管部長からも協力要請することができる。

２　甲が乙に要請するに当っては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

（１）　要請を行った区本部長又は部長等の名称と担当者名

（２）　要請した理由

（３）　要請した棺等葬祭用品の供給等の数

（４）　履行期間

（５）　その他必要な事項

（供給等の業務）

第４条　協力要請が行われた場合、供給等に協力する乙の組合員は、甲の指示に従い、甲の指定する場所への棺等葬祭用品の供給等の業務に従事すること。

（報　告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき協力をしたときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

（１）　棺等葬祭用品の供給等の数

（２）　従事者名簿

（３）　遺体搬送車両台数

（４）　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　棺等葬祭用品の供給等の協力に要した費用は、甲が負担する。

（経費の請求）

第７条　乙は、組合員の棺等葬祭用品の供給実績を集計し、次に掲げる経費を甲に一括して請求するものとする。

（１）　棺等葬祭用品に伴う経費

（２）　遺体搬送車両及び従事者に要する経費

（３）　遺体搬送業務実施に伴う有料駐車場の使用料金

（４）　その他甲が負担すべき経費

２　業務に加え、乙が遺族等の要請により、業務の範囲を越える行為を行った場合、この行為に要した経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払）
第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。
（価格の決定）
第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙協議し、決定するものとする。
（支援体制の整備）
第10条　乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品供給等の協力が図られるよう、関東ブロック各組合のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
２　業務に協力するため、乙が事前に指名する乙の組合員名簿（以下「名簿」という。）を甲に提出するものとする。
３　名簿に変更があった場合は、甲に届け出るものとする。
（連絡責任者）
第11条　この協定の実施に関する責任者は、甲にあっては各区本部長、乙にあっては神奈川県葬祭業協同組合理事長とする。
（災害時の情報の提供）
第12条　乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を積極的に各区本部長又は所管部長に提供するものとする。
（通　知）
第13条　甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。
（協定実施の円滑化）
第14条　甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、又、協定の実効性を高めるため、必要に応じて協議を実施するものとする。
（防災訓練への協力）
第15条　乙は、甲が行う防災訓練に対して、甲の要請に基づき、必要な協力を行うものとする。
（補　償）
第16条　第４条に規定する業務に従事した者が、業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）の例により甲が補償する。
（実施細目）
第17条　この協定の実施に関し必要な手続その他事項は、甲、乙協議して実施細目で定めるものとする。
（有効期間）
第18条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。
２　前項の期間満了の３ヶ月前までに、甲または乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、引き続き１年間を有効とし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年１１月２０日

甲　川崎市
川崎市長　阿　部　孝　夫

乙　横浜市南区永田東２丁目１番２０号
ジョイフル井土ヶ谷３０２
神奈川県葬祭業協同組合
理事長　芝　崎　成　光

１６－(2)　川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

【健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当】

（趣旨等）
第１条　この実施細目は、川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第３条第２項、第４条、第５条、第１７条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。
２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。
（要請書）
第２条　協定第３条第２項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。
（組合員の名簿）
第３条　協定第４条に規定する業務に協力するために、乙が指名する乙の組合員は、別表第１のとおりとする。
（供給等協力報告書）
第４条　協定第５条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第２のとおりとする。
（経費の請求方法）
第５条　協定第７条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。
（有効期間）
第６条　この実施細目の有効期間は、締結の日から１年間とする。
２　前項の期間満了の３ヶ月前までに、甲または乙からこの実施細目について別段の申し出がない場合は、引き続き１年間を有効とし、以後この例による。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年１１月２０日

別表第１

神奈川県葬祭業協同組合川崎支部　組合員名簿

平成１９年１１月２０日現在

区　名	名　　称	住　　所	電　話　番　号
川崎区	(有)亀屋葬儀社	小川町１５－１	２２２－２９５７
中原区	(有)鈴木商店	上小田中６－１９－１	７６６－３０７４
高津区	(有)田中屋	溝口４－６－１４	８２２－２４０２
	(有)新井葬儀店	下作延１９０４－５２	８２２－４０１４
多摩区	(資)阿部葬儀社	登戸１９１８	９１１－３１６４
横浜市	(有)鈴木葬儀店	横浜市鶴見区矢向５－６－２４	０４５－５８１－７５７９

１７－(1)　災害時における応急復旧資材の供給協力に関する協定（ＪＦＥスチール）

【港湾局整備計画課】

川崎市（以下「甲」という。）と、ＪＦＥスチール株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、市内の道路に被害が生じた場合、道路啓開に必要な応急復旧資材の供給について、その円滑な運営を期するため、協定に関する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、応急復旧のために、資材の供給を受ける必要があると認めるときは、次に揚げる事項を明らかにして、乙に協力を要請するものとする。

(1) 資材を必要とする担当部署及び担当者名
(2) 協力を要請する事由
(3) 必要とする資材の種類及び数量
(4) 復旧資材を必要とする場所
(5) その他必要な事項

２　甲は、乙から資材の供給を受けるときは、資材の生産依頼者に対して甲への提供の承諾を得るものとする。

（要請手続）

第３条　前条の規定による甲の要請は、川崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。

２　甲が乙に対し要請するにあたっては、文書により通知する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに文書にて通知するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、乙および乙の協力会社（以下「協力会社」という。）の操業に支障の無い範囲で速やかにこれに応じ、協力会社を通じて資材の供給に努めるものとする。

（報告）

第５条　乙は、第３条の要請に基づき協力したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 供給した資材の数量
(2) その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　乙が、第４条の規定による協力のために要する経費は、甲が負担する。

２　前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出し、法令その他に特段の定めがあるものを除くほかは、甲と乙が協議して決定するものとする。

（通知）

第７条　甲は、市内における災害時の円滑な協力が図れるよう、川崎市地域防災計画等に関し、本協定に関連する変更が生じたときは、その都度、乙に文書で通知するものとする。

（災害補償）

第８条　この協定に基づく甲の要請に従事した者に人身事故等が発生したときは、労働者災害補償保険

法（昭和２２年4月7日法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年3月31日条例２３号）を準用し、甲が補償する。

（担当部署及び連絡責任者）

第９条　甲、乙は、本協定に関して担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任し、相互に通知する。

２　甲、乙は、前項の規定により通知した内容に変更が生じた際は、その都度、変更内容を相互に通知する。

（実施細目）

第１０条　この協定の実施に関して必要な手続その他の事項は、甲と乙が協議して実施細目で定める。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項は、その都度、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

２　この協定は、前項の期間満了の日の１月前までに甲、乙いずれからも別段の申出がない場合は、引き続き１年間有効とし、以後も同様とする。

（実施日）

第１３条　この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２６年　３月　５日

甲　　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市長　　福田　紀彦

乙　　川崎市川崎区扇島１番地１
ＪＦＥスチール株式会社　東日本製鉄所
京浜地区所長　　弟子丸　慎一

１７－(2)　災害時における応急復旧資材の供給協力に関する協定実施細目（ＪＦＥスチール）　【港湾局整備計画課】

（趣旨）

第１条　この実施細目は、川崎市（以下「甲」という。）と、ＪＦＥスチール株式会社（以下「乙」という。）との間において締結した、災害時における応急復旧資材の供給協力に関する協定（以下「協定」という。）第１０条に基づき、当該協定の実施に関して必要な手続きその他の事項を定めるものである。

（協力要請依頼）

第２条　協定第３条において、川崎市対策本部長（以下「本部長」という。）が協力要請をすることが出来ない場合は、川崎市災害対策本部各部長及び各区本部長（以下「各部長」という。）が代行して行うものとする。

２　甲が乙に対し要請するにあたっては、文書により通知する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。

（協力会社の通知）

第３条　協定第４条において、資材の供給を行う乙の協力会社（以下「協力会社」という）の名簿を甲に提出し、承諾を得るものとする。

（供給資材）

第４条　甲が要請する供給資材については、品質や特性を甲乙両者で確認した上で、乙は協力会社を通じて提供するものとする。

（協力の範囲）

第５条　協定第４条に規定する協力の実施において乙が協力する範囲は、供給する資材を運搬車両に積込むまでを基本とするが、甲が運搬車両を調達することが困難な場合は、甲乙協議の上、乙の協力範囲を決定するものとする。

（要請手続の文書様式）

第６条　協定第３条第２項に規定する要請手続において甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。

（報告手続の文書様式）

第７条　協定第５条に規定する報告手続において乙が甲に提出する文書の様式は、様式第２のとおりとする。

（経費の請求及び支払い）

第８条　協力会社は、供給協力完了後、これに要した経費を甲に請求する。

２　協力会社は前項の請求に際して、経費の積算根拠を示す一覧表を添付した請求書により行うものとする。

３　甲は、前項の請求があった場合には、その経費を支払うものとする。

（担当部署等の通知の文書様式）

第９条　協定第９条第１項に規定する担当部署及び連絡責任者は、様式第３に記載の上、両者が保有する。

２　協定第９条第２項に規定された変更の通知は、様式第４を用いてそれぞれの連絡責任者に対して行うものとする。

（有効期限）

第１０条　この実施細目の有効期間は、実施細目締結の日から１年間とする。

２　この実施細目は、前項の期間満了の１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも別段の申し出がない場合は、引き続き１年間有効とし、以後も同様とする。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年　３月　５日

甲　　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市長　　福田　紀彦

乙　　川崎市川崎区扇島１番地１
ＪＦＥスチール株式会社　東日本製鉄所
京浜地区所長　　弟子丸　慎一

１８－(1)　災害時における段ボール製品の調達に関する協定（東日本段ボール工業組合）

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、川崎市内で災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において、甲は、物資を必要とするときは、文書により、乙に対し、物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施及び受諾等）

第３条　乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

(1) 川崎市内もしくは最寄りの場所に事業所を有するもの

(2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの

(3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

２　乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

(1) 組合員の名称、所在地

(2) 連絡窓口、連絡方法

(3) 物資の種類、数量、提供可能時期

(4) その他必要な事項

３　甲は、乙から前項の連絡を受けた後、同項の承諾をした乙の組合員（以下「承諾組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

４　乙及び承諾組合員は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙及び承諾組合員が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 段ボール製簡易ベッド

(2) 段ボール製シート

(3) 段ボール製間仕切り

(4) その他組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第５条　承諾組合員は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

２　承諾組合員は、運搬終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

（費用）

第６条　承諾組合員が供給する物資の対価及び運搬等の費用については、災害対策基本法第 91 条又は第 92 条の規定に基づき、相当額を甲が負担するものとする。

２　前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び承諾組合

員が協議の上決定するものとする。

（連絡体制等）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

２　乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（車両の通行等）

第８条　甲は、第２条の要請に基づき事業所が物資を運搬等する際には、通行等に支障が生じないよう可能な限り配慮するものとする。

（協議等）

第９条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

３　乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

（実施細目等）

第 10 条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（他の協定との関係）

第 11 条　この協定は､甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（有効期間）

第 12 条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の１か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（履行）

第 13 条　乙は、組合員又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって協定を履行するよう求めるが、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

（その他）

第 14 条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

平成２９年２月１日

甲　　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　　福田　紀彦

乙　　東京都中央区八丁堀四丁目１番４号　後関ビル８階
　　東日本段ボール工業組合
　　理事長　　齋藤　英男

１８－(2)　災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目（東日本段ボール工業組合）

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関する協定（以下「協定」という。）第９条に基づき、協定の実施に必要な事項を次のとおり定める。

（要請手続き）
第１条　協定第２条に定める甲の乙に対する要請文書は、段ボール製品供給要請書（別記様式）による。

（連絡責任者）
第２条　甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。
２　前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（段ボール製品の確保）
第３条　乙は災害時に必要な生活物資として、協定第４条に定める物資の確保に努めるものとする。

（段ボール製品の納入等）
第４条　乙は甲指定の場所に段ボール製品を納入する場合、段ボール製品の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する甲の指定する者（次項において「引取人」という。）に提出するものとする。
２　前項の納品書を受け取った引取人は、段ボール製品の種類、数量等を確認し受領書を発行するものとする。

（費用弁償）
第５条　協定第６条に規定する費用の請求及び支払いは遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

平成２９年２月１日

甲　　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　　福田　紀彦

乙　　東京都中央区八丁堀四丁目１番４号　後関ビル８階
　　東日本段ボール工業組合
　　理事長　　齋藤　英男

１９　災害時等における食料品の調達、調理、配送等の協力に関する協定書（南部、中部、北部）

【教育委員会事務局健康給食推進室】

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他による災害が川崎市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、川崎市（以下「甲」という。）と株式会社○○（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食料品の調達、調理、配送等（以下「調理・配送等業務」という。）の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動及び要請）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が川崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

２　災害時において甲が調理・配送等業務を必要と認めた場合は、甲は乙に対し、調理・配送等業務についての協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、施設設備の安全な稼働が確認でき、対応可能な人材が確保される範囲において、調理・配送等業務に関する協力に努めるものとする。

（要請手続）

第４条　第２条に規定する要請は、調理・配送等業務要請書（第１号様式）により、行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況により、緊急を要するときは、電話等の方法により協力要請することができるものとする。この場合において、甲は、乙に対し事後に前項の調理・配送等業務要請書を提出するものとする。

（調理・配送等業務内容）

第５条　乙が協力する調理・配送等業務は、次に掲げる事項とする。

(1)　甲と協議し、調達可能な食材を調達すること。

(2)　甲又は乙が調達した食材を調理すること。

(3)　甲若しくは乙が調理した食材又は他の物資等を配送すること。

(4)　甲による配送車両の活用について、調整すること。

（完了報告）

第６条　乙は、調理・配送等業務を完了したときは、調理・配送等業務完了報告書（第２号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法で報告し、事後に調理・配送等業務完了報告書を提出するものとする。

（費用負担等）

第７条　甲の要請に基づき、乙が第５条の規定による協力をするために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、乙の自主的な協力に伴う経費は無償とする。

２　前項の経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、乙から前項の請求があった日から３０日以内に当該経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が当該期日までに支払うことができない合理的な事情がある場合には、当該事情の解消後速やかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第８条　この協定に基づき、第５条の調理・配送等業務に従事した者に人身事故等が発生したときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害

補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）の規定を準用する。

（連絡責任者等）

第９条　調理・配送等業務に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定め相手方に報告するものとする。

２　協定の有効期間の途中において前項で定めた内容の変更が生じた場合は、速やかに当該変更内容について相手先に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定は、協定締結の日から平成４４年3月３１日まで効力を生ずるものとし、同日までの期間中においては、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を相手先に通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年　8月１８日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市長　福田　紀彦

乙　所 在 地
　　会 社 名
　　代表者名

締結先一覧

締結先	代表者名	所在地
株式会社川崎南部学校給食サービス	代表取締役　山本　徳憲	川崎市川崎区南町 20 番地 3
株式会社川崎中部ＳＬＳ	代表取締役　善田　高志	川崎市幸区南加瀬 3 丁目 4 番 9 号
株式会社川崎北部学校給食サービス	代表取締役　山本　徳憲	川崎市中原区上小田中二丁目 3 番 6 号

第１号様式

第　　号
年　　月　　日

様

川崎市長

調理・配送等業務要請書

災害時等における食料品の調達、調理、配送等の協力に関する協定書第４条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

（1）災　害　名	
（2）協　力　期　間	年　月　日　午前・午後　時　分から 年　月　日　午前・午後　時　分まで
（3）協　力　内　容	
（4）食　事　提　供　先	
（5）配　送　の　有　無	有　・　無
（6）その他必要な事項	
（7）担　当　者　等	①　所　属 ②　職氏名 ③　電　話

第２号様式

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

調理・配送等業務完了報告書

年　月　日付け　第　号により要請のありました件について、下記のとおり完了しましたので、災害時等における食料品の調達、調理、配送等の協力に関する協定書第６条の規定により、報告します。

記

完　了 年月日	協　力　内　容	食　事　提　供　先	配送の有無
			有　・　無

２０　災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定（総合サービス）

【環境局収集計画課】

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内で地震等大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における携帯トイレ等の提供協力に関し、川崎市（以下「甲」という。）が株式会社総合サービス（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この協定において「携帯トイレ等」とは、断水や排水不可となった洋式便器などに設置して使用する便袋（し尿をためるための袋）及び便袋を使用する際に必要となる資器材を意味するものとする。

（協力要請及び手続）

第３条　甲は、大規模災害時において乙に対して携帯トイレ等の提供について協力を要請することができるものとする。

２　前項の規定による甲の要請は、環境局長が行うものとする。

３　甲は、第１項の要請を行うときは、携帯トイレ等提供要請書（第１号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書によりがたい場合は口頭又は電話で要請することができるものとする。

（提供）

第４条　乙は、甲から提供の要請を受けたときは、携帯トイレ等を甲に対して優先的に提供するよう努めるものとする。

２　携帯トイレ等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

３　乙は、携帯トイレ等を提供したときは、遅滞なく甲に対して携帯トイレ等提供報告書（第２号様式）を提出するものとする。

４　提供数及び納期については甲乙協議の上、決定する。

（費用の負担）

第５条　前条により、乙が提供した携帯トイレ等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用には、梱包及び運搬に要する費用を含むものとする。

３　第１項の規定により甲が負担する費用は、甲乙協議の上、災害発生時直前における適正価格にて決定するものとする。

（連絡窓口）

第６条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境局生活環境部収集計画課、乙においては株式会社総合サービス営業部とする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する日の１か月前までに甲乙協議を行い、双方延長の合意を得た場合は、さらに１年間延長するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定の解約）

第８条　甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を申し出たときは、前条の有効期間内にかかわらず、解約予定日の１か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定の解約を行うものとする。

（実施細目）
第９条　この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙が協議して定めるものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成３０年５月１日

（甲）　川崎市川崎区宮本町１番地
川　崎　市
川崎市長　　福　田　紀　彦

（乙）　東京都中央区日本橋３－１４－５　祥ビル３階
株式会社　総合サービス
代表取締役　　新　妻　普　宣

第１号様式

携帯トイレ等提供要請書

年　　月　　日

株式会社
代表取締役　　様

川崎市長
（川崎市環境局長）

平成　　年　　月　　日に貴社と締結した「災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定」第３条第２項に基づき、次のとおり携帯トイレ等の提供を要請します。

要請担当者	部　　署： 職　氏　名： 電 話 番 号： 電子メール：
口頭、電話等による 要請の日時	年　　月　　日（　　） 時　　分頃
要請理由	
要請内容	携帯トイレ：　　枚 その他：
搬入場所 （施設名称）	
履行期日	年　　月　　日（　　）
備考	

※要請内容の欄には携帯トイレ等の数量を記入すること。

第２号様式

携帯トイレ等提供報告書

年　　月　　日

川崎市長　　様
（川崎市環境局長）

株式会社
代表取締役

平成　　年　　月　　日に貴市と締結した「災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定」に基づき、次のとおり携帯トイレ等の提供が完了したので、第４条第３項の規定により報告します。

要請書の日付	年　　月　　日付け
提供内容	携帯トイレ：　　枚 その他：
搬入場所 （施設名称）	
履行期日	年　　月　　日（　　）
報告者の所属氏名	所属氏名： 電話番号：
備考	

※提供内容の欄には携帯トイレ等の数量を記入すること。

２１　全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定

【経済労働局北部市場管理課】

（趣旨）

第１条　全国公設地方卸売市場協議会各会員（以下「会員」という。）は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応援措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　被災者に供給する生鮮食料品の提供

(2)　被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

(3)　被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の斡旋又は提供

(4)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

（応援要請の手続き）

第３条　被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長（以下「会長」という。）に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量

(3)　前条第２号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段

(4)　前条第３号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等

(5)　連絡窓口

(6)　応援の期間

(7)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援体制）

第４条　会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。

２　会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

（応援の実施）

第５条　会長から要請された会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りでない。

２　応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁するものとする。

３　応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

（連絡担当部局）

第７条　会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第９条　この協定は、全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

附則

１　この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとみなす。

２　この協定は、平成２９年９月１日から施行する。

１　災害時における緊急輸送の応援に関する協定（神奈川県トラック協会）

【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　この協定は、市内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における応急対策としての緊急輸送の応援及び市外で災害が発生した場合における被災地への緊急輸送の応援（以下「応援」という。）について、円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

(1)　災害対策本部等への乙の会員の派遣

(2)　甲が指定する場所への物資の輸送

(3)　前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める業務

（応援の要請）

第３条　甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、文書をもって、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、応援を要請するものとする。ただし緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を要請する事由

(2) 応援を必要とする車両数、車両種類及び人員

(3) 応援を必要とする場所

(4) 応援を必要とする期間及び活動内容

(5) その他参考となる事項

（応援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り、最大限応じるものとする。

（応援の報告）

第５条　乙は、前条の規定による応援に従事した場合は、文書をもってすみやかに甲に対し、第３条に掲げる事項を報告するものとする。ただし緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第６条　第３条の規定による要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡を円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとし、変更が生じた場合には、随時報告するものとする。

（経費の負担）

第７条　第３条の規定による応援のために要した経費は、甲が負担する。

２　前項の経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の支払）

第８条　前条の規定による経費に係る乙の請求は、第３条の規定による応援が完了した後に行うものとし、甲の乙に対する支払は、甲の通常の支払方法により行うものとする。

（補償）

第９条　第３条の規定による応援に従事した者が、応援に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例によ

り甲が補償する。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の３月前までに、甲または乙からこの協定について別段の申出がない場合は、引き続き１年間を有効とし、以後この例による。

（その他）

第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は平成26年３月５日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各自１通を保有する。

平成２６年３月５日

甲　川崎市
川崎市長　　福　田　紀　彦

乙　横浜市港北区新横浜２丁目１１番地の２
一般社団法人神奈川県トラック協会
会　長　　筒　井　康　之

２　災害時における物資の輸送に関する協定（日本通運横浜支店）

【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における応急対策として、必要な事項について、川崎市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社（以下「乙」という。）との間に、物資の輸送に関し、その要請の適正と円滑な運営を期するため、この協定を締結するものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害により物資の輸送を要請する必要があると認めるときは、文書をもって、次に掲げる事項を明らかにして、要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 物資の輸送先明記

(3) 物資の輸送方法の明記

(4) その他必要事項

（実施）

第３条　乙は、物資等の輸送要請を受けたときは、業務に支障のない限り実施するものとする。

（経費）

第４条　前条の業務遂行に要した費用は、要請を行なった甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第５条　第２条に掲げる要請に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては川崎市災害対策本部事務局長を、乙については川崎支店長を連絡責任者とする。

（雑則）

第６条　この協定の実施に関し、必要な事項は、甲乙両当事者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、昭和44年６月１日から１箇年とし、満了後は、甲乙両当事者が協議して定めるものとする。

前項の期間満了１ヵ月までに甲乙いずれからも別段の申し出がない場合は引続き１ヵ年有効とし以後この例による。

この協定の成立を証するため、甲乙両当事者が記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

昭和 44 年６月１日

甲　　川　　崎　　市
川崎市長　　金刺　不二太郎

乙　　横浜市中区海岸通３丁目９番地
日本通運株式会社横浜支店
支店長　　日下　一良

３　災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部）　【危機管理本部】

（主旨）

第１条　この協定は、川崎市（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部（以下「乙」という。）との間に、災害時における軽自動車輸送の協力について、その要請の適正な運営を期するため、この協定を締結する。

（要請）

第２条　甲は、軽自動車輸送の協力の必要があると認められたときは、文書をもって、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、要請するものとする。ただし緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）協力を必要とする台数、車両種類及び人員

（３）協力を必要とする場所

（４）協力を必要とする期間及び活動内容

（５）その他参考となる事項

（実施）

第３条　乙は、甲から協力の要請を受けたときは、業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り、実施するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条に基づき協力に従事した場合は、文書をもって、すみやかに甲に対し、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後文書を提出するものとする。

（１）協力に従事した車両数、車両種類及び人員名簿

（２）その他必要となる事項

（連絡責任者）

第５条　第２条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、第４条の報告の実施に関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては、川崎市災害対策本部事務局長を、乙においては赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部災害対策本部長を連絡責任者とする。

（経費の負担）

第６条　第３条により協力のために要した経費は、甲が負担する。

（通知）

第７条　甲乙は、土木局防災対策室長は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、区役所等の備蓄庫、援助物資受入拠点及び地域防災拠点等、防災関係資料の修正の都度、乙に通知するものとする。

２　乙は、この協定により協力できる神奈川県支部組合員名簿を毎年６月末日までに、甲に通知するものとする。
３　定期的な協議の場は、相互がそれぞれ通知したときに協議して定め、実施するものとする。

（補償）
第８条　第３条に基づき協力に従事した者が、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃病となった場合においては、本人又はその遺族に対し、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）を準用し補償する。

（雑則）
第９条　この協定の実施に関し、必要な事項は、当事者が協議して決めるものとする。
第１０条　この協定は、協定締結日から適用する。

この協定成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成８年１１月１４日

甲　川　崎　市
川崎市長　髙　橋　　清

横浜市南区中村町５－３１６
乙　赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
神奈川県支部長　長谷川　吉秀

４－(1)　災害時における救援活動に関する協定（川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部）

【港湾局庶務課】

川崎市（以下「甲」という。）と、川崎港運協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内に地震、風水害その他の災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合又は市民生活に影響を与える不測の事態が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に要請する救援活動について、その円滑な運営を期するため必要な事項を定めるものとする。

（救援活動の要請）

第２条　甲は、災害時において必要と認めるときは、次の各号に掲げる救援活動について、乙に対し協力要請をすることができる。

⑴　甲の指定した公共ふ頭における救援物資に係る荷役に関すること。

⑵　甲の指定した救援物資の集積場所若しくは航空機臨時離発着場への輸送又はこれら相互間の輸送に関すること。

⑶　災害応急活動に必要な人員又は重傷者等の輸送に関すること。

⑷　人的被害及び港湾施設の被害状況に係る情報収集並びに甲への通報に関すること。

⑸　その他災害時の救援活動として必要な事項

２　前項の規定により甲から要請を受けたときは、乙はこれに応ずるものとする。

（要請手続）

第３条　前条の規定による甲の救援活動の要請は、川崎市災害対策本部港湾部長（以下「港湾部長」という。）が行うものとする。

２　港湾部長が乙に対して行う救援活動の要請は、別に定める要請書をもって行う。

（救援活動）

第４条　甲の要請により出動した乙は、必要に応じて現地に派遣された市職員の立会い又は指示のもと、救援活動に従事するものとする。ただし、現地に当該市職員が派遣されないとき又は未だ到着していないときにおいては、乙は、自らの判断に基づき要請された事項について、救援活動を実施するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第３条の要請に基づき救援活動を実施したときは、速やかに別に定める報告書を甲に提出する。

（経費の負担）

第６条　甲が乙に要請した救援活動に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第７条　乙は、協会員の作業実績等を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（価格の決定）

第８条　甲が負担する経費の価格は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか次により算出した価格を基準として決定する。

⑴　港湾運送事業法による国土交通大臣届出料金を適用する。

⑵　前号の定めにより難いときは、甲と乙が協議して定める。

（連絡体制等）

第９条　この協定の実施に関する事項の連絡責任者は、甲にあっては川崎港港務所業務課長、乙に

あっては川崎港運協会事務局長とする。

２　乙は、災害時における円滑な救援活動が実施できるよう、応援体制及び情報連絡体制等の整備に努めるものとする。

（補償）

第10条　この協定に基づき、救援活動に従事した者が当該救援活動に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は、負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例23号）を適用し補償する。

（訓練）

第11条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（実施細目）

第12条　この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して実施細目を定める。

（協議）

第13条　この協定に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（適用）

第14条　この協定は、平成14年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を３通作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成 14 年３月 26 日

甲　川崎市
川崎市長　阿　部　孝　夫

乙　川崎市川崎区東扇島38-1
川崎港運協会
会　長　　鈴　木　毓　夫

川崎市川崎区東扇島38-1
港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部
支部長　　三　田　勝　久

４－(2)　災害時における救援活動に関する協定実施細目（川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部）

【港湾局庶務課】

川崎市（以下「甲」という。）と川崎港運協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部（以下「乙」という。）との間において締結した災害時における救援活動に関する協定（以下「協定」という。）第 12 条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（用語の意義）
第１条　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（要請手続）
第２条　緊急を要する場合は、協定第３条の規定にかかわらず、港湾部長が電話等で救援活動の要請をすることができる。この場合において、要請内容は、要請時点で判別しているもので差し支えない。
２　前項の規定において、港湾部長が協力要請をすることができない場合は甲、乙間で定めたその職に代わるものが行う。
３　協定第３条第２項に規定する甲が乙に提出する救援活動に係る要請書は、様式第１（以下「要請書」という。）をもって行う。

（報告書）
第３条　協定第５条に規定する乙が甲に提出する救援活動に係る報告書は、様式第２とする。

（経費の請求手続）
第４条　協定第７条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す一覧表を添付した請求により行うものとする。

（訓練）
第５条　協定第11条の規定に基づき、乙が甲の実施する訓練に協力するときは、無償とする。

（協議）
第６条　この実施細目に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

（適用）
第７条　この実施細目は、平成14年４月１日から適用する。

この実施細目の締結を証するため、本書３通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 14 年３月 26 日

甲　川崎市
　　川崎市長　阿　部　孝　夫

乙　川崎市川崎区東扇島38-1
　　川崎港運協会
　　会　長　　鈴　木　毓　夫

　　川崎市川崎区東扇島38-1
　　港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部
　　支部長　　三　田　勝　久

５－(1)　川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）とは、災害時における霊柩自動車輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、川崎市内において地震、風水害、その他の災害が発生（以下「災害時」という。）し、多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生した場合における遺体の搬送について、甲が乙に霊柩自動車等による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請することができること及びその場合の手続き等を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時の遺体搬送のための車両を必要とするときは、乙に対し輸送の協力を要請することができる。

（要請手続）

第３条　前条の規定による甲の要請は、各区本部長が行う。ただし、災害の状況により所管部長からも協力を要請することができる。

２　甲が乙に要請するに当っては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

（１）要請を行った区本部長又は所管部長の名称と担当者名

（２）要請した理由

（３）要請した車両台数

（４）要請期間

（５）その他必要な事項

（輸送業務）

第４条　協力要請が行われた場合、輸送に協力する乙の協会員は、甲の指示に従い、斎苑等への遺体の搬送業務に従事すること。

２　乙の協会員は、要請に基づき、実施細目で定める参集場所へ参集すること。

（報　告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき協力をしたときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

（１）従事した車両及び従事者名簿

（２）従事日数及び走行距離

（３）その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第７条　乙は、協会員の輸送活動実績を集計し、次に掲げる経費を甲に一括して請求するものとする。

（１）遺体搬送車両及び従事者に要する経費

（２）遺体搬送業務実施に伴う有料駐車場の使用料金

（３）その他甲が負担すべき経費

２　業務に加え、乙が遺族等の要請により業務の範囲を超える行為を行った場合、この行為に要した経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙協議し、決定するものとする。

（支援体制の整備）

第１０条　乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、関東各支部のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

２　業務に協力するため、乙が事前に指名する乙の協会員名簿（以下「名簿」という。）を甲に提出す

るものとする。
３　名簿に変更があった場合は、甲に届け出るものとする。
（連絡責任者）
第１１条　この協定の実施に関する責任者は、甲にあっては各区本部長、乙にあっては神奈川県支部長とする。
（災害時の情報の提供）
第１２条　乙は、輸送活動中に現認した災害情報を、積極的に各区本部長又は所管部長に提供するものとする。
（職員の同乗等）
第１３条　各区本部長又は所管部長は、必要に応じ、乙の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。
２　乙は、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、各区本部長又は所管部長に職員の同乗を要請することができるものとする。
（通　知）
第１４条　甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、参集場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。
（協定実施の円滑化）
第１５条　甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、又、協定の実効性を高めるため、必要に応じて協議を実施するものとする。
（防災訓練への協力）
第１６条　乙は、甲が行う防災訓練に対して、甲の要請に基づき、必要な協力を行うものとする。
（補　償）
第１７条　第４条に規定する業務に従事した者が、業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）の例により甲が補償する。
（実施細目）
第１８条　この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙協議して実施細目で定めるものとする。
（有効期間）
第１９条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。
２　前項の期間満了の３ヶ月前までに、甲または乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、引き続き１年間を有効とし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年１１月２０日

甲　　川崎市
　　川崎市長　阿　部　孝　夫

乙　　東京都新宿区四谷３丁目２番地
　　トラック会館
　　社団法人全国霊柩自動車協会(※)
　　会　長　　一　柳　錍
　　(※現在の一般社団法人全国霊柩自動車協会)

５－(2)　川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目

【健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当】

（趣旨等）

第１条　この実施細目は、川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定（以下「協定」という。）第３条第２項、第４条、第５条及び第１８条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（要請書）

第２条　協定第３条第２項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。

（協会員の名簿）

第３条　協定第４条第１項に規定する、乙が事前に指名する乙の協会員は、別表第１のとおりとする。

（参集場所）

第４条　協定第４条第２項に規定する参集場所は別表第２のとおりとする。

（輸送協力報告書）

第５条　協定第５条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第２のとおりとする。

（経費の請求方法）

第６条　協定第７条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す輸送業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の３ヶ月前までに、甲または乙からこの実施細目について別段の申し出がない場合は、引き続き１年間を有効とし、以後この例による。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年１１月２０日

甲　　川崎市
　　川崎市長　阿　部　孝　夫

乙　　東京都新宿区四谷３丁目２番地
　　トラック会館
　　社団法人全国霊柩自動車協会(※)
　　会　長　　一　柳　　錀
　　(※現在の一般社団法人全国霊柩自動車協会)

６　災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入、配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、川崎市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う支援物資の受入、配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

（２）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（３）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をいう。

（４）「避難所等」とは、支援物資の配送先となる川崎市内の避難所又は甲が指定する支援物資の供給場所等をいう。

（５）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により支援物資の受入、避難所等への配送等が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）又は配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２　甲は、川崎市内における物資の流通状況が復旧するなど、物資集積・搬送拠点における荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（支援物資の受入、搬送等の要請）

第４条　甲は、支援物資の受入、搬送等のため必要と認めるときは、次に掲げる業務を乙に要請することができる。

（１）乙又は乙の関係団体の施設の物資集積・搬送拠点としての提供

（２）物資集積・搬送拠点の管理、運営

（３）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（４）配送時における被災者の物資ニーズの収集

（５）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

（６）荷役作業に必要な人員及び資機材の提供
（７）支援物資の受入、配送等に関する助言等を行う要員の派遣
（８）その他甲及び乙が必要と認め、かつ乙が応じられる事項
２　甲は、前項の規定による要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（支援物資の受入、配送等の実施）
第５条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）
第６条　乙は、第４条の規定による要請により同条第１項に掲げる業務（以下「業務」という。）を行ったときは、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。
２　甲及び乙は、第４条第２項及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）
第７条　第４条の規定による要請により乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。
２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）
第８条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）
第９条　支援物資の受入、配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）
第１０条　本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。業務の終了後又は本協定が終了した後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第１２条　甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとし、変更した場合も同様とする。

（協議）

第１３条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第１４条　本協定は締結の日から適用し、有効期間は協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日までに甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和５年３月３１日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長 福田 紀彦

乙　横浜市金沢区鳥浜町７番地３
　　佐川急便株式会社　神奈川支店

７　災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入、配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、川崎市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う支援物資の受入、配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

（２）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（３）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をいう。

（４）「避難所等」とは、支援物資の配送先となる川崎市内の避難所又は甲が指定する支援物資の供給場所等をいう。

（５）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により支援物資の受入、避難所等への配送等が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）又は配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２　甲は、川崎市内における物資の流通状況が復旧するなど、物資集積・搬送拠点における荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（支援物資の受入、配送等の要請）

第４条　甲は、支援物資の受入、配送等のため必要と認めるときは、次に掲げる業務を乙に要請することができる。

（１）乙又は乙の関係団体の施設の物資集積・搬送拠点としての提供

（２）物資集積・搬送拠点の管理、運営

（３）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（４）配送時における被災者の物資ニーズの収集

（５）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

（６）荷役作業に必要な人員及び資機材の提供
（７）支援物資の受入、配送等に関する助言等を行う要員の派遣
（８）その他甲及び乙が必要と認め、かつ乙が応じられる事項
２　甲は、前項の規定による要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（支援物資の受入、配送等の実施）
第５条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）
第６条　乙は、第４条の規定による要請により同条第１項に掲げる業務（以下「業務」という。）を行ったときは、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。
２　甲及び乙は、第４条第２項及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）
第７条　第４条の規定による要請により乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。
２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）
第８条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）
第９条　支援物資の受入、配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）
第１０条　本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。業務の終了後又は本協定が終了した後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第１２条　甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとし、変更した場合も同様とする。

（協議）

第１３条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第１４条　本協定は締結の日から適用し、有効期間は協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日までに甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和５年５月２６日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙　横浜市鶴見区江ヶ崎町３９６－2
福山通運株式会社　横浜支店
支店長　荒曽我　義孝

相模原市南区大野台２－３２－１
福山通運株式会社　相模原支店
支店長　前田　悦伯

１－(1)　１９大都市水道局災害相互応援に関する覚書【上下水道局水道管理課】

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、大都市間で締結した２１大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第１条　この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第２条　大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第３条　災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

（応援本部の設置）

第４条　応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

２　前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

３　応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

２　法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補て

んがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

３　応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

４　応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

５　応援都市は、応援要請都市が第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。

６　前５項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（防災関係物資等の調査結果の交換）

第６条　大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

２　大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

３　大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

（施設管理等に関する情報の交換）

第７条　大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

２　大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

（災害防止方策の調査研究）

第８条　大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第９条　この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

（協議）

第10条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

１―（２）１９大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目

【上下水道局水道管理課】

（趣旨）

第１条　この実施細目は、１９大都市水道局災害相互応援に関する覚書(令和　２年　３月３１日締結。以下「覚書」という。)第９条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この実施細目で使用する用語は、覚書で使用する用語の例による。

（幹事都市）

第３条　覚書の円滑な実施を図るため、覚書幹事都市を別表1のとおり、応援幹事都市を別表２のとおりそれぞれ定めるものとする。

２　覚書幹事都市は、平常時における大都市間の情報交換及び連絡調整業務を行う。

３　応援幹事都市は、災害時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1)被災した大都市の状況把握

(2)応援要請に関する連絡調整

(3)国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との連絡調整

４　覚書幹事都市の任期は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

（被害状況の早期把握等）

第４条　災害の発生後、被災した大都市は直ちに応援幹事都市をはじめ他の大都市へ状況を情報発信するものとし、その発信基準を別表３のとおり定める。

２　被災した大都市からの連絡がなく、応援幹事都市からも連絡が取れない場合には、応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整の上、その必要性を判断して現地に出動できるものとする。

３　前項の規定により現地に出動した応援幹事都市は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災した大都市から口頭による応援の要請を受けることができるものとする。

（連絡担当部課に関する情報の交換）

第５条　覚書第２条の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する情報の交換は、様式１（以下「連絡表」という。）により毎年４月末日までに行うものとする。

２　大都市は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

（応援要請の手続）

第６条　被災した大都市の応援要請は、応援幹事都市に対して行うものとする。

２　応援の要請を受けた応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整を図ったうえで、応援要請都市に代って他の大都市へ速やかに応援の要請を伝達するものとする。

３　応援の要請を受けた大都市は、応援幹事都市と調整を図ったうえで現地に出動するものとする。

（応援都市の職員等）

第７条　応援要請都市は、必要とする応援都市の職員及び業者等の派遣を要請するものとする。

２　応援都市の職員及び業者等は、宿泊場所等を自ら確保し、食料、被服、資金、装備その他の災害

時必要物資等を携行するものとする。

３　応援都市の職員及び業者等は、応援都市の都市名を表示する腕章等を着け、その身分を明らかにするものとする。

（連絡調整責任者の通知）

第８条　応援要請都市は、災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、情報連絡を一元化するため、速やかに連絡調整責任者を定め、応援幹事都市へ通知するものとする。

（応援本部の業務等）

第９条　応援本部は、応援要請都市の依頼に基づき次の各号に掲げる業務を行うものとする。

⑴応援要請都市との情報交換及び連絡調整

⑵国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との情報交換及び連絡調整

⑶応援都市の職員及び業者等に対する宿舎のあっせんその他の便宜の供与

⑷応援都市との作業分担の調整

⑸その他応援に必要な業務

２　前項各号に掲げる業務の総括は、応援幹事都市が行うものとする。

３　応援本部員は、覚書第４条第３項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部の協力要請があったときは、これに極力応じるものとする。

（応援都市の職員の派遣に要する経費の負担）

第１０条　覚書第５条第３項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援都市の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

２　応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

３　応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、それぞれその賠償の責に任ずるものとする。

４　前３項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（業者等に要する経費の負担）

第１１条　覚書第５条第４項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の算定基準によるものとする。

２　前項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（応援経費の繰替支弁）

第１２条　応援都市は、覚書第５条第５項の規定により応援経費を一時繰替支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

⑴物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

⑵車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

⑶機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

２　前項に定める応援要請都市への請求は、関係書類を添付した応援都市からの請求書により、行うものとする。

３　前２項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（防災関係物資等の情報交換）

第１３条　防災関係物資等の調査は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

⑴防災関係物資等の備蓄及び整備の状況については、様式２

⑵災害発生直後に応援に従事できる職員については、様式３

２　前項に規定する防災関係物資等の調査の結果は、毎年６月末日までに交換するものとする。

３　大都市は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

（物資等の規格統一及び相互利用）

第１４条　防災関係物資等については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、これらの備蓄及び整備については、それぞれ十分に配慮を行うものとする。

２　応援の活動においては、これらの物資を相互利用できるものとし、給水車等の車両については、相互の了解のもと他の大都市の職員によっても運転・運用ができるものとする。

（施設管理情報の交換）

第１５条　覚書第７条第１項に規定する防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報の交換は、次の各号に掲げるものを対象とする。

⑴水道施設位置図（浄・配水場、工事事務所、営業所等）

⑵応急給水予定場所を表示した図面

⑶使用資機材の規格

⑷その他必要な図書

２　大都市は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、浄・配水場の図面及び取・導・送・配水管路図面を応援幹事都市に提供するものとする。

３　大都市は、災害応援のため移動途上にある応援都市の便宜を図るため、隊員の休憩、物資の補給、情報の収集などの中継機能をそれぞれ用意し、その施設情報を交換するものとする。

（受入マニュアルの作成等）

第１６条　覚書第７条第２項に規定する応援の受入れに関するマニュアル（以下「マニュアル」という。）に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴応援都市の職員及び業者等の集結場所

⑵応急給水場所及び給水方法

⑶応急復旧方法

⑷応援時に必要となる携行品

⑸その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

２　大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、マニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

（調査研究、研修等）

第１７条　覚書第８条に規定する災害防止方策についての調査研究の結果及び参考となる資料は、毎年６月末日までに交換するものとする。

２　調査研究の結果及び参考となる資料は、災害派遣活動の経験などと合わせて研修等により、全国の水道事業体へ発信するものとする。

（協議）

第１８条　この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

別表１（第３条関係）　省略

別表２（第３条関係）　川崎市以外省略

大都市	応援幹事都市	
	第１順位	第２順位
札幌市	仙台市	川崎市
川崎市	静岡市	札幌市
静岡市	川崎市	神戸市

注　第１順位の大都市も被災し、応援幹事都市としての業務に支障が生じた場合、第２順位の大都市が第１順位の大都市に代わり応援幹事都市の業務を遂行する。

別表３（第４条関係）　被災した大都市からの情報発信の基準

●震度５弱以上の地震が発生したとき ●特別警報が発令されたとき ●その他重大な事故、災害が発生したとき
被災した大都市は、被害の有無にかかわらず、直ちに応援幹事都市をはじめ他の19大都市にＥメールにて発信する。なお、メール発信ができない場合は、電話等で応援幹事都市へ連絡し、応援幹事都市が被災した大都市に代わり他の19大都市にメール発信することができる。
【発信のタイミング】 発災後１時間以内。その後は状況に応じて3～6時間間隔で、被害や対応の状況が明らかになるまで被災都市の判断で継続する。 【発信内容】 水道事業の状況、被害があればその内容、応援要請の見通し、その他

様式１（第５条関係）　省略

様式２（第１３条関係）　省略

様式３（第１３条関係）　省略

２　東京都との緊急応援に関する業務協定【上下水道局水道管理課】

東京都及び川崎市は、緊急事態における水道施設の防護及び復旧並びに給水の円滑を確保するため、二者間に必要な応援（水道法第 40 条に規定する緊急応援を含む。）の実施について次のとおり協定する。

記

（緊急事態）

第１条　緊急事態とは、地震、火災又は異常渇水その他災害によりいちじるしく水道施設に損傷を受け、又は通常の給水に支障を生じる場合をいう。

（応援）

第２条　緊急事態における応援は、概ね次に掲げるところによる。

(1) 連絡管による原水の分水
(2) 連絡管による浄水の分水
(3) 車両等による浄水の給水
(4) 防護及び復旧資材の融通
(5) 人員の派遣

（応援の要請）

第３条　応援の要請は、文書によるものとし、当該文書には前条各号の区分並びに期限及び数量等を明示するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもってすることができる。この場合は、事後すみやかに文書を送付するものとする。

（回答）

第４条　応援の要請に対する回答は、前条に準じて行なうものとする。

（応援の対価）

第５条　応援の対価は、原則として有償とし、対価の額は、双方協議のうえ定めるものとする。ただし、協議の際、無償とすることが適当であると認めた場合は、この限りでない。

（協定の効力）

第６条　この協定の効力は、協定締結の日から生ずる。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

昭和40年８月２日

東京都水道局長　　扇　田　彦　一

川崎市水道局長　　高　垣　賢　隆

３－(1)　東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書

【上下水道局水道管理課】

東京都（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、非常時における水の相互融通のための連絡管（以下「連絡管」という。）の設置に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）
第１条　この基本協定は、震災時や大規模な水源水質事故時等の非常時に、水を相互に融通し、給水の安定性の確保を図ることを目的とする。

（連絡管の設置箇所及び名称）
第２条　連絡管の設置箇所は、次のとおりとする。
(1) 神奈川県川崎市多摩区登戸付近
(2) 東京都町田市能ケ谷町付近
２　連絡管の名称は、次のとおりとする。
(1) 前項第１号に規定する設置箇所に設置する連絡管の名称　東京・川崎　登戸連絡管（以下「登戸連絡管」という。）
(2) 前項第２号に規定する設置箇所に設置する連絡管の名称　東京・川崎　町田連絡管（以下「町田連絡管」という。）

（連絡管の設備）
第３条　連絡管の口径は、次のとおりとする。
(1) 登戸連絡管の口径　８００ｍｍ
(2) 町田連絡管の口径　４００ｍｍ
２　連絡管には付帯設備を設置する。

（工事の施行）
第４条　連絡管等（付帯設備を含む。以下同じ。）の設置工事（以下「工事」という。）は、甲が行う。

（工期）
第５条　工事のうち、設計を平成１７年度に行い、施工を平成１８年度に行う。

（工事費及び負担割合）
第６条　工事に要する費用（以下「工事費用」という。）の概算金額は、次のとおりとする。
(1) 登戸連絡管の工事費用　９千万円
(2) 町田連絡管の工事費用　７千万円
２　工事費用については、甲、乙それぞれが２分の１を負担するものとする。

（施設の所有）
第７条　完成した連絡管等は、甲及び乙の共有とし、持分はそれぞれ２分の１とする。

（維持管理等）
第８条　連絡管等の維持管理に要する費用については、甲、乙それぞれが２分の１を負担するものとする。
２　甲及び乙は、定期的な操作、運用訓練を共同で実施する。

（融通水）
第９条　融通する水は、浄水とする。
２　融通する水量は、次のとおりとする。

(1) 登戸連絡管の融通する水量　甲、乙共に日量最大１０万立方メートルとする。
(2) 町田連絡管の融通する水量　甲、乙共に日量最大１万５千立方メートルとする。
３　融通する水の対価については、別途協議する。

（建設協定及び管理運用協定の締結）
第１０条　甲及び乙は、連絡管等の布設、維持管理及び運用について、別途、建設協定及び管理運用協定を締結するものとする。

（その他）
第１１条　「東京・川崎　登戸連絡管の設置に関する基本協定書」（平成１５年１２月２２日締結）は、廃止する。
第１２条　この基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この基本協定締結の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成１７年２月２４日

甲　東京都
代表者　東京都公営企業管理者
水道局長　高　橋　　功

乙　川崎市
代表者　川崎市水道事業管理者
水道局長　入　江　高　一

３－(2)　東京都と川崎市における連絡管に関する管理運用協定書

【上下水道局水道管理課】

東京都（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、平成１７年２月２４日付けで締結した「東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書」第１０条の規定に基づき、東京都と川崎市における連絡管（以下「連絡管」という。）の維持管理及び運用について、次のとおり管理運用協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、震災時や大規模な水源水質事故時等の非常時における、甲及び乙の水の相互融通にかかる連絡管の維持管理及び運用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（連絡管の定義）

第２条　この協定で「連絡管」とは、平成１７年５月１８日付けで締結した「東京・川崎　登戸連絡管の設置に関する建設協定書」に基づき設置されたすべての施設の総称（以下「登戸連絡管」という。）及び平成１７年７月１日付けで締結した「東京・川崎　町田連絡管の設置に関する建設協定書」に基づき設置されたすべての施設の総称（以下「町田連絡管」という。）をいう。

（維持管理）

第３条　登戸連絡管の維持管理は別添図１により、町田連絡管の維持管理は別添図２により、甲及び乙がそれぞれ行うものとする。

２　登戸連絡管の維持管理部署は、甲は東京都水道局南部第二支所、乙は川崎市上下水道局第３配水工事事務所とする。

３　町田連絡管の維持管理部署は、甲は東京都水道局多摩給水管理事務所、乙は川崎市上下水道局第３配水工事事務所とする。

（補修又は改良）

第４条　連絡管を補修又は改良する必要が生じた場合は、甲乙協議の上行うものとする。

（補修又は改良による財産の帰属）

第５条　連絡管の補修又は改良に伴う完成物は、甲及び乙の共有物とし、その持分はそれぞれ２分の１とする。

（維持管理費用）

第６条　維持管理に要する費用は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 補修及び改良に要する費用並びに維持管理として別に定めるものに係る費用

(2) 事務費として前号の費用の額に７パーセントを乗じて算出した額

(3) 前２号の費用のうち消費税及び地方消費税が課されるものに対する消費税及び地方消費税の額

２　維持管理に要する費用は、当該費用が発生した年度末に精算し、複数年度に渡る工事にかかる費用の精算については、工事竣工後の年度末に行なうものとする。

（別件工事による取扱い）

第７条　甲及び乙は、水の相互融通事業とは別の事由による工事等により、連絡管による融通が不能となる恐れがある場合、相手方に対し、工事期間、断水期間等を速やかに通知するものとする。

２　前項の事由による断水期間においては、相互融通は行わないものとし、これより生じる損害等に対し、原因者は責任を負わないものとする。

３　第１項の工事に要する費用は、工事を施工した側の負担とする。

（連絡体制）

第８条　震災又は大規模な水源水質事故等が発生し、水の融通を依頼する場合の連絡先は次のとおりとする。

(1) 登戸連絡管については、甲は川崎市上下水道局水運用センター、乙は東京都水道局水運用センターにそれぞれ連絡するものとする。

(2) 町田連絡管については、甲は川崎市上下水道局水運用センター、乙は東京都水道局多摩給水管理事務所にそれぞれ連絡するものとする。

（運用及び運用訓練）

第９条　連絡管の運用及び運用訓練については、別途、甲乙協議して定めるものとする。

（融通費用）

第１０条　水の融通を行った場合の費用は、次の各号に掲げる額の合算額とし、融通を受ける側が全額を負担するものとする。

(1) 別に定めるところにより算出した１立方メートル当たりの単価に融通した水量を乗じて得た額

(2) 別に定める融通に係る費用

(3) 事務費として前号の費用の額に７パーセントを乗じて算出した額

(4) 前３号に掲げるものの合算額に対する消費税及び地方消費税

２　前項の費用は、前項第１号に定める単価が確定次第、速やかに精算するものとする。

（損害賠償等）

第１１条　甲及び乙は、連絡管の維持管理の瑕疵等により、甲、乙又は第三者に損害を与えた場合及び第三者の責に帰すべき事由により施設に支障を生じる事故等が発生した場合における損害賠償等については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（疑義の決定）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、その１通を保有するものとする。

平成１９年３月１９日

甲　東京都
　　代表者　東京都公営企業管理者
　　水道局長　　御　園　良　彦

乙　川崎市
　　代表者　川崎市水道事業管理者
　　水道局長　　江　井　　茂

３－(3)　東京都と川崎市における連絡管に関する管理運用協定書の取扱いにかかる確認書

【上下水道局水道管理課】

東京都（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、平成１９年３月１９日付けで締結した「東京都と川崎市における連絡管に関する管理運用協定書」（以下「協定」という。）の取扱いについて、以下のとおり確認する。

第１条　協定第１条における「非常時」とは、震災、水源水質事故又は施設事故によって甲又は乙の安定給水が図れなくなる恐れがあるときをいう。ただし、異常渇水時は非常時には含まない。

第２条　協定第２条における「すべての施設」とは、登戸連絡管については、協定別添図１の連絡管、弁、弁室、防食施設一式、流量計室及び流量計の附帯施設をいい、町田連絡管については、協定別添図２の連絡管、弁、弁室、流量計室及び流量計の附帯施設をいう。

２　流量計は簡易可搬式のものとし、登戸連絡管については乙が、町田連絡管については甲が、それぞれ保管及び管理するものとする。

第３条　協定第３条に基づき甲及び乙が行なう維持管理（以下「維持管理」という。）に伴う施設の点検等は、協定第９条に定める運用訓練時に実施するもの及び連絡管事故等の緊急時に甲又は乙がそれぞれ持つ管理基準により実施するものとする。

２　「別添図１」とは、登戸連絡管の財産区分及び維持管理区分を示す平面図をいい、維持管理区分は甲の第１バルブを境に甲の管理区分と乙の管理区分を分けるものとする。

３　「別添図２」とは、町田連絡管の財産区分及び維持管理区分を示す平面図をいい、維持管理区分は乙の第１バルブを境に甲の管理区分と乙の管理区分を分けるものとする。

第４条　協定第４条における「補修」とは、連絡管の現状維持のための取替え及び修繕をいい、「改良」とは、連絡管の機能又は価値を向上させる施設の増設及び新たな建設をいう。

２　協定第４条に規定する補修又は改良の実施に当たっては、計画の段階より予算計上に必要な事項等を速やかに報告し、甲乙協議の上行うものとする。

第５条　協定第６条における維持管理に要する費用は、甲及び乙それぞれの基準により算出するものとする。

２　「維持管理として別に定めるものに係る費用」は、次のとおりとする。

(1) 運用訓練実施時の甲及び乙による保安委託等に要する費用

(2) 連絡管事故等の緊急時における甲及び乙による出動に要する費用

(3) 可搬式流量計の保守にかかる費用

(4) 防食施設の保守にかかる費用

３　前項第２号については、甲乙双方が出動した場合は、相殺とする。

４　協定第６条に定める維持管理に要する費用の計算の過程において、事務費の額並びに消費税及び地方消費税の額に一円未満の端数が生じたときは、それぞれ切り捨てをするものとする。

５　協定第６条に定める維持管理に要する費用を按分した場合において、甲乙それぞれの負担額に一円未満の端数が生じたときは、甲乙のうち、維持管理を行なった側の負担額の端数を切り捨てるものとする。

６　協定第６条に定める維持管理に要する費用の精算にあたって、請求側は積上げ項目の調書を作成し、相手方に提示しなければならない。

第６条　協定第７条第2項における「これより生じる損害等」とは、別件工事に伴い、協定第１条にいう水の相互融通が果たせないことによる損害をいう。

第７条　協定第８条に定める連絡先への水の融通の依頼及び水の融通の実施に際して、甲乙は双方で文書を取り交わすものとする。ただし、文書の取り交わし時期は、その実施前後を問わない。
２　甲及び乙は、前項の連絡先に変更が生じる場合は、あらかじめ変更後の連絡先を相手方に通知するものとする。

第８条　協定第９条に定める運用及び運用訓練については、別に定める運用マニュアルに基づき行なうものとする。
２　協定第９条に定める運用訓練は、協定第３条第2項及び第３項に定める甲乙それぞれの維持管理部署で実施時期及び内容について協議の上、年１回以上、合同で実施するものとする。
３　運用訓練を実施した際に、連絡管に不具合を発見した場合、甲乙協議の上、補修等の対応を行うものとする。

第９条　協定第１０条第１項第1号に定める１立方メートル当たりの単価は、甲又は乙の融通した側の、融通を行なった年度における次の各号に掲げる費用の合計額を年間有収水量で除して得た額とする。
　この場合において、計算の過程の金額に一円未満の端数が生じたとき又は計算の結果の単価に小数点第３位以下の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
(1) 原水及び浄水の直接費
(2) 総係費のうち、原水及び浄水に係る経費
(3) 減価償却費及び資産減耗費のうち、原水及び浄水に係る経費
(4) 支払利息及び企業債取扱諸費のうち、原水及び浄水に係る経費
(5) 資産維持費のうち、原水及び浄水に係る経費
(6) 乙の場合にあっては、受水費執行額から関連収入の額を控除した額
２　協定第１０条第１項第２号に定める「別に定める融通に係る費用」とは、次のとおりとし、甲及び乙のそれぞれの基準により算出するものとする。
(1) 融通に伴う出動に要する費用
(2) 融通に伴う通水準備に要する費用
(3) 融通時の保安委託に要する費用
(4) その他融通に際し必要と認められる費用
３　協定第１０条に定める融通費用の計算の過程において、事務費の額並びに消費税及び地方消費税の額に一円未満の端数が生じたときは、それぞれ切り捨てをするものとする。
４　協定第１０条に定める融通費用の精算にあたって、請求側は積上げ項目の調書を作成し、相手方に提示しなければならない。

第１０条　この確認書に定めのない事項又はこの確認書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この確認書締結の証として本確認書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、その１通を保有するものとする。

平成１９年3月１９日

甲　東京都
　代表者　東京都公営企業管理者
　　水道局長　　御　園　　良　彦
乙　川崎市
　代表者　川崎市水道事業管理者
　　水道局長　　江　井　　茂

４－(1)　川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定

【上下水道局水道管理課】

（趣旨）

第１条　この協定は、水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、川崎市水道局と千葉県水道局（以下「両水道局」という。）とが災害により、著しく水道施設に損傷を受け、通常の給水に支障を生じる場合において、円滑かつ迅速な相互応援の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第３条　両水道局は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、別記様式１「災害時連絡表」（以下「災害時連絡表」という。）により毎年４月末までに相互に交換するものとする。

２　両水道局は、災害時連絡表により交換した内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

（応援の要請）

第４条　災害を受け応援を要請しようとする水道局（以下「応援要請水道局」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた水道局（以下「応援水道局」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　応援の要請は、応援要請水道局が、次の各号に定める事項を明らかにして、口頭又は電信、電話その他の情報通信手段により行うものとし、後日、速やかに応援水道局に文書を送付するものとする。ただし、応援要請水道局は、被害状況が判明しないこと等により、応援を要請すべき事項が明らかでない場合については、応援水道局と別途協議の上、応援を要請するものとする。

(1) 災害の状況
(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
(3) 必要とする職員の職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) 各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援内容）

第５条　応援水道局が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動
(2) 応急復旧活動
(3) 応急復旧用資機材の提供
(4) 管工事業者等の派遣
(5) 前各号に掲げるもののほか特に応援要請のあった事項

（応援要員の派遣）

第６条　応援水道局は、応援要請があった場合、直ちに応援体制を整え応援要請水道局に協力するものとする。

２　応援要請水道局は、応援水道局の職員及び管工事業者等（以下「応援要員」という。）に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

３　応援要員は、食料、被服、資金、装備その他災害時に必要な物資等を携行して行くものとする。

４　応援水道局から派遣された職員は、応援要請水道局の指示に従って作業に従事する。

５　応援要員は、応援水道局名を表示する腕章その他の標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、原則として応援要請水道局が負担するものとする。

２　応援水道局の職員の派遣に要する経費は、応援水道局が応援水道局の旅費及び諸手当に関する規定に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。

３　応援水道局の職員とともに応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援水道局が応援水道局の基準に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。

４　応援水道局の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道局が負担する。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請水道局が負担する。
５　前各項の規定にかかわらず、法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援水道局に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を応援要請水道局の負担額から控除するものとする。

（損害賠償に関する特則）

第８条　応援水道局の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請水道局が、応援要請水道局への往復途中に生じたものについては応援水道局が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

（応援経費の一時繰替支弁）

第９条　応援水道局は、応援要請水道局が前２条に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請水道局から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。
２　応援水道局は、前項の規定により一時繰替支弁した場合、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請水道局に請求するものとする。
(1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
(2) 車両等については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
(4) 応急治療をする場合の治療費及び損害賠償に係る経費については、その実費額

（防災関係物資等の調査結果の交換）

第10条　両水道局は、災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況について調査し、別記様式２「防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表」により毎年４月末までに相互に交換するものとする。
２　両水道局は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。
３　両水道局は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。
４　両水道局は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

（施設管理等に関する情報の交換）

第11条　両水道局は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。
２　両水道局は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（法第２条第１０号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成９年６月１日から適用する。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成９年５月30日

川崎市水道事業管理者　　渡　瀬　　正　則

千葉県水道事業管理者　　時　谷　　暢　明

様式１（第３条関係）（Ａ４）　省略
様式２（第１０条関係）（Ａ４）　省略

４－(2)　川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定の了承事項

【上下水道局水道管理課】

川崎市水道局（以下「甲」という。）と千葉県水道局（以下「乙」という。）とは、平成９年５月 30 日に締結した川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に関して次のとおり了解する。

１　渇水等について

協定第２条の「渇水等」の等については、水質事故を含むものとする。

２　管工事業者等について

協定第５条（４）の「管工事業者等」については、応援水道局の規程等に定めるところによるものとする。

３　管工事業者等の災害補償、損害賠償について

協定第５条（４）の管工事業者等の派遣に伴って、管工事業者等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償及び業務上第三者に損害を加えた場合における損害賠償については、応援水道局と管工事業者等との契約により処理するものとする。

４　復旧に係る工事費の算出について

協定第７条第１項の応援に要した経費のうち、復旧に係る工事費は原則として応援水道局の規程等に定める基準に基づき算出した額とする。

平成10年３月４日

甲　　川崎市水道事業管理者　　野　口　敞　宏

乙　　千葉県水道事業管理者　　時　谷　暢　明

５　横浜市との緊急応援に関する業務協定【上下水道局水道管理課】

横浜市及び川崎市（以下「両市」という。）は、緊急事態における水道施設の防護及び復旧並びに給水の円滑を確保するため、両市間に必要な応援（水道法第 40 条に規定する緊急応援を含む）の実施について次のとおり協定する。

記

（緊急事態）

第１条　緊急事態とは、地震、火災又は異状渇水その他の災害により、いちじるしく水道施設に損傷を受け、又は通常の給水に支障を生ずる場合をいう。

（応援）

第２条　緊急事態における応援は、概ね次に掲げるところによる。

(1) 連絡管による原水の分水
(2) 連絡管による浄水の分水
(3) 車両等による浄水の給水
(4) 防護及び復旧資材の融通
(5) 人員の派遣

（応援の要請）

第３条　応援の要請は、文書によるものとし、当該文書には前条各号の区分並びに期限及び数量等を明示するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもってすることができる。この場合は、事後すみやかに文書を送付するものとする。

（回答）

第４条　応援の要請に対する回答は、前条に準じて行なうものとする。

（応援の対価）

第５条　応援の対価は原則として有償とし、対価の額は、双方協議のうえ定めるものとする。ただし、協議の際、無償とすることが適当であると認めた場合は、この限りでない。

（協定の効力）

第６条　この協定の効力は、協定締結の日から生ずる。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

昭和40年８月２日

横浜市水道事業及び工業用
水道事業担当管理者
水　道　局　長　　渋　谷　三　郎
川崎市水道局長　　高　垣　賢　隆

６－（１）　公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

【上下水道局庶務課】

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、異常渇水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

（要請の種類）

第２条　関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業体が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

(1)　他の都県支部長に対する応援要請

(2)　協会本部の他の地方支部長（以下「他の地方支部長」という。）に対する応援要請

（要請方法）

第３条　前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長（以下「関東地方支部長」という。）に対して行うものとする。

２　前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

(1)　災害の状況

(2)　必要とする応援内容

(3)　必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(4)　必要とする給水車台数または応急復旧班数

(5)　応援の場所及び応援場所への経路

(6)　応援の期間

(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

３　第１項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長（以下「応援都県支部長」という。）に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

４　関東地方支部長は、第１項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めたときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

５　関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めたときは、第１項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

（代理）

第４条　関東地方支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表１に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

２　都県支部長は、都県支部長である事業体が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業体をあらかじめ決めておくものとする。

（応援都県支部長の責務）

第５条　応援都県支部長は、関東地方支部長から第３条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

（応援活動）

第６条　応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 応急復旧資機材の提供

(4) 工事業者の斡旋

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援職員の受入）

第７条　応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）及び応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に対し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

（幹事応援水道事業体）

第８条　関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業体との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業体を定めることができる。

（中継水道事業体）

第９条　関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業体の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

（支援拠点水道事業体）

第 10 条　関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

（費用負担）

第 11 条　この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

２　被災水道事業体が負担すべき費用であっても、被災水道事業体が当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援水道事業体が一時繰替支弁するものとする。

（他の地方支部への応援）

第 12 条　関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

２　関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業体においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

（協会本部正会員以外の水道事業体等への応援）

第 13 条　関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

（連絡担当部課）

第 14 条　関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（平時からの情報交換及び訓練）

第 15 条　相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

２　相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的に実施するものとする。

（その他）
第 16 条　この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附　則

1　この協定は、平成 10 年４月 30 日から適用する。

2　この協定の締結の証として、本書９通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その１通を保有する。

附　則

1　この協定は、平成 23 年 12 月７日から適用する。

2　この協定の締結の証として、本書９通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その１通を保有する。

附　則

1　この協定は、平成 28 年８月８日から適用する。

2　この協定の締結の証として、本書９通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 28 年８月８日

公益社団法人日本水道協会関東地方支部長
横 浜 市 長　　林　　文　子

公益社団法人日本水道協会東京都支部長
東京都公営企業管理者　　醍　醐　勇　司

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部長
川 崎 市 長　　福　田　紀　彦

公益社団法人日本水道協会千葉県支部長
千葉県知事　　森　田　健　作

公益社団法人日本水道協会埼玉県支部長
さいたま市長　　清　水　勇　人

公益社団法人日本水道協会群馬県支部長
前 橋 市 長　　山　本　　龍

公益社団法人日本水道協会栃木県支部長
宇都宮市長　　佐　藤　栄　一

公益社団法人日本水道協会茨城県支部長
日 立 市 長　　小　川　春　樹

公益社団法人日本水道協会山梨県支部長
甲 府 市 長　　樋　口　雄　一

別表１

順　　位	支　部　長　名
第　１　順　位	東　京　都　支　部　長
第　２　順　位	神 奈 川 県 支 部 長
第　３　順　位	千　葉　県　支　部　長
第　４　順　位	埼　玉　県　支　部　長
第　５　順　位	群　馬　県　支　部　長
第　６　順　位	栃　木　県　支　部　長
第　７　順　位	茨　城　県　支　部　長
第　８　順　位	山　梨　県　支　部　長

６－（２）　公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領　【上下水道局庶務課】

制定　平成 10 年　6 月 30 日幹事会決定
一部改正　平成 23 年 10 月 14 日幹事会決定
一部改正　平成 28 年　6 月 15 日幹事会決定

（趣　旨）

第１条　この要領は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）の支部長（以下「関東地方支部長」という。）と関東地方支部に属する都県支部長（以下「都県支部長」という。）とが、平成 10 年４月 30 日に締結した「公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第 16 条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　関東地方支部内で災害が生じた場合において、被災した都県支部の支部長は直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするとともに、平常時から都県支部内での連絡体制について整備するように努める。

（各都県支部の応援体制）

第３条　関東地方支部内において、地震災害が発生した場合は、次のとおり当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種　別	発令の時期	体　制
注意体制	震度５（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度５（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災事業体の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度６（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災事業体の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

２　関東地方支部長から応援の要請又は応援体制の準備の要請を受けた都県支部長は、都県支部内の事業体に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。

3　関東地方支部長は、関東地方支部内において震度６弱以上の地震が発生したときは、調査隊を派遣することができる。
4　前項の調査隊に係る職員は被災した事業体が属する都県支部の支部長と関東地方支部長が協議して決定する。

（応援活動）
第４条　応援活動は、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）の指示に従い、被災水道事業体が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。
2　応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）が、工事事業者とともに活動する場合は、応援水道事業体が応援に従事する工事事業者に連絡し、被災水道事業体での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事事業者との契約は、原則として応援水道事業体が締結する。ただし、被災地に工事を請け負うことができる業者がいる場合は、被災水道事業体と応援水道事業体が契約方法などについて協議するものとする。
3　協定第６条第５号に掲げる特に要請があった事項については、応援水道事業体が応じることができるものについて、応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

（応援水道事業体現地対策本部）
第５条　関東地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、各都県支部長と調整の上、応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。
2　現地対策本部は、現地における応援水道事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成するものとする。
3　幹事応援水道事業体は、現地対策本部を構成する応援水道事業体の中から関東地方支部長の指名又は互選により選出する。
4　現地対策本部を統括する現地対策本部長（以下、「本部長」という。）は、幹事応援水道事業体が担うこととする。
5　現地対策本部員（以下、「本部員」という。）は、現地対策本部を構成する応援水道事業体が担うこととする。

（現地対策本部の運営）
第６条　現地対策本部の基本的な役割は、次のとおりとする。
(1) 応援体制の整備及び把握

(2) 応援活動における指揮命令系統の確立
(3) 被害状況の把握
(4) 応援受け入れ態勢の支援
(5) 被災水道事業体との連絡調整
(6) 応援水道事業体間相互の連絡調整
(7) 関係各機関との連絡調整

（応援活動の体制）

第７条　各事業体が派遣する応援の基本編成は、次のとおりとする。

項　　目	編　　成
応急給水活動	１　応急給水班１班あたり３名体制（運転手１名、給水要員２名）を標準とする。 ２　３班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。 ３　派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、１週間程度とする。
応急復旧活動	１　応急復旧班１班あたり８名体制（責任者１名、記録者１名及び作業員６名）を標準とする。 ２　３班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県市部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。 ３　派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、１週間程度とする。
	１　漏水調査班１班あたり４名体制（責任者１名及び作業員３名）を標準とする。 ２　ただし、各事業体の現状を踏まえ、これらの業務を漏水調査会社等へ委託することについては、前もって検討し、協力要請を行っておくこと。 ３　派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、１週間程度とする。
現地対策本部	１　本部長及び本部員が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。 ２　派遣する人数については、本部長及び本部員が協議の上決定する。 ３　派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健

	康等を考慮し、１週間程度とする。

２　応援水道事業体の職員（以下「応援職員」という。）には、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

３　応援職員は、被災水道事業体又は現地対策本部の指示に従う。

４　応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援の受入態勢）

第８条　都県支部長は、その属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の事項について応援受入マニュアル等を作成するよう依頼し、都県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1)　一般的事項

ア　各応援活動に関する方法及び手順

イ　各応援活動の担当及び担当との連絡方法

ウ　作業報告の内容及び手続

エ　応援職員のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策

オ　他機関との応援体制

(2)　応急給水活動に関する事項

ア　応急給水の水源となる水道施設等

イ　応急給水拠点の位置

ウ　給水車の要請リスト

(3)　応急復旧活動に関する事項

ア　復旧優先線路の明示

イ　資機材及び残土等の置場の確保

ウ　施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

(4)　応急復旧資機材の提供に関する事項

ア　資機材の備蓄及び整備状況

イ　必要となる資機材の種別

ウ　各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

（中継水道事業体の活動）

第９条　協定第９条に規定する中継水道事業体は、応援職員への被災地情報の提供、応援職員の休憩場所や駐車場の提供等、応援職員の移動補助を目的とした活動を行う。

２　前項の場合において、中継水道事業体は、応援職員の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、可能な限り特段の費用負担が生じないよう留意する。

（支援拠点水道事業体の活動）

第 10 条　協定第 10 条に規定する支援拠点水道事業体は、被災水道事業体での応急給水活動に支障がある場合には、応急給水基地となる水道施設の提供、応援職員の宿泊施設確保の補助、応援職員への通信手段の貸与等、応援職員の活動補助等を行う。

２　前項の場合において、支援拠点水道事業体は、可能な限り特段の費用負担が生じないよう留意する。

（応援活動の情報提供）

第 11 条　関東地方支部長、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体の属する都県支部長は、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体に対して、被災水道事業体の情報等を提供するものとする。

２　関東地方支部長及び都県支部長は、関東地方支部内の事業体に対して、被災水道事業体での活動状況について、必要に応じて情報等を提供するものとする。

（応援に要する費用負担の原則）

第 12 条　応援職員に係る人件費等の費用は、応援水道事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（調整手当等応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下において同じ。）については、応援水道事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災水道事業体が負担する。

２　応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業体の負担とする。ただし、被災水道事業体において応急治療する場合の治療費は、被災水道事業体の負担とする。

３　応援職員の被災水道事業体での宿泊や食料に係る経費については、被災水道事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援水道事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援水道事業体の負担とする。

４　法令上特別の定めその他の特別の措置により、応援水道事業体に対して、応援に要した費用について補填があった場合は、その金額を被災水道事業体の負担額から控除する。

５　応援職員が、応援活動に係る業務上において第三者に対し損害を加えた場合については、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災水道事業体が、被災水道事業体への往復途中に生じたものについては応援水道事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

６　応援職員とともに応援に従事する事業者等の派遣に要する経費は、応援水道事業体の算定基

準により算定し、被災水道事業体が負担する。

7　中継水道事業体及び支援拠点水道事業体が被災水道事業体の支援に要した費用は、前各項に準じて扱うものとする。

8　その他具体的な負担区分については、次のとおりとする。

	被災水道事業体が負担すべき費用	応援水道事業体が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料 地域手当等基本的な負担
管材料費	継ぎ手、直管等	
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費等）	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当等） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（クリーニング代を含む） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図コピー代	写真代「広報、記録用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な治療費、第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」

（応援に要する費用の一時繰替支弁の請求）

第 13 条　協定第 11 条第２項の規定により、応援水道事業体が応援に要する費用を一時繰替支弁した場合、関係書類を添付した請求書により、被災水道事業体に請求するものとする。

（連絡体制）

第 14 条　協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第 14 条に規定する連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし、被災状況等により困難な場合は、この限りでない。

（関東地方支部防災連絡協議会）

第 15 条　協定第 15 条第１項に規定する関東地方支部防災連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において定期的に交換を行う情報は、次のとおりとする。

(1)　連絡相当部課、連絡責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項

(2)　協定第４条第２項の代理に関する事項

(3)　各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況

(4)　災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員

(5)　配管図等の整備及び保管状況

(6)　応援活動に関するマニュアルの整備状況

(7)　災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料

(8)　中継水道事業体の案内図及び施設内の使用可能場所のわかる図面等の資料

２　連絡協議会の事務は、関東地方支部長である事業体が処理する。

３　特に協議すべき事項がない場合は、第１項に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。

４　特に協議すべき事項がある場合は、関東地方支部長に開催を要請するものとし、関東地方支部長が必要と認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附　則

この要領は、平成 10 年６月 30 日から実施する。

附　則

この要領は、平成 23 年 12 月７日から実施する。

附　則

この要領は、平成 28 年８月８日から実施する。

日本水道協会関東地方支部相互応援要請書

会員名										
災害発生年月日	平成		年		月		日		時	分
発信者	職氏名				時間		日		時	分
受信者	職氏名				時間		日		時	分
災害状況										
集合場所										
経路及び進路状況										
その他										

要請内容								
	応急給水		応急復旧		その他			
期間（月日～月日）	～		～		～			
給水車台数		台		台			台	
応急復旧班数		班		班			班	
物資								
資機材								
車両（車種及び台数）								
その他								

（受取人）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定第3条の規定に基づき、上記のとおり応援を要請します。

平成　　年　　月　　日

（差出人）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）中継水道事業体にかかる施設情報票（案）

中継水道事業体にかかる施設情報票

	都県支部名	事業体名	事業体 電話番号	施設名	所在地	受入 人数	受入 車両 台数	備考			
								寝具類 の数	通信機器 の数 （種類）	アクセス 情報	その他
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※災害時相互応援に関する協定実施要領第15条第１項（８）に基づき、案内図及び図面等は別添付参照のこと。

７　公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

【上下水道局庶務課】

（趣旨）
第１条　この覚書は、地震、異常渇水その他の災害の場合において、日本水道協会神奈川県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。
（組織等）
第２条　支部の会員を別表第１に定めるとおり県東、県央及び県西の３ブロックに分け、各ブロックに代表会員を置くものとする。
２　前項に定める代表会員は、ブロックに属する会員の被災状況の把握に努めるものとする。
（連絡部課）
第３条　会員は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当副責任者を定め、第１号様式により毎年６月末までに支部長に提出するものとし、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに防災に関する情報を交換し合うものとする。
２　会員は、前項の規定により提出した内容に変更が生じた場合、支部長に速やかに連絡するものとする。
３　支部長は、前２項の規定により提出された内容をとりまとめ、各会員に送付するものとする。
（応援の要請）
第４条　被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条第１項により定められた連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとする。
２　要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。
３　第１項の規定により応援要請をするときは、ブロックの代表会員を経由して要請内容を支部長に報告するものとする。
４　支部長は、会員相互の応援要請を円滑にするため、必要な措置をとることができる。
５　第１項に規定するほか、被災会員は、支部として応援体制を整えることを求めようとするときは、支部長に対し必要な措置を要請するものとする。
（事務の代理）
第５条　支部長である会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第２に掲げる会員が、同表に掲げる順位により、この覚書における支部長の事務を代理するものとする。
２　ブロックの代表会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第１に掲げるブロック内会員が、同表に掲げる掲載順位により、この覚書における代表会員の事務を代理するものとする。
（要請方法）
第６条　被災会員が、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示し、とりあえず口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により要請し、できるだけ速やかに文書を送付するものとする。
(1)　被災状況
(2)　必要とする資機材、物資等の品目及び種類
(3)　応援を要する職種別人員
(4)　応援を要する期間
(5)　応援場所、到達経路
(6)　前各号に掲げるもののほか、応援を要する必要な事項
（応援内容）
第７条　各会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。
(1)　応急給水活動
(2)　応急復旧活動
(3)　応急復旧資機材の供出
(4)　工事業者のあっせん
２　前項第１号及び第２号の作業期間は、原則として応急復旧終了するまでとする。
（防災情報の調査交換）
第８条　各会員は、応援活動を円滑にするため、防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備状況並び

に災害発生直後に応援に従事できる職員について調査し、その結果を第２号様式及び第３号様式により毎年６月末日までに支部長に提出するものとする。
２　各会員は、前項に定めるもののほか、必要に応じて防災に関する情報を相互に交換するものとする。
３　支部長は前２項の提出表をとりまとめ、整理のうえ各会員に送付するものとする。
（応援体制）
第９条　応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食料、被服、資金等を携行するものとする。
２　応援会員が応援に派遣した職員（以下「応援職員」という。）は、応援要請会員の指示に従って応援に従事する。
３　応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用しその身分を明らかにする。
（受入体制）
第 10 条　応援要請会員は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他必要な便宜を供与するものとする。
２　応援要請会員が資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。
（業者）
第 11 条　前２条の規定は、応援会員が職員のほかに業者を派遣する場合について準用する。この場合において、前２条中「職員」とあるのは「業者」と読み替えるものとする。
（経費の負担）
第 12 条　第７条第１項各号に規定する応援に要する経費は、次のとおりとする。
(1)　応援職員を派遣するに要する経費（派遣に伴い生じた派遣職員の手当及び旅費をいう。）は、応援要請会員が負担する。
(2)　応援物資の調達、応援職員とともに応援に従事する業者の派遣その他援助に要する経費は、応援要請会員が負担する。
(3)　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援要請会員の負担とする。
(4)　応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務従事中に生じたものについては、応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては、応援会員が、その賠償の責に任ず。
２　前項に定める経費（応援会員の負担する経費は除く。）は、法令その他特別の措置により、応援会員に対して応援に要した経費への補填があった場合は、その金額を当該応援要請会員の負担額から除くものとする。
３　前２項の定めにより難いときは、関係会員が協議して定めるものとする。
（相互応援に関する特例）
第 13 条　支部長は、災害相互応援について、支部内での対応が困難なときは、会員からの要請に基づき、他支部の会員からの応援を求めるものとする。
２　他支部の会員が、地震、異常渇水その他の災害により被災した場合で、支部においてこれに係る応急給水、応急復旧等の応援要請を受けたときは、極力これに応じ、応援に努めるものとする。
（協議）
第 14 条　この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附　則
（適用）
１　この覚書は、平成９年６月１日から適用する。
（日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書の廃止）
２　日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書（昭和 54 年 3 月 31 日締結）は、廃止する。

附　則（平成 18 年 4 月 28 日）

この覚書は、平成 18 年 4 月 28 日から適用する。

附　則（平成 23 年 8 月 22 日）

この覚書は、平成23年8月22日から適用する。

別表第１

代表会員及びブロック

ブロック	代表会員	ブロック内会員
県　東	川崎市	横浜市、横須賀市、三浦市
県　央	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団、相模原市、座間市、愛川町
県　西	小田原市	秦野市、南足柄市、大井町、開成町、中井町、箱根町、松田町、真鶴町、山北町、湯河原町

別表第２

順　位	会員	備考
第１順位	川崎市	神奈川県支部長
第２順位	神奈川県	県央ブロック代表
第３順位	小田原市	県西ブロック代表
第４順位	横須賀市	

様式１～３　省略

８－(1)　関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書

【上下水道局工業用水課】

（趣旨）

第１条 この協定は，茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，横浜市及び川崎市の各工業用水道事業者（以下「協定事業体」という。）が管理する工業用水道が，地震等の大規模な災害で被災し，被災した協定事業体（以下「被災事業体」という。）独自では緊急の復旧措置が実施できない場合に，被災事業体が他の協定事業体に要請する応援活動等を円滑に遂行するため，必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定の対象となる「大規模な災害」とは，原則として，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げられる災害とし，かつ，同法第９７条に規定する「激甚災害」に相当する規模のものとする。ただし，災害全体の規模の程度にかかわらず，工業用水道施設の被害の程度，状況によっては対象とすることができるものとする。

２ この協定に基づく「応援活動」の範囲は，原則として，被災した施設の仮復旧（仮復旧せず，最初から本復旧する場合を含む。），給水再開まで及び被災事業体が要請する復旧業務とする。

（応援事業体）

第３条 協定事業体の給水区域及びその周辺で大規模な災害が発生した場合，被災を受けなかった協定事業体（以下「応援事業体」という。）は，応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

２ 応援事業体は，応援活動を迅速，円滑に遂行するため，主たる応援事業体（以下「応援主管事業体」という。）を決定する。

３ 応援主管事業体は，原則として第９条で定める幹事事業体のうち，被災事業体との連絡の便等から幹事，副幹事のいずれか一方が務めることとし，他方がこれを補佐するものとする。ただし，災害発生の地域，状況により，これにより難い場合は応援事業体間で速やかに決定するものとする。

４ 応援主管事業体は，速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行うものとする。

（応援の要請）

第４条 被災事業体は，応援を受けようとするときは，別に定める事項を明らかにして，幹事事業体又は連絡の取り得るいずれかの協定事業体に応援を要請するものとする。ただし，通信の途絶等により連絡ができない場合は，この限りでない。

２ 要請を受けた幹事事業体又は協定事業体は，直ちに他の協定事業体又は幹事事業体に要請内容を連絡するものとする。

（通信途絶等の場合の自主活動）

第５条 通信途絶等により被災事業体から第４条の規定に基づく要請がない場合には，幹事事業体は，速やかに被災事業体に近接する協定事業体等と連絡をとり，被災状況，応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。

２ 前項の情報から被害が甚大であると判断され，かつ，被災事業体との連絡ができない場合には，応援事業体は国及び一般社団法人日本工業用水協会等と調整の上，自主的に応援活動を実施するものとする。

３ 前2項の応援活動は，被災事業体から第４条の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

（応援の内容）

第６条 応援の内容は，次のとおりとする。

(1) 応急の復旧作業に必要な人員（職員，施工業者等）の派遣，資機材の提供

(2) その他被災事業体から要請のあった事項

（経費の負担）

第７条 応援に要した経費は，原則として被災事業体の負担とする。

２ 応援事業体の職員が応援の業務上第三者に損害を与えた場合，その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災事業体が，また，被災事業体への往復の途中に生じたものについては当該職員の所属する応援事業体が賠償の責に任ずるものとする。

３ 被災事業体が第１項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は，応援事業体は被災事業体からの要請に基づき，当該費用を一時立替え支弁するものとする。

４ 応援職員の派遣に要する経費の負担については，各応援事業体が定める規定により算出した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲とする。

（公務災害補償に関する請求手続）

第８条 応援事業体の職員が応援業務により負傷，疾病または死亡した場合における公務災害補償に関する請求手続は，当該職員の所属する応援事業体が行うものとする。

なお，災害の事実関係を明らかにした報告書，公務災害についての意見書等，請求に必要な書類の作成については被災事業体が協力するものとする。

（幹事の選任）

第９条 被災事業体からの応援要請の受理及び次条に定める連絡会議を円滑に実施する等のため，協定事業体の中から幹事及び副幹事（以下「幹事事業体」という。）を互選により選任する。

２ 幹事事業体の任期は2年とし，再選を妨げない。

３ 幹事は，定期的に連絡会議を招集するものとする。

（連絡会議の開催）

第10条 次の各号に掲げる事項等を実施するため，前条第3項の規定により，幹事は，毎年１回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

(1) 第11条に定める情報交換

(2) 第12条に定める本協定以外の応援等の調整
(3) 相互支援に関する情報交換及び訓練，研修等の実施
(4) その他

（情報の交換）

第11条 協定事業体は，この協定に基づく応援活動が円滑に行われるよう，関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

（他の地方への応援の調整等）

第12条 災害時の広域応援に関する協定等，本協定とは別途に締結されている協定等の定めにより，又は協定事業体以外の他の工業用水道事業者等に対して応援を行う場合若しくは応援を要請する場合は，幹事は第10条に定める連絡会議を開いて協定事業体に諮った上，協定事業体を代表して，国，社団法人日本工業用水協会等と連絡をとりながら応援の連絡・調整等を行うものとする。

（施行期日）

第13条 この協定は令和５年４月１日から施行する。

（その他）

第14条 この協定の実施に関し必要な細則事項は，別に定めるものとする。

２ この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは，その都度，協定事業体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を7通作成し，それぞれ記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

令和５年３月３１日

茨城県公営企業管理者 稲見 真二
栃木県知事 福田 富一
群馬県企業管理者 中島 啓介
埼玉県公営企業管理者 北島 通次
千葉県工業用水道事業管理者 山口 新二
横浜市水道事業管理者 山岡 秀一
川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

８－(2)　関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則

【上下水道局工業用水課】

（趣旨）

第１条 この実施細則は，関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）第14条第１項の規定に基づき，協定書の実施に関し，必要な事項を定めるものとする。

（応援主管事業体の業務）

第２条 協定書第３条第４項の規定に基づく応援主管事業体の業務は，次のとおりとする。

(1) 被災事業体の被災等の情報収集及び情報把握

(2) 応援内容の把握

(3) 他の協定事業体への応援作業の仕分け

(4) 被災事業体への交通経路に係る情報収集

(5) 国及び一般社団法人日本工業用水協会との連絡・調整

(6) 協定事業体相互の連絡調整

(7) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な業務

２ 応援主管事業体は，他の応援事業体に対し，前項の業務の一部の処理を求めることができるものとする。

（応援要請の手続）

第３条 被災事業体は，幹事事業体に対して電話又は電信等により応援の可否を照会し，応援の承諾が得られたときは，応援要請を行うものとする。ただし，連絡手段の状況によっては，他のいずれかの協定事業体に対して照会，要請等を行うことができるものとする。この場合において，連絡を受けた協定事業体は，直ちに幹事事業体に取り次ぐものとする。

２ 協定書第４条第１項に規定する別に定める内容は，次のとおりとする。

(1) 被災の状況に関する事項

(2) 応援の内容に関する事項

(3) 応援要請する資機材等に関する事項

(4) 応援要請する人員に関する事項

(5) 応援現場及び応援現場への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な事項

３ 被災事業体は，応援主管事業体から応援を承諾する旨の連絡を受けた場合には，速やかに応援主管事業体に応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

（応援実施の手続）

第４条 前条第１項の規定により応援要請を受けた幹事事業体は，要請事項の確認後，そ

の応援要請を他の協定事業体，国及び社団法人日本工業用水協会に連絡するとともに，速やかに協定書第３条第２項の規定に基づき応援主管事業体を決定するものとする。

２ 応援主管事業体は，速やかに被災事業体と連絡をとるとともに，第２条第１項に規定する業務を実施するものとする。

３ 応援事業体は分担する作業について応援計画を立て，応援主管事業体に伝達するものとする。

４ 応援主管事業体は，前項の応援計画を取りまとめ，被災事業体に伝達するものとする。

（応援の終了報告）

第５条 応援事業体は，応援活動が終了したときは，自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し，応援主管事業体に送付するものとする。

２ 応援主管事業体は，応援終了報告書（様式第２号）に前項の書類を添付し，被災事業体に送付するものとする。

（応援の体制）

第６条 応援事業体は，応援職員を派遣するときは，被災状況に応じて作業用工具，当座の食糧，衣類，日用品その他必要なものを携行するものとする。

２ 応援職員は，応援（災害救助）である旨を記した事業体名腕章等を着用するものとする。

（受入れ体制）

第７条 被災事業体は，応援職員の宿舎，寝具，食事等の確保に努めるものとする。ただし，状況により，これを応援事業体に求めることができるものとする。

２ 被災事業体は，資材，機械，工具等の応援を受ける場合には，倉庫，資材置場等を確保し，これを管理するものとする。

３ 被災事業体は，応援主管事業体に対し，被災状況，復旧状況等の情報を提供するものとする。

（指揮命令系統）

第８条 被災事業体は，応援主管事業体に対し復旧作業の範囲を指示し，その範囲内の復旧活動は，応援事業体の責任で行うことを原則とする。

（応援期間及び服務）

第９条 応援職員の応援期間は，同一職員につき継続して1か月未満を原則とし，服務は，公務出張とする。

（幹事及び副幹事）

第10条 協定書第９条に規定する幹事及び副幹事は，当面，別表に定める順序により任期の期間を務めるものとする。ただし，特別の事情により，これにより難い場合は，協定事業体で協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第11条 協定書第11条に規定する情報は，次に掲げるとおりとし，協定事業体は，毎年６月末日までに幹事へ送付するものとする。

なお，幹事は送付された情報を取りまとめ，協定事業体へ送付するものとする。

(1) 応援に関する連絡担当部課，責任者を記載した応援体制表（様式第３号）

(2) 連絡担当機関，出先機関，浄水場等の所在場所及び緊急輸送路を明記した管内図

２ 前項各号の情報に変更が生じたときは，その都度，協定事業体はその情報を幹事へ送付するものとする。幹事は送付された情報を取りまとめ，他の協定事業体へ送付するものとする。

（施行期日）

第12条 この実施細則は，令和５年４月１日から施行する。

（その他）

第13条 この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは，その都度，協定事業体が協議して定めるものとする。

この実施細則の成立を証するため本書を７通作成し，それぞれ協定事業体の工業用水道担当課長が記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

令和５年３月３１日

茨城県企業局業務課長 山本 晃裕
栃木県企業局水道課長 髙根佐 広樹
群馬県企業局水道課長 加部 幸正
埼玉県企業局水道管理課長 鈴木 喜弘
千葉県企業局工業用水部施設設備課長 山岡 進
横浜市水道局施設部工業用水課長 大矢 雅幸
川崎市上下水道局水道部工業用水課長 屋代 忠志

細則第10条 別 表

順序	幹 事	副 幹 事
1	千 葉 県	茨 城 県
2	川 崎 市	栃 木 県

3	横 浜 市	群 馬 県
4	茨 城 県	埼 玉 県
5	栃 木 県	千 葉 県
6	群 馬 県	川 崎 市
7	埼 玉 県	横 浜 市

９　神奈川県内広域水道企業団と川崎市水道局との災害時における応急給水の実施に関する協定書

【上下水道局水道管理課】

神奈川県内広域水道企業団企業長（以下「甲」という。）と川崎市水道事業管理者（以下「乙」という。）とは、災害時における応急給水の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における応急給水を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　応急給水とは、次条に規定する調整池から乙所有または乙指定の給水車等へ給水することをいう。

（応急給水の場所）

第３条　応急給水は、次に掲げる調整池において実施するものとする。

名　　称	所　在　地
西長沢調整池	川崎市宮前区潮見台４番１号

（応急給水の実施）

第４条　応急給水は、次の各号に定める場合に実施することができるものとする。

(1) 前条に定める調整池に応急給水を実施することができる水量がある場合

(2) 前号に定めるときのほか企業長が特に認めた場合

（応急給水の要請）

第５条　乙は、甲に対して応急給水を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、口頭、電話又は電信その他の情報通信手段により連絡するものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 応急給水を実施する場所

(2) 応急給水を実施する期間

(3) 前２号に掲げるもののほか応急給水の実施に必要な事項

（応急給水の応諾）

第６条　甲は、乙から前条に定める要請があったときは、速やかにその諾否について回答するものとする。

（応急給水の方法）

第７条　応急給水の実施に当たっては、応急給水装置の設置は甲が行うものとし、給水には、原則として甲乙双方の職員又は甲乙双方が認めた者が立ち会うものとする。

（経費の負担）

第８条　応急給水に要する経費の負担については、その都度、甲乙協議して別に定めるものとする。

（疑義等の決定）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に変更の必要若しくはこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成10年３月20日

甲　　神奈川県内広域水道企業団
企業長　　山　口　栄　蔵

乙　　川崎市水道事業管理者
水道局長　野　口　敏　宏

１０－(1) 災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定(川崎市管工事業協同組合)　【上下水道局水道管理課】

川崎市（以下「甲」という。）と川崎市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害により給水装置等に被害が発生した場合に甲が実施する応急措置に対する乙による応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第１条　甲は、応援の要請をする必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして乙に応援の要請をするものとする。

(1) 被災状況
(2) 応援場所
(3) 応援の作業内容及び期間
(4) 応援を必要とする人員及び機器類等
(5) その他必要な事項

（応援の実施）

第２条　乙は、甲から応援の要請があったときは、承諾できない特別な理由がある場合を除きこれを承諾し、直ちに必要とする人員を機器類等と共に派遣し、甲の指示に従って応援に従事するものとする。

（事後の報告）

第３条　乙は、応援に従事した後、次に掲げる事項を速やかに甲に報告するものとする。

(1) 応援に従事した事業者（以下「事業者」という。）の名称、責任者名及び従事者数
(2) 応援年月日及び時間
(3) 応援場所
(4) 被害状況
(5) 応援の作業内容
(6) 応援に使用した機器類等の種別及び台数
(7) その他必要な事項

（経費の負担）

第４条　乙が応援のために要した経費については、原則として甲の定める基準により、甲が負担する。

（補償）

第５条　この協定に基づき応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）を準用し甲が補償する。

（第三者に及ぼした損害）

第６条　応援事業者が応援作業の従事中に第三者に損害を及ぼした場合は、原則として甲の負担で賠償する。ただし、応援事業者の重大な過失によると考えられる場合については、甲乙で協議する。

（訓練）

第７条　甲及び乙は、応援の円滑な実施を期するため、協議の上必要に応じて防災訓練を行うものとする。

（連絡担当者）

第８条　甲及び乙は、応援の実施に必要な人員及び機器類等について情報交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を取り合うものとする。

（その他必要事項）

第９条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、当事者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成14年10月21日

１０－(2)　災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定の実施に関する覚書（川崎市管工事業協同組合）　【上下水道局水道管理課】

川崎市（以下「甲」という。）と川崎市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、平成１４年１０月２１日に甲乙間で締結した災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）水道管理課長　川崎市上下水道局の水道管理課長をいう。

（２）配水工事事務所長　川崎市上下水道局の配水工事事務所の所長をいう。

（３）応援事業者　乙の組合員で応援作業に従事するものをいう。

（４）宅地内給水装置復旧作業　配水管から分岐した宅地内の給水装置のうち、配水管の復旧に支障を及ぼすおそれがある破損箇所の応急復旧作業をいう。

（５）道路内給水装置復旧作業　配水管から分岐した給水装置のうち、道路部分の応急復旧作業をいう。

（６）応急給水拠点開設作業　災害対策用貯水槽の設置された応急給水拠点の開設作業をいう。

（応援の要請及び承諾）

第２条　協定第１条に規定する甲から乙への応援要請に係る手続は、電話等により水道管理課長が行うものとし、甲は要請後速やかに災害応援に関する要請書（第１号様式）を乙に送付する。

２　乙は、応援の承諾をするときは、前項の要請書を受理した後、災害応援に関する承諾書（第２号様式）を甲に提出する。

（応援の作業）

第３条　協定第１条の規定に基づき甲が乙に要請する応援の作業は、次に掲げるとおりとする。

（１）宅地内給水装置復旧作業

（２）道路内給水装置復旧作業

（３）配水管復旧作業

（４）給水装置被害状況調査作業

（５）応急給水拠点開設作業

（６）応急給水作業

（７）その他必要となる作業

（作業の指揮）

第４条　応援事業者は、応援場所を所管する配水工事事務所長と作業内容、人員配置及び機器類等に関する打合せを行い、当該所長の指揮のもと作業に従事する。

（報告書の提出）

第５条　協定第３条に規定する報告は、原則として一日を経過するごとに、次に掲げる報告書により、応援事業者から当該応援事業者を指揮する配水工事事務所長あて提出する。

（１）宅地内・道路内給水装置復旧作業報告書（第３号様式）

（２）配水管復旧作業報告書（第４号様式）

（３）給水装置被害状況調査作業報告書（第５号様式）

（４）応急給水拠点開設作業報告書（第６号様式）

（５）応急給水作業報告書（第７号様式）

（経費の支払い）

第６条　協定第４条に規定する経費については、甲が応援の終了後一括して乙に支払うものとする。

（連絡担当者の通知）

第７条　甲及び乙は、協定第８条に規定する連絡担当者について、災害時連絡担当者通知書（第８号様式）により相互に通知をするものとし、記載内容に変更が生じたときも同様とする。

（人員及び機器類等の調査）

第８条　乙は、応援の実施に供することのできる人員及び機器類等に関する事項を、人員及び機器類等に関する調査表（第９号様式）により、毎年６月末日までに甲に提出する。

（その他必要事項）

第９条　この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定める。

（旧覚書の廃止）

第１０条　この覚書の締結に伴い、甲及び乙が締結した災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定の実施に関する覚書（平成１４年１０月２１日締結）及び災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定の実施に関する覚書の一部を改正する覚書（平成１７年４月１日締結）は廃止する。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年１月２８日

甲　川崎市
上下水道事業管理者　平岡　陽一

乙　川崎市川崎区宮本町５番地５号
川崎市管工事業協同組合
理　事　長　　大坂　延男

第１～７号様式　省略

１１　下水道災害時における大都市間の連絡・連絡体制に関するルール

【上下水道局下水道管理課】

大都市下水道に関する災害対策の重大性に鑑み、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、平成24年10月1日大都市間で締結した「２１大都市災害時相互応援に関する協定」（以下「大都市協定」という。）に定めるもののほか、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、このルールを作成する。

（ルールの適用）

第１条　本ルールは、震度６弱以上の地震時に適用する。

２　震度5強以下の地震時またはその他災害が発生し、被災した大都市（以下「被災都市」という。）からの要請があった場合は、本ルールを適用する。

３　「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」第７条の２に基づき情報連絡総括都市に下水道対策本部員への参加要請があった場合は、全国ルールと調整を図りながら広域的な支援を行う。

（支援要請）

第２条　支援を要請しようとする大都市（以下「支援要請都市」という。）は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、第３条に定める情報連絡総括都市を通じて、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請するものとする。

２　要請を受けた大都市は、極力これに応じ支援に努めるものとする（以下、支援に応じた大都市を「支援都市」という。）。

（発災時の情報連絡体制）

第３条　大都市において災害が発生したときは、情報の一元化及び被災都市の事務軽減を図るため、被災都市に応じ、表－１のとおり情報連絡総括都市を置く。

なお、被災都市は支援要請の有無に関わらず、発災後すみやかに情報連絡総括都市に被災状況等を連絡するものとする。

２　情報連絡総括都市は、情報連絡の窓口となり、被災都市との連絡や国土交通省との情報交換を行い、その結果を他の大都市へ情報連絡する。

３　情報連絡総括都市は、発災後できるだけ早期に責任者を指定の上、被災都市に派遣し、被災状況を把握するものとする。なお、この派遣に被災都市からの要請は必要としない。

４　情報連絡総括都市は、被災都市からの支援要請に備え、被害の程度により他の大都市へ支援及び支援隊集積基地設営の準備を依頼する。

５　情報連絡総括都市は、支援可能人員、提供可能緊急資機材の数量等を把握し被災都市へ情報連絡する。

６　このルールに基づく大都市間の情報連絡体制及び窓口は、表－２のとおりとする。

７　各大都市は、災害時を想定し、それぞれの支援体制や情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（支援要請後の情報連絡体制）

第４条　情報連絡総括都市は、支援要請都市と支援内容、時期等について十分協議を行う。なお、この

協議は支援要請前から行うことを妨げない。

２　情報連絡総括都市は、支援要請都市からの支援人員等に関する要請内容に基づいて人員、資機材等の割り振りを行い、各大都市へその内容を連絡する。

（現地指揮連絡体制）

第５条　災害時の現地支援における情報の混乱を防ぎ、支援活動の統一を図るため、現地支援総括都市を設ける。

２　現地支援総括都市は、支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。

３　現地支援総括都市は、支援要請都市の方針のもと、支援活動が円滑に進むよう支援隊を指揮する。なお、この場合における現地指揮連絡体制は、表－３のとおりとする。

４　支援要請都市は、連絡要員を支援隊集積基地に常駐させることなどにより、支援都市との意思の疎通を図るものとする。

５　支援開始後の情報連絡体制は、表－４のとおりとする。

（支援隊の受入れ体制）

第６条　支援隊受入れ場所として、支援隊集積基地を設ける。

２　支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これにより難い場合は、支援要請都市の周辺自治体に設けるものとする。

３　支援要請都市は、次の各号に掲げる内容について情報連絡総括都市に連絡するものとする。

（１）　支援要請都市内に支援隊集積基地を設けることが可能な場合は、その位置、規模、施設内容等

（２）　前号により難い場合は、周辺自治体が提供可能な支援隊集積基地の位置、規模、施設内容等

４　支援隊集積基地の設置場所は、情報連絡総括都市が、支援要請都市と連絡をとり、支援内容等を勘案した上で決定する。

５　情報連絡総括都市は、支援隊集積基地を提供する都市と基地の設営に当たって提供可能な役務等について事前に打合せを行い、その結果を各支援都市に連絡する。

６　各大都市は、支援隊集積基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、その規模、施設内容、提供可能な機器等を把握し、情報連絡総括都市に報告するものとする。

（支援隊集積基地の運営）

第７条　支援隊集積基地の運営は、支援隊集積基地を提供する大都市が行うものとする。

ただし、大都市以外の周辺自治体に支援隊集積基地を設けた場合は、原則として支援要請都市が行う。

２　現地支援総括都市は、各支援都市の支援隊のまとめ役として、支援隊集積基地の運営を補佐する。

３　支援隊集積基地の運営に係る費用については、大都市協定に基づき、支援要請都市が負担するものとする。

（緊急資機材情報の把握）

第８条　各大都市は、情報連絡総括都市からの資機材の提供に関する調査依頼により、提供可能な数量等を報告する。

２　情報連絡総括都市は、支援都市及び被災都市へのテレビカメラ車等の特定資機材の優先的な提供を、業界団体に対し要請するものとする。

ただし、被災都市が直接業界団体に要請した場合は、被災都市はその旨を情報連絡総括都市へ通知する。

３　各大都市は、緊急時に提供可能な資機材をリストアップし、整備・保管に努めなければならない。

４　東京都及び大阪市は、テレビカメラ車等の特定資機材に関する全国的な情報の把握を行う。

（民間団体等との協力）

第９条　各大都市は、民間団体等と支援協力に関する協定を速やかに締結するよう努める。

２　支援用緊急資機材を所有していない大都市は、民間団体等と資機材の提供に関する協定を締結するよう努める。

（台帳システムの互換性）

第10条　被災都市と互換性のある台帳システムを有する大都市は、緊急時に台帳システムを提供する。

２　各大都市は、同時に被災する可能性の少ない大都市と台帳システムの互換性を高めるよう努める。

３　台帳システムに互換性のある大都市間において、緊急時に備えた協力協定を結ぶものとする。

４　各大都市は、他の大都市での台帳出図に備え、バックアップを複数用意する。

（平常時の連絡会議及び訓練）

第11条　毎年一回連絡会議を開催するとともに、被災都市を想定した情報連絡訓練を実施するものとする。

なお、連絡会議のメンバーは、国土交通省、（公社）日本下水道協会の関係者及び表－２に掲げる職にあるものとする。

（協　議）

第12条　このルールに定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

（その他）

第13条　本ルールに定める大都市に新たな都市が追加となる場合には、本ルール改正までの間、その都市を含めたものとして条文を読み替えることができる。

附　則

１　このルールは、平成24年4月1日から効力を生ずる。

平成８年５月１６日制定
平成９年１０月３０日改正
平成１６年１月２７日改正
平成２０年２月２０日改正
平成２１年１０月　７日改正
平成２２年　９月３０日改正
平成２４年１０月　１日改正

別表－１～４　省略

１２　関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

【上下水道局下水道管理課】

第１章　総　則

（目的）

第１条　関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「ブロックルール」という。）は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、「震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会協定）」、「１８大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に基づくブロックルールを定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

２　下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

（大都市との支援に係る調整）

第２条　東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。

２　　大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

第２章　平常時の対策

（災害時支援関東ブロック連絡会議）

第３条　下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき次の区域をブロックの範囲とする災害時支援関東ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

　なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバを置く。括弧内はオブザーバであり、当該オブザーバの県内で災害が発生したときは、原則として中部ブロックで対応するものとする。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、(長野県)、(静岡県)

２　ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

（１）国土交通省関東地方整備局
（２）日本下水道事業団
（３）ブロック内の都県（オブザーバの県を含む。）
（４）ブロック内の大都市（東京都（区部）、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市）
（５）ブロック連絡会議で選出した市町村（川口市、八王子市、横須賀市）
（６）（社）全国上下水道コンサルタント協会
（７）（社）日本下水道施設業協会
（８）（社）日本下水道管路管理業協会
（９）（社）日本下水道処理施設管理業協会

（10）東京都管工事工業協同組合
（11）三多摩管工事協同組合
（12）（社）日本下水道協会

3　都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。

4　ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

5　ブロック連絡会議構成員は、災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

（ブロック連絡会議幹事）

第４条　ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として１年とする。ただし、再任は妨げない。

2　ブロック連絡会議幹事は、原則として年１回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。

（１）ブロック連絡会議幹事の選任に関すること。
（２）ブロック連絡会議に参加する市町村の選出に関すること。
（３）ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関すること。
（４）前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係機関等に関すること。
（５）第８条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出に関すること。
（６）ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リスト及び前線基地リストの集計に関すること。
（７）ブロック内の情報連絡等の訓練に関すること。
（８）その他災害支援に必要な事項。

3　ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等（ブロックルール）をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。

4　ブロック連絡会議幹事は、第２項第７号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。

5　ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第５条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

（ブロック連絡会議議長）

第５条　ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

2　ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

（ブロック連絡会議事務局）

第６条　ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

（企画調整部会）

第７条　ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、東京都、埼玉県、前年度ブロック連絡会議幹事県、当年度ブロック連絡会議幹事県、次年度ブロック連絡会議幹事県とする。

2　企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

第３章　下水道対策本部

（下水道対策本部の設置）

第８条　都県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。

（１）震度６弱以上の地震が発生した場合

（２）震度５強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した市町村から支援要請を受けた場合

（３）その他災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

２　下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都県に報告するものとする。

３　下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都県に支援要請を行うものとする。

４　都県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事、国土交通省都市・地域整備局下水道部及び国土交通省関東地方整備局に速やかに連絡するものとする。

５　下水道対策本部は、当該都県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難い場合は、その周辺に設置することができる。

６　下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第４条第２項第３号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員へ設置及び参集について連絡するものし、併せて、各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡するものとする。

（下水道対策本部の組織）

第９条　下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

（１）下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長

（２）下水道対策本部員

ア　日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長

イ　ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

ウ　ブロック内の大都市の下水道担当課長（東京都（区部）、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市）

エ　ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局部長（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、川口市、八王子市、横須賀市）

オ　第３条第２項第６号から第１２号に定める団体が指名する者

カ　下水道対策本部長が必要と認めた者

（３）下水道対策特別本部員

国土交通省

２　ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、下水道対策本部長は次の各号に掲げる本部員の参加を要請する。

（１）被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

（２）大都市ルールに基づく情報連絡総括都市（以下「大都市窓口」という。）

３　下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用により支援活動を行うものとする。

４　下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、下水道対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

5　ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

（下水道対策本部の業務）

第10条　下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとする。

（１）下水道対策本部の設置に関すること。

（２）被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。

（３）支援計画の立案に関すること。

（４）被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。

（５）被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。

（６）応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第14条第３項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。

（７）災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。

（８）調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。

（９）被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。

(10) 被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。

(11) 下水道対策本部の解散に関すること。

(12) その他支援の実施に必要な事項。

2　被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（１）本部員の参加要請に関すること。

（２）被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。

（３）大都市への支援調整に関すること。

（４）その他広域的な支援の実施に必要な事項。

（国土交通省の役割）

第11条　国土交通省は、下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

（支援体制の確立）

第12条　下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

2　支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

3　下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

4　広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

（応援活動）

第13条　応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

2　応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、（社）日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル－2006版－」及び「下水道の地震対策マニュアル　別冊・緊急対応マニュアル－2006年版－」を参考にする。

（前線基地）

第14条　下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

2　応援隊の前線基地は、被災した自治体地内に設置することを原則とする。ただし、これにより難い場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

3　応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。

4　現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

5　前線基地の運営は、原則として、前線基地提供自治体が行うものとし、現地応援総括者がこれを補佐するものとする。

6　ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

第４章　その他

（被災した自治体の役割）

第15条　被災した自治体は、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導、宿泊施設の斡旋・調整等を可能な限り行うものとする。

（費用負担の考え方）

第16条　応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた被災した自治体が当該応援に要した費用を負担する。

（ブロックルールの改定等）

第17条　ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

第18条　下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を（社）日本下水道協会に報告するものとする。

2　下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、（社）日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。

3　下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都県は被災状況に関する情報等を（社）日本下水道協会に連絡するものとする。（社）日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に連絡するものとする。

4　ブロック連絡会議幹事は、他ブロックの地震情報の連絡が（社）日本下水道協会からあった場合は、必要に応じてブロック内の都県に情報提供するものとする。

附則

１　このルールは、平成２０年８月１日から効力を生ずる。

２　「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。

３　平成２２年８月４日　一部改正

１３　災害時における下水道管きょの応急復旧対策の協力に関する協定（川崎市環境整備事業協同組合）　【上下水道局管管理保全課】

川崎市（以下「甲」という。）と川崎市環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、川崎市内が地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生により、甲の下水道管渠が被災した場合の応急復旧に必要な管路調査その他、応急処置（以下「応急対策」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙の応援を要請し、後日、速やかに応援要請書を乙に送付するものとする。

(1) 被災場所又は応急対策を要する場所
(2) 被災の概況
(3) 協力要請の内容
(4) その他必要な指示事項

（協力）

第２条　乙は、前条による甲からの協力要請を受けたときは、他の業務に優先して応急対策に協力するものとする。

（報告）

第３条　乙は、甲の要請に基づいて協力した場合は、その活動状況等応急対策の内容及び経過を、適宜甲に報告するものとする。

２　乙は、応急対策が終了したときは、速やかに甲に対し、次の各号に掲げる事項を統一化した書面により、報告するものとする。

(1) 出動場所、出動内容、出動期間及び出動時間
(2) 出動人員数及び出動作業員名
(3) 使用した資機材及び使用時関数
(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第４条　乙が甲の要請に基づく応急対策活動に要した経費は、第３条による乙の報告書に基づき、甲が負担する。

（連絡）

第５条　応急復旧対策の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ緊急連絡体制を定めておくものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（通知）

第７条　乙は、甲の要請により応援に出動できる資機材の数量について、毎年４月末日までに甲に連絡するものとする。

（協定の期間）

第８条　この協定の期間は平成17年12月27日からとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印して各自その１通を所持する。

平成１７年１２月２７日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　市　長　　阿　部　孝　夫

乙　川崎市川崎区砂子１丁目２番16　メゾンミール砂子202
　　川崎市環境整備事業協同組合
　　理事長　　小　澤　　光

１４　災害時における応急給水活動等の協力に関する協定書（宅配、第一環境）

【上下水道局営業課】

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等その他による災害（以下「災害」という。）により水道施設及び給水装置に著しい損傷を受け、通常の給水に支障を生ずる場合において、甲が実施する応急給水活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語）

第１条　この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する被害をいう。

２　この協定において応急給水活動等とは、次に掲げるところによる。

（１）応急給水拠点、臨時給水所等における応急給水活動に関すること。

（２）市民広報の実施に関すること。

（３）災害情報の収集に関すること。

（４）前３号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認めること。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害により水道施設及び給水装置に著しい損傷を受け、通常の給水に支障を生ずる場合において、乙に対し応急給水活動等の補助的作業（以下「補助的作業」という。）について協力を要請することができる。

（要請の手続）

第３条　前条の規定による協力の要請は、次の事項を明らかにした協力要請書（第１号様式）で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭（電話等によるものを含む。）で協力を要請し、後日、速やかに協力要請書を送付する。

（１）災害の状況

（２）必要とする人員

（３）要請する業務の内容及び場所

（４）要請する期間

（５）その他必要な事項

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定による協力の要請を受けたときは、速やかに人員等を出動させ、補助的作業を行うものとする。

２　乙は、前項の協力が困難な場合は、理由を明らかにし、甲へ直ちに回答しなければならない。なお、口頭（電話等によるものを含む。）で回答を行った場合については、後日、速やかに書面で回答するものとする。

（作業等の実施範囲）

第５条　乙が補助的作業を実施する範囲は、平成２６年７月１日付けで締結した「○○営業センター管内水道料金等徴収に係る業務委託（総価契約）」（以下「委託契約」という。）の履行場所とする。

（報告）

第６条　乙は、補助的作業に従事したときは、次に掲げる事項を口頭（電話等によるものを含む。）で甲に報告し、後日、速やかに協力実施報告書（第２号様式）を提出する。

（１）補助的作業の内容

（２）補助的作業に従事した人員及び使用した資機材等

（３）補助的作業の従事期間

（４）その他必要な事項

（費用負担）

第７条　乙が補助的作業のために要した費用（ただし、人件費を除く。）については、甲が負担するものとし、乙は当該業務終了後、甲の確認の上、請求するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者を定め、必要な情報を相互に交換する。

２　連絡責任者は、連絡責任者（変更）通知書（第３号様式）でもって相手方に通知する。

（災害補償及び損害賠償）

第９条　補助的作業に従事した乙の従業員が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がないときは、川崎市消防団員等公務災害等補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）による公務災害補償の金額を準用し、甲が負担するものとする。

２　乙が補助的作業に伴い第三者に損害を与えた場合における損害賠償については、甲乙協議して解決を図るものとする。

（人員等の状況把握）

第１０条　乙は、常時、補助的作業に従事できる人員及び資機材等の状況を把握するものとする。

２　甲は乙に対し、前項の状況について毎年３月末日までに書面により報告を求めることができる。

（有効期間）

第１１条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙より書面による通知がなされない限り、委託契約の契約期間において、その効力は持続する。

（協議）

第１２条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議して決定する。

この協定が有効に成立した証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 ２７ 年 １ 月 １９ 日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市上下水道事業管理者　飛彈　良一

乙　所 在 地
　　会 社 名
　　代表者名

締結先一覧

締結先	代表者名	作業等の実施範囲	所在地
株式会社　宅配	代表取締役 斜森　太郎	南部サービスセンター （旧・南部営業センター）	東京都文京区本郷四丁目１１番５号
第一環境株式会社	代表取締役社長 岡地　雄一	中部サービスセンター 北部サービスセンター （旧・北部営業センター）	東京都港区赤坂二丁目２番１２号

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

様

川崎市上下水道事業管理者

協　力　要　請　書

要請場所	□ 応急給水拠点（　　） □ 臨時給水所（　　） □ そ　の　他（　　）
要請業務	□ 応急給水活動　□ 市民広報　□ 災害情報収集 □ その他（　　）
要請人員	名
要請期間	月　日から　月　日まで （　時　分から　時　分まで）
災害状況	
その他	
要請者担当	部署名及び担当者名 電話番号 ﾌｧｸｼﾐﾘ番号 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

第２号様式（第６条関係）

平成　　年　　月　　日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

被要請者氏名

㊞

協　力　実　施　報　告　書

実施場所	□ 応急給水拠点（　　） □ 臨時給水所（　　） □ そ　の　他（　　）
実施業務	□ 応急給水活動　□ 市民広報　□ 災害情報収集 □ その他（　　）
出動人員	名
実施期間	月　日から　月　日まで （　時　分から　時　分まで）
災害状況	
その他	
被要請者担当	部署名及び担当者名 電話番号 ﾌｧｸｼﾐﾘ番号 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

第３号様式（第８条関係）

平成　　年　　月　　日

（宛先）　　様

氏名　　㊞

連絡責任者（変更）通知書

連絡責任者	氏名 役職 電話番号 ﾌｧｸｼﾐﾘ番号 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ
副連絡責任者	氏名 役職 電話番号 ﾌｧｸｼﾐﾘ番号 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ
そ　の　他	
担　　当	部署名及び担当者名 電話番号 ﾌｧｸｼﾐﾘ番号 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

１５　災害時等における災害復旧業務に関する協定書（全国上下水道コンサルタント協会関東支部）　【上下水道局下水道計画課】

川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「乙」という。）は、地震・風水害・その他の災害が発生した場合における迅速な被害状況の調査、応急復旧に関する助言や災害査定資料作成などの業務に関して、次の協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の管理する下水道施設について発生した災害に関し、緊急的な災害復旧対策を講じるに当たり、甲乙が協力し、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧に資することを目的とする。

（災害復旧業務の範囲）

第２条　災害復旧業務の実施範囲は、甲の管理する下水道施設における災害発生箇所に対して、甲から要請された範囲を基本とする。

（災害復旧業務に関する要請）

第３条　甲は、災害時等において乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、災害復旧業務の協力を要請することができる。

２　前項の要請に備えて、甲乙は互いに連絡先を報告するものとする。また、連絡先に変更があった場合においても、同様に報告するものとする。

３　乙は、第１項の要請があった場合は、できる限り速やかに、乙を構成する会員（以下「会員」という。）から、現地へ派遣可能な会員名を甲へ通知するものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が災害復旧業務を実施できない場合においては、この限りではない。

４　甲は、前項により通知された会員のうち協力を要請する会員（以下「業務実施者」という。）に対し、書面により協力を要請し、当該要請を乙に通知するものとする。ただし、甲が緊急を要すると判断したときは、電話等により協力を要請できるものとし、その場合は事後速やかに書面を通知するものとする。

５　災害により甲が乙に連絡することが不可能な場合又は緊急を要する場合は、甲は会員に直接協力要請を行うことができるものとする。その場合においては、甲はその旨を事後、乙に通知するものとする。

（経費負担）

第４条　要請した業務については、甲が業務実施者と協議の上、業務委託契約を締結し、その業務に要した費用を支払うものとする。

（実施細目）

第５条　この協定の実施に関して必要な細目は、甲乙が協議して別に定めるものとする。

（協定期間）

第６条　この協定の期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２９年１１月２０日

甲　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
上下水道事業管理者　金子　正典　㊞

乙　東京都荒川区西日暮里５丁目２６番８号
一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部
支部長　菅　伸彦　㊞

１６　災害時における復旧支援協力に関する協定（日本下水道管路管理業協会）

【上下水道局管路保全課】

川崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第２条　甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（１）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（２）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

２　前項の復旧支援協力の要請および当該要請に基づく業務の支援を行うため、甲乙は互いに連絡先を報告し、随時更新する。

３　甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

４　乙は、前３項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第３条　この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第４条　乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

２　乙は、毎年３月３１日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輌等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（広域被災）

第５条　甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第６条　この協定の期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方から申出でがない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成　２９年　１１月　２４日

甲　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
上下水道事業管理者　金子　正典

乙　東京都千代田区岩本町２丁目５番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会　長　　長谷川　健司

１７　札幌市水道局と川崎市上下水道局との現地調整隊としての活動に関する覚書

【上下水道局水道管理課】

（趣旨）

第１条　札幌市水道局（以下「甲」という。）と川崎市上下水道局（以下「乙」という。）のいずれか一方の水道事業体において、地震等緊急時と定義される事象が給水区域内で発生した場合、迅速に応急態勢を確立するために、もう一方の水道事業体が現地調整隊として活動することについて、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この覚書における用語は、公益社団法人日本水道協会（以下「協会」という。）「地震等緊急時対応の手引き（令和２年４月改訂）」（以下「手引き」という。）に定義されているものを指し、「地震等緊急時」とは震度５弱以上の地震又はその他の自然災害及び事故等により大規模な断水が発生した場合をいい、「現地調整隊」とは被災水道事業体における応援受入体制の確立に当たり、支援調整が必要になると判断される場合、被災水道事業体へ派遣される調整隊のことをいう。

（活動要請について）

第３条　甲と乙のいずれか一方の水道事業体において、地震等緊急時と定義される事象が給水区域内で発生した場合、被災水道事業体は、必要に応じてもう一方の水道事業体に現地調査隊の活動要請を行う。ただし、震度６強以上の地震が発生した場合には、原則、もう一方の水道事業体は活動要請を待たずに要員を派遣し、現地調整隊として活動を行う。

（現地調整隊の活動内容）

第４条　現地調整隊としての活動内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）応援要請の内容及び規模等の決定に係る支援

（２）前号の決定に必要な被害状況等の調査に係る支援

（３）道央地区協議会区長、神奈川県支部長等との連絡調整の支援

（４）応援受入体制及び応援活動における指揮命令系統の確立に係る支援

（５）その他必要な事項

（費用負担）

第５条　甲と乙が、現地調整隊としての活動に要する費用は、手引きの費用負担の基本的な考え方に準じて、その負担区分及び負担割合を決めるものとする。ただし、活動要請を待たずに要員を派遣した場合において、現地調整隊としての活動に至らなかった場合の派遣費用は、応援水道事業体が負担する。

（先遣調査隊との協力）

第６条　協会から先遣調査隊が派遣された場合は、協力して活動を行う。

（他に現地調整隊が決定された場合）

第７条　他に現地調整隊が決定された場合は、その現地調整隊と協力し、活動を行うものとする。

（活動の終了）

第８条　被災水道事業体において応援活動が開始された場合、被災水道事業体と現地調整隊が協議のうえ、現地調整隊の機能は水道給水対策本部に引き継ぐものとする。

（情報交換等）

第９条　甲と乙は、発災時において円滑かつ迅速に現地調整隊としての活動を実施するとともに、災害時における連携を強化するため、定期的に次の各号に掲げる取組を相互に協力して行う。

（１）現地調整隊の活動に係る情報交換

（２）現地調整隊の活動、応急給水、応急復旧等に係る訓練の実施

（協議）

第 10 条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、甲と乙とがその都度協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため本書２通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和２年 12 月 11 日

札幌市水道事業管理者　　木　下　　淳　嗣

川崎市上下水道事業管理者　金　子　　督

１８　川崎市上下水道局と静岡市上下水道局との現地調整隊としての活動に関する覚書

【上下水道局水道管理課】

（趣旨）

第１条　川崎市上下水道局（以下「甲」という。）と静岡市上下水道局（以下「乙」という。）のいずれか一方の水道事業体において、地震等緊急時と定義される事象が給水区域内で発生した場合、迅速に応急態勢を確立するために、もう一方の水道事業体が現地調整隊として活動することについて必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この覚書において使用する用語は、公益社団法人日本水道協会（以下「協会」という。）の策定した「地震等緊急時対応の手引き（令和２年４月改訂)」（以下「手引き」という。）で使用する用語の例による。

（活動要請）

第３条　甲と乙のいずれか一方の水道事業体において、地震等緊急時と定義される事象が給水区域内で発生した場合、被災水道事業体は、必要に応じてもう一方の水道事業体に現地調整隊の活動要請を行う。ただし、震度６強以上の地震が発生した場合には、原則として、もう一方の水道事業体は活動要請を待たずに要員を派遣し、現地調整隊として活動を行う。

（現地調整隊の活動内容）

第４条　現地調整隊としての活動内容は、次に掲げる事項とする。

（１）応援要請の内容及び規模等の決定に係る支援

（２）前号の決定に必要な被害状況等の調査に係る支援

（３）公益社団法人日本水道協会神奈川県支部長、静岡県支部長等との連絡調整の支援

（４）応援受入体制及び応援活動における指揮命令系統の確立に係る支援

（５）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要があると認める事項

（費用負担）

第５条　甲及び乙の現地調整隊としての活動に要する費用の負担区分及び負担割合は、手引きの費用負担の基本的な考え方に準じて決定するものとする。ただし、活動要請を待たずに要員を派遣した場合において、現地調整隊としての活動に至らなかった場合の派遣費用は、当該派遣した水道事業体が負担する。

（先遣調査隊との協力）

第６条　甲及び乙は、被災水道事業体に現地調整隊を派遣するに当たり、協会から先遣調査隊が派遣されていたときは、当該先遣調査隊と協力して活動を行う。

（他に現地調整隊が派遣された場合）

第７条　甲及び乙は、被災水道事業体に現地調整隊を派遣するに当たり、他に現地調整隊が派遣されていたときは、当該現地調整隊と協力して活動を行う。

（その他の協力）

第８条　甲又は乙が大規模災害により被災し、必要とする資機材の提供等の要請があったときは、その相手方は、可能な範囲でこれに応じるものとする。

（活動の終了）

第９条　甲及び乙は、被災水道事業体における被災地の復旧活動が開始された場合は、当該被災水道事業体と協議の上、現地調整隊の機能を水道給水対策本部に引き継ぐものとする。

（情報交換等）

第 10 条　甲及び乙は、地震等緊急時において円滑かつ迅速に現地調整隊としての活動を実施し、及び連携を強化するため、定期的に次に掲げる取組を相互に協力して行う。

（１）現地調整隊の活動に係る情報交換

（２）現地調整隊の活動、応急給水、応急復旧等に係る訓練の実施

（協議）

第 11 条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、甲と乙とがその都度協議して定めるものとする。

（旧覚書の廃止）

第 12 条　「川崎市と静岡市との情報連絡調整担当水道事業体としての活動に関する覚書」（平成 30 年 1 月 22 日締結）は、廃止する。

この覚書の成立を証するため本書２通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和４年 11 月８日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　　太　郎

静岡市公営企業管理者　　森　下　　靖

１　災害時相互協力に関する申合せ【建設緑政局庶務課】

国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県県土整備部、群馬県県土整備部、埼玉県県土整備部、千葉県県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県県土整備部、山梨県県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市下水道局、横浜市安全管理局及び川崎市建設局（以下、「構成機関」という。）は、災害が発生又は発生のおそれがある場合の相互協力に関し、地域防災計画に定める応援協力をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。ただし、既に締結されている地域防災計画に定める各都県市間での相互応援に関する協定等に基づいて応援協力を行う場合には、この申合せは適用しない。

（目　的）

第１条　この申合せは、各構成機関が所管する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された公共施設に係わる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合の相互協力の内容を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力内容）

第２条　災害時の協力内容は、次のとおりとする。

（１）災害に関する情報の提供

（２）災害対策車両、通信機器等の貸付

（３）被災地調査職員、機器操作要員等の人員派遣

（４）応急復旧資機材の貸与

（５）その他、必要と認められる事項

（協力の要請）

第３条　災害が発生又は発生の恐れがある機関（以下、「被災機関」という。）は、他の構成機関の協力が必要と判断した場合には、文書又は口頭にて協力を要請する。

（要請によらない協力）

第４条　被災機関からの協力要請がないものの、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合においては、構成機関は独自の判断により被災機関に対し協力できるものとする。その場合には、構成機関は被災機関に対して協力内容を通知するよう努めるものとする。

（費用負担）

第５条　第３条に基づく協力に要する費用は、協力を受けた構成機関の負担とする。ただし、当該構成機関に負担を求めることが困難又は不適当な場合は、適正な負担について個々に協議するものとする。

（相互協力の連絡等）

第６条　構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、平常時については、緊急時の連絡体制、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第７条　この申合せは、構成機関が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（連絡会）

第８条　構成機関は、この申合せの運用について具体的事項を定めるための連絡会を設置するものとする。

（その他）

第９条　この申合せに定めのない事項については、その都度協議のうえ、これを定めるものとする。

（適用）

第１０条　この申合せは、平成２０年６月１６日から適用する。

２　平成２０年３月３１日に締結された申合せは、これを廃止する。

平成２０年６月１６日

国土交通省

関東地方整備局	企画部長	横山晴生
茨城県	土木部長	伊藤正秀
栃木県	県土整備部長	山内正彦
群馬県	県土整備部長	川瀧弘之
埼玉県	県土整備部長	永田喜雄
千葉県	県土整備部長	橋場克司
東京都	建設局総務部長	影山竹夫
神奈川県	県土整備部長	斉藤猛夫
山梨県	県土整備部長	下田五郎
長野県	建設部長	北沢陽二郎
さいたま市	建設局長	桜井　武
千葉市	下水道局長	中島英一郎
横浜市	安全管理局長	上原美都男
川崎市	建設局長	齋藤力良

２　災害時における応援に関する協定（川崎建設業協会）【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）と川崎建設業協会（以下「乙」という。）との間に、災害時における応急対策を行うために必要とする乙の応援について、その円滑な運営を期するためこの協定を締結するものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙の応援を要請し、後日、速やかに応援要請書を乙に送付するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を要請する理由

(2) 応援を必要とする場所

(3) 応援を必要とする作業内容

(4) その他応援に必要な事項

２　乙に対する甲の応援要請手続きは、川崎市災害対策本部事務局が担当する。ただし、緊急を要する場合は、甲の各区本部事務局が、乙の各区作業隊長に応援要請することができるものとする。

（実施）

第３条　乙は、甲から応援の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け要請に従って応援に従事するものとする。ただし、甲の現地責任者の指示を受けられない場合は、自ら前条の要請に従って応援に従事するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき応援に従事した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

(1) 応援に従事した班の名称、作業場所、作業内容

(2) 応援に従事した者の氏名及び個人別時間数

(3) 応援に使用した機器類の種別台数及び使用時間数

(4) その他市長が必要と認める事項

（経費の負担）

第５条　乙が、第３条による応援のために要した経費は、甲が負担する。

（補償）

第６条　この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第223号）を適用し補償する。

（訓練）

第７条　この協定の円滑な実施を期するため、甲乙協議の上１年に２回以内で防災訓練を行うものとする。

（連絡）

第８条　乙は、甲の要請により応援に出動できる人員及び建築用機器等の数量について、毎年４月末日までに甲に連絡するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項その他必要が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（実施時期等）

第10条　昭和52年４月１日に甲及び乙が締結した「災害時における応援に関する協定」を廃止し、この協定を平成５年７月19日から実施するものとする。

平成５年７月 19 日

甲　　川　　崎　　市
　　川崎市長　　髙　橋　　清

乙　　川崎市川崎区宮本町７番地の５
　　社団法人　　川崎建設業協会
　　会　　長　　浅　場　　資　喬

３　災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川建設重機協同組合）

【危機管理本部】

地震その他による災害が発生した場合において、川崎市が行う応急対策（以下「災害応急対策」という。）に関する応援について、川崎市（以下「甲」という。）と神奈川建設重機協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（応援要請）

第１条　甲は、災害応急対策を行うため、乙の応援を要請する必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書で乙に対し、応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話により応援を要請することができる。

(1) 災害の状況

(2) 応援を要請する理由

(3) 応援を必要とする場所及び作業内容並びに応援に必要な機器類

(4) 応援を必要とする期間

(5) その他応援に必要な事項

（応援）

第２条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、速やかに災害応急対策を行うための応援体制を確立し、市職員の指揮監督に従い、災害応急対策の応援を実施するものとする。ただし、市職員の指揮監督が受けられない場合は、乙は、災害応急対策の応援を、自ら、甲の要請事項に従い実施するものとする。

２　甲は、乙の応援が円滑に実施されるように、必要に応じて標示旗の貸与、関係資料の提供その他災害現場における応援に必要な物資の調達等を行うものとする。

（応援の実施に伴う報告）

第３条　乙は、前条第１項の規定により応援を実施した場合は、次に掲げる事項を文書で、甲に報告するものとする。

(1) 応援に従事した者の氏名及び個人別時間数

(2) 応援に使用した機器類の種別台数及び１台ごとの使用時間数

(3) その他市長が必要と認める事項

（経費の負担）

第４条　乙が第２条第１項による応援のために要した経費は、甲が負担する。

（補償）

第５条　この協定に基づき、災害応急対策の応援に従事した者が、当該応援に従事したことにより死亡し、又は負傷したときの補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により補償するものとする。

（訓練）

第６条　甲及び乙は、協議のうえ、この協定による災害応急対策に必要な訓練を行うものとする。

（機器類の種類及び数量の報告）

第７条　乙は、この協定による応援に出動させることができる機器類の種類及び数量について、毎年４月末日までに、甲に文書で報告するものとする。

（連絡窓口）

第８条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市災害対策本部事務局、乙においては神奈川建設重機協同組合事務局とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協

議して定めるものとする。

（効力）

第10条　この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

昭和 56 年２月 26 日

甲　　川 崎 市
　　川崎市長　　伊　藤　三　郎

乙　　住　所　　横浜市鶴見区平安町１－57－７
　　神奈川建設重機協同組合
　　氏　名　　理事長　矢　内　嘉　成

４－(1)　災害時における応急対策を行うための協力に関する協定書（川崎市電設工業会）　【まちづくり局施設計画課】

（趣旨）
第１条 川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人　川崎市電設工業会（以下「乙」という。）との間に、災害時における応急対策を行うために必要とする乙の協力について、その円滑な運営を期するためこの協定を締結するものとする。

（要請）
第２条 甲は、災害応急対策のための協力（以下「協力」という。）を要請する必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙の協力を要請し、後日、速やかに協力要請書を乙に送付するものとする。
（１）災害の状況及び協力を要請する理由
（２）協力を必要とする場所
（３）協力を必要とする作業内容
（４）その他協力に必要な事項
２ 乙に対する甲の協力要請手続きは、川崎市災害対策本部事務局が担当する。ただし、緊急を要する場合は、甲の各区本部事務局が、乙に協力要請することができるものとする。

（実施）
第３条 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け協力要請に従って作業に従事するものとする。ただし、甲の現地責任者の指示を受けられない場合は、自ら前条の要請に従って協力するものとする。

（報告）
第４条 乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。
（１）協力した班の名称、作業場所、作業内容
（２）協力した者の氏名及び作業時間
（３）その他、協力した事項

（経費の負担）
第５条 乙が実施した応急対策について要した経費については、原則として乙が負担する。ただし、特別な事情がある場合には甲乙協議により負担割合を決定する。

（補償）
第６条 この協定に基づき、協力した者が当該作業に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２２３号）を適用し補償する。

（訓練）
第７条 この協定の円滑な実施を期するため、甲乙協議の上、災害時における応急対策に必要な訓練を行うものとする。

（連絡）
第８条 乙は、甲の要請により協力できる組織体制について、毎年４月末日までに甲に連絡するものとする。

（協議）
第９条 この協定に定めのない事項その他必要が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（実施時期等）
第１０条 昭和５５年６月１６日に甲及び乙が締結した「災害時における応急対策を行うための協力に関する協定」を廃止し、この協定を締結日から実施するものとする。

平成３０年２月９日

甲　川　崎　市
川崎市長　福　田　紀　彦

乙　川崎市川崎区宮本町３番地５
一般社団法人 川崎市電設工業会
会　長　加　藤　哲　郎

４－(2)　災害時における応急対策を行うための協力に関する協定書（川崎市空調衛生工業会）　【まちづくり局施設計画課】

（趣旨）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人　川崎市空調衛生工業会（以下「乙」という。）は、甲が災害時における応急対策を行うために必要となる乙の協力（以下「協力」という。）について、その円滑な実施を期するため、この協定を締結するものとする。

（要請）

第２条　甲は、協力を要請する必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙に要請し、事後、速やかに協力要請書を乙に送付するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する理由

（２）協力を必要とする場所

（３）協力を必要とする作業内容

（４）その他協力に必要な事項

２　乙に対する甲の協力要請手続は、川崎市災害対策本部事務局が担当する。ただし、緊急を要する場合は、甲の各区本部事務局が、乙に協力要請をすることができるものとする。

（実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け協力要請に従って作業に従事するものとする。ただし、甲の現地責任者の指示を受けられない場合は、自ら前条の要請に従って協力するものとする。

（報告）

第４条　乙は、第２条の要請に基づき協力した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

（１）協力した事業者の名称、作業場所及び作業内容

（２）協力した者の氏名及び作業日時

（３）その他、協力した事項等

（経費の負担）

第５条　乙が第２条の要請に基づき実施した協力に要した経費については、原則として乙が負担する。ただし、特別な事情がある場合には、甲乙協議の上負担割合を決定する。

（補償）

第６条　この協定に基づき、協力した者が当該作業に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）を適用し、甲が補償する。

（訓練）

第７条　この協定の円滑な実施を期するため、甲乙協議の上、災害時における応急対策に必要な訓練を行うものとする。

（連絡）

第８条　乙は、甲の要請により協力できる組織体制について、毎年４月末日までに甲に連絡するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項その他必要が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（効力等）

第１０条　この協定は、本協定の締結日（以下「締結日」という。）から効力を有するものとし、昭和５５年６月１６日に甲及び乙が締結した「災害時における応急対策を行うための協力に関する協定」は、締結日付で廃止する。

平成３０年１２月２０日

甲　　川　崎　市
　　川崎市長　福　田　紀　彦

乙　　川崎市川崎区宮本町７－５川崎建設会館１０３号室
　　一般社団法人 川崎市空調衛生工業会
　　会　　長　　矢　野　清　久

５－(1)　災害時の緊急対策業務に関する協定（日本埋立浚渫協会関東支部）

【港湾局庶務課】

川崎市（以下「甲」という。）と、社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急対応業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害等、その他の異常な自然現象又は人為的事故により、川崎港に大規模な災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、円滑な緊急対策業務を行うために必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、緊急対策業務を必要とする時は、次条に揚げる業務について、乙に対し協力を要請することができる。

２　前項の規定により要請を受けた乙は、乙が定める「川崎港災害対策支援協議会」の会員（以下「会員」という。）をして可能な限り協力させるものとする。

（業務内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）港湾区域における障害物の除去

（２）港湾施設（土木、建築施設）の緊急応急措置

（３）海岸保全施設（土木、建築施設）の緊急応急措置

（４）その他甲が必要とする業務

（協力要請手続）

第４条　第２条の規定による甲の協力要請は、川崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

２　本部長が乙に行う協力要請は、緊急対策業務要請書をもって行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。

３　乙は、協力要請を受けた場合は会員のうち本業務に従事するものを直ちに甲に連絡場所等を含め、通知するものとする。

（業務の指示）

第５条　甲の要請により現地に出動した会員は、現地責任者として派遣された市職員の指示に従い、業務に従事する。ただし、現地に当該市職員が派遣されていない場合は、乙自ら要請事項に従い、業務を実施する。

（業務の完了）

第６条　会員は、前条の規定に基づく業務完了後、速やかに緊急対策業務実施報告書を乙を通じて甲に提出する。

（経費の負担）

第７条　要請のために要した経費は、原則として甲が負担する。

（補償）

第８条　この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は、負傷したときは、労働者災害補償保健法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例２３号）を適用し補償する。

（訓練）

第９条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行う。

（実施細目）

第10条　この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して実施細目を定める。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（実施日）

第12条　この協定は、平成２５年３月２７日から実施する。

この協定を締結するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年３月２７日

甲　　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　　阿部　孝夫

乙　　神奈川県横浜市中区太田町１丁目１５番
　　社団法人　日本埋立浚渫協会　関東支部(※)
　　支部長　　池田　正人
　　(※現在の一般社団法人日本埋立浚渫協会)

附　則

この協定は、平成２５年３月２７日から施行する。

５－(2)　災害時の緊急対策業務に関する協定実施細目（日本埋立浚渫協会関東支部）

【港湾局庶務課】

川崎市（以下「甲」という。）と、社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「乙」という。）との間において、締結した災害時の緊急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第１０条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時において発生した災害の緊急対策業務（以下「業務」という。）に関し、これに必要な建設機械・作業船・資材・労力等（以下「建設資機材等」という。）について甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、これをもって災害の拡大防止について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（協会員の名簿）

第２条　協定第２条第２項に規定する乙が定める「川崎港災害対策支援協議会」の会員（以下「会員」という。）の名簿を甲に提出し、承諾を得るものとする。

（協力要請手続）

第３条　緊急を要する場合は、協定第４条の規定にかかわらず、川崎市災害対策本部港湾部長（以下「港湾部長」という。）が口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。この場合において、要請内容は、要請時点で判別しているもので差し支えない。

２　前項の規定において、港湾部長が応援要請をすることができない場合は甲、乙間で定めたその職に代わる者が行う。

（業務対象施設）

第４条　乙の緊急対策業務対象施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。

（建設資機材等の報告）

第５条　乙は、会員の稼動可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に著しい変化があったとき、または、甲の要求があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（要請手続の文書様式）

第６条　協定第４条第２項に規定する協力要請手続において甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。

（会員通知の文書様式）

第７条　協定第４条第３項に規定する当該業務に従事する会員の通知において乙が甲に提出する文書の様式は、様式第２のとおりとする。

（報告手続の文書様式）

第８条　協定第６条に規定する報告手続において乙が甲に提出する文書の様式は、様式第３のとおりとする。

（経費の請求及び支払い）

第９条　会員は、業務完了後、当該業務に要した経費を甲に請求するものとする。

２　会員は、前項の請求に際して、経費の請求根拠となる書類を添付のうえ、請求書を甲に提出する。

３　甲は、会員から提出された請求書の内容等を審査し、本市積算基準等に基づき経費を算出し、速やかにその経費を支払うものとする。

（損害の負担）

第10条　業務の実施に伴い、甲乙及び会員双方の責に期さない理由により第三者に被害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙及び会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙及び会員と協議し、定めるものとする。

（訓練）

第11条　協定第9条の規定に基づき、乙が甲の行う訓練に協力するときは、原則無償とする。

（協議）

第12条　この実施細目に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（実施日）

第13条　この実施細目は、平成２５年３月２７日から適用する。

この協定実施細目を締結するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年３月２７日

甲　　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
川崎市長　　阿部　孝夫

乙　　神奈川県横浜市中区太田町１丁目１５番
社団法人　日本埋立浚渫協会　関東支部(※)
支部長　　池田　正人
(※現在の一般社団法人日本埋立浚渫協会)

６－(1)　災害時の緊急対策業務に関する協定（横浜川崎曳船）

【港湾局庶務課】

川崎市（以下「甲」という。）と、横浜川崎曳船株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、その他の異常な自然現象又は人為的事故により、川崎港に大規模な災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、円滑な緊急対策業務を行うために必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、緊急対策業務を必要とし、次条に揚げる業務のため曳船の出動を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができる。ただし、漂流物に対する曳索の取り付け、係留等に必要な人員及び小型船艇は甲において手配するものとする。

２　前項の規定により要請を受けた乙は、必要な曳船を出動させ、曳船船長の判断によりでき得る限り甲の行う救援活動に協力するものとする。

（業務内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）港湾区域内に漂流した障害物の除去

（２）その他甲が必要とする業務

（協力要請手続）

第４条　第２条第１項の規定による甲の協力要請は、川崎市災害対策本部長が行うものとする。

２　川崎市災害対策本部長が乙に行う協力要請は、実施細目に定める様式をもって行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。

（業務の指示）

第５条　甲の要請により出動した曳船は、港湾局川崎港管理センター所長の指示に従い、業務に従事するものとする。ただし、港湾局川崎港管理センター所長からの指示が伝達されていない場合には、乙自ら要請事項に従い業務を実施するものとする。

（業務の完了報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づく業務完了後、実施細目に定める様式をもって甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第７条　要請のために要した経費は、原則として甲が負担するものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づき、救援活動に従事した者が当該救援活動に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は、負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例２３号）を適用し補償するものとする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して実施細目を定める。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（効力）

第１１条　この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年４月１日

甲　　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　　福田　紀彦

乙　　横浜市中区山下町２３番地
　　横浜川崎曳船株式会社
　　代表取締役社長　小山　孝篤

６－(2)　災害時の緊急対策業務に関する協定実施細目（横浜川崎曳船）

【港湾局庶務課】

川崎市（以下「甲」という。）と、横浜川崎曳船株式会社（以下「乙」という。）との間において締結した、災害時の緊急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第９条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時において発生した緊急対策業務（以下「業務」という。）に関し、これに必要な船舶、協力等について甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、これをもって災害の拡大防止について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（曳船のリスト）

第２条　乙は、協定により出動できる曳船のリストを、毎年４月３０日までに甲に提出するものとする。

（協力要請手続）

第３条　緊急を要する場合は、協定第４条の規定にかかわらず、川崎市災害対策本部港湾部長が口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。この場合において、要請内容は、要請時点で判別しているもので差し支えないものとする。

２　前項の規定において、川崎市災害対策本部港湾部長が協力要請をすることができない場合は甲乙間で定めたその職に代わる者が行うものとする。

（要請手続の文書様式）

第４条　協定第４条第２項に規定する協力要請手続において甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。

（完了報告の文書様式）

第５条　協定第６条に規定する完了報告において乙が甲に提出する文書の様式は、様式第２のとおりとする。

（経費の請求及び支払）

第６条　乙は、業務完了後、当該業務に要した経費を甲に請求するものとする。

２　乙は、前項の請求に際して、経費の請求根拠となる書類を添付のうえ、請求書を甲に提出するものとする。

３　甲は、乙から提出された請求書の内容等を審査し、本市積算基準等に基づき経費を算出し、速やかにその経費を支払うものとする。

（協議）

第７条　この実施細目に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第８条　この実施細目は、締結の日から効力を生じる。

この実施細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年４月１日

甲　　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　　福田　紀彦

乙　　横浜市中区山下町２３番地
　　横浜川崎曳船株式会社
　　代表取締役社長　小山　孝篤

７　川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書（関東地方整備局）

【港湾局経営企画課】

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）とは、川崎港東扇島地区における広域災害応急対策（港湾法（昭和２５年法第２１８号。以下「法」という。）第５５条の３の２第１項に規定するものをいう。以下同じ。）の実施にあたり、川崎港東扇島地区港湾広域防災施設（以下「港湾広域防災施設」という。）及び川崎港東扇島地区港湾広域防災区域（以下「港湾広域防災区域」という。）内における施設の管理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、広域災害応急対策の実施に伴う港湾広域防災施設及び港湾広域防災区域内における施設の管理運営が適正かつ円滑に実施されるために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において「広域災害応急対策適用状況」（以下「災害対策適用状況」という。）とは、国土交通大臣が広域災害応急対策の実施のため必要があると認め、法第５５条の３の２第１項の港湾広域防災施設を管理している場合をいう。

２　本協定において「広域災害応急対策適用前状況」（以下「災害対策適用前状況」という。）とは、首都直下地震応急対策活動要領（平成１８年４月中央防災会議決定）を適用又は準用する可能性のある地震が発生したときであって、甲が乙にその旨を通知した場合をいう。

３　本協定において「応急復旧」とは、港湾広域防災区域内における施設であって、広域災害応急対策を実施するために緊急に施工しなければならない施設の仮復旧工事をいう。

（港湾広域防災施設に係る管理決定の通知）

第３条　川崎港港湾広域防災施設管理委託契約書第１２条第２項に基づく通知その他本協定書に基づく通知は、川崎市港湾局港湾振興部庶務課へ行うものとする。ただし、同課に連絡がつかない場合にあっては、川崎市総務局危機管理室へ行うものとする。

２　前項の通知は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合にあっては、口頭によるものとし、事後に文書で行うものとする。

（広域災害応急対策を実施しない場合の通知）

第４条　災害対策適用前状況において、広域災害応急対策を実施しないことが確定したときは、甲は遅滞なくその旨を乙に通知するものとする。

（利用者等への注意喚起等）

第５条　乙は、災害対策適用前状況において、港湾広域防災区域内における利用者に対し、広域災害応急対策の実施等に関して情報の提供を行い、注意を喚起するものとする。

２　乙は、前項に定める場合において、広域災害応急対策の実施に支障となることが認められるときは、港湾広域防災区域内における利用者に対し、一般利用の自粛及び避難場所等への移動を要請するものとする。

３　乙は、第１項に定める場合において、広域災害応急対策の実施に支障となる物件が港湾広域防災区域内に存在することが認められるときは、その所有者に対し、移動に関する注意を喚起するものとする。

４　甲は、乙が前３項に規定する注意喚起若しくは要請ができない場合、又は自ら必要と認めた場合は、これを行うことができるものとする。

（地域防災計画への配慮）

第６条　甲は、災害対策適用状況において、港湾広域防災施設の管理について、川崎市地域防災計画の実施等に配慮してこれを行うものとする。

２　前項の場合において、乙が港湾広域防災施設を使用する必要が生じたときは、甲に使用の申入れをすることができる。

（広域災害応急対策への配慮）

第７条　乙は、災害対策適用状況及び災害対策適用前状況において、港湾広域防災区域内における施設の管理について、甲の広域災害応急対策に配慮してこれを行うものとする。

２　前項の場合において、甲が港湾広域防災区域内の乙が管理する施設を使用する必要が生じたときは、乙に使用の申入れをすることができる。

（国際埠頭施設における埠頭指標対応措置）

第８条　甲は、広域災害応急対策の実施に当たっては、乙が川崎港で実施する国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律（平成１６年法第３１号）第２９条第１項に規定する埠頭指標対応

措置に配慮してこれを行うものとする。

（港湾広域防災施設の管理期間）

第９条　甲は、港湾広域防災施設の全部又は一部について、自ら直接管理する必要がなくなったときは、遅滞なく乙に管理委託するものとする。

２　甲は、港湾広域防災施設の全部又は一部について、管理を終了しようとするときは、乙に対し、管理の終了日を通知し、甲と乙とは、管理を終了する日の翌日に管理委託契約を締結するものとする。

３　前項の通知は、文書により行うものとする。

（災害により破損等が生じた施設の応急復旧等の実施）

第１０条　災害対策適用状況において、災害により生じた港湾広域防災施設の破損等の応急復旧は、甲が実施するものとする。

２　甲は、災害対策適用状況において、広域災害応急対策の実施のために必要と判断した場合は、航路啓開等を実施できるものとする。

３　災害対策適用状況において、港湾広域防災区域内における乙が管理する施設の災害により生じた破損等の応急復旧は、乙が実施するものとする。ただし、乙が実施できないときは、甲が自ら実施できるものとする。

（広域災害応急対策により破損等が生じた施設の応急復旧等の実施）

第１１条　広域災害応急対策の実施により、港湾広域防災施設又は港湾広域防災区域内において乙が管理する施設に破損等が生じた場合は、当該破損等の応急復旧及び本復旧は甲が実施するものとする。

２　前項に規定する応急復旧及び本復旧の費用は、甲が負担するものとする。

（平常時における甲の防災訓練）

第１２条　乙は、甲が港湾広域防災区域において防災訓練を実施しようとする場合は、当該港湾広域防災区域に係る一般の利用を制限し、その他必要な協力を行うように努めるものとする。

２　前項の防災訓練において必要な光熱水費その他の経費は、甲の負担とする。

３　第１項の防災訓練の実施により、港湾広域防災施設又は乙が管理する港湾施設に破損等が生じた場合は、当該破損等の復旧は甲の負担により行うものとする。

（協議）

第１３条　本協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

附　則

１　本協定は、平成２４年３月９日から適用する。

２　本協定の発効と同時に平成２０年６月２０日付国土交通省関東地方整備局港湾空港部長と川崎市港湾局長との間で締結した「川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等に関する覚書」は効力を失う。

本協定書の成立を証するため本通２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年３月９日

甲　　国土交通省　関東地方整備局
副局長　　吉　永　清　人

乙　　川　崎　市
川　崎　市　長　　阿　部　孝　夫

８－(1)　災害時における川崎市指定金融機関の事務取扱いに関する協定書(横浜銀行)

【会計室審査課】

川崎市（以下「甲」という。）と川崎市指定金融機関である株式会社横浜銀行（以下「乙」という。）は、地震その他による災害が川崎市内に発生したときにおいて、公金の取扱いを円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める災害をいう。

（取扱事務）

第２条　乙は、「川崎市指定金融機関の事務取扱いについての契約」その他別に定めるもののほか、甲の指示するところに従い、公金の収納又は支払の事務を取り扱うものとする。

（公金の現在高等の報告）

第３条　乙は、災害が発生したときは、速やかに公金の現在高及び取扱状況並びに取扱店舗の被災状況その他必要な事項を甲に報告するものとする。

（現金の確保）

第４条　乙は、甲の緊急の支払に必要な現金の確保に努め、甲の指定する場所にその現金を輸送するとともに安全保管に必要な措置を講じるものとする。

２　甲は、前項に定める現金の安全保管に必要な措置について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第５条　乙は、甲の緊急の支払に対応するため、必要な職員を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（連絡体制の整備）

第６条　甲乙両者は、災害時における相互の連絡体制を整備し、その適正化が図られるよう必要な措置を講じておくものとする。

（臨機の対応）

第７条　甲乙両者は、あらかじめ協議して、災害時における公金の取扱いに関し、臨機の対応を執ることができる。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定は、平成 11 年９月１日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成11年８月31日

甲　川崎市
　　川崎市長　　髙　橋　　清

乙　横浜市西区みなとみらい三丁目１番１号
　　株式会社横浜銀行
　　頭　取　　平　澤　貞　昭

８－(2)　災害時における川崎市指定金融機関の事務取扱いに関する協定実施要綱(横浜銀行)

【会計室審査課】

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害時における川崎市指定金融機関の事務取扱いに関する協定（以下「協定」という。）第８条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を、川崎市（以下「甲」という。）と川崎市指定金融機関である株式会社横浜銀行（以下「乙」という。）協議の上定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）指定金融機関等　川崎市指定金融機関、川崎市指定代理金融機関及び川崎市収納代理金融機関をいう。

（２）現金　市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とした緊急の支払に要する現金をいう。

（公金の現在高等の報告）

第３条　乙は、協定第３条の規定に基づき、災害が発生したときは、甲の指示するところに従い、次の各号に掲げる事項を速やかに甲に報告するものとする。

（１）指定金融機関等の公金の現在高及び取扱状況

（２）指定金融機関等の取扱店舗の被災状況、休業及び営業再開の見込み

（３）指定金融機関等の公金の保管状況並びに公金の取りまとめに係る帳簿及び証拠書類の保管状況

（４）甲の緊急の支払に必要な現金として乙が対応できる額

（５）前４号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急窓口の設置）

第４条　乙は、甲の設置する緊急支払等の窓口の業務及び派遣人員について、甲の指示を受けるものとする。

（緊急連絡網）

第５条　甲乙両者の災害時における緊急連絡網は、別表（※）のとおりとする。また、職員の転勤その他の理由により当該連絡網に変更があるときは、速やかにその旨を相互に連絡するものとする。

附　則

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

２　災害時における川崎市指定金融機関の事務取扱いに関する協定実施要綱（平成１５年１１月２８日締結）は廃止する。

この要綱の制定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２０年３月２６日

甲　　川崎市
　　川崎市収入役室長　浅田　省三

乙　　川崎市川崎区砂子１丁目１番１７号
　　株式会社横浜銀行川崎支店
　　執行役員支店長　　吉川　　節

（※別表省略）

９　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（神奈川県産業廃棄物協会）

【環境局庶務課】

（趣旨）
第１条　地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、川崎市（以下「甲」という。）が社団法人神奈川県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。
（定義）
第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。
（協力要請）
第３条　甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第５条の手続きにより、乙に協力を要請する。
(1) 災害廃棄物の撤去
(2) 災害廃棄物の収集・運搬
(3) 災害廃棄物の処理・処分
(4) 前各号に伴う必要な事項
２　乙は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。
（情報の提供）
第４条　甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。
２　乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。
（協力要請の手続）
第５条　甲は、乙への協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後で速やかに文書で通知する。
２　甲は、災害により県が組織として機能しない等県を通じて協力要請を行いがたい場合は、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後で速やかに文書で通知する。
(1) 協力内容
(2) その他必要な事項
３　甲は、前項の要請を行ったときは、県の機能の回復後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の機能の回復後に速やかに県に報告する。
（災害廃棄物処理等の実施）
第６条　甲は、第４条第２項の規定による乙からの報告を受け、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を川崎市契約規則（昭和３９年川崎市規則第２８号）等に基づき決定する。
２　乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施する。
３　甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
４　乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては次の各号に掲げる事項に留意する。
(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。
（報告）
第７条　乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。
(1) 災害廃棄物処理等の実施地区
(2) 災害廃棄物処理等の実施内容
(3) 災害廃棄物処理等の従事した要員、車両、資機材等
(4) 災害廃棄物処理等の従事期間
(5) その他必要な事項
（費用の負担）
第８条　乙会員が第３条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担し、そ

の価格は甲、乙会員協議のうえ決定する。
２　乙会員による費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。
（災害補償）
第９条　第３条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他法令等の適用がある場合を除き、川崎市消防団等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）を適用し補償する。
（契約書の締結）
第10条　第３条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第８条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には第９条の災害補償の条項を盛り込むこととする。
（連絡窓口）
第11条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市環境局総務部庶務課、乙においては社団法人神奈川県産業廃棄物協会事務局とする。
２　乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。
（協議）
第12条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

附則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成２２年１月１３日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
川崎市長　阿　部　　孝　夫

乙　横浜市中区山下町１９４番地
社団法人神奈川県産業廃棄物協会
理事長　　西之宮　　優

（※）平成１２年５月１日協定締結
平成２２年１月１３日変更協定締結

１０　地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定書（川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会）　【環境局庶務課】

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内で地震等大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬並びに避難所等から発生する一般廃棄物の収集・運搬（以下「災害廃棄物等収集」という。）の協力に関し、川崎市（以下「甲」という。）が川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物等」とは、地震等大規模災害により一時的に大量に発生する一般廃棄物及び避難所等から発生する一般廃棄物をいう。

（協力要請及び手続）

第３条　甲は、大規模災害時において乙に対して災害廃棄物等収集の協力を要請することができるものとする。

２　前項の規定による甲の要請は、環境局長が行うものとする。

３　甲は、第1項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭又は電話で要請することができるものとする。

(1) 要請地区及び被災状況
(2) 要請期間
(3) 要請活動の内容
(4) 責任者の職、氏名
(5) 要請期間に必要な要員、車両、資機材等
(6) その他必要な事項

４　前項による甲の要請に基づき、甲、乙は活動の内容を協議して定めるものとする。

５　乙は、前項による協議の結果に基づき、必要な要員、車両、資機材等を調達し、災害廃棄物等収集を実施するものとする。

（支援活動の実施）

第４条　乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い支援活動を実施するものとする。

２　甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

３　乙は、大規模災害時にこの協定に協力できる会員を甲に報告するものとする。

（報告）

第５条　乙は、災害廃棄物等収集を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告するものとする。

(1) 支援地区
(2) 支援活動の従事期間及び内容
(3) 会社名及び責任者の職、氏名
(4) 支援活動に従事した要員、車両、資機材等
(5) その他必要な事項

（費用の負担）

第６条　乙が第3条の要請に基づき実施した支援活動に要した費用は、甲が負担し、その価格は甲、乙が協議の上決定するものとする。

（災害補償）

第７条　第3条の要請に基づき乙が実施した支援活動に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令等の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により、補償するものとする。

（連絡窓口）
第８条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境局総務部庶務課、乙においては川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会事務局とする。

（実施細目）
第９条　この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成２５年７月３日

川　崎　市
川　崎　市　長
阿　部　孝　夫

川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会
会　　長
中　嶋　達　夫

１１－(1)　地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定（神奈川県建物解体業協会）　【環境局庶務課】

（趣旨）
第１条　地震等の大規模災害が発生した場合における被災した建物の解体撤去等に関し、川崎市（以下「甲」という。）が社団法人神奈川県建物解体業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。
（定義）
第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。
（協力要請）
第３条　甲は、次の各号の事業（以下「解体撤去等」という。）について、第５条の手続きにより、乙に協力を要請する。
(1) 応急活動、復旧活動に支障となる家屋等の解体
(2) 本市が必要と認めた家屋等及び公共施設、橋りょう等構造物の解体
(3) 災害廃棄物の撤去
(4) 前各号に伴う必要な事項
２　乙は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力する。
（情報の提供）
第４条　甲は、解体撤去作業等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。
２　乙は、解体撤去等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。
（協力要請の手続）
第５条　甲は、乙への協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後で速やかに文書で通知する。
２　甲は、災害により県が組織として機能しない等県を通じて協力要請を行いがたい場合は、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後で速やかに文書で通知する。
(1) 協力内容
(2) その他必要な事項
３　甲は、前項の要請を行ったときは、県の機能の回復後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の機能の回復後に速やかに県に報告する。
（解体撤去等の実施）
第６条　甲は、第４条第２項の規定による乙からの報告を受け、解体撤去等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を川崎市契約規則（昭和３９年川崎市規則第２８号）等に基づき決定する。
２　乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。
３　甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
４　乙会員は、解体撤去等の実施に当たっては次の各号に掲げる事項に留意する。
(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。
（報告）
第７条　乙会員は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。
(1) 解体撤去等の実施地区
(2) 解体撤去等の実施内容
(3) 解体撤去等の従事した要員、車両、資機材等
(4) 解体撤去等の従事期間
(5) その他必要な事項
（費用の負担）
第８条　乙会員が第３条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その価格は甲、乙会員協議のうえ決定する。
２　乙会員による費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

（災害補償）
第９条　第３条の要請に基づき乙会員が実施した解体撤去等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他法令等の適用がある場合を除き、川崎市消防団等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）を適用し補償する。
（契約書の締結）
第10条　第３条の要請に基づき乙会員が解体撤去等を実施するときは、甲と乙会員とは、第８条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には第９条の災害補償の条項を盛り込むこととする。
（連絡窓口）
第11条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市環境局総務部庶務課、乙においては社団法人神奈川県建物解体業協会事務局とする。
２　乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。
（協議）
第12条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

附則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成２２年１月１３日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　阿　部　　孝　夫

乙　横浜市中区太田町３丁目３６番地
　　社団法人神奈川県建物解体業協会
　　会　長　　富　永　　行　雄

（※）平成１２年５月１日協定締結
　　平成２２年１月１３日変更協定締結

１１－(2)　地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定（川崎市建物解体業協同組合）　【環境局庶務課】

（趣旨）
第１条　地震等の大規模災害が発生した場合における被災した建物の解体撤去等に関し、川崎市（以下「甲」という。）が川崎市建物解体業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。
（定義）
第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。
（解体撤去等の内容）
第３条　解体撤去等の内容は、次に掲げる事項とする。
(1) 応急活動、復旧活動に支障となる家屋等の解体
(2) 本市が必要と認めた家屋等及び公共施設、橋りょう等構造物の解体
(3) 災害廃棄物の撤去
(4) 前各号に伴う必要な事項
（協力要請）
第４条　甲は、大規模災害時に乙に対して解体撤去等の協力を要請することができるものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、解体撤去等を実施するものとする。
３　甲は、解体撤去等の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を告げるものとする。
（協力要請の手続）
第５条　前条第１項の規定による甲の要請は、環境局総務部長が行うものとする。
２　前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。
(1) 被災の状況
(2) 解体撤去等の実施地区
(3) 解体撤去等の実施内容
(4) 解体撤去等の期間
(5) その他必要な事項
（情報提供）
第６条　甲は、円滑な解体撤去作業を行なうために必要な情報を乙に提供するものとする。
２　乙は、大規模災害時にこの協定に協力できる会員を甲に報告するものとする。
（解体撤去等の実施）
第７条　乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。
２　甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
３　乙は、解体撤去等の実施に当たっては次の各号に掲げる事項に留意する。
(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。
（報告）
第８条　乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。
(1) 解体撤去等の実施地区
(2) 解体撤去等の実施内容
(3) 解体撤去等の従事した要員、車両、資機材等
(4) 解体撤去等の従事期間
(5) その他必要な事項
（費用の負担）
第９条　乙が第４条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その価格は甲、乙が協議のうえ決定する。
（災害補償）
第10条　第４条の要請に基づき実施した解体撤去等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他法令等の適用が

ある場合を除き、川崎市消防団等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）を適用し補償する。

（連絡窓口）

第11条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市環境局総務部庶務課、乙においては川崎市建物解体業協同組合事務局とする。

２　乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第12条　この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第13条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

附則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成２２年１月１３日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　阿　部　　孝　夫

乙　川崎市川崎区宮前町１２番地１４－５０８号
　　川崎市建物解体業協同組合
　　理事長　　大　森　　賢　一

（※）平成２０年６月１８日協定締結
　　平成２２年１月１３日変更協定締結

１１－(3)　地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定（川崎建設業協会）　【環境局庶務課】

（趣旨）
第１条　この協定は、川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎建設業協会（以下「乙」という。）が締結した「災害時における応援に関する協定」に基づき、地震等の大規模災害が発生した場合における被災建物等の解体撤去等に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。
（定義）
第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。
（解体撤去等の内容）
第３条　解体撤去等の内容は、次に掲げる事項とする。
(1) 応急活動、復旧活動に支障となる家屋等の解体
(2) 本市が必要と認めた家屋等及び公共施設、橋りょう等構造物の解体
(3) 災害廃棄物の撤去
(4) 前各号に伴う必要な事項
（協力要請）
第４条　甲は、大規模災害時に乙に対して解体撤去等の協力を要請することができるものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、解体撤去等を実施するものとする。
３　甲は、解体撤去等の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を告げるものとする。
（協力要請の手続）
第５条　前条第１項の規定による甲の要請は、応援協定第２条第２項に基づき、環境部長が川崎市災害対策本部（以下「本部」という。）経由で行うものとする。
　ただし、緊急を要する場合は、直接乙に対し要請を行うことができることとし、この場合は事後に本部に対して報告するものとする。
２　前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。
(1) 被災の状況
(2) 解体撤去等の実施地区
(3) 解体撤去等の実施内容
(4) 解体撤去等の期間
(5) その他必要な事項
（情報提供）
第６条　甲は、円滑な解体撤去作業を行なうために必要な情報を乙に提供するものとする。
２　乙は、大規模災害時にこの協定に協力できる会員を甲に報告するものとする。
（解体撤去等の実施）
第７条　乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。
２　甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
３　乙は、解体撤去等の実施に当たっては次の各号に掲げる事項に留意する。
(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。
（報告）
第８条　乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。
(1) 解体撤去等の実施地区
(2) 解体撤去等の実施内容
(3) 解体撤去等の従事した要員、車両、資機材等
(4) 解体撤去等の従事期間
(5) その他必要な事項
（費用の負担）
第９条　乙が第４条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その価格は甲、乙が協議のうえ決定する。
（災害補償）

第10条　第４条の要請に基づき実施した解体撤去等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、応援協定第６条の規定に準ずる。

（連絡窓口）

第11条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市環境局総務部庶務課、乙においては社団法人川崎建設業協会事務局とする。

２　乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第12条　この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第13条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

附則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成２２年１月１３日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　阿　部　　孝　夫

乙　川崎市川崎区宮本町７番地５
　　社団法人川崎建設業協会
　　会　長　　露　木　　直　義

（※）平成１２年５月１日協定締結
　　平成２２年１月１３日変更協定締結

１２　災害時における応急対策を行うための協定書（川崎市造園建設業協同組合）

【建設緑政局みどりの保全整備課】

災害が発生した場合において、川崎市が行う応急対策（以下「災害応急対策」という。）に関する協力について、川崎市（以下「甲」という。）と川崎市造園建設業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、災害応急対策を行うため乙の協力を要請する必要があると認めるときは、災害応急対策の内容、期間、場所その他必要と認める事項を文書で明らかにし、乙に対して協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話によることができる。

（要請に対する措置）

第２条　乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、速やかに災害応急対策を行うための協力体制を確立し、市職員の指揮監督に従い災害応急対策に協力するものとする。ただし、市職員の指揮監督が受けられない場合は、乙は自ら甲の要請事項に従い実施する。

２　乙は、前項ただし書の規定により自ら甲の要請事項を実施した場合は、速やかに当該実施の状況を甲に報告するものとする。

（連絡窓口）

第３条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市災害対策本部環境部、乙においては川崎市造園建設業協同組合とする。

（災害補償）

第４条　この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）を適用し補償する。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第６条　この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成18年12月８日

甲　川 崎 市
　　川崎市長　阿　部　孝　夫

乙　川崎市川崎区東田町4－12モーリ磯野ビル3階
　　川崎市造園建設業協同組合
　　理事長　深瀬　充久

１３　災害時における応急対策の協力に関する協定（川崎塗装業協会）

【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内で災害（武力攻撃災害等を含む。以下「災害」という。）が発生した場合において、川崎市（以下「甲」という。）が一般社団法人川崎塗装業協会（以下「乙」という。）に対して、応急対策業務に関する協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第２条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時において、被災構造物の点検、簡易修理、浸水等による泥土の洗浄、物資・資機材の協力、その他甲が必要と認める業務でかつ、乙が対応可能な業務とする。

（要請）

第３条　甲は、被災構造物の点検及び修理等に関する応急対策業務の必要があると認めるときは、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を要請する理由
(2) 協力内容
(3) 場所
(4) 人員
(5) その他必要な事項

（実施）

第４条　前条の規定により甲から要請を受けた乙は、業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り、業務を実施するものとする。

（報告）

第５条　乙は、前条の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した人員
(2) 場所
(3) 時間
(4) 協力内容
(5) その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　乙は前条に基づく業務の実施に要した費用を業務終了後、甲に請求するものとする。

２　価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（損害賠償責任）

第７条　乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づき、応援に従事した者が、死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第223号）を適用し補償する。

（状況報告）
第９条　甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、報告を求めることができるものとする。

（連絡窓口）
第10条　この協定に係る連絡窓口は、甲においては総務局危機管理室とし、乙においては事務局とする。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２６年　８月　２７日

甲　　川崎市
　　川崎市長　　福　田　紀　彦

乙　　川崎市川崎区宮前町８－１９
　　一般社団法人川崎塗装業協会
　　会　　長　　後　藤　龍　彦

１４　災害時における応急対策の協力に関する協定書【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内で災害（武力攻撃災害等を含む。以下「災害」という。）が発生した場合において、川崎市（以下「甲」という。）が川崎住宅管理保全建築協同組合（以下「乙」という。）に対して、乙が異業種の建築関連の組合であることにも鑑み、応急対策業務に関する協力を要請するため、必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第２条　この協定により、甲が乙に対し要請する業務は、災害時において、避難所等への支援物資の運搬及び間仕切り、簡易トイレ、電源等の提供並びに建物、道路等の洗浄その他被災者の支援のため甲が要請する業務でかつ乙が対応可能な業務とする。

（要請）

第３条　甲は、応急対策等の業務の必要があると認めるときは、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を要請する理由
(2) 協力内容
(3) 場所
(4) 人員
(5) その他必要な事項

（実施）

第４条　前条の規定により甲から要請を受けた乙は、業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り、業務を実施するものとする。

（報告）

第５条　乙は、前条の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した人員
(2) 場所
(3) 時間
(4) 協力内容
(5) その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　乙は前条に基づく業務の実施に要した費用を業務終了後、甲に請求するものとする。

２　価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（損害賠償責任）

第７条　乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づき、応援に従事した者が、死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団

員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第223号）を適用し補償する。

（状況報告）

第９条　甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、報告を求めることができるものとする。

（連絡窓口）

第10条　この協定に係る連絡窓口は、甲においては危機管理本部とし、乙においては事務局とする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（効力）

第12条　この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和５年５月１０日

甲　　川崎市
　　川崎市長　　福　田　紀　彦

乙　　川崎市川崎区宮本町７－５
　　川崎住宅管理保全建築協同組合
　　理事長　　今　村　文　治

１５　災害時における川崎市建設緑政局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務等の協力に関する協定書（神奈川県測量設計業協会川崎支部）　【建設緑政局企画課】

川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県測量設計業協会川崎支部（以下「乙」という。）とは地震･風水害、その他の災害の発生時（以下「災害時」という。）における甲が管理する道路・河川及び公園施設等（以下「所管施設」という。）の被害状況把握及び応急対策業務等（以下「応急対策業務等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に応急対策を実施するにあたり、甲と乙は協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（要請手続）

第２条　甲は、所管施設に災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、必要と認める時には、被災状況に応じて乙に応急対策業務等を要請することができるものとする。

２　前項の規定による甲の要請手続きは、川崎市建設緑政局長が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、各区区役所道路公園センター所長より要請することができるものとする。

３　第２条第２項の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を文書で行うものとする。ただし、文書によりがたい場合は、口頭又は電話等で行うことができるものとし、後日速やかに文書で支援要請を行うものとする。

（１）　応急対策業務等の内容
（２）　要請を行った職名称と担当者名
（３）　応急対策業務等に必要な要員、資機材等
（４）　応急対策業務等の期間
（５）　その他必要な事項

（業務の内容）

第３条　乙は、甲からの支援要請に基づき、できる限り速やかに乙を構成する会員（以下「乙の会員」という。）と調整し、現地に派遣する会員名を甲へ通知するものとする。

２　乙は、乙の会員に現地への派遣を指示し、派遣の指示を受けた乙の会員はできる限り速やかに甲の指示により応急対策業務等を実施できる体制をとるものとする。

３　乙は、前項の応急対策業務等が早急に実施できるよう、前もって技術者及び資機材料の確保、動員の方法を定め、その実施体制表を甲に報告するものとする。

（応急対策業務等の実施）

第４条　乙の会員は、甲の指揮監督に従って応急対策業務等を実施するものとする。なお、軽易な場合については、口頭または電話で指示し、乙のみで応急対策業務等を実施するものとする。

２　甲は、乙の会員の応急対策業務等が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

３　乙の会員は、応急対策業務等を実施したときは、速やかに活動状況を甲に報告するものとする。

（報告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき応急対策業務等に従事した場合は、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話等で行うことができるものとし、後日速やかに文書で報告するものとする。

（１）　応急対策業務等に従事した者の氏名、個人別時間数
（２）　応急対策業務等に従事した作業場所、作業内容
（３）　応急対策業務等に使用した資機材等
（４）　その他の必要事項

（経費負担）
第６条　乙が、第４条による応急対策業務等のために要した経費は、甲が負担する。
２　前項の費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。
３　甲は乙の会員から請求があった場合には、川崎市の基準単価等による規定等に基づき金額を確定し、速やかに支払うものとする

（業務の実施体制）
第７条　第３条第３項に基づき甲に報告する業務実施体制表は、乙の会員名簿、編成表、連絡系統図及び資機材料等一覧表とする。
２　乙は、毎年４月１日現在の実施体制表を４月末までに甲に報告するものとする。なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）
第８条　甲の要請に基づき、応急対策業務等に従事中の者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）の例により甲が補償する。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議して定める。

（実施日）
第１０条　この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年１２月２６日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
川崎市長　　阿　部　孝　夫

乙　川崎市川崎区宮前町８番１５号　ユニオン測量㈱内
一般社団法人神奈川県測量設計業協会　川崎支部
支部長　　菅　谷　哲　夫

１６　大地震等発生時における許認可関係業務の事前承認等に関する覚書（東京ガス神奈川導管事業部）　【建設緑政局路政課】

川崎市（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社神奈川導管事業部（以下「乙」という。）は、大地震等発生時に被災された市民の社会生活に必要な都市ガス供給の早期再開を目指すことを目的として、大地震等発生時における許認可に関する各種業務の事前承認項目について、次のとおり覚書を締結する。

（道路占用許可申請）

第１条　乙がガス復旧工事をする際の道路占用許可申請については、事後申請とする。

（仮復旧材料並びに埋戻し材料等）

第２条　乙は、ガス復旧工事をする際の道路掘削後の仮復旧について常温合材及び発生路盤材を使用することができる。

２　乙は、道路掘削後の埋戻しについて、発生土を使用することができる。

（仮設工法の採用等）

第３条　乙は、道路占用設備（ガス供給本支管及び引込管）については、ガス事業法技術基準による一時的な仮設工法（路上端露出配管など）を必要に応じて採用することができる。

（廃止管の一時残置）

第４条　乙は、前条に定める仮設工法により廃止となるガス供給本支管及び引込管について、本埋設が可能となる時期まで一時的に残置することができる。

（道路占用設備の維持管理）

第５条　乙は、本覚書による道路占用設備の設置にあたっては、本復旧までの間、ガス漏洩等の災害を発生させないように適切な維持管理をするものとする。

（事後処理関連事項）

第６条　道路占用設備本埋設に関する許認可関連手続き及び道路復旧方法については、事前に甲乙協議のうえ決定する。

（協議事項）

第７条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第８条　この覚書は、締結の日から適用し、平成２０年３月３１日まで有効とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は、更に向こう１か年間効力を延長し、以後もこれに準ずる。

この覚書の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成１９年１２月２１日

甲　　川崎市道路管理者
　　川崎市長　阿　部　　孝　夫

乙　　東京ガス株式会社 神奈川導管事業部
　　事業部長　山　川　　浩　之

１７　大規模災害発生時における応急復旧に関わる許認可業務等の事前承認等に関する覚書（NTT東日本川崎支店）　【建設緑政局路政課】

川崎市を甲とし、東日本電信電話株式会社神奈川支店を乙として、次の条項について、覚書を取り交わすものとする。

（目的）
第１条　本覚書は、大規模災害により、乙が所有する電気通信設備に被害があった場合、道路占用許可に関する手続き等について必要な事項を定め、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行うことを目的とする。

（道路占用許可申請）
第２条　乙が応急復旧工事をする際の道路占用許可申請については、事後とすることができる。

（仮復旧材料及び埋戻し材料）
第３条　乙は、応急復旧工事を行う際の道路掘削後の仮復旧については、常温合材又は発生路盤材を使用することができる。また、埋戻し材料については、発生土を使用することができる。

（仮設工法の適用等）
第４条　乙は、道路占用許可設備（管路・電柱・通信線・地上機器等）の応急復旧工事を行うにあたり、一時的な仮設工法を必要に応じ適用することができる。

（廃止管等の一時残置）
第５条　乙は、前条に定める仮設工法により廃止となる各道路占用許可設備については、本復旧が可能となる時期まで一時的に残置することができる。

（電柱類等の仮設置）
第６条　乙は、電柱類等について、一般交通の支障とならない道路上に応急的に仮設置することができる。

（残土置き場の提供）
第７条　乙は、復旧工事に伴い発生する残土（骨材・ガラ含む）の仮置き場について、甲の指定する臨時場所を使用することができる。

（適正な維持管理）
第８条　乙は、仮設工法を用いた道路占用許可設備、一時的に残置した道路占用許可設備、応急的に仮設置した電柱類等については、本復旧までの間、適切に維持管理しなければならない。

（協議事項）
第９条　この覚書きに定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）
第10条　この覚書は、締結の日から適用し、平成２７年３月３１日まで有効とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は、さらに向こう１年間効力を延長し、以後もこれに準ずる。

この覚書の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年４月３０日

甲　川崎市

川崎市長　福田　紀彦

乙　東日本電信電話株式会社神奈川支店

横浜市中区山下町１９８番地
支店長　　原田　清志

１８　大規模災害発生時における応急復旧に関わる許認可業務等の事前承認等に関する覚書（東京電力神奈川支店）　【建設緑政局路政課】

川崎市を甲とし、東京電力株式会社神奈川支店を乙として、次の条項について、覚書を取り交わすものとする。

（目的）
第１条　本覚書は、大規模災害により、乙が所有する電力設備に被害があった場合、道路占用許可に関する手続き等について必要な事項を定め、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行うことを目的とする。

（道路占用許可申請）
第２条　乙が応急復旧工事をする際の道路占用許可申請については、事後とすることができる。

（仮復旧材料及び埋戻し材料）
第３条　乙は、応急復旧工事を行う際の道路掘削後の仮復旧については、常温合材又は発生路盤材を使用することができる。また、埋戻し材料については、発生土を使用することができる。

（仮設工法の適用等）
第４条　乙は、道路占用許可設備（管路・電柱・電線・地上機器等）の応急復旧工事を行うにあたり、一時的な仮設工法を必要に応じ適用することができる。

（廃止管等の一時残置）
第５条　乙は、前条に定める仮設工法により廃止となる各道路占用許可設備については、本復旧が可能となる時期まで一時的に残置することができる。

（電柱類等の仮設置）
第６条　乙は、電柱類等について、一般交通の支障とならない道路上に応急的に仮設置することができる。

（残土仮置き場の提供）
第７条　乙は、復旧工事に伴い発生する残土（骨材・ガラ含む）の仮置き場について、甲の指定する臨時場所を使用することができる。

（適正な維持管理）
第８条　乙は、仮設工法を用いた道路占用許可設備、一時的に残置した道路占用許可設備、応急的に仮設置した電柱類等については、本復旧までの間、適切に維持管理しなければならない。

（協議事項）
第９条　この覚書きに定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）
第10条　この覚書は、締結の日から適用し、平成２７年３月３１日まで有効とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は、さらに向こう１年間効力を延長し、以後もこれに準ずる。

この覚書の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年４月３０日

甲　川崎市

川崎市長　福田　紀彦

乙　東京電力株式会社神奈川支店

横浜市中区弁天通１丁目１番地
支店長　木村　俊一

１９　災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社川崎支社（以下「乙」という。）は、災害に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び川崎市地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。

２　乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣する。

（情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

（１）　甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供

（２）　甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

（３）　乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供

（４）　甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（協力体制）

第４条　甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請する。

（１）　停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去

（２）　甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（３）　住民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用

２　甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

（秘密保持）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第６条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年１０月２５日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市長　福田　紀彦

乙　川崎市幸区柳町２６番地
　　東京電力パワーグリッド株式会社
　　川崎支社長　河原　章夫

２０－（１）　災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書（大師高等学校、菅高等学校、麻生高等学校）

【危機管理本部】

（目的）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立○○○○高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第２条　この協定において、「活動拠点」とは、警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者及び他都県市等からの応援職員（以下「活動者」という。）に対し、活動環境を整備するため、宿営地、車両置き場及び資機材置き場等として提供する場所をいう。

（使用施設）

第３条　活動拠点として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) グラウンド

(2) 体育館

(3) 学校が指定する校内の施設の一部

（施設の使用）

第４条　甲は、第３条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を活動拠点として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。

２　乙は、自発的に避難した市民（以下「避難者」という。）から使用施設の使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用させることができる。この場合は、乙は施設使用報告書（様式２）により速やかに甲に連絡するものとする。

（鍵の管理）

第５条　甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設に必要な鍵を受領することができる。

２　甲は、乙から受領した使用施設に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

（使用期間）

第６条　活動拠点等としての使用期間は、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

(1) 活動拠点としての使用期間は、原則として６０日以内とする。

(2) 第４条第２項により、市民が避難した場合の使用期間は、原則として活動拠点としての使用を開始するまでの最大３日間程度とする。

（費用負担）

第７条　使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者及び避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

（使用施設等の現状復旧）

第８条　使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が現状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

２　前項の規定により施設及び備品等を現状復旧する場合において、その損害等が、活動拠点として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

（免責）
第９条　乙は、施設を活動拠点等として活動者及び避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（施設変更等の報告）
第１０条　乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（連絡担当等）
第１１条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び○○区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立○○○○高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

（協議事項等）
第１２条　この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から１年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年１０月○○日

甲　川崎市
　　川崎市長　阿部　孝夫

乙　所在地
　　学校名
　　代表者名

締結先一覧

締結先	代表者名	所在地
神奈川県立大師高等学校	学校長 横溝　均	川崎市川崎区四谷下町２５－１
神奈川県立川崎工科高等学校	学校長 角田　一平	川崎市中原区上平間１７００－７
神奈川県立菅高等学校	学校長 岡田　健	川崎市多摩区菅馬場４－２－１
神奈川県立麻生高等学校	学校長 宮代　哲彦	川崎市麻生区金程３－４－１

２０－（１）災害時における活動拠点等としての施設使用に関する協定書（川崎工科高等学校）

【危機管理本部】

（目的）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立川崎工科高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点、一時避難場所及び緊急避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）活動拠点

警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者及び他都県市等からの応援職員（以下「活動者」という。）に対し、活動環境を整備するため、宿営地、車両置き場及び資機材置き場等として提供する場所をいう。

（２）一時避難場所

災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

（３）緊急避難場所

風水害時において地域の住民等が災害から命を守るため緊急的に避難する場所をいう。

（使用施設）

第３条　活動拠点又は一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）グラウンド

（２）体育館

（３）学校が指定する校内の施設の一部

２　緊急避難場所として使用する施設は、前項第３号に定めるとおりとする。

（施設の使用）

第４条　甲は、前条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を活動拠点又は緊急避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに使用依頼書を送付するものとする。

２　乙は、住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させること

ができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式２）により速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに施設使用報告書を送付するものとする。

（鍵の管理）

第５条　甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設の使用に必要な鍵を受領することができる。

２　甲は、乙から受領した使用施設の使用に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

（使用期間）

第６条　使用施設を使用する期間（以下「使用期間」という。）は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

（１）活動拠点

第４条第１項による使用開始から原則として６０日以内

（２）一時避難場所

第４条第２項による使用開始から原則として活動拠点としての使用を開始するまでの最大３日間程度

（３）緊急避難場所

第４条第１項による使用開始から最大５日間程度

（費用負担）

第７条　使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者及び避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

（使用施設等の原状復旧）

第８条　使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

２　前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、活動拠点、一時避難場所又は緊急避難場所として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

（免責）

第９条　乙は、施設を活動拠点、一時避難場所又は緊急避難場所として活動者又は避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものと

する。

（施設変更等の報告）

第１０条　乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（連絡担当等）

第１１条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては危機管理本部及び中原区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立川崎工科高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

（協議事項等）

第１２条　この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の１か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から１年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

附　則

１　この協定は、締結の日から施行する。

２　「災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書」（平成２５年１０月１８日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和４年１２月２６日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　福田　紀彦

乙　川崎市中原区上平間１７００－７
　　神奈川県立川崎工科高等学校
　　学校長　大熊　敬一

２０－（２）　災害時における活動拠点等としての施設使用に関する協定書

【危機管理本部】

（目的）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立多摩高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点、一時避難場所及び緊急避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）活動拠点

　警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者及び他都県市等からの応援職員（以下「活動者」という。）に対し、活動環境を整備するため、宿営地、車両置き場及び資機材置き場等として提供する場所をいう。

（２）一時避難場所

　災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

（３）緊急避難場所

　風水害時において地域の住民等が災害から命を守るため緊急的に避難する場所をいう。

（使用施設）

第３条　活動拠点又は一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）グラウンド

（２）体育館

（３）学校が指定する校内の施設の一部

２　緊急避難場所として使用する施設は、前項第３号に定めるとおりとする。

（施設の使用）

第４条　甲は、第３条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を活動拠点又は緊急避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに使用依頼書を送付するものとする。

２　乙は、住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式２）により速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに施設使用報告書を送付するものと

する。

（鍵の管理）

第５条　甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設の使用に必要な鍵を受領することができる。

２　甲は、乙から受領した使用施設の使用に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

（使用期間）

第６条　使用施設を使用する期間（以下「使用期間」という。）は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

（１）活動拠点

第４条第１項による使用開始から原則として６０日以内

（２）一時避難場所

第４条第２項による使用開始から原則として活動拠点としての使用を開始するまでの最大３日間程度

（３）緊急避難場所

第４条第１項による使用開始から最大５日間程度とする。 ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

（費用負担）

第７条　使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者及び避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

（使用施設等の原状復旧）

第８条　使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

２　前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、活動拠点、一時避難場所又は緊急避難場所として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

（免責）

第９条　乙は、施設を活動拠点、一時避難場所又は緊急避難場所として活動者又は避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（施設変更等の報告）

第１０条　乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速

やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（連絡担当等）

第１１条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務企画局危機管理室及び多摩区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立多摩高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

（協議事項等）

第１２条　この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の１か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から１年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

附　則

１　この協定は、締結の日から施行する。

２　「災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書」（平成２５年１０月１７日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年　月　日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　福田　紀彦

乙　川崎市多摩区宿河原５－１４－１
　　神奈川県立多摩高等学校
　　学校長　野田　麻由美

２０－（３）災害時における活動拠点等としての施設使用に関する協定書

【危機管理本部】

（目的）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立住吉高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点、応急仮設住宅建設候補地、一時避難場所及び緊急避難場所（以下「活動拠点等」という。）として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）活動拠点

警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者及び他都県市等からの応援職員（以下「活動者」という。）に対し、活動環境を整備するため、宿営地、車両置き場及び資機材置き場等として提供する場所をいう。

（２）応急仮設住宅建設候補地

災害時に住家が全壊・全焼・流失し、居住する住家がない者等で、自らの資力では住家を得ることができない者に対して供与する応急仮設住宅を建設するための候補地をいう。

（３）一時避難場所

災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

（４）緊急避難場所

風水害時において地域の住民等が災害から命を守るため緊急的に避難する場所をいう。

（使用施設）

第３条　活動拠点等として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）グラウンド

（２）学校が指定する校内の施設の一部

（施設の使用）

第４条　甲は、前条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を活動拠点、応急仮設住宅建設候補地又は緊急避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに使用依頼書を送付するものとする。

２　乙は、住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式２）により速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに施設使用報告書を送付するものとする。

（鍵の管理）

第５条　甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設の使用に必要な鍵を受領することができる。

２　甲は、乙から受領した使用施設の使用に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

（使用期間）

第６条　使用施設を使用する期間（以下「使用期間」という。）は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

（１）活動拠点

第４条第１項による使用開始から原則として６０日以内

（２）応急仮設住宅建設候補地

建築工事完了後、原則として２年以内

（３）一時避難場所

第４条第２項による使用開始から原則として活動拠点としての使用を開始するまでの最大３日間程度

（４）緊急避難場所

第４条第１項による使用開始から最大５日間程度

（費用負担）

第７条　使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者及び避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

（使用施設等の原状復旧）

第８条　使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

２　前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、活動拠点等として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

（免責）

第９条　乙は、施設を活動拠点等として活動者又は避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（施設変更等の報告）

第１０条　乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（連絡担当等）

第１１条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては危機管理本部及び中原区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立住吉高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

（協議事項等）

第１２条　この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の１か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から１年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

附　則

１　この協定は、締結の日から施行する。

２　「災害時における活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地としての施設使用に関する協定書」（平成２５年１０月１８日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和４年１２月２６日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　福田　紀彦

乙　川崎市中原区木月住吉町３４－１
　　神奈川県立住吉高等学校

学校長　外﨑　学

２１　災害時における活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地としての施設使用に関する協定書（川崎高等学校、住吉高等学校、生田高等学校、生田東高等学校、百合丘高等学校）　【危機管理本部】

（目的）
第１条　川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立○○○○高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地（以下「活動拠点等」という。）として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）
第２条　この協定において、「活動拠点」及び「応急仮設住宅建設候補地」とは、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 活動拠点とは、警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者及び他都県市等からの応援職員（以下「活動者」という。）に対し、活動環境を整備するため、宿営地、車両置き場及び資機材置き場等として提供する場所をいう。
(2) 応急仮設住宅建設候補地とは、災害時に住家が全壊・全焼・流失し、居住する住家がない者等で、自らの資力では住家を得ることができない者に対して供与する応急仮設住宅を建設するための候補地をいう。

（使用施設）
第３条　活動拠点等として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) ○○○○
(2) ○○○○
(3) ○○○○

（施設の使用）
第４条　甲は、第３条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を活動拠点等として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。
２　乙は、自発的に避難した市民（以下「避難者」という。）から使用施設の使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用させることができる。この場合は、乙は施設使用報告書（様式２）により速やかに甲に連絡するものとする。

（鍵の管理）
第５条　甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設に必要な鍵を受領することができる。
２　甲は、乙から受領した使用施設に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

（使用期間）
第６条　活動拠点等としての使用期間は、次の各号に定めるとおりとする。
　ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。
(1) 活動拠点としての使用期間は、原則として６０日以内とする。
(2) 応急仮設住宅建設候補地としての使用期間は、建築工事完了後、原則として２年以内とする。
(3) 第４条第２項により、市民が避難した場合の使用期間は、原則として活動拠点としての使用を開始するまでの最大３日間程度とする。

（費用負担）
第７条　使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者及び避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

（使用施設等の現状復旧）
第８条　使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が現状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。
２　前項の規定により施設及び備品等を現状復旧する場合において、その損害等が、活動拠点等として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

（免責）
第９条　乙は、施設を活動拠点等として活動者及び避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（施設変更等の報告）
第１０条　乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（連絡担当等）
第１１条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び○○区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立○○○○高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

（協議事項等）
第１２条　この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から１年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年１０月○○日

甲　川崎市
　　川崎市長　阿部　孝夫

乙　所 在 地
　　学 校 名
　　代表者名

締結先一覧

締結先	代表者名	所在地
神奈川県立川崎高等学校	学校長 市川　陽一	川崎市川崎区渡田山王町２２－６
神奈川県立住吉高等学校	学校長 高木　克巳	川崎市中原区木月住吉町３４－１
神奈川県立生田高等学校	学校長 伴　勝雄	川崎市多摩区長沢３－１７－１
神奈川県立生田東高等学校	学校長 杉山　弘幸	川崎市多摩区生田４－３２－１
神奈川県立百合丘高等学校	学校長 玉井　正史	川崎市多摩区南生田４－２－１

２２　災害時における応急対策の協力に関する協定（神奈川県自動車整備振興会）

【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内で災害が発生した場合において、川崎市（以下「甲」という。）が社団法人神奈川県自動車整備振興会川崎支部、社団法人自動車整備振興会川崎中央支部、社団法人自動車整備振興会川崎北支部（以下「乙」という。）に対し、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第２条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時において、乙が所有する資機材を利用して行う被災者救援、障害物除去、その他甲が必要と認める業務でかつ、乙が対応可能な業務とする。

２　平常時においても乙は地域で行われる防災訓練等に出来る限り協力するとともに、地域の防災力の強化に積極的に協力するものとする。

（要請）

第３条　甲は、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に対しその業務を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

（手続）

第４条　甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請する理由
(2) 協力内容
(3) 場所
(4) 人員
(5) その他必要な事項

（実施報告）

第５条　乙は、前２条の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した人員
(2) 場所
(3) 時間
(4) 協力内容
(5) その他必要な事項

（費用負担）

第６条　この協定に基づく業務に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。

（損害賠償責任）

第７条　乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第８条　この協定に基づく業務に従事中の者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡し又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲

は川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により補償するものとする。

（状況報告）

第９条　甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、報告を求めることができるものとする。

（連絡責任者）

第１０条　この協定に係る甲の連絡責任者は総務局危機管理室長とし、乙の連絡責任者は支部長とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（効力）

第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２０年　３月２７日

甲　川崎市川崎区宮本町１
川 崎 市 長　阿　部　孝　夫

乙　川崎市川崎区大島１－２－２
社団法人神奈川県自動車整備振興会川崎支部
支　部　長　青　木　一　孝

川崎市中原区下小田中１－１－３
社団法人神奈川県自動車整備振興会川崎中央支部
支　部　長　内　藤　守

川崎市麻生区百合丘１－２４－３
社団法人神奈川県自動車整備振興会川崎北支部
支　部　長　横　山　芳　夫

２３　大規模災害時における当山所有地使用承諾書（平間寺）

【危機管理本部】

表題の件、下記の内容により使用する事を承諾致します。

記

１．使用承諾場所
　（１）名　　称　宗教法人平間寺自動車交通安全祈祷殿駐車場
　（２）所 在 地　川崎市川崎区大師河原１丁目１番１号
　（３）使用区域　次の図面のとおり
２．使用承諾期間　　平成１９年９月１日～平成２０年８月３１日
３．使用目的　　大規模災害時における各ライフライン事業者（東京電力株式会社・東京ガス株式会社・東日本電信電話株式会社）が応急復旧対策活動拠点として使用する。
　　合わせて物流拠点、救護所等の災害対応上必要な拠点としても使用する。
４．使用条件
　（１）上記使用目的以外には使用しない。
　（２）上記１の場所を活動拠点等として使用する場合は、事前に「活動拠点等使用連絡書」（様式１）を提出するものとする。但し、緊急の場合は口頭、電話等により連絡を行い、後日「活動拠点等使用連絡書」を送付する。
　　当山の連絡担当窓口は管理部とする。
　（３）当山、各施設の利用スペース、布教再開に伴う使用スペースの確保は常に優先する。
　（４）使用に伴う安全対策、近隣住民への対応は貴市が行う。
　（５）使用後は原則的に現状復帰とする。
　（６）その他の確認事項が生じた場合は双方にて協議の上決定する。
　（７）使用承諾期間後は自動的に更新するものとする。但し、当山の運営上支障が生じる場合は、当山の通知により承諾期間中にかかわらず本使用承諾を解消できるものとする。

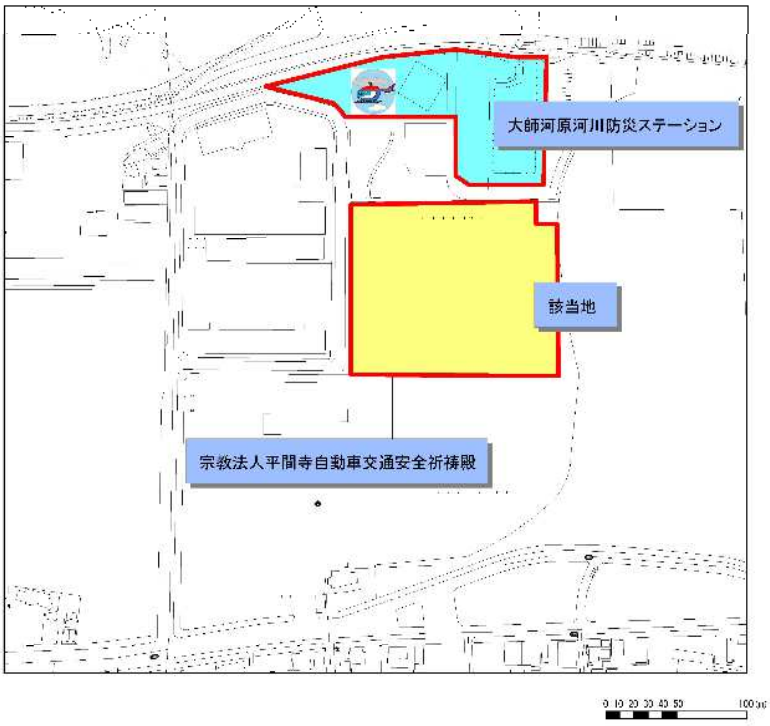

２４　災害時における活動拠点及び重症者等の後方搬送拠点としての施設使用に関する協定書（よみうりランド、神奈川県川崎競馬組合）　【危機管理本部】

（目的）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）、株式会社よみうりランド（以下「乙」という。）及び神奈川県川崎競馬組合（以下「丙」という。）は、乙が所有し、丙が競馬事業のために賃借している川崎競馬場の施設を、川崎市域において地震、風水害等の災害（以下「自然災害」という。）が発生した場合に、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点及び重症者等の後方搬送拠点（以下「活動拠点等」という。）として、甲が使用し、乙及び丙が協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第２条　この協定において、「活動拠点」及び「重症者等の後方搬送拠点」とは、次の各号に定めるとおりとする。

（１）活動拠点とは、自衛隊及び他都県市等からの応援職員に対し、宿営地、車両置き場及び資材置き場等として提供する場所をいう。

（２）重症者等の後方搬送拠点とは、消防機関等のヘリコプターによる災害医療拠点病院の臨時離着陸場を補完する場所をいう。

（使用施設）

第３条　活動拠点として使用する施設は、次のとおりとする。

名　称　　川崎競馬場

（１）場内駐車場のうち乙、丙が指定する場所

（２）１号スタンドのうち乙、丙が指定する場所

（３）芝生広場のうち乙、丙が指定する場所

（４）乙及び丙が使用する施設の一部

所在地　川崎市川崎区富士見１丁目５番１号

（施設の使用）

第４条　甲は、第３条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を活動拠点等として使用する場合には、使用することについて、乙及び丙に対して、施設使用依頼書（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼し、乙及び丙から承諾を受けなければならない。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、承諾を受け、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。

２　甲から前項の依頼があった場合であっても、競馬事業での使用が優先されるものとする。

３　甲は、使用施設以外の施設の使用にあたっては、事前に乙及び丙の許可を得るものとする。

４　甲は、使用施設を使用するときは、甲の職員を派遣し、甲の責任において管理するものとする。

（施設状況の報告）

第５条　乙及び丙は、甲から施設を使用することについて依頼があった場合は、災害における被害状況等を確認し、施設の使用に支障があると判断した場合は、甲にその旨を連絡するものとする。

（使用期間）

第６条　活動拠点等としての使用期間は、原則として６０日以内とする。ただし、被災状況に応じて、甲乙丙協議の上、使用期間を延長することができる。

２　乙又は丙は、事業再開を決定した場合、再開予定日の概ね１週間前までに、甲へ施設使用の中止を申し出るものとする。

３　甲は、乙又は丙から、事業再開に伴う施設使用の中止の申し出があった場合は、事業の再開日２日前までに活動拠点等の撤収を完了するものとする。

４　甲は、前項の撤収を完了したときは、その旨を乙及び丙に報告し、履行確認を受けるものとする。

（乙及び丙の協力内容）

第７条　乙及び丙は、水道水、トイレ、機材の設置場所等、活動拠点等の利用者に対し提供することができるものについて、可能な範囲で提供に努める。

（費用負担）

第８条　甲は、活動拠点等の利用者が使用した、電気、ガス及び水道の使用料を負担するものとする。なお、その他の費用が生じる場合については、使用の状況に応じて、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（使用施設等の現状復旧）

第９条　使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、甲は速やかに現状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに自然災害によって生じた損害等については除くものとする。

（施設変更等の確認）

第１０条　甲は、乙及び丙に、施設の増改築等により、使用施設の面積等に著しい変更が生じていないかを、定期的に確認するものとする。

（連絡担当等）

第１１条　甲乙丙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室、乙においては川崎競馬事業部業務課、丙においては企画振興課をそれぞれ連絡担当とする。

（協議事項等）

第１２条　この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙丙の三者による協議の上、定める。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了１か月前までに、甲、乙又は丙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２６年６月２日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
川　崎　市　長　福田　紀彦

乙　東京都稲城市矢野口４０１５番地１
株式会社よみうりランド
代表取締役社長　関根　達雄

丙　川崎市川崎区富士見１丁目５番１号
神奈川県川崎競馬組合
管　理　者　　黒川　雅夫

２５　大規模災害発生時における活動拠点使用承諾書（会館とどろき）

【危機管理本部】

平成３０年６月２９日

川崎市長　福田　紀彦　様

一般財団法人
川崎市立学校教職員互助会
会館とどろき
会長　江間　薫

大規模災害発生時における活動拠点使用承諾書

表題の件、当会の管理する施設につき次の内容により使用することを承諾します。

１　使用承諾場所
(1) 所在地　　川崎市中原区宮内４丁目１番２号
(2) 名称　　会館とどろき
(3) 使用区域　　別紙図面のとおり

２　使用承諾期間
平成３０年７月１日～平成３１年６月３０日

３　使用目的
大規模災害時におけるライフライン事業者（電力、ガス、電信電話事業者）の活動拠点として使用する。

４　使用条件
(1) 上記１の場所を活動拠点として使用する場合は、事前に「活動拠点使用依頼書」（様式１）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに「活動拠点使用依頼書」を送付するものとする。
(2) 当会館の事業再開に伴う使用スペースの確保は優先する。ただし、事業再開予定日から概ね７日前までに貴市に申し出るものとする。
(3) 施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、双方協議の上決定する。
(4) 施設の使用に伴い使用した電気、ガス及び水道の使用料の費用負担については、使用の状況に応じて、双方協議の上決定する。
(5) その他の確認事項が生じた場合は双方協議の上決定する。
(6) 使用承諾期間満了の１か月前までに、当会又は貴市からこの承諾について別段の申し出がない場合は、使用承諾期間は、期間満了の時から１年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

以上

互助会館
使用区域
土地境界線
管理協定区分線

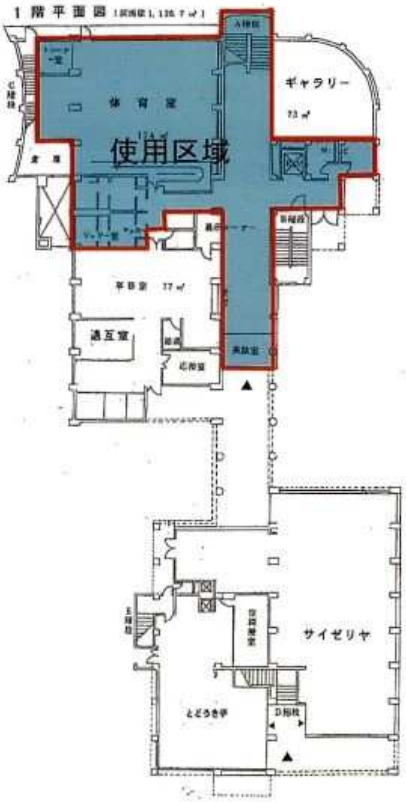
1階平面図
ギャラリー
使用区域
サイゼリヤ

2階平面図
ロビー
使用区域

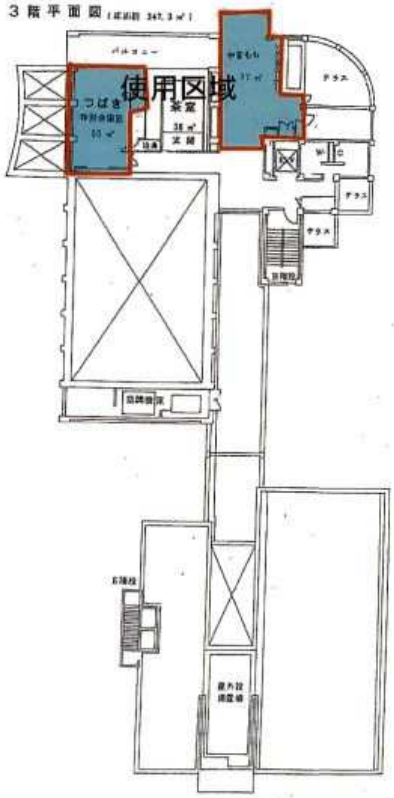
3階平面図
使用区域

２６　川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市地域防災計画に基づく川崎市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）の設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　災害ボランティア　自発的な参加により被災者の生活や自立を支援する個人又は団体をいう。

(2)　一般ボランティア　災害ボランティアのうち専門ボランティア以外のものをいう

(3)　専門ボランティア　災害ボランティアのうち専門的な知識、資格、技能等を要するものをいう。

（甲、乙及び丙の役割）

第３条　甲は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を踏まえ、災害ボランティアセンターの適正な運営のための必要な環境の整備を行うものとする。

２　乙は、被災者の日常生活の回復に向けた福祉救援活動を円滑に行うため、災害ボランティアセンターの運営を行うものとする。

３　丙は、その機能等を活用し、災害ボランティアセンターの運営の支援等を行うものとする。

４　甲、乙及び丙は、相互に連携し、円滑な災害ボランティアセンターの運営及び迅速な被災者支援に努めるものとする。

（災害ボランティアセンターの設置等）

第４条　甲は、災害ボランティアセンターの設置が必要と認めたときは、乙及び丙と協議の上、災害ボランティアセンターを設置し、乙及び丙に対し当該センターの運営等の要請をするものとする。

２　甲は、前項の規定により、乙及び丙に運営等の要請を行う場合は、文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

３　乙及び丙は、前項の規定にかかわらず、協議の上、災害ボランティアセンターの設置が必要と判断したときは、甲に設置の要請をすることができる。

（災害ボランティアセンターの構成等）

第５条　災害ボランティアセンターは、支援センターと地域センターにより構成するものとする。ただし、被災状況等に応じて、支援センターと地域センターを兼ねることができるものとする。

２　支援センターは、川崎市総合福祉センター（川崎市中原区上小田中６－２２－５）内に設置する。ただし、当該施設がり災し、施設が使用できない場合又は当該施設内に支援センターを設置することが困難である場合には、甲はこれに代わる施設を確保するものとする。

３　地域センターの設置場所は、被災状況等に応じて、甲乙丙が協議の上定めるものとする。

（災害ボランティアセンターの業務）

第６条　支援センター及び地域センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 支援センターの業務

ア　地域センターの立ち上げ及び運営への支援など総合的な調整
イ　川崎市災害対策本部、関係機関等との連絡調整
ウ　被災状況、被災者のニーズの把握と関係機関等への情報提供
エ　地域センター間での一般ボランティアの調整
オ　情報の収集整理と発信
カ　災害ボランティア関係団体等との連絡調整
キ　資機材の確保
ク　専門ボランティアに係る川崎市災害対策本部又は災害ボランティア関係団体等との連携
ケ　その他災害ボランティアセンターの運営に当たり必要と認められる業務

(2) 地域センターの業務
ア　一般ボランティアの受付、調整、派遣
イ　災害ボランティア関係団体等との連携による被災者のボランティアニーズの把握
ウ　区本部、災害ボランティア関係団体等との連絡調整
エ　情報の収集整理と発信
オ　支援センターとの連絡調整
カ　資機材の管理、保管
キ　その他地域センターの運営に当たり必要と認められる業務

２　支援センター及び地域センターにおける甲乙丙の業務の役割分担については、細則に別途定める。

（物品等の確保）
第７条　甲は、乙及び丙と協力して、支援センター及び地域センターの情報収集、提供に係る環境を整備し、支援センター及び地域センターの活動において必要となる物品等を確保するよう努める。

（費用負担）
第８条　第５条各号に規定する業務に関し必要な費用は、細則に定めるところにより、甲が負担する。ただし、乙及び丙は、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

（災害ボランティアセンターの閉鎖）
第９条　甲は、支援センター又は地域センターの設置の必要がなくなったと認めたときは、乙及び丙と協議の上、支援センター又は地域センターの閉鎖を決定するものとする。
２　支援センター又は地域センターの閉鎖を決定した場合、甲乙丙が共同して閉鎖することとし、当該活動について残務がある場合は、甲乙丙がそれぞれ引き継ぐものとする。

（平常時の協力等）
第１０条　甲、乙及び丙は、災害時に迅速かつ円滑な連携協力体制がとれるよう、平常時から災害ボランティア活動について協議、連携するものとする。
２　甲、乙及び丙は、災害ボランティアセンターの円滑な運営を図り、被災者の支援を効果的に行うため、平常時から災害ボランティア関係団体等との連携協力体制の構築に努めるものとする。

（その他）
第１１条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙丙が協議して細則を定めるものとする。
２　この協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上定める。

（効力等）
第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を生じる。
２　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。
３　前項の期間満了の１か月前までに、甲、乙又は丙からこの協定について別段の申し出がない場

合は、協定の有効期間は、期間満了の時から１年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

附　則

「川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書」（平成２８年１月７日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和　４年１０月２４日

甲
川　崎　市
川崎市長　　福　田　　紀　彦

乙
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
会　　長　　浮　岳　　堯　仁

丙
公益財団法人かわさき市民活動センター
理 事 長　　小　倉　　敬　子

川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書細則

川崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「丙」という。）との間において締結する「川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書」の細則を次のとおり定める。

（趣旨）

第１　この細則は、川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書（以下「協定書」という。）第１１条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

第２　支援センターの運営を行うため、支援センター本部長に乙の事務局長、支援センター副本部長に乙の総務部長及び丙の事務局長を置く。

(1) 支援センター本部長は、支援センターを代表し、組織を統括する。

(2) 支援センター副本部長は、支援センター本部長を補佐し支援センター本部長に事故があるときは、乙の総務部長、丙の事務局長が順次その職務を行う。

(3) 乙、丙の支援センター副本部長に事故があるときは、それぞれの次席にあるものがその職務を行う。

（運営等）

第３　支援センターは乙が定める「川崎市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、甲乙丙が連携、協力の上、その設置及び運営をする。

（役割分担）

第４　甲乙丙は支援センター及び地域センターの運営を円滑に行うため、原則、次のとおり役割分担を行う。

(1) 甲の役割

ア　川崎市災害対策本部における情報収集、連絡調整等

イ　支援センターと川崎市災害対策本部との連絡調整等

ウ　地域センターと区本部との連絡調整等

エ　支援センター及び地域センターの設置場所の提供

オ　災害ボランティアセンターの設置、運営及び災害ボランティア活動に必要な物品の確保及び支援

カ　専門ボランティアへの対応

(2) 乙の役割

ア　全国、都県指定都市、関東ブロック、神奈川県内等の社会福祉協議会との連絡調整

イ　災害ボランティアセンター設置に伴う職員配置等の体制整備及び運営

ウ　災害ボランティアセンターの設置、運営及び災害ボランティア活動に必要な物品の確保

エ　災害ボランティアに関する情報の収集、管理、配信（ホームページ、SNS 等）

オ　報道機関等への対応

カ　一般ボランティアの募集、管理、派遣調整

キ　運営にかかる金銭、物品の管理

ク　災害ボランティア関係団体等との連携（専門ボランティアに関するものを含む。）

(3) 丙の役割

ア　災害ボランティアセンターの運営支援

イ　ＮＰＯ等の市民活動団体への情報発信、連絡調整等

ウ　災害ボランティアに関する情報の収集、管理、配信（ホームページ、SNS 等）

エ　災害ボランティア関係団体等との連携（専門ボランティアに関するものを含む。）

（地域センターの設置施設）
第５　協定書第４条の規定により、甲が設置する地域センターは、別表１の中から決定するものとする。
２　別表１の施設がり災し、施設を使用できない場合、その他当該施設内に地域センターを設置することが困難である場合には、甲は、これに代わる施設の確保に努めるものとする。

（物品等の確保）
第６　協定書第７条の規定により、甲が乙、丙と協力して確保に努める物品等は、概ね別表２のとおりとする。なお、甲乙丙は、可能な限り既存の備品や用品を利用するものとする。また、不足する物品等については、甲乙丙で協議、調整し、調達、確保を行うなど柔軟な対応をするものとする。

（費用の負担等）
第７　甲は、協定書第８条の規定に基づき、協定書第６条に規定する業務に関し必要な経費を負担するものとする。ただし、次に掲げる費用は、その職員の所属元である甲乙丙それぞれが負担するものとする。
(1) 協定書第６条各号の業務を行う職員の給与及び諸手当等
(2) 協定書第６条各号の業務に従事した職員がそれらの業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償等
(3) 協定書第６条各号の業務に従事した職員が、それらの業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合において、損害賠償を負う必要があると認める場合に、その職員が負うべき損害賠償の責任の限度において行う賠償等
２　前項第１号の規定に関わらず、ボランティア活動と甲の実施する救助との調整に必要な次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。
(1) 乙及び丙の職員の時間外勤務手当（休日勤務手当及び宿日直手当を含む。次号において同じ。）及び乙及び丙が臨時的に雇用する職員の賃金
(2) 市外から災害ボランティアセンターに派遣する職員の時間外勤務手当及び旅費
３　甲は、災害救助法の国庫負担の対象となる経費については、乙及び丙と委託契約を締結する。

別表１（第５関係）
地域センター設置候補施設一覧

地域	施設名	住所	所管部局
川崎	教育文化会館	川崎区富士見 2-1-3	教育委員会
	労働会館（サンピアンかわさき）	川崎区富士見 2-5-2	経済労働局
幸	幸市民館	幸区戸手本町 1-11-2	教育委員会
中原	中原市民館	中原区新丸子東 3-1100-12	教育委員会
	聴覚障害者情報文化センター	中原区井田三舞町 14-16	健康福祉局
	総合福祉センター	中原区上小田中 6-22-5	健康福祉局
	総合自治会館	中原区小杉 3-600 コスギサード アヴェニュー4 階	市民文化局
高津	生活文化会館（てくのかわさき）	高津区溝口 1-6-10	経済労働局
	男女共同参画センター（すくらむ２１）	高津区溝口 2-20-1	市民文化局

宮前	宮前市民館	宮前区宮前平 2-20-4	教育委員会
多摩	多摩市民館	多摩区登戸 1775-1	教育委員会
麻生	麻生市民館	麻生区万福寺 1-5-2	教育委員会

別表２（第６関係）

情報収集・提供に係る環境整備一覧

品　　目
複写機
簡易印刷機
パソコン
電話
ファクシミリ
トランシーバー
携帯電話

災害ボランティアセンター物品等一覧

１事務局用

分類	品　　目
事務機器	机・椅子
	ホワイトボード
	複写機
	簡易印刷機
	パソコン
通信機器	電話
	ファクシミリ
	トランシーバー
	携帯電話
家電製品	ラジオ・携帯ラジオ
	テレビ
	拡声器
	投光器
	延長コード
	電池
事務用品	筆記用具・ノート
	カッター・はさみ
	のり・ボンド
	テープ類
	用紙類・付箋・封筒類
	クリップ・画鋲
	ファイル類
	地図類
その他	救急セット
	必要なもの

２作業用

分類	品　　目
家電製品	携帯ラジオ
	電池
工具類	シャベル
	つるはし
	バール
	簡易工具類（かなづち、のこぎり）
	ロープ
	カラーコーン
	脚立
車両等	台車・一輪車
	リアカー
	自転車
その他	カメラ
	拡声器
	ごみ袋・土嚢袋
	バケツ・ジョウロ
	竹箒・くまで・デッキブラシ
	合羽・ヘルメット・軍手
	ブルーシート
	必要なもの

２７－(1)　多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書　　【建設緑政局河川課】

（目的）
川崎市と国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所（以下「京浜河川事務所」という。）は、一級河川多摩川増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、水門操作情報の共有について、次のとおり覚書を締結する。

１．京浜河川事務所に関する事項
三沢川水門を操作した場合または操作を予定している場合、「水門操作情報連絡用紙」（様式１）に記録し、伝達する。

２．川崎市に関する事項
(1) 京浜河川事務所を含め、関係機関より受けた水門等の操作情報を「水門操作情報記録用紙」（様式２）に記録する。
(2)　記録した水門操作情報は、京浜河川事務所へ提供する。

３．その他
顕著な被害等、特に必要と認められる事項が発生した場合には、相互に連絡する。

４．連絡の窓口
相互の連絡の窓口は、京浜河川事務所においては防災情報課、川崎市においては建設緑政局道路河川整備部河川課とする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、両者が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年１１月３０日

国土交通省関東地方整備局
京浜河川事務所長　　和　泉　惠　之　　印

川崎市
川　崎　市　長　　阿　部　孝　夫　　印

２７－(2)　多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書　【建設緑政局河川課】

（目的）
川崎市と味の素株式会社川崎事業所（以下「味の素」という。）は、一級河川多摩川増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、水門操作情報の共有について、次のとおり覚書を締結する。

１．味の素に関する事項
次の水門を操作した場合または操作を予定している場合、「水門操作情報連絡用紙」（様式１）に記録し、伝達する。

(1)　本取水口
(2)　味の素樋管（第２排水口）
(3)　鈴木町樋管（第１排水口）
(4)　三工樋管
(5)　中瀬樋管

２．川崎市に関する事項
(1) 味の素を含め、関係機関より受けた水門等の操作情報を「水門操作情報記録用紙」（様式２）に記録する。
(2)　記録した水門操作情報は、味の素へ提供する。

３．その他
顕著な被害等、特に必要と認められる事項が発生した場合には、相互に連絡する。

４．連絡の窓口
相互の連絡の窓口は、味の素においては川崎事業所総務・エリア管理部、川崎市においては建設緑政局道路河川整備部河川課とする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、両者が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年１１月３０日

味の素株式会社　川崎事業所
執行役員 事業所長　　永　野　由　巳　　印

川崎市
川　崎　市　長　　阿　部　孝　夫　　印

２８　川崎市とアサヒビールシルバースターとの災害時における応援に関する協定

【市民文化局市民スポーツ室】

（趣旨）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）とアサヒビールシルバースター（以下「乙」という。）との間に、災害時における応急対策を行うために必要とする乙の応援について、その円滑な実施を期するため、この協定を締結するものとする。

（要請）

第２条　甲が乙に対し、災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請できる業務は次のとおりとする。甲は、応援の必要があると認めるときは、乙に対し口頭又は電話等により要請するものとする。

(1) 川崎富士見球技場周辺における救急・救助活動
(2) 避難所等への避難者の誘導及び運営補助
(3) 川崎富士見球技場周辺における物資の運搬
(4) 前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める業務

（実施）

第３条　乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け要請に従って応援に従事するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等により要請等を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに可能な範囲で応援に従事するものとする。

（平常時の協力）

第４条　乙は、この協定の円滑な実施を期するため、平常時においても必要に応じて情報交換や、甲が実施する訓練に可能な範囲で参加する等、連携協力体制の構築に努めるものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請及び平常時の協力に関する事項の伝達について、正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとし、変更が生じた場合には、随時報告するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の３か月前までに、当事者から何等申し出がない場合は、この協定は、更に１年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（雑則）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

附　則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々署名のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２６年３月１８日

川　崎　市　長　　アサヒビールシルバースター監督

２９　大規模地震災害時における情報収集活動等の支援協力に関する協約書（タカハシレーシング）　【消防局麻生消防署】

川崎市麻生消防署（以下「甲」という。）及び有限会社タカハシレーシング（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協約を締結する。

（趣旨）

第１条　この協約は、地震における大規模な災害が発生した際（以下「大規模災害時」という。）において、地域の被害軽減を図るため、乙が編成する支援チームのオフロードバイク等（以下「バイク等」という。）を活用し、甲への情報収集等の支援協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　前条の乙が編成する支援チームを麻生消防災害支援チームという。

（支援の要請）

第３条　地震における大規模な災害が発生した際において、甲は乙が編成する支援チームの協力の必要が生じたときは、乙に対し支援活動を要請することができる。

２　前項の要請は、麻生消防署長（以下「署長」という。）が、別紙の「支援依頼票」により、次の各号に掲げる事項を明らかにして乙に対し情報収集等の支援活動を要請するものとする。

（１）災害の状況及び支援活動を要請する日時。

（２）支援活動を必要とする地域。

（３）その他甲が必要とする内容。

３　乙に対する支援要請が口頭により行われた場合、甲は事後可及的速やかに乙に別紙「支援依頼票」を送達するものとする。

（協力）

第４条　乙は、前条の支援の要請を受けた時は、可能な範囲で協力するものとするものとする。

（支援活動内容）

第５条　前条の規定による乙の支援の内容は、次のとおりとする。

（１）初期消火、救出救護に関すること。

（２）消防署に指定された地域の火災の情報収集に関すること。

（３）道路寸断及び渋滞の発生状況等の情報収集に関すること。

（４）麻生区内の被害発生状況の把握に関すること。

（５）その他甲が必要と認めること。

（補償）

第６条　甲は、支援要請に係る乙の活動に伴う事故等の発生について、補償として川崎市市民活動補償制度の手続きを行うものとする。

（経費負担）

第７条　この協約に基づいて、乙が支援活動で負担した経費については、乙がこれを負担するものとする。

（訓練）

第８条　甲は、本協約の目的を達成するため、乙と協議のうえ合同訓練を行うものとする。

（有効期間）
第９条　この協約の有効期間は、締結の日から２年間とする。ただし、有効期間満了の２箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、引き続き２年間を有効とし、以後も同様とする。

（協議）
第１０条　この協約に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（効力）
第１１条　この協約は、平成２５年１２月１６日から効力を生ずる。

この協約を証するため、本書２通を作成し、当事者が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２５年１２月１６日

甲　川崎市麻生区万福寺１丁目５番４号

川崎市麻生消防署長

印

乙　川崎市麻生区片平２丁目１９番６号

有限会社タカハシレーシング
代表取締役

印

別紙

支 援 依 頼 票

処理番号

麻生消防署（ FAX 951-0221 ）

平成　　年　　月　　日　　時　　分　　受・発 信
発 信 者　　TEL ９５１－０１１９
次の地域における被害発生状況の情報収集活動等を要請します。
支援活動内容及び地域　　※ 依頼する項目の□にレ印を入れる。 １ 麻生区内の主な地域の火災発生状況 □　　地域　□　　地域　□　　地域 ２ 主要幹線道路の道路寸断等の状況 □万福寺王禅寺線　□細山線　□世田谷町田線 □尻手黒川道路　□真光寺長津田　□上麻生連光寺線 □麻生３号線　□菅早野線　□横浜上麻生線 □町田調布線 ３ 麻生区内の被害発生状況 上記以外の道路状況・急傾斜地・その他災害（　　）の情報収集 麻生区
処理経過記入欄

３０　大規模災害発生時における応援協力に関する協約書（ペガサス宮前）

【消防局宮前消防署】

（趣旨）

第１条　この協約は、川崎市宮前消防署（以下「甲」という。）とペガサス宮前（以下「乙」という。）との間において、地震等の大規模災害発生時の協力体制に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　地震等の大規模災害時、甲は乙に対し、情報収集等に必要な災害救援バイク隊（以下「バイク隊」という。）の協力を要請することができる。

２　前項の要請は、甲が乙に書面により次の各号に掲げる事項を明らかにして協力を求めバイク隊を要請する。ただし、緊急を要する場合は、甲が乙に電話等により協力を要請し、事後に書面を送達するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する理由

（２）協力を必要とする災害現場の場所

（３）大規模な範囲で情報収集が必要な場合

（４）その他甲が必要とする内容

３　通信手段途絶時、バイク隊は自動的に情報を収集し、宮前消防署若しくは宮前区内の各消防出張所に情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の協力要請を受けたときは、可能な範囲でバイク隊を派遣するものとする。

（活動の範囲）

第４条　前条の規定による乙の活動範囲（以下「消防活動」という。）は、次のとおりとする。

（１）宮前区内の情報収集活動及び情報提供に関すること。

（２）甲が必要と認め、乙が協力できる範囲の物資等の搬送に関すること。

（３）その他、甲が必要と認めること。

２　乙は、災害の状況により独自の判断で消防活動を実施したときは、速やかに甲に活動概要を連絡するものとする。

（補償）

第５条　協力要請に係わる乙の消防活動に伴う事故等の補償については、川崎市市民活動補償制度を活用する。

（費用）

第６条　この協約に基づいて、乙のバイク隊が消費した燃料の調達が困難な場合は、甲が補給に協力するものとする。

（訓練）

第７条　甲は、本協約の目的を達成するため、乙と協議の上、合同訓練を行うものとする。

（有効期間）

第８条　この協約の有効期間は、締結の日から２年間とする。

２　有効期間満了の２月前までに、甲及び乙のいずれかが書面による申し出がないときは、引き続き２年間を有効とし、以後も同様とする。

（その他）

第９条　この協約に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定め

るものとする。

附　則

１　この協約は平成２６年３月１１日から効力を生ずる。

２　この協約を証するため、本書２通を作成し、当事者が記名　押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２６年３月１１日

甲　川崎市宮前消防署
署長　　印

乙　ペガサス宮前
代表　　印

（第２条関係）

支 援 依 頼 票

宮前消防署（ＦＡＸ　８６２－２７９５）

平成　　年　　月　　日　　時　　分　　受・発　信
発信者　　ＴＥＬ　８５２－０１１９
次の地域における被害発生状況の情報収集活動等を要請します。
支援活動内容及び地域 １　宮前区内の主な地域の火災発生状況 □　　地域　□　　地域　□　　地域 ２　主要幹線道路の道路寸断等の状況 □国道２４６号　□尻手黒川道路　□浄水場通り　□有馬街道 □子母口・宿河原線　□野川・柿生線 ３　宮前区内の被害発生状況 上記以外の道路状況・急傾斜地・その他災害（　　）の情報収集
処理経過記入欄

３１　災害時における地図製品等の供給等に関する協定（ゼンリン）

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、次のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、次の各号の事項を目的とする。

(1) 川崎市内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第２条に定める武力攻撃事態等（以下「災害」）が発生し、若しくはそのおそれがある場合において、甲が災害対応体制をとったときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2) 前号に定めるとき以外の地図製品等の提供及び利用等に関すること。

(3) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において次の用語はそれぞれ次の意味を有するものとする。

(1) 「災害対応体制」とは、災害対策基本法第23条の２に基づく災害対策本部、川崎市地域防災計画に基づく警戒体制、災害警戒本部、東海地震警戒本部、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第27条第１項に基づく国民保護対策本部の設置のことをいう。

(2) 「平常時」とは、災害対応体制以外の時期をいう。

(3) 「住宅地図」とは、川崎市全域及び各区域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(4) 「広域図」とは、川崎市全域及び各区全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(5) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(6) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。

(7) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対応体制をとったときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

３　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

４　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

５　本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、災害発生直前の適正な価格を基準に甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）
第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対応体制をとったときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
(1) 災害対応体制期間中の閲覧（第３条は除く）
(2) 災害対応体制期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
２　甲は、前項に関わらず、平常時に防災訓練を実施するときに、甲の当該防災業務を統括する部署及び各区の当該防災業務を統括する部署内において、第４条に基づき乙から貸与された地図製品等につき、閲覧及び複製を行うことができるものとする。
３　甲は、第１項及び第２項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに乙に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
４　甲は、第１項及び第２項にかかわらず、平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署及び各区の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）
第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年１０月２３日

甲）神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長　福田　紀彦

乙）株式会社ゼンリン
神奈川県横浜市港北区新横浜2-13-13
神奈川･静岡エリア統括部
部長　佐々木　斉

３２　大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書（隊友会）

【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)と公益社団法人隊友会 神奈川県隊友会川崎支部(以下「乙」という。)は、大規模災害時等における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)
第１条　この協定は、川崎市内において大規模災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、甲が実施する災害対策活動等の円滑化に寄与するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
(協力の準備)
第２条　乙は、各地域の活動の中心となる者(以下「情報協力員」という。)を指定し、毎年７月１日現在の「情報協力員名簿」(別紙様式)を作成し、甲に通知するものとする。
２　甲及び乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平素から定期的に必要な情報交換を行うものとする。
３　乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。
(個人情報の保護)
第３条　甲は、乙の情報協力員の個人情報を本目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護に万全を期するものとする。
(支援協力の要請)
第４条　甲が、乙に支援協力を要請する場合は、乙の支部長又は事務局長に、業務の内容、日時、場所、その他必要な事項を明確にして、文書又は口頭で要請するものとする。
(支援協力の内容)
第５条　甲が乙に支援協力を要請する内容は、次の各号に掲げるものとし、乙は、前条に掲げる甲の要請を受けたとき可能な範囲において、これに支援協力するものとする。
(1) 災害に関する情報の収集及び提供に係わる活動
(川崎市の震度が５弱以上あった場合は自動的に実施)
(2) その他、甲が必要と認める業務
(費用の負担)
第６条　この協定に基づく乙の活動は、無償活動(ボランティア)とする。
(有効期間及び更新)
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。
(協議)
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結の証として本書を２通作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２６年６月５日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　　福　田　　紀　彦

乙　川崎市中原区上小田中 3-29-1-901
　　公益社団法人　神奈川県隊友会川崎支部
　　支 部 長　　石　黒　紀　久　男

３３　災害時における港湾広域防災施設の管理業務の協力に関する申し合わせ（関東地方整備局）　【港湾局経営企画課】

国土交通省関東地方整備局港湾空港部長（以下「甲」という。）と川崎市港湾局長（以下「乙」という。）は、災害時における港湾広域防災施設の管理業務の協力に関して次のとおり申し合わせる。

（目的）

第１条　この申し合わせは、甲が広域災害応急対策を実施することに伴い港湾広域防災施設を管理するにあたり、甲と乙は協力し、円滑な管理業務の実施に資することを目的とする。

（業務の内容）

第２条　甲が港湾広域防災施設を管理する場合において、乙に協力要請を行うことができる。

２　甲は、前項の協力要請を行う場合は、乙に対し業務実施場所、業務内容、期間等を示すものとする。

３　前項の業務内容は次のとおりとする。

一　甲が広域災害応急対策を実施するために必要な業務

二　その他、甲乙の協議により必要とする事項

４　乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で速やかに業務を実施するものとする。

（協力の要請）

第３条　前条第１項により乙に協力を要請する場合は、関東地方整備局災害対策本部港湾空港班から川崎市港湾局へ口頭または電話等により行うものとする。

（その他）

第４条　本申し合わせに定めのない事項、または本申し合わせに関して疑義を生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この申し合わせの証として、本書２通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年　３　月３１日

甲　　横浜市中区北仲通５－５７
国土交通省
関東地方整備局　港湾空港部長　松永　康男

乙　　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市　港湾局長　大村　研一

３４　災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川県中小建設業協会川崎支部）　【危機管理本部】

（趣旨）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）と神奈川県中小建設業協会川崎支部（以下「乙」という。）との間に、甲が行う災害時における応急対策のうち、復旧工事等を行うために必要とする乙の応援について、その円滑な運営を期するためこの協定を締結するものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害における応急対策を実施するための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして、乙の応援を要請し、後日、速やかに応援要請書を乙に送付するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を要請する理由

(2) 応援を必要とする場所

(3) 応援を必要とする作業内容

(4) その他応援に必要な事項

２　乙に対する甲の応援要請手続は、川崎市災害対策本部事務局が担当する。

（実施）

第３条　乙は、甲から前条第１項の規定による応援の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け応援に従事するものとする。ただし、甲の現地責任者の指示を受けられない場合は、自ら前条第１項の規定による要請に従って応援に従事するものとする。

２　乙は、前条第１項の規定による要請を受けた場合において、災害の状況又は地理的条件等から必要と認めたときは、神奈川県中小建設業協会に対して、神奈川県内の他の地方支部による応援を要請できるものとする。ただし、神奈川県内の他の地方支部へ応援の依頼を行う場合は、甲と協議の上決定するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき応援に従事した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

(1) 応援に従事した会員の名称、作業場所及び作業内容

(2) 応援に従事した者の氏名及び個人別時間数

(3) 応援に使用した機器類の種別、台数及び使用時間数

(4) その他市長が必要と認める事項

（経費の負担）

第５条　乙が、第３条の応援に要した経費は、甲が負担する。

（補償）

第６条　この協定に基づき、第３条の応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第223号）を適用し補償する。

（訓練）
第７条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（連絡）
第８条　乙は、甲の要請により応援に出動できる乙の会員について、会員名簿の変更の都度、すみやかに甲に提出するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項その他必要が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（効力）
第10条　この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了する意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自１通を保有するものとする。

平成２７年１０月　９日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
川 崎 市
川崎市長

乙　川崎市川崎区宮本町７番地５
神奈川県中小建設業協会　川崎支部
支 部 長

３５　大規模災害時における支援活動に関する協定書（神奈川県ビルメンテナンス協会川崎支部）

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会川崎支部（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害（以下「災害」という。）発生時における避難所等の建築物の清掃及び消毒等の環境衛生に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内において災害が発生した場合に、甲が乙に避難所等の建築物の清掃及び消毒等の協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「避難所等の建築物」とは、甲が管理又は指定する災害時の避難所や資機材の備蓄場所など、災害応急対策上重要な施設をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において必要と認めるときは、次に定める業務（以下「協力業務」という。）について、乙に協力を要請することができるものとする。

（１）　避難所等の建築物の環境衛生に関する被害調査及び対処方法の甲に対する報告

（２）　避難所等の建築物の応急的措置

ア　清掃及び消毒等環境衛生の応急的措置（人員の支援、機材の支援、薬剤の提供等）

イ　その他甲が必要と認める業務

２　前項の甲の乙に対する要請は、避難所等の建築物の対処方法等報告要請書（別記様式１）及び避難所等の建築物の応急的措置要請書（別記様式２）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又はその他の方法をもって行い、後で速やかに文書によって行うこととする。

３　乙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

４　乙は、前項の規定による報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

５　乙は、第１項の規定による要請があったときは、協力業務に可能な限り協力するものとする。

６　乙は、協力業務を実施したときは、避難所等の建築物の対処方法等報告書（別記様式３）及び避難所等の建築物の応急的措置完了報告書（別記様式４）をもって甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第４条　前条第１項第１号に規定する被害調査及び対処方法の報告に要する費用は、乙の負担とする。

２　前条第１項第２号に規定する応急的措置に要する費用のうち、人件費、旅費交通費及び機材損耗費等業務に伴う諸経費については、乙の負担を基本とする。

３　前条第１項第２号に規定する応急的措置に要する費用のうち、実費相当額（薬剤費、材料費）は、甲の負担とする。

４　前項の実費相当額は、災害発生直前における通常の単価より算出した額を基準として甲と乙が協議して定めるものとする。

（第三者に対する損害）

第５条　第３条第１項の業務の処理に関し発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、当該業務を処理する乙が負担するものとする。

（派遣される社員等の身分）

第６条　派遣される社員等は、乙の会員からの依頼により、業務に従事するものとする。

（補償）

第７条　この協定に基づき、応援に従事した者が、死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２２３号）を適用し補償する。

（訓練）

第８条　甲及び乙は、協議の上、この協定による災害応急対策に必要な訓練を行うものとする。

（連絡窓口）

第９条　この協定に係る連絡窓口は、甲においては川崎市総務企画局危機管理室とし、乙においては神奈川県ビルメンテナンス協会川崎支部事務局とする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに、甲又は乙から書面で何らかの申出がなされないときは、期間満了の日の翌日からさらに１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証とするため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年３月２３日

甲　川崎市
川崎市長　福 田　紀 彦

乙　川崎市川崎区鋼管通１丁目３番１７号
神奈川県ビルメンテナンス協会川崎支部
支 部 長　矢 口　寛 志

３６　地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定書

【まちづくり局建築管理課】

川崎市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、地震災害時における市内の被災建築物の応急危険度判定等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害により建築物に広域被害が発生した場合、甲が実施する建築物の応急危険度判定を円滑に行えるよう、甲が乙に要請する協力について、あらかじめ必要な事項を定める。

（協力事項）

第２条　甲が乙に協力を要請する内容は、以下のとおりとする。

（１）震災建築物の応急危険度判定士の参集要請に関すること

（２）前号に関する訓練の実施及び知識の習得に関すること

（要請手続）

第３条　甲は、川崎市内に大規模地震が発生した場合において、乙に対して、前条第１号について協力要請をすることができる。

２　甲は、震前対策として、乙に対して、前条第２号について協力要請をすることができる。

（費用）

第４条　第２条各号に関する業務により発生する費用は、乙が負担するものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

附則

この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２９年５月２９日

（甲）川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
川崎市長　福田　紀彦

（乙）所　在　地
学　校　名
代 表 者 名

一覧表

締結先	代表者名	所在地
一般社団法人 神奈川県建築士会 川崎支部	支部長 金子　成司	川崎市川崎区鋼管通１丁目１４番８号
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 川崎支部	支部長 柏木　健司	川崎市川崎区榎町１ー１ 川崎センタービル４０３
川崎住宅管理保全建築協同組合	代表理事 今村　文治	川崎市川崎区宮本町７番地５
協同組合 川崎市建築家の会	代表理事 坂東　保則	川崎市川崎区貝塚１丁目３番１５号

３７　災害時の防疫活動に係る協力に関する協定書（神奈川県ペストコントロール協会）

【健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当】

川崎市（以下「発注者」という。）及び公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会（以下「受注者」という。）は、災害時の防疫活動に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、川崎市内において地震、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した時に、発注者及び受注者が協力し、機動的な防疫活動を行うことにより、災害時の衛生状態の悪化を防止し、被災場所等における感染症の発生、拡大及びまん延を防止することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　発注者が別紙「防疫活動協力要請書（第１号様式）」（以下、「要請書」という。）により防疫活動を要請した場合には、受注者は特別な理由がない限り、速やかに防疫活動に着手するものとする。ただし、防疫活動を実施すべく差し迫った必要がある場合は、発注者は受注者に対し口頭等をもって要請し、後日要請書を提出するものとする。

２　発注者は受注者に第１項の要請を行う際には、受注者と別途委託契約を締結するものとする。

（業務）

第３条　受注者は発注者より、前条の規定による要請を受けた時は、人員のほか、必要な資機材及び薬剤等（以下、「資機材等」という。）を確保し、発注者の指定する場所へ派遣する。

２　受注者は、発注者の指示に従い、指定された場所への薬剤散布、病原体を媒介するねずみ族、昆虫等の駆除等、必要な防疫活動を実施する。

（資機材等）

第４条　受注者は、前条の業務に必要な資機材等を備蓄し管理するものとする。ただし、薬剤については、発注者が業務に必要な相当分を予め受注者に受け渡すものとする。また、受注者が備蓄している薬剤を業務に使用した場合には、その相当分又は実費分について後日受注者に補填するものとする。

（費用の負担等）

第５条　受注者が第３条に規定する派遣に要した経費は、発注者が負担する。

（費用の請求及び支払い）

第６条　受注者は、１か月の受託代金をまとめて速やかに「防疫活動協力報告書（第２号様式）」（以下「報告書」という。）を請求書に添えて請求するものとし、発注者は、報告書及び請求書の受理後、速やかに支払うものとする。ただし、特別の事由がある場合はこの限りではない。

（協定の効力）

第７条　本協定の期間は、締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、発注者及び受注者いずれからも相手方に対して文書により協定を延長しない旨の申出がないときは、協定を１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（雑則）

第８条　本協定に定めるもののほか、本協定に関して疑義が生じたときには、その都度発注者及び受注者で協議して定めるものとする。

上記事項の合意の証とし、本書を２通作成し、発注者及び受注者各１通ずつを保管する。

平成２９年６月１日

発注者　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市長　福田　紀彦

受注者　横浜市中区太田町６丁目８４番地２
公益社団法人　神奈川県ペストコントロール協会
会長　山口　健次郎

３８　災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書（日本赤十字社神奈川県支部）　健康福祉局総務部危機管理担当】

川崎市（以下「甲」という。）と日本赤十字社神奈川県支部（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）（以下「法」という。）第１６条に基づく救助又はその応援の実施に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（委託の内容）

第１条　甲は、法第１６条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について、受託者へ委託する。

（１）医療

ア　医療は、災害のため医療の途を失った者に対する応急的な処置とする。

イ　医療の範囲は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術並びに看護とする。

（２）助産

ア　助産は、災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対する処置とする。

イ　助産の範囲は、分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給とする。

（３）死体の処理

ア　死体の処理は、災害の際死亡した者に対する必要な限度内における処理とする。

イ　死体の処理の範囲は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案とする。

２　第１項各号の規定にかかわらず、甲乙協議の上、緊急の必要があると認めた場合は、委託事項の範囲を変更することができる。

３　甲は、神奈川県の広域調整の下、乙に委託事項の実施を要請する。

４　乙は、甲からの要請に基づき、委託事項を行う。

５　第１項に規定する委託の実施期間は、甲乙が協議して定める。

（報告）

第２条　乙は、前条第１項に規定する委託を実施したときは、当該委託の終了後速やかに、甲が別に定める様式により、当該委託の実績を甲に報告するものとする。

（委託費用）

第３条　甲は、甲が要請した委託を実施するため、乙が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を、乙からの請求に基づき支払う。

２　前項に規定する費用の区分、範囲及び算定の基準は、別表のとおりとする。

（効力及び有効期間）

第４条　この契約は、甲が法第２条の２で規定する救助実施市の指定を受け、法が適用された日から効力を有する。

２　この契約の有効期間は、効力発生日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、この契約の有効期間の満了する日の１か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第５条　この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、法に基づくほか、甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年４月１日

甲　川崎市
川崎市長　福田　紀彦

乙　横浜市中区山下町 70 番の 7
日本赤十字社　神奈川県支部
事務局長　松森　繁

別　表

委託事務支弁費用区分表

費用区分	範 囲 及 び 算 定 基 準
人件費	委託事項の実施に従事した救護員の役務提供の対価に相当する費用(日本赤十字社の現職の有給職員を除く。)時間外手当、深夜手当及び旅費については日本赤十字社救護規則第 28 条の規定による費用弁償に関する規程、日本赤十字社職員給与要綱、日本赤十字社旅費規則等により計算した額
救護所設置費	救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費及び建物等の借上料又は損料の実費
救護諸費	ア　医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具の実費及び破損処理等の実費 イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用の実費。ただし、一体当たりの限度額は、昭和 34 年８月 18 日付け社発第 428 号厚生省社会局長通知「救助又はその応援の実施に関する必要な事項の日本赤十字社に対する委託及びその補償について」による
輸送及び従事者賃金	医療、助産、死体の処理及び救護所設置のために必要な輸送費及び従事者賃金は、当該地域における通常の実費
その他の費用	前各号に該当しない費用であって委託事項実施のために使用した費用の実費
扶助金	委託事項の実施に従事した救護員(日本赤十字社の現職の有給職員を除く。)が業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、その者又はその者の遺族に対し日本赤十字社法第 32 条の規定によって支給した扶助金の額
事務費	委託事項実施のため、事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費

３９　災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（日本建設機械レンタル協会神奈川支部）　【危機管理本部】

地震、風水害、雪害その他の災害が発生した場合において、川崎市が行う応急対策に関する応援について川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）において、甲が応急対策を行うために必要となる建設機械器具等の確保に関し、乙の円滑な応援を受けるために必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、災害発生時における応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し、「建設機械器具等に関する応援要請書（第１号様式）」による文書をもって応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により応援を要請することができる。

(1) 災害の状況及び応援を要請する理由
(2) 応援を必要とする建設機械器具等の種類、規格及び数量
(3) 応援を必要とする場所
(4) 応援を必要とする期間
(5) その他応援に必要な事項

２　乙は、前項の規定により要請があったときは、その保有する建設機械器具等を優先的に確保するよう努めなければならない。

（建設機械器具等の引渡し及び引取り）

第３条　前条第１項の規定による応援を行う場合は、乙は、甲が指定した場所において、建設機械器具等の引渡し及び引取りを行うものとする。

（報告）

第４条　乙は、第２条第１項の規定による応援に従事した場合は、甲に対し、速やかに「応援実施報告書（第２号様式）」による文書をもって、次に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 応援に要した建設機械器具等の種類、規格及び数量
(2) その他必要な事項

（経費の負担）

第５条　この協定に基づき乙が行った応援に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上算定するものとする。

（補償）

第６条　この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 36 年川崎市条例第 223 号）を適用し補償する。

（損害賠償）

第７条　甲は、甲の責めに帰する理由により乙又は乙の会員から引き渡された建設機械器具等に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（第三者への損害賠償責任等）

第８条　乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

２　乙及び乙の会員が、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を「第三者への損害状況等報告書（様式第３号）」により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上決定する。

（訓練）
第９条　この協定の円滑な実施を期するため、甲及び乙は、協議の上必要な防災訓練を行うものとする。
（連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿）
第１０条　甲及び乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に連絡先を確認するものとする。また、当該連絡体制表に変更が生じた場合には、その都度、甲及び乙それぞれに修正した連絡体制表を報告するものとする。
２　乙は、毎年度当初に緊急連絡先会員名簿を作成し、甲及び乙が常備するものとする。また、当該緊急連絡先会員名簿に変更が生じた場合には、その都度修正するものとする。
３　乙は、その保有する建設機械器具等の確保を円滑にするため、乙の会員の中から連絡代表者を選出するものとする。
４　甲は、通信の途絶等により第１項に規定する連絡先と連絡がとれない場合は、前項の規定による連絡代表者を通じて第２条第１項の要請を行うものとする。
（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。
（効力）
第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定書は２通作成し、甲、乙、記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年１０月３１日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
川崎市長　　福田　紀彦　　㊞

乙　横浜市神奈川区栄町２丁目 10 番地
アール・ケーププラザ横浜Ⅲ1103 号
一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部
支部長　　金子　眞紀子　　㊞

第１号様式

年　　月　　日

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部
　支部長　○○　○○　様

川崎市長　○○　○○

建設機械器具等応援要請書

「災害等発生時における応急対策を行うための応援に関する協定」第２条第１項に基づき、次のとおりの応援を要請します。

１　災害の状況及び応援を要請する理由

２　必要とする建設機械器具等の保有情報

別紙のとおり

３　応援を要請する場所

別紙のとおり

４　応援を必要とする期間

別紙のとおり

５　その他応援に必要な事項

別紙のとおり

６　連絡先

(1) 所　　属：

(2) 担当者名：

(3) 電話番号：

(4) ＦＡＸ：

(5) メールアドレス：

応援要請建設機械器具等（内訳）　　別紙

建設機械器具等の種類	規格	数量	応援場所	応援期間	その他
備考：					

第２号様式
年　　月　　日

川崎市長　○○　○○　様

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部
支部長　○○　○○

建設機械器具等応援実施報告書

「災害等発生時における応急対策を行うための応援に関する協定」第４条の規定に基づき、次の建設機械器具等の応援実施について報告します。

１　建設機械器具等の応援実施状況

別紙のとおり

２　連絡先

(1) 所　　属：

(2) 担当者名：

(3) 電話番号：

(4) ＦＡＸ：

(5) メールアドレス：

別紙

建設機械器具等の応援実施状況（内訳）

建設機械器具等の種類	規格	数量	応援場所	応援期間	その他
備考：					

第３号様式
年　　月　　日

川崎市長　○○　○○　様

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部
支部長　○○　○○

第三者への損害状況等報告書

「災害等発生時における応急対策を行うための応援に関する協定」第８条第２項に基づき、本協定による協力の実施中における第三者への損害について報告します。

１　発生日時等	年　　月　　日（　）　　時　　分
２　発生場所	名称 住所
３　損害を受けた第三者	氏名又は名称 住所 担当者 連絡先
４　損害の内容	
５　災害発生時の状況及び現在の状況	

連絡先

(1) 所　　属：

(2) 担当者名：

(3) 電話番号：

(4) ＦＡＸ：

(5) メールアドレス：

連絡体制表

1　川崎市の連絡先

・　担当部署名：

(1)　執務時間内（平日 8:30～17:15）
TEL①:　　－　　－　　(TEL②:　　－　　－　　)
FAX①:　　－　　－　　(FAX②:　　－　　－　　)

(2)　執務時間外（平日 17:15～翌 8:30 及び土日祝日）
TEL①:　　－　　－　　(TEL②:　　－　　－　　)
FAX①:　　－　　－　　(FAX②:　　－　　－　　)

2　一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部の連絡先

○　事務局の連絡先

・　担当部署名：神奈川支部、事務局長：支部長

(1)　執務時間内（平日　9:00　～　17:00　）
TEL①:　　－　　－　　(TEL②:　　－　－　　)
FAX①:　　－　　－　　(FAX②:　　－　－　　)

(2)　執務時間外（平日 17:00　～　翌 9:00　及び土日祝日）
TEL①:　　－　　－　　(TEL②:　　－　－　　)
FAX①:　　－　　－　　(FAX②:　　－　－　　)

○　各会員の連絡先

別紙「一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部 会員情報」のとおり。
ホームページ　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿にてご確認頂けます。

４０　災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定（神奈川県土地家屋調査士会）

【危機管理本部】

神奈川県及び神奈川県内の市町村（以下「市町村」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「県調査士会」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、神奈川県内で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、県調査士会が神奈川県及び市町村に協力するために必要な事項を定めるものとする。

（平時の取組み）

第２条　神奈川県、市町村及び県調査士会は、災害時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等を共有するものとする。

２　神奈川県は認定調査等に関する知識及び技術の習得を目的として、市町村の職員及び県調査士会の会員を対象とした研修会を毎年度開催するものとする。

３　県調査士会は、前項に基づき神奈川県が開催する研修会に県調査士会の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（協力の要請）

第３条　市町村は、災害時において、県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。

２　神奈川県は、被災した市町村が前項に基づく要請を行うことができない場合、市町村の代わりに県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。

３　神奈川県は、複数の市町村が被災した場合、第１項に基づく市町村の県調査士会への要請を取りまとめて、県調査士会に要請することができるものとする。この場合、神奈川県はその旨を市町村及び県調査士会に連絡するものとする。

（協力の実施）

第４条　県調査士会は、前条に基づき神奈川県又は市町村から認定調査等への協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して県調査士会の会員を市町村に派遣し、当該協力を行うものとする。

（情報の提供）

第５条　第３条に基づき神奈川県又は市町村に認定調査等への協力を要請された県調査士会は、災害の状況等、当該協力を円滑かつ迅速に行う上で必要となる情報の提供を神奈川県又は市町村に要請することができるものとする。

２　神奈川県又は市町村は、前項に基づき県調査士会から情報の提供を要請されたときは、可能な範囲で当該情報を県調査士会に提供し、当該情報を提供しないときは、その理由を県調査士会に伝えるものとする。

３　県調査士会は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で、災害の状況等、市町村が災害の対応を実施する上で必要となる情報を入手したときは、市町村に当該情報を提供するものとする。ただし、市町村が通信の途絶等により当該情報を受領することができないと判断したときは、神奈川県に当該情報を提供するものとする。

４　神奈川県は、前項に基づき県調査士会から情報を受領した後、市町村が通信の回復等により当該情報を受領できることを確認したときは、速やかに当該情報を市町村に提供するものとする。

（秘密の保持）

第６条　県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。当該認定調査等の終了後も、また同様とする。

（費用の負担）
第７条　神奈川県及び市町村は、この協定に基づく協力を行うため県調査士会が行う市町村への県調査士会の会員の派遣に係る費用を負担しない。
２　市町村は、認定調査等に必要な資機材のうち、県調査士会との事前調整により、市町村が負担すべきとされた資機材の費用を負担するものとする。

（従事者の損害補償）
第８条　この協定に基づく協力を行った県調査士会の会員の疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、県調査士会が別途加入する災害補償保険等により県調査士会が対応するものとする。

（第三者への損害賠償責任）
第９条　県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
２　県調査士会及び県調査士会の会員がこの協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、県調査士会はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により神奈川県及び関係する市町村に報告し、その処置については、神奈川県、関係する市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

（協定の解除）
第10条　神奈川県及び市町村は、県調査士会又は県調査士会の会員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認めるときは、この協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により県調査士会及び県調査士会の会員に損害が生じても、神奈川県及び市町村はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（実施細目）
第11条　この協定の実施に関し必要な事項については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、実施細目として別に定めるものとする。
２　市町村は、この協定及び前項の実施細目に反しない限りで、市町村の行政区域を所管する県調査士会の支部と協議の上、市町村の行政区域内におけるこの協定の実施に関する必要な事項を定めることができるものとする。

（有効期間）
第12条　この協定は協定締結日から効力を有し、神奈川県、市町村又は県調査士会いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

（協議）
第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書４通を作成し、それぞれ署名の上、各１通を保有する。

平成 29 年９月 21 日

神奈川県知事　　黒　岩　祐　治

神奈川県市長会会長
　秦野市長　　古　谷　義　幸

神奈川県町村会会長
　湯河原町長　　冨　田　幸　宏

神奈川県土地家屋調査士会会長　　鈴　木　貴　志

横浜市長	林	文　子
川崎市長	福　田	紀　彦
相模原市長	加　山	俊　夫
横須賀市長	上　地	克　明
平塚市長	落　合	克　宏
鎌倉市長	松　尾	崇
藤沢市長	鈴　木	恒　夫
小田原市長	加　藤	憲　一
茅ヶ崎市長	服　部	信　明
逗子市長	平　井	竜　一
三浦市長	吉　田	英　男
秦野市長	古　谷	義　幸
厚木市長	小　林	常　良
大和市長	大　木	哲
伊勢原市長	髙　山	松太郎
海老名市長	内　野	優
座間市長	遠　藤	三紀夫
南足柄市長	加　藤	修　平
綾瀬市長	古　塩	政　由
葉山町長	山　梨	崇　仁
寒川町長	木　村	俊　雄
大磯町長	中　﨑	久　雄
二宮町長	村　田	子
中井町長	杉　山	祐　一
大井町長	間　宮	恒　行
松田町長	本　山	博　幸
山北町長	湯　川	裕　司
開成町長	府　川	裕　一
箱根町長	山　口	昇　士
真鶴町長	宇　賀	一　章
湯河原町長	冨　田	幸　宏
愛川町長	小野澤	豊
清川村長	大　矢	明　夫

４１　災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書

【危機管理本部】

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）並びに茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、山梨県知事、長野県知事、さいたま市長、千葉市長、横浜市長、川崎市長、相模原市長、独立行政法人水資源機構理事長、東日本高速道路株式会社関東支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長及び首都高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関東支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等により生ずる災害及び予測できない災害が発生、又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第２条　業務等の対象は、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理中又は施工中の公共施設（高速道路会社にあっては自社施設を含む。）とする。

２　前項に規定する対象以外であっても、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第３条、第４条又は第６条の規定により、丙に業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第３条　甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙に災害応急対策業務の実施を要請するものとする。

２　甲又は乙は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出動を要請する丙の会員を特定するため、別に定める様式により、丙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を、丙に要請するものとする。

３　丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第１項の規定により要請を受けた災害応急対策業務に応じるための丙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請をした甲又は乙に報告するものとする。

ただし、関東地方整備局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県）で震度６弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

４　甲又は乙は、前項の規定により報告を受けた丙の会員の資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出動を要請するものとする。

５　甲又は乙は、前項の規定により出動を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。

６　丙の会員は、甲又は乙から第４項の規定により出動の要請があった場合、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示により、災害応急対策業務を実施するものとする。

（建設資材等調達）

第４条　甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、別に定める様式にて、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

２　丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。

３　甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。
４　丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

（連絡体制の整備等）
第５条　甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。
２　丙は、丙の会員への連絡体制及び丙の会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「要員・資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時における建設資機材等の確保、運搬及び人員確保の方法について定め、毎年４月末までに甲及び乙に報告するものとする。
３　丙の会員は、災害時において迅速に業務等ができるよう、要員・資機材等の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

（大規模災害時等の場合）
第６条　甲は、複数の都県又は政令指定都市にわたる広域的な大規模災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）は、第３条及び第４条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。
　この場合、乙が第３条及び第４条の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲又は丙は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙に連絡するものとする。
２　前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は乙の地方機関等の長が、第３条第６項並びに第４条第３項及び第４項の指示を行うものとする。

（本協定の効力）
第７条　本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲は、第６条の規定により必要な調整を行うことができるものとする。
　また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が締結する他団体との同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を妨げるものではない。

（契約の締結）
第８条　甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第３条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、丙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとし、第４条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。
２　第６条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該業務に係る契約を丙の会員と締結するものとし、調達については丙と契約を締結するものとする。

（訓練の実施）
第９条　甲、乙又は丙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、甲、乙、丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実･強化を図るものとする。

（有効期限）
第 10 条　本協定の有効期間は、協定締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の報告）
第 11 条　丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機

材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を要請した機関に報告するとともに、その措置について当該業務等を要請した機関と協議して、定めるものとする。また、第６条の規定により甲が一元的に丙に要請した業務等については、当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長に対して同様の報告及び協議を行うものとする。

（その他）

第 12 条　本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書２１通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各々１通を保有するものとする。

平成３０年３月２８日

甲　埼玉県さいたま市中央区新都心２－１
国土交通省　関東地方整備局長　泊　宏

乙　茨城県水戸市笠原町９７８番６
茨城県知事　大井川　和彦

栃木県宇都宮市塙田１丁目１番２０号
栃木県知事　福田富一

群馬県前橋市大手町１丁目１番１号
群馬県知事　大澤正明

埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号
埼玉県知事　上田清司

千葉県千葉市中央区市場町１番１号
千葉県知事　鈴木栄治

東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東京都知事　小池百合子

神奈川県横浜市中区日本大通１
神奈川県知事　黒岩祐治

山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　後藤斎

長野県長野市大字南長野字幅下６９２番地の２
長野県知事　阿部守一

埼玉県さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市長　清水勇人

千葉県千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市長　熊谷俊人

神奈川県横浜市中区港町１番１号
横 浜 市 長　　林　　文　子

神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川 崎 市 長　　福　田　紀　彦

神奈川県相模原市中央区中央２丁目１１番１５号
相 模 原 市 長　　加　山　俊　夫

埼玉県さいたま市中央区新都心１１番地２
独立行政法人水資源機構 理事長　　甲　村　謙　友

埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目１１番地２０
東日本高速道路株式会社　関東支社長　　髙　橋　知　道

東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
中日本高速道路株式会社　東京支社長　　源　島　良　一

東京都八王子市宇津木町２３１番地
中日本高速道路株式会社 八王子支社長　　野　口　英　正

東京都千代田区霞が関１丁目４番１号
首都高速道路株式会社 代表取締役社長　　宮　田　年　耕

丙　東京都中央区八丁堀２－５－１　東京建設会館
一般社団法人　日本建設業連合会 関東支部長　大　嶋　匡　博

４２－(1)　地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定書（資源物等収集運搬業務受託事業者）　【環境局収集計画課】

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内で地震等大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬並びに避難所等から発生する一般廃棄物の収集・運搬（以下「災害廃棄物等収集」という。）の協力に関し、川崎市（以下「甲」という。）が●●生活環境事業所管内●●●収集運搬業務委託（平成●●年●●月●●日契約締結）（以下「本業務委託」という。）の受託事業者である■■■株式会社（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物等」とは、大規模災害時により一時的に大量に発生する一般廃棄物及び避難所等から発生する一般廃棄物をいう。

（協力要請及び手続）

第３条　甲は、大規模災害時において乙に対して災害廃棄物等収集の協力を要請することができるものとする。

２　前項の規定による甲の要請は、環境局長が行うものとする。

３　甲は、第１項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭又は電話で要請することができるものとする。

(1)　要請地区及び被災状況
(2)　要請期間
(3)　要請活動の内容
(4)　責任者の職、氏名
(5)　要請期間に必要な要員、車両、資機材等
(6)　その他必要な事項

４　前項による甲の要請に基づき、甲、乙は活動の内容を協議して定めるものとする。

５　乙は、前項による協議の結果に基づき、必要な要員、車両、資機材等を調達し、災害廃棄物等の収集運搬を実施するものとする。

（支援活動の実施）

第４条　乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い支援活動を実施するものとする。

２　甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第５条　乙は、災害廃棄物等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告するものとする。

(1)　支援地区
(2)　支援活動の従事期間及び内容
(3)　会社名及び責任者の職、氏名
(4)　支援活動に従事した要員、車両、資機材等
(5)　その他必要な事項

（費用の負担）

第６条　乙が第３条の要請に基づき実施した支援活動に要した費用は、甲が負担し、その価格は甲、乙が協議の上決定するものとする。

（災害補償）

第７条　第３条の要請に基づき乙が実施した支援活動に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令等の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により、補償するものとする。

（連絡窓口）
第８条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境局生活環境部収集計画課、乙においては各社業務責任者とする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から本業務委託の契約の履行期限の日までとする。但し、本業務委託の契約が契約解除等により失効した場合は、契約が失効した日までとする。

（実施細目）
第10条　この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

（協議）
第11条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成３１年３月１日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　福　田　　紀　彦

乙　所　在　地
　　締　結　先
　　代 表 者 名

	受託業者名	所在地
1	三友環境サービス株式会社	川崎区浅野町１－１２
2	株式会社エコプロ	川崎区浅野町７－７
3	東旺ビルサービス株式会社	幸区小向西町４－６５
4	有限会社宇佐美	幸区南加瀬２－２８－２０ （幸区南加瀬 2-1-38-1-102）
5	株式会社カワセイ	中原区宮内４－３－６
6	川崎運送株式会社	川崎区元木１－５－１１ 多摩・麻生区（宮前区野川 209）
7	ＫＣサキュレ株式会社	川崎区小島町３－４ 多摩・麻生区・高津・宮前区（多摩区枡形 1-2-9） 中原区（中原区井田杉山町 13-5）
8	小澤商事株式会社	幸区小向西町４－１３４
9	京浜化工株式会社	川崎区堀之内町１３－２ （高津区久地 2-13-48）
10	川崎北部市場運送サービス株式会社	宮前区水沢１－１－１
11	株式会社井の雅組	川崎区新川通２－８ （高津区下作延 3-15-25）
12	株式会社マルストランスポーテーション	川崎区千鳥町２０－２
13	有限会社ビッグサービス	宮前区有馬２－９－１７
14	富士電物流株式会社	宮前区南平台１８－５
15	神奈川特殊車輌株式会社	川崎区堀之内町１３－１６ （中原区宮内 4-3-6）

４２－(2)　地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定実施細目

【環境局収集計画課】

（趣旨）

第１条　この実施細目は、川崎市と資源物等収集運搬受託事業者との間において締結した地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定（以下、「協定」という。）第 9 条の規定に基づき、協定の実施に関する必要な事項について定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この実施細目における用語の意義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

（要請書）

第３条　協定第３条第３項に規定する文書は、様式１のとおりとする。

（報告書）

第４条　協定第５条に規定する文書は、様式２のとおりとする。

（費用の請求）

第５条　協定第６条に規定する費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

（実施日）

第６条　この実施細目は、平成　　年　　月　　日から実施する。

様式１

年　　月　　日

地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する要請書

株式会社
代表取締役社長　　様

川崎市長
（川崎市環境局長）

地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定第３条第３項の規定に基づき、次のとおり要請します。

１　要請地区及び被災状況	（１）地区 （２）状況
２　要請期間	
３　要請活動の内容	
４　責任者の職、氏名	
５　要請期間に必要な要員、車両、資機材等	
６　その他必要な事項	
担当者連絡先	電話　　（　　）

※整理番号	

※は記入しないこと。

様式２

年　　月　　日

地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する実施報告書

川崎市長　　様
（川崎市環境局長）

株式会社
代表取締役社長

地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定第５条の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　支援地区	
２　支援活動の従事期間	
３　支援活動の内容	
４　会社名及び責任者の職、氏名	
５　支援活動に従事した要員、車両、資機材等	
６　その他必要な事項	
担当者連絡先	電話　　（　　）

※整理番号	

※は記入しないこと。

４３　大規模災害発生時における施設一時使用協力に関する承諾（千葉西総合病院）

【消防局航空隊】

平成３０年２月１３日

川崎市消防局
消防長　田中経康　様

社会医療法人社団木下会　千葉西総合病院
院長　三角和雄

大規模災害発生時における施設一時使用協力承諾書

大規模災害の発生により公共交通機関が途絶した場合において、下記事項に協力することを承諾いたします。

記

大規模地震、自然災害等により公共交通機関が途絶した場合に、ヘリコプターによる貴局職員ピックアップのために、当院施設（ヘリポート）を利用すること。

社会医療法人社団木下会　千葉西総合病院
総務課
TEL:047-384-8111
FAX:047-384-8229

４４　川崎市と首都高速道路株式会社の災害対応協力に関する協定

【消防局指令課】

川崎市消防局（以下「甲」という。）と首都高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、首都高速道路に関する救急・救助を必要とする事故、火災、化学災害、地震及び風水害の各種災害（以下「各種災害」という。）への対応に当たっての相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲及び乙は、首都高速道路に関する各種災害への対応を適切、的確かつ迅速に行うため、常に緊密な連携を保ち、相互に協力するものとする。

（映像の送信）

第２条　甲及び乙は、前条に規定する相互協力の一環として、次の各号のとおり映像を送信する。

（１）甲は、川崎市消防局管内の首都高速道路に関する各種災害のため出場した消防ヘリコプターからの映像を甲の業務に支障のない範囲で、乙に送信する。

（２）乙は、乙が神奈川県内等の首都高速道路の交通管制のために設置しているテレビ映像のうち、各種災害に関する映像を乙の業務に支障のない範囲で、甲に送信する。

（映像の管理）

第３条　甲及び乙は、前条の規定に基づき受信した映像をそれぞれの責任において、適切に管理するものとする。

２　甲及び乙は、前条の規定に基づき受信した映像を第三者に管理、運用、又は使用させてはならない。

（映像の保存）

第４条　甲及び乙は、第２条の規定に基づき受信した映像の録画は行わないものとする。

（設備の設置）

第５条　甲及び乙は、映像の送信及び受信に当たり必要な設備（以下「送受信設備」という。）を別図に示す区分に基づき各々設置するものとする。

（設備の維持管理）

第６条　甲及び乙は、送受信設備の定期点検、修理等維持管理に要する費用を別図に示す区分に基づき各々負担するものとする。

（通信回線）

第７条　映像の送受信に必要な通信回線については、原則として映像を受ける者が設置し、回線使用料等必要な経費を負担するものとする。

（電気料金の負担）

第８条　送受信設備のうち、甲の施設内に設置する乙の設備に要する電力料金は、甲の負担とする。

２　送受信設備のうち、乙の施設内に設置する甲の設備に要する電力料金は、乙の負担とする。

（設備の移転及び変更）

第９条　設備に変更又は移設の必要が生じたときは、事前に甲乙協議の上、これを行うものとする。

２　設備の変更又は移設により必要となる費用は、原則として設備の変更又は移設を必要とする者の負担とする。

（運用に関する連絡先）

第１０条　第２条に規定する映像送信協力の運用に関する連絡先は、次の各号のとおりとする。

（１）甲の連絡先　消防局警防部指令課

（２）乙の連絡先　神奈川管理局交通管理課

（機器管理に関する連絡）

第１１条　甲及び乙は、映像の送受信に関して障害を認めたとき及び当該障害が回復したときは、直ちに相互に連絡するものとする。

２　甲及び乙は、施設の点検、保守等のため、映像の送受信を一時停止する必要があるときは、あらかじめ相手方に連絡するものとする。

（機器管理に関する連絡先）

第１２条　前条に定める連絡先は次の各号のとおりとする。

（１）甲の連絡先　消防局警防部指令課

（２）乙の連絡先　神奈川管理局施設管制所

（その他）

第１３条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議するものとする。

（適用）

第１４条　この協定書の適用日は、甲及び乙の設備設置が完了した後、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、協定書を２通作成し、記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年７月３日

甲　川崎市
　　川崎市長　　福田　紀彦

乙　首都高速道路株式会社
　　代表取締役社長　　菅原　秀夫

４５　鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書

【消防局警防課】

１　目的

鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との連携を図り、より迅速かつ効率的な消防活動等と安全管理体制の確保及び公共交通機関の早期運転再開の実施を目的とする。

２　用語の定義

(1) 鉄道事業者とは、神奈川県内で運行する鉄道会社で別表のとおり

(2) 消防機関とは、神奈川県内の消防（局）本部で別表のとおり

(3) 消防隊等とは、消防機関が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。

(4) 消防活動等とは、消防機関が実施する救助活動、救急活動、消火活動、火災原因調査等の消防隊等の活動をいう。

(5) 支援活動等とは、鉄道事業者が行う消防活動等における協力活動をいう。

３　消防活動等の範囲

(1) 救助事故

(2) 救急事故

(3) 火災（車両、その他）

(4) 火災原因調査

なお、火災にあっては鉄道沿線火災を含むものとする。

４　通報時の留意事項等

(1) 鉄道事業者は、災害を発見又は発生を覚知した場合は、消防機関が対応体制を整えるのに必要な次の事項について、可能な限り通報するものとする。

また、第１通報の後、消防隊等が到着するまでの間において、判明した内容についても同様とする。

ア　災害等の種別

イ　発生時刻

ウ　発生場所（駅構内、最寄り駅、軌道内～何キロ地点、目標物等）

エ　要救助者の数と状況

オ　消防隊等が向かう入口（中央口等、何キロポスト、目標物等）

カ　現場責任者、事業者連絡員、安全員等の配置の有無及び氏名

キ　電源遮断の有無

ク　事業者が既に行っている事項、内容

ケ　消防隊が使用可能な資機材等

(2) 消防機関は、一般人からの通報を受けた場合に、鉄道事業者へその情報を提供するものとする。

５　消防隊等災害現場到着時の連絡調整

(1) 鉄道事業者の現場責任者は、消防隊等が到着後、速やかに、次の事項について、把握している情報を消防隊等の現場責任者に伝達するとともに、必要に応じて、災害発生場所等へ誘導を行うものとする。

ア　災害状況

イ　列車の運行状況

ウ　要救助者、避難及び死傷者の状況

エ　監視員の配置状況

オ　電源遮断の有無

カ　活動あるいは避難上危険であるものの措置の状況

(2) 消防隊等の現場最高指揮者は、消防機関における活動体制（人員、役割等）及び活動方針を鉄道事業者の現場責任者に伝達するとともに、消防活動等の終了に際し、その旨を鉄道事業者の現場責任者に伝達するものとする。

6　消防隊活動等の連携

(1) 消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害時における相互の連携を密にし、迅速かつ効果的な消防活動等と安全管理体制の確保、及び公共交通機関の早期運転再開を図るものとする。

(2) 消防機関及び鉄道事業者は、現場責任者を明確にし、相互に共通の情報と認識を持つこととする。

(3) 鉄道事業者は、消防隊等から消防活動上必要な指示、要請事項については、可能な限り協力し、消防活動等を効率的に実施するため可能な範囲で必要な技術者、施設及び資機材等の提供等を行うこととする。

(4) 消防隊等は、鉄道事業者が行っている安全確保の措置（列車の運行状況、監視員の配置及び電源遮断の措置等）を確認し、鉄道事業者の現場責任者等に連絡後、線路内に立入って消防活動等を行うものとする。

7　事前対策

消防機関及び鉄道事業者間で相互に情報のやり取りをする必要があるため、相互に緊急連絡通報体制を明確にすることとする。

8　消防訓練の実施

消防機関及び鉄道事業者は鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため、鉄道災害に関する知識教育及び実務訓練を実施するよう努めるものとする。

9　情報提供

消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害への対応として必要と思われる情報（車両等の変更による新たな救助方法等、救助用資機材等の購入、導入等）について相互に情報の交換に努めるものとする。

10　その他

本協定の内容を改定する必要があるときは、神奈川県鉄道災害消防活動連絡協議会において協議するものとする。この協定の成立を証するため、本書 43 通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成 16 年３月 29 日

別表

鉄道事業者	消防機関
東日本旅客鉄道株式会社	横浜市消防局
東海旅客鉄道株式会社	川崎市消防局
東京急行電鉄株式会社	横須賀市消防局
京浜急行電鉄株式会社	平塚市消防本部
小田急電鉄株式会社	鎌倉市消防本部
相模鉄道株式会社	藤沢市消防本部
京王電鉄株式会社	小田原市消防本部
箱根登山鉄道株式会社	茅ケ崎市消防本部
伊豆箱根鉄道株式会社	逗子市消防本部
江ノ島電鉄株式会社	相模原市消防本部
湘南モノレール株式会社	三浦市消防本部
横浜新都市交通株式会社	秦野市消防本部
横浜市交通局	厚木市消防本部
横浜高速鉄道株式会社	大和市消防本部
神奈川臨海鉄道株式会社	伊勢原市消防本部
	海老名市消防本部
	座間市消防本部
	足柄消防組合消防本部
	綾瀬市消防本部
	葉山町消防本部
	寒川町消防本部
	大磯町消防本部
	二宮町消防本部
	箱根町消防本部
	湯河原町消防本部
	津久井郡広域行政組合消防本部
	愛川町消防本部

４６－(1)　大規模災害時における有害化学物質等の調査に関する協定（神奈川県環境計量協議会）

【環境局環境管理課】

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模災害が発生した場合において、被災した建物及び事業場等から環境中に飛散、漏えいした有害化学物質等の調査業務に関し、川崎市（以下「甲」という。）が一般社団法人神奈川県環境計量協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この協定において「有害化学物質等」とは、大気の汚染又は水質の汚濁の原因となる物質、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼす物質、あるいはそのおそれのある物質をいう。

（有害化学物質等の調査の内容）

第３条　有害化学物質等の調査の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 試料の採取

(2) 有害化学物質等の測定及び分析

(3) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（協力要請）

第４条　甲は、大規模災害時に有害化学物質等の調査を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員を派遣するなどして、有害化学物質等の調査の実施に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第５条　甲は、前条第１項の規定による要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭又は電話で要請することができるものとする。

(1) 災害の種類、発生場所、被害状況

(2) 調査内容（調査目的、対象化学物質、対象試料、調査地点及び調査期間）

(3) その他必要な事項

（調査の実施）

第６条　乙は、前条に規定する要請内容に基づき、調査を実施する。ただし、乙は、分析が不可能な項目など、やむを得ない理由があるときは甲からの要請を受諾しないことができるものとする。

２　甲は、乙の調査が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

３　乙は、調査の実施に当たって、作業を行う人員の身体に危険が生じると判断した場合には、速やかに調査の実施を中止し、その旨を甲に連絡する。

（報告）

第７条　乙は、前条の調査を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告するものとする。

(1) 調査内容及び調査結果

(2) その他必要な事項

（費用の負担）

第８条　乙が第４条の規定による要請に基づき実施した調査に要した費用は、甲が負担し、その価格は災害発生直前における適正単価より算出した額を基準として、甲と乙が協議して決定する。

（連絡窓口）
第９条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境局環境対策部環境管理課、乙においては一般社団法人神奈川県環境計量協議会事務局とする。
２　乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう、協力体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

（訓練）
第10条　甲及び乙は協議のうえ、この協定の実効性を確保するために必要な訓練を行うものとする。

（実施細目）
第11条　この協定の実施に関する必要な細目は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（協議）
第12条　この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第13条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３１年３月３１日までとする。
２　前条の有効期間が満了する１月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申出がない場合は、引き続き１年間有効とし、その後も同様とする。

附則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年８月３１日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
川崎市長　福　田　紀　彦

乙　横浜市金沢区福浦２丁目１１番地７号
一般社団法人神奈川県環境計量協議会
会　長　　梶　田　哲　弘

４６－(2)　大規模災害時における有害化学物質等の調査に関する協定実施細目

【環境局環境管理課】

（趣旨）

第１条　この実施細目は、川崎市と一般社団法人神奈川県環境計量協議会とが締結した大規模災害時における有害化学物質等の調査に関する協定（以下、「協定」という。）第 11 条に基づき、協定の実施に関する必要な事項について定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この実施細目における用語の意義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

（要請書）

第３条　協定第５条に規定する文書は、様式第１のとおりとする。

（報告書）

第４条　協定第７条に規定する文書は、様式第２のとおりとする。

（経費の請求）

第５条　協定第８条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

（連絡責任者）

第６条　協定第９条第１項に規定する連絡窓口の責任者は、甲にあっては環境局環境対策部長、乙にあっては事務局とする。

（実施日）

第７条　この実施細目は、平成３０年８月３１日から実施する。

様式第１

年　　月　　日

大規模災害時における有害化学物質等の調査の協力要請書

一般社団法人神奈川県環境計量協議会
会長　　様

川崎市長

協定第５条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況 （災害の種類、発生場所、被害状況等）	
調査要請内容 （調査目的、対象化学物質、対象試料、調査地点、調査期間等）	
調査時の注意事項	
要請連絡責任者	担当部署： 担当者： 電話：　　（　　）　　、FAX：　　（　　） E-Mail：
その他	

様式第２

年　　月　　日

大規模災害時における有害化学物質等の調査実施報告書

川崎市長　様

一般社団法人神奈川県環境計量協議会
会長

協定第７条の規定に基づき、次のとおり報告します。

調査内容	
調査結果	
調査実施責任者	担当会社： 担当者： 電話：　　（　　）　　、FAX：　　（　　） E-Mail：
その他	

４７　東名高速道路消防相互応援協定書　　【消防局警防課】

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定に基づき、川崎市、横浜市、大和市、綾瀬市、海老名市、厚木市、伊勢原市、秦野市、小田原市及び寒川町（以下「協定市等」という。）の長は、東名高速道路及びその付属施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）
第１条 この協定は、協定区域において、火災、救急事故その他の災害が発生した場合に、協定市等の消防力を相互に活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（出場区分）
第２条 協定区域において災害が発生した場合においては、協定市等のうち別表の左欄に掲げる出場市等は、同表の右欄に掲げる区分に応じ、応援のため消防隊、救急隊その他の人員・機器資材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。

（特別応援）
第３条 協定区域において災害が発生した場合で、前条に規定する出場市等以外の協定市等の応援を必要とするときは、当該災害の発生した協定市等は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして、特別応援の要請をすることができる。
（１）災害発生の場所及び災害の概況
（２）応援を必要とする消防隊等の種類及び数量
（３）その他活動内容に関する事項
第４条 特別応援の要請を受けた協定市等は、その要請に係る消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市等に災害が発生しているため出場できない場合やその他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
２ 特別応援の要請を受けた協定市等が消防隊等を出場させることができない場合は、当該要請をした市等にその旨を通報しなければならない。

（費用の負担）
第５条 応援に要した費用の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。
（１） 応援に要した通常の費用は、応援を行った協定市等の負担とする。ただし、要請により特に調達した人員・機器資材は、現物またはその費用を応援を受けた協定市等が負担する。
（２）応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料その他の人員・機器資材の補給または人員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市等が現物またはその費用を負担する。
（３）応援のため出場した消防隊員等が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、応援を行った協定市等がその災害補償をする。ただし、災害地において行った救急治療の費用は、応援を受けた協定市等の負担とする。
（４）応援のため出場した消防隊員等が第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた協定市等がその損害を賠償する。ただし、災害現場への出場途中または災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援を行った協定市等がその損害を賠償する。

（情報の交換）
第６条 協定市等は、この協定の適正な運用を期するため、消防に関する情報その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（消防長への委任）
第７条 この協定の実施のため必要な事項は、協定市等の消防長が決定する。

（協議）
第８条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市等が協議のうえ、決定するものとする。

（効力の発生）
第９条 この協定は、昭和５６年４月２５日から効力を発生するものとする。
この協定を証するため、本書１０通を作成し、記名押印のうえ、各その１通を
保有する。

昭和５６年４月２５日
協定名　川崎市以下市町長（氏名省略）
（中　略）
附　則
この協定は、平成３０年１月２８日から施行する。
（平成３０年８月２３日締結）

別表（第２条）
出　場　区　分　表（省略）

出　場　市　等	出　場　区　域
川崎市	協定区域のうち、ＡからＢまでの区間の下り車線の区域
横浜市	協定区域のうち、ＡからＢまでの区間の上り車線の区域及びＣからＤ、Ｇまでの区間の下り車線の区域
海老名市	協定区域のうち、ＣからＥまでの区間の上り車線の区域、ＥからＧまでの区間の下り車線の区域、ＥからＦまでの区間の内回りの区域、ＦからＨまでの区間の下り車線の区域
寒川町	協定区域のうち、ＤからＦまでの区間の外回りの区域
厚木市	協定区域のうち、ＤからＧまでの区間、ＤからＧまでの区間の上り車線の区域、ＤからＥの外回りの区域、Ｇから Ｉまでの区間の下り車線の区域、及びＦからＨまでの区間の上り車線の区域
秦野市	協定区域のうち、Ｇから Ｉまでの区間の上り車線の区域及び Ｉから Ｊまでの区間の下り車線の区域
小田原市	協定区域のうち、 Ｉから Ｊまでの区間の上り車線の区域

Ａ　東名川崎インターチェンジ
Ｂ　横浜青葉インターチェンジ
Ｃ　横浜町田インターチェンジ
Ｄ　海老名ジャンクション
Ｅ　海老名インターチェンジ
Ｆ　海老名南ジャンクション
Ｇ　厚木インターチェンジ
Ｈ　厚木南インターチェンジ
Ｉ　秦野中井インターチェンジ
Ｊ　大井松田インターチェンジ

４８　横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定　　【消防局警防課】

（目的）
第１条　この協定は、横浜海上保安部を甲（以下「甲」という。）、川崎市消防局を乙（以下「乙」という。）とし、船舶の火災その他について甲、乙が協力して円滑な消火活動等を行なうため必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の区域）
第２条　この協定の対象とする海上の区域は、川崎市に属する海域（以下「協定区域」という。）とする。

（消火活動の責任）
第３条　協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力する。
（１）ふ頭又は岩壁、若しくは浮きさん橋にけい留された船舶及び上架又は入きょ中の船舶
（２）河川、運河における船舶安全法（昭和８年法律第１１号）第２条第１項の規定の適用をうけない船舶
２　前項以外の船舶の火災の消火活動は、主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

（火災の調査等）
第４条　協定区域内における船舶の火災の原因調査は、前条第１項に掲げる船舶については、主として乙が担任し、第２項に掲げる船舶については甲が担任する。
２　火災及び消火活動により受けた船舶の損害調査は甲と乙が協議して行なうものとする。

（火災の予防）
第５条　協定区域内の船舶の火災予防に関しては、甲、乙が協力して行なうものとする。

（相互通報）
第６条　甲又は乙は、海上において火災が発生し、又は火災発生のおそれあることを知ったときは、すみやかにその旨を相互に通報するものとする。
２　甲又は乙は、協定区域内で単独で船舶の火災の消火活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡しなければならない。

（資料の交換）
第７条　甲及び乙は、化学消火薬剤等資材の備蓄状況その他についての情報を相互に交換するものとする。

（経費等負担）
第８条　船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、そのつど協議のうえ定めるものとする。

（特別応援）
第９条　甲又は乙は、協定区域外であっても大災害が発生したときは、相互に応援要請をすることができるものとする。

（必要事項の協議）
第１０条　この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

（協定書の保管）
第１１条　この協定を証するため正本２通を作成し、甲、乙が各１通を保管する。

附　則

１　この協定は、昭和４６年３月１日から施行する。

２　横浜海上保安部と川崎市消防本部との業務協定（昭和２８年４月１日）は廃止する。

昭和４６年３月１日

横浜海上保安部長
川崎市消防局長

４９　東京湾アクアライン消防相互応援協定書　【消防局警防課】

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、川崎市（以下「甲」という。）及び木更津市（以下「乙」という。）の長は、東京湾アクアラインにおける消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、東京湾アクアラインにおいて、火災、救急事故等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲及び乙の消防力を相互に活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（通常応援）
第２条　甲又は乙は、東京湾アクアラインのうち浮島インターチェンジから海ほたるまでの区域において発生した災害を覚知した場合には、甲又は乙の出場計画に基づき出場（以下「通常応援」という。）するものとする。
２　通常応援の受持ち区域は、次のとおりとする。
（１）甲は、浮島インターチェンジから海ほたるまでの下り線
（２）乙は、海ほたるから浮島インターチェンジまでの上り線

（特別応援）
第３条　甲又は乙の長は、通常応援区域を含む東京湾アクアラインにおいて発生した災害に乙又は甲の消防力を必要とする場合、次に掲げる事項を明らかにして、乙又は甲の長に応援（以下「特別応援」という。）を要請することができるものとする。
（１）災害発生の場所及び災害の概況
（２）応援を必要とする消防隊、救急隊、その他の隊、人員、資機材等（以下「消防隊等」という。）の種類及び数
（３）その他活動内容に関する事項

（応援隊の派遣）
第４条　特別応援の要請を受けた甲又は乙の長は、その要請に係る消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市に災害が発生している場合、その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
２　特別応援の要請を受けた甲又は乙の長が消防隊等を出場させることができない場合は、当該要請をした乙又は甲の長にその旨を通報しなければならない。

（応援隊の指揮）
第５条　応援出場した消防隊等は、災害発生場所を管轄する甲又は乙の消防長の指揮のもとに活動するものとする。

（費用の負担）
第６条　応援に要した費用の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。
（１）応援に要した通常の費用は、応援を行った甲又は乙の負担とする。ただし、要請により特に調達した人員、資機材は、応援を受けた乙又は甲が現物又はその費用を負担する。
（２）応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料その他の資機材の補給又は人員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた甲又は乙が現物又はその費用を負担する。
（３）応援のため出場した消防隊員等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援を行った甲又は乙がその災害補償をする。
（４）応援のため出場した消防隊員等が第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた甲又は乙がその損害を賠償する。ただし、災害現場への出場途中又は災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援を行った乙又は甲がその損害を賠償する。

（情報の交換）
第７条　甲及び乙は、この協定の適正な運用を期すために必要な消防隊等の出場計画、資機材の保有状況等の各種消防情報を相互に交換するものとする。

（消防長への委任）
第８条　この協定の実施のため必要な事項は、甲及び乙の消防長が決定するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙の長が協議の上、決定するものとする。

（協定書の保管）
第１０条　この協定を証するため、本書２通を作成し、記名押印の上、甲、乙各１通を保管するものとする。

附　則
この協定は、平成９年１２月１８日から効力を生ずる。
　上記のとおり協定する。
　　平成９年１２月　１日

甲　川崎市
　　川崎市長　　高　橋　　清

乙　木更津市
　　木更津市長　　須　田　勝　勇

５０　東京電力株式会社東西連係ガス導管消防相互応援協定書　【消防局警防課】

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、川崎市(以下「甲」という。)及び富津市（以下「乙」という。）の長は、東京電力株式会社東西連係ガス導管（以下「東西連係ガス導管」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、東西連係ガス導管において、火災、救急事故等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲乙それぞれの消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（出場区域）

第２条　甲又は乙は、東西連係ガス導管において発生した災害を覚知した場合には、別表に掲げる区分に応じ、甲乙の出場計画に基づき出場するものとする。

（応援）

第３条　甲又は乙の長は、東西連係ガス導管において発生した災害に、乙又は甲の消防力を必要とする場合、次に掲げる事項を明らかにして、乙又は甲の長に応援を要請することができるものとする。

（１）災害発生の場所及び災害の概況

（２）応援を必要とする消防隊、救急隊、その他の隊、人員、資機材等（以下「消防隊等」という。）の数

（３）その他必要と認められる事項

（応援隊の派遣）

第４条　応援の要請を受けた甲又は乙の長は、その要請に係る消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市に災害が発生している場合、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

２　応援の要請を受けた甲又は乙の長が消防隊等を出場させることができない場合は、当該要請をした乙又は甲の長にその旨を通報しなければならない。

（応援隊の指揮）

第５条　応援出場した消防隊等は、出場区域の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

（費用の負担）

第６条　応援に要した費用の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

（１）応援に要した通常の費用は、応援をした側の負担とする。ただし、要請により特に調達した人員、資機材は、応援を受けた側がその費用を負担する。

（２）応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料その他の資機材の補給又は人員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた側がその費用を負担する。

（３）応援のため出場した消防隊員等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援をした側がその災害補償をする。

（４）応援のため出場した消防隊員等が第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた側がその損害を賠償する。ただし、災害現場への出場途中又は災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援をした側がその損害を賠償する。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定の適正な運用を期すために必要な消防隊等の出場計画、資機材の保有状況等の各種消防情報を相互に交換するものとする。

（委任）
第８条　この協定の実施のため必要な事項は、甲乙の消防長に委任するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙の長が協議の上、決定するものとする。

（協定書の保管）
第 10 条　この協定を証するため、本書２通を作成し、記名押印の上、甲乙各１通を保管するものとする。

附 則
この協定は、平成２２年２月１日から効力を生ずる。
上記のとおり協定する。
平成２２年１月２０日

甲　川崎市
川崎市長　　阿　部　　孝　夫

乙　富津市
富津市長　　佐久間　清　治

別　表

市　　名	出場区域
川崎市	東西連係ガス導管のうち、扇島立坑から区分点までの間
富津市	東西連係ガス導管のうち、富津立坑から区分点までの間

５１　扇島に関する消防業務協約　　【消防局警防課】

横浜市消防長及び川崎市消防長（以下「両市消防長」という。）は、消防業務の執行に関し、次のとおり協約する。

（目的）

第１条　この協約は、横浜市鶴見区扇島及び川崎市川崎区扇島（以下「扇島区域」という。）の消防活動上の特異性に基づき、火災、救急、救助、危険物事故（石油コンビナート等災害防止法第２３条の異常現象を含む）等（以下「災害」という。）消防業務の執行上必要な事項を定め、市民の安寧秩序を保持することを目的とする。

（業務区分）

第２条　両市消防長は、管轄する行政区域の消防責任を有することを確認するとともに、消防業務を次の各号に基づき処理するものとする。

（１）消防隊、救急隊、救助隊その他の隊（以下「消防隊等」という。）の出場は、別記「消防隊等の災害出場区分等」による。

（２）扇島区域において、両市境界上に設けられ、若しくは存置された防火対象物並びに消防対象物に関する消防業務（前号に定めるものを除く。）については、両市消防長の協議により処理するものとする。

２　両市消防長は、消防隊等の出場が迅速適正に行われるよう、相互に協力するものとする。

（協議）

第３条　両市消防長は、前条第１項第１号に定める「消防隊等の災害出場区分等」によりがたい事情の生じた場合、その他この協約の実施に際し疑義が生じた場合、又はこの協約に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。

（経費の負担）

第４条　消防隊等の出場に要する経費等の負担は、神奈川県下消防相互応援協定（昭和５０年７月２５日市町長協定）第７条の規定に準じて処理するものとする。

（協約の期間）

第５条　この協約は、扇島区域に通ずる道路網の整備等消防上重要な事情の変更がない限り継続するものとする。ただし、次項の申し出があった場合は、この限りでない。

２　両市消防長は、正当な理由に基づき、六箇月以上の猶予期間をもって申し出ることにより、いつでもこの協約を廃止することができる。

（協約書の保有）

第６条 この協約を証するため、本書２通を作成し、両市消防長記名押印の上各１通を保有するものとする。

附　則

１　この協約は、平成３年１月１日から効力を生ずる。

２　扇島に関する消防業務協約書（昭和５６年１１月２６日）は廃止する。

（平成２年１２月２０日締結）

附　則

この協約は、平成１５年８月１日から効力を生ずる。

（平成１５年７月１７日締結）

別記

消防隊等の災害出場区分等

１　扇島区域における消防隊の災害出場は、次のとおりとする。

（１）川崎市川崎区扇島については、川崎市消防局が担当し、横浜市消防局は、消防隊１隊を通常応援するものとする。

（２）横浜市鶴見区扇島については、横浜市消防局が担当し、川崎市消防局は、川崎市川崎区扇島への災害出場に定める消防隊等を第１出場又は指定出場により通常応援するものとする。また、横浜市消防局の指揮者が到着するまでの間は、川崎市消防局の指揮者が一時的に指揮をとるものとし、到着後速やかに、指揮権の委譲を行うものとする。

２　前項第２号の災害出場時における横浜市消防局の指揮者が到着するまでの間の消防隊の増強要請は、川崎市消防局の指揮者が川崎市消防局経由で行うものとする。

３　扇島区域における救急隊の災害出場は、川崎市消防局が担当するものとし、救急事故の内容等により、さらに救急隊を増強する必要がある場合は、事故が発生した市域管轄の消防局が担当するものとする。

４　扇島区域に発生した災害の調査は、市域管轄の消防局が担当するものとする。

５　両市消防局は、緊急通報、消防情報等を状況に応じ連絡するものとする。

５２　災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）

【まちづくり局住宅整備推進課】

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）及び救助実施市である川崎市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

２　「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第３条　甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

２　乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第８条第１項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

３　神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

４　前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第８条第１項の連絡調整を行う。

（協　力）

第４条　丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

（住宅建設）

第５条　丙のあっせんを受けた丁は、第３条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第６条　丁が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

２　前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

（連絡調整）

第８条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の広域調整の下で、

丙との連絡体制をとるものとする。
２　乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報　告）
第９条　丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）
第10条　丙は、この協定に係る丙の業務担当部員の名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲及び乙に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

（協　議）
第11条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（適　用）
第12条　この協定は、平成31年４月１日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。
２　乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。
３　甲と丙との間で締結した平成17年４月１日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書３通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３１年４月１日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１番地
神奈川県知事　黒岩　祐治

乙　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市長　福田　紀彦

丙　東京都千代田区神田小川町２丁目３番 13 号Ｍ＆Ｃビル５階
一般社団法人プレハブ建築協会　会長　芳井　敬一

５３－(1)　災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書（全国木造建設事業協会）

【まちづくり局住宅整備推進課】

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもので木造のもの、同項第６号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第２条第２号に係るもの（障害物の除去）をいう。

２　「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第３条　甲は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

２　乙、丙又は丁は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第８条第１項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

３　神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

４　前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設等を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第８条第１項の連絡調整を行う。

（協　力）

第４条　戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設等業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

（住宅建設等）

第５条　戊のあっせんを受けた業者は、第３条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第６条　業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

２　前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住

宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設統括本部とする。

（連絡調整）
第８条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
２　乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報　告）
第９条　戊は、住宅建設等について、協力できる建設能力等の状況を毎年４月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）
第10条　戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年４月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

（協　議）
第11条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

（適　用）
第12条　この協定は、平成31年４月１日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。
２　乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。
３　甲と戊との間で締結した平成27年６月１日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書５通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成31年４月１日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１番地
神奈川県知事　黒岩　祐治

乙　神奈川県横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市長　林　文子

丙　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市長　福田　紀彦

丁　神奈川県相模原市中央区中央２丁目 11 番 15 号
相模原市長　加山　俊夫

戊　東京都中央区八丁堀３−４−10　京橋北見ビル東館６階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長　大野　年司

５３－(2)　災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書（日本木造住宅産業協会神奈川支部）　【まちづくり局住宅整備推進課】

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するもので木造のものをいう。

２　「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第３条　甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

２　乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第８条第１項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

３　神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

４　前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第８条第１項の連絡調整を行う。

（協　力）

第４条　戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

（住宅建設）

第５条　戊のあっせんを受けた業者は、第３条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第６条　業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

２　前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課とし、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部事務局とする。

（連絡調整）
第８条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
２　乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報　告）
第９条　戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年５月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）
第10条　戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年５月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

（協　議）
第11条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

（適　用）
第12条　この協定は、平成31年４月１日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。
２　乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。
３　甲と戊との間で締結した平成30年５月24日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書５通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成31年４月１日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１番地
神奈川県知事　黒岩　祐治

乙　神奈川県横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市長　林　文子

丙　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市長　福田　紀彦

丁　神奈川県相模原市中央区中央２丁目 11 番 15 号
相模原市長　加山　俊夫

戊　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目 33 番１号　ナイスビル内
一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部
支部長　平田　恒一郎

５４－(1)　災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建設業協会）

【まちづくり局住宅整備推進課】

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人神奈川県建設業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第６号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第 10 号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第２条第２号に係るもの（障害物の除去）をいう。

２　「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第３条　甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第８条第１項の連絡調整を行ったうえ、工事場所、工事内容、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

（協　力）

第４条　戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り、甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

（住宅建設等）

第５条　戊のあっせんを受けた業者は、第３条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第６条　業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

２　前項の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人神奈川県建設業協会事業部とする。

（連絡調整）

第８条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

２　乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報　告）

第９条　戊は、住宅建設等について、協力できる人員の状況を毎年４月末日までに甲並びに乙、丙及び丁

に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第 10 条　戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を毎年４月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

（協　議）

第 11 条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第 12 条　この協定を証するため、本書を５通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各１通を保有する。

附　則

１　この協定書は、平成 31 年４月１日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

２　神奈川県知事と一般社団法人神奈川県建設業協会との間で締結した平成 17 年４月１日付け「災害時における応急仮設住宅建設等に関する協定書」は廃止する。

平成 31 年４月１日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１番地
神奈川県知事　黒岩　祐治

乙　神奈川県横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市長　林　文子

丙　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市長　福田　紀彦

丁　神奈川県相模原市中央区中央２丁目 11 番 15 号
相模原市長　加山　俊夫

戊　神奈川県横浜市中区太田町２－22
一般社団法人神奈川県建設業協会　会長　小俣　務

５４－(2)　災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建築士事務所協会）

【まちづくり局住宅整備推進課】

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第６号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第２条第２号に係るもの（障害物の除去）に係る業務並びにその他災害における住宅対策に係る業務をいう。

２　「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（所定の手続き）

第３条　甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第７条第１項の連絡調整を行ったうえ、工事場所、工事内容、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

（協　力）

第４条　戊は、前条の要請があったときは、戊の会員（以下「会員」という。）の動員、その他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

（協力の内容）

第５条　会員は、第３条の要請に基づき、住宅建設等の実施にあたっての甲又は乙、丙若しくは丁への助言、被災者相談、その他必要な協力を行う。

（連絡窓口）

第６条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人神奈川県建築士事務所協会業務課とする。

（連絡調整）

第７条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

２　乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（会員名簿の提供及び報告）

第８条　戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び会員の名簿を毎年４月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

（調査及び研究）
第９条　甲、乙、丙、丁及び戊は、大規模災害時の対応、対策についての調査・研究を協力して行う。

（協　議）
第 10 条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

（その他）
第 11 条　この協定を証するため、本書を５通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各１通を保有する。

附則
１　この協定書は、平成 31 年４月１日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

２　神奈川県知事と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会との間で締結した平成 27 年６月 26 日付「災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は廃止する。

平成 31 年４月１日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１番地
　　神奈川県知事　黒岩　祐治

乙　神奈川県横浜市中区港町１丁目１番地
　　横浜市長　林　文子

丙　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市長　福田　紀彦

丁　神奈川県相模原市中央区中央２丁目 11 番 15 号
　　相模原市長　加山　俊夫

戊　神奈川県横浜市中区不老町３丁目 12
　　一般社団法人神奈川県建築士事務所協会　会長　白井　勇

５５－(1)　災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書（神奈川県宅地建物取引業協会）　【まちづくり局住宅整備推進課】

神奈川県（以下「甲」という。）、並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）、及び相模原市（以下「丁」という。）と、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会（以下「戊」という。）は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下同じ。）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

２　「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（協力要請）

第３条　甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第４条　戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

（甲、乙、丙及び丁の役割）

第５条　甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

(1)　借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
(2)　借上型仮設住宅の借上げに関すること
(3)　借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
(4)　借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
(5)　その他、関係者との調整に関すること

２　甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

（戊の役割）

第６条　戊は、第４条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

(1)　借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
(2)　借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
(3)　借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
(4)　甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること
(5)　その他、関係者との調整に関すること

（連絡窓口）
第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会事務局とする。

（連絡調整）
第８条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。
２　乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（協議）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

（その他）
第 10 条　この協定を証するため、本書５通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

附則
１　この協定書は、平成 31 年４月１日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

２　神奈川県知事と公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会との間で締結した平成 17 年 11 月 17 日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成 22 年 8 月 23 日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成 31 年４月１日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１番地
神奈川県知事　黒岩　祐治

乙　神奈川県横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市長　林　文子

丙　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市長　福田　紀彦

丁　神奈川県相模原市中央区中央２丁目 11 番 15 号
相模原市長　加山　俊夫

戊　神奈川県横浜市中区住吉町６－76－３
公益社団法人　神奈川県宅地建物取引業協会　会長　坂本　久

５５－(2)　災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書（全日本不動産協会神奈川県本部）　【まちづくり局住宅整備推進課】

神奈川県（以下「甲」という。）、並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）、及び相模原市（以下「丁」という。）と、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部（以下「戊」という。）は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下同じ。）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

２　「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（協力要請）

第３条　甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第４条　戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

（甲、乙、丙及び丁の役割）

第５条　甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

(1)　借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
(2)　借上型仮設住宅の借上げに関すること
(3)　借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
(4)　借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
(5)　その他、関係者との調整に関すること

２　甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

（戊の役割）

第６条　戊は、第４条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

(1)　借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
(2)　借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
(3)　借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
(4)　甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること
(5)　その他、関係者との調整に関すること

（連絡窓口）
第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部事務局とする。

（連絡調整）
第８条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。
２　乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（協議）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

（その他）
第 10 条　この協定を証するため、本書５通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

附則
１　この協定書は、平成 31 年４月１日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

２　神奈川県知事と公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部との間で締結した平成 23 年１月 17 日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成 23 年１月 17 日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成 31 年４月１日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１番地
神奈川県知事　黒岩　祐治

乙　神奈川県横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市長　林　文子

丙　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市長　福田　紀彦

丁　神奈川県相模原市中央区中央２丁目 11 番 15 号
相模原市長　加山　俊夫

戊　神奈川県横浜市西区北幸１－11－15 横浜 ST ビル６F
公益社団法人　全日本不動産協会神奈川県本部　本部長　秋山　始

５５－(3)　災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書
（全国賃貸住宅経営者協会連合会）　【まちづくり局住宅整備推進課】

神奈川県（以下「甲」という。）、並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）、及び相模原市（以下「丁」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「戊」という。）は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下同じ。）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

２　「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（協力要請）

第３条　甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第４条　戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

（甲、乙、丙及び丁の役割）

第５条　甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

(1)　借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
(2)　借上型仮設住宅の借上げに関すること
(3)　借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
(4)　借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
(5)　その他、関係者との調整に関すること

２　甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

（戊の役割）

第６条　戊は、第４条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

(1)　借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
(2)　借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
(3)　借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
(4)　甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること
(5)　その他、関係者との調整に関すること

（連絡窓口）
第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会事務局とする。

（連絡調整）
第８条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。
２　乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（協議）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

（その他）
第 10 条　この協定を証するため、本書５通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

附則
１　この協定書は、平成 31 年４月１日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

２　神奈川県知事と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会との間で締結した平成 26 年３月 24 日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成 26 年３月 24 日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成 31 年４月１日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１番地
神奈川県知事　黒岩　祐治

乙　神奈川県横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市長　林　文子

丙　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市長　福田　紀彦

丁　神奈川県相模原市中央区中央２丁目１１番 15 号
相模原市長　加山　俊夫

戊　東京都千代田区大手町２－６－１朝日生命大手町ビル 17 階
公益社団法人　全国賃貸住宅経営者協会連合会　会長　三好　修

５６　川崎市と一般社団法人地盤品質判定士会との宅地防災等に関する協定書

【まちづくり局宅地企画指導課】

川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人地盤品質判定士会（以下「乙」という。）は、平時における宅地防災に資する業務（以下「予防対策業務」という。）及び大規模又は広域的な地震、風水害などの災害（以下「災害」という。）が発生した場合における復旧支援業務（以下「復旧支援業務」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、予防対策業務については、市民の宅地改善をサポートするとともに宅地防災に関する普及啓発活動等により災害に強い安全・安心なまちづくりの発展に寄与することを目的とする。また、復旧支援業務については、市民の宅地安全確保に向けた迅速な宅地復旧の支援を図ることを目的とする。

（協力事項）

第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

（１）甲の宅地防災に関する普及啓発事業等に関すること。

（２）乙の相談制度等を用いた市民向けの宅地地盤相談に関すること。

（３）災害時における宅地の復旧支援に関すること。

（４）その他、災害に強い安全・安心なまちづくりに関すること。

（連絡窓口）

第３条　本協定に基づく甲乙の連携・協力に関して、甲の連絡窓口はまちづくり局指導部宅地企画指導課、乙の連絡窓口は地盤品質判定士会神奈川支部とする。

（要請手続）

第４条　甲は第２条各号について、乙の支援協力が必要であると認めたときは、乙に要請することができるものとする。

２　甲から乙への支援協力の要請は文書で行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲から乙への要請を口頭または電話等で行うことができるものとし、この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（費用）

第５条　前条による要請の後速やかに、具体的な支援協力の内容、要する人員、設備・機器、甲が負担する費用、支払時期等について甲乙協議を行い、両者合意のうえ定めるものとする。

（責任及び損害の負担）

第６条　第２条各号の実施に伴い発生した第三者との紛争は、甲乙が各々実施する取組については実施側の責任において処理するものとし、共同で実施するものについては事案の内容等を勘案して相互に誠意をもって協議のうえ処理する。

２　第２条各号の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、または乙の技術者等に損害が生じた場合は、乙は速やかにその状況を文書により甲に報

告し、甲乙協議のうえ措置を定めるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する２か月前までに甲または乙からの特段の申し出がないときは、同一内容で更に１年間継続するものとし、以後、有効期間が満了したときも同様とする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、合意の下定める。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和３年３月１８日

（甲）神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市
川崎市長　福田　紀彦

（乙）東京都文京区千石４丁目３８番２号
一般社団法人地盤品質判定士会
理事長　　北詰　昌樹

５７　災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

【まちづくり局住宅整備推進課】

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が神奈川県電気工事工業組合（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この協定において「応急修理」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第４条第１項第６号に規定する被災した住宅の応急修理をいう。

２　「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第３条　甲又は乙、丙若しくは丁は、応急修理の要請に当たっては、第８条第１項の連絡調整を行ったうえ、住宅の被災状況、応急修理の実施要領その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

（協　力）

第４条　戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である電気工事業者（以下「業者」という。）のあっせんをするとともに、甲又は乙、丙若しくは丁への助言、被災者相談その他の必要な協力を行うものとする。

（応急修理）

第５条　戊のあっせんを受けた業者は、第３条の要請に基づき、応急修理を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第６条　業者が前条の応急修理に要した費用は、当該応急修理に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

２　前項の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の応急修理終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては神奈川県電気工事工業組合事務局とする。

（連絡調整）

第８条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

２　乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報　告）

第９条　戊は、応急修理について、協力できる人員等の状況を毎年５月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第 10 条　戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を毎年５月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

（協　議）

第 11 条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第 12 条　この協定を証するため、本書を５通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各１通を保有する。

附　則

１　この協定書は、令和元年６月 28 日から適用する。

令和元年６月 28 日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１
　　神奈川県知事　黒岩　祐治

乙　神奈川県横浜市中区港町１丁目１番地
　　横浜市長　林　文子

丙　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市長　福田　紀彦

丁　神奈川県相模原市中央区中央２丁目 11 番 15 号
　　相模原市長　本村　賢太郎

戊　神奈川県横浜市中区三吉町４－１
　　神奈川県電気工事工業組合　理事長　青　博孝

５８　災害時における入浴支援に関する協定書

【健康福祉局総務部危機管理担当】

川崎市（以下「甲」という。）と川崎浴場組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時における入浴支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内において、災害が発生した場合において、避難者に対し、乙の組合員による入浴支援を行うため、基本となる事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）災害

地震、台風等による、災害救助法が適用される等の大規模な災害で、甲が乙の協力を必要とすると認めたものをいう。

（２）避難者

災害による住居等の被災により自宅での入浴ができない者をいう。

（３）入浴支援

次条の規定による甲からの要請に基づき、乙の組合員が所有する入浴施設において避難者を入浴させることをいう。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時に、乙に対し、入浴支援の協力を要請することができる。

２　甲は、前項の規定により、乙に協力を要請するときは、協力の内容、期間等の必要な事項を書面で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに書面を交付するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員に対し、速やかに要請内容を伝達し、入浴支援が可能な入浴施設（以下「入浴支援施設」という。）を把握するものとする。

２　乙は、入浴支援施設を把握したときは、甲に対し、速やかに書面で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに書面を交付するものとする。

（入浴支援の実施期間）

第５条　入浴支援の実施期間は、災害発生日から７日間とする。ただし、甲乙の協議により、期間を延長し、又は短縮することができる。

（実績報告）

第６条　乙は、甲の定めるところにより、入浴支援施設の入浴支援の実施状況を把握し、甲に対し報告するものとする。

（連絡窓口）

第７条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制を構築し、入浴支援の円滑な実施を図るため、甲においては川崎市健康福祉局総務部庶務課、乙においては川崎浴場組合連合会事務局を連絡窓口とする。

（費用負担）

第８条　入浴支援に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙双方に異議がない場合は、更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義については、その都度甲乙協議して定める。

令和３年３月 29 日

甲　川崎市
　　川崎市長　福　田　紀　彦

乙　川崎市川崎区新川通８－９
　　川崎浴場組合連合会
　　会　　長　砂　辺　信　治

５９　災害時における電動車両等の支援に関する協定書【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川崎市内において災害の発生時等に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的とした電動車両等の貸与及び平時における電動車両を活用した防災広報活動等の実施について、必要な事項を定める。

（電動車両等の種類）

第２条　乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

⑴　電気自動車

⑵　プラグインハイブリッド車

⑶　前２号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第３条　甲は、災害の発生時等における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第２条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

２　前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式１号）により要請するものとする。

３　乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

４　丙は、第２項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第４条　乙又は丙は、前条第２項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

２　乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口

頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式２号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第５条　電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して１週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第６条　乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第７条　貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。ただし、乙から甲への引き渡しの時点で電動車両等に充電されている電力又は給油されている燃料に係る費用は、乙が負担するものとする。

２　前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第８条　貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

⑴　甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的若しくは人的損害又は電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

⑵　自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第９条　乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、当該事故が甲の責めに帰すべきときは、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第 10 条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第 11 条　甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

⑴ 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用　　する。

⑵ 原則として、川崎市内で使用する。

⑶ 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第 14 条第３項の規定により、乙に速やかに連絡する。

（電動車両等の管理）

第 12 条　甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却までの間、貸与された電動車両等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

２　甲は、前項の期間において、貸与された電動車両等の使用者、使用場所及び使用状況の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 13 条　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式３）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）

第 14 条　乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害の発生時等に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

２　甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

３　甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

（平時の取組）

第 15 条　甲、乙及び丙は、平時においても電動車両を活用した防災広報活動等の実施に努めるものとする。

２　乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

３　前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（不可抗力免責）

第 16 条　激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

（協議）

第 17 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び

丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 18 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の２月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各１通を保有するものとする。

令和　２年　１１月　１９日

甲　川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市長

乙　東京都目黒区鷹番 1-4-7

東日本三菱自動車販売株式会社

第２営業本部長

丙　東京都港区芝浦三丁目１番２１号

三菱自動車工業株式会社

執行役員

６０　災害時等における避難所用簡易間仕切りシステム等の供給等に関する協定書

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク（以下「乙」という。）及び国立大学法人東北大学災害科学国際研究所（以下「丙」という。）は、川崎市内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）等における避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッド等（以下「間仕切り等」という。）の供給並びに避難所運営における課題の解決等への協力に関し、協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙及び丙が、連携のもとに相互に協力し、乙の有する間仕切り等をはじめ、それぞれが有する資源の積極的な活用を図りながら、避難所等の円滑な運営を推進し、もって地域社会における災害対応力の向上に寄与することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時等に避難所等への間仕切り等の調達が必要な場合又は必要であると想定される場合は、要請書（様式１）により、乙に対して、その供給を要請することができる。乙は、要請を受けた時は、物資可能数量・措置の状況報告書（様式２）により、甲に対して報告を行うものとする。ただし、書面による要請を行う時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（供給）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り間仕切り等の供給を行うものとする。

（運搬及び引渡し）

第４条　間仕切り等の納入場所までの運搬は、乙又は乙が委託した者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託した者が当該運搬を行うことができない場合は、甲と乙が協議の上、運搬方法を決定するものとする。

２　引渡しは、原則として、甲が指定する場所において行うものする。この場合において、甲は指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

（経費等の負担及び支払）

第５条　甲は、前２条に規定する間仕切り等の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）を負担するものとする。

２　経費等の額は、災害直前の適正価格を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

３　経費等の支払の時期は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

４　乙は、前項の協議の後、第２項の規定により決定した経費等の額について、積算根拠を示す資料を添付して甲に請求するものとする。

５　甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

（課題解決への協力）

第６条　丙は、甲が把握する避難所等の運営及び生活環境における課題等に対して、災害に関する専門的知見に基づく技術的支援、助言及び情報提供をするよう努めるものとする。

（訓練等への参加）

第７条　乙及び丙は、甲が実施し、又は後援する訓練等に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練等の参加に要する費用は、乙及び丙の負担とする。

（研究等への協力）

第８条　甲及び乙は、丙が実施する避難所等の運営及び生活環境改善に関する研究に対しての情報提供をするよう努めるものとする。

２　甲及び丙は、乙が行う間仕切り等の改善に協力するよう努めるものとする。

（連絡体制）

第９条　甲及び乙は、第２条の規定による要請を円滑に行うため、協定締結の日から３０日以内に連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（様式３）を作成し、相互に通知するものとする。

２　甲及び乙は、協定事務担当者名簿の内容に変更があった場合は、速やかに名簿を更新し、相手方に通知するものとする。

（守秘義務）

第１０条　甲、乙及び丙は、この協定の業務に関連して知りえた個人情報を他人に漏らしてはならない。

（協定期間及び更新）

第１１条　この協定書の有効期間は締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の日の１ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自１通を保管する。

令和３年４月１日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市長　　福田　紀彦

乙　東京都世田谷区松原５丁目２番４号
　　特定非営利活動法人
　　ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク
　　代表理事　　坂　茂

丙　仙台市青葉区荒巻字青葉４６８－１
　　国立大学法人
　　東北大学災害科学国際研究所
　　所長　　今村　文彦

６１　災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書【まちづくり局】

（趣　旨）
第１条　この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定　義）
第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。
２　「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）
第３条　甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
２　乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第８条第１項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。
３　神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
４　前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第８条第１項の連絡調整を行う。

（協　力）
第４条　戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

（住宅建設）
第５条　戊のあっせんを受けた業者は、第３条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）
第６条　業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。
２　前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）
第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙に

おいては建築局住宅部住宅政策課、丙においてはまちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては都市建設局まちづくり推進部建築・住まい政策課、戊においては事務局とする。

（連絡調整）
第８条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
２　乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報　告）
第９条　戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年５月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）
第10条　戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年５月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

（協　議）
第11条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

（適　用）
第12条　この協定は、令和５年３月17日から適用する。
２　乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。

この協定の成立を証するため、本書５通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和５年３月17日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１
　　神奈川県知事　黒岩　祐治

乙　神奈川県横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10
　　横浜市長　山中　竹春
丙　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市長　福田　紀彦
丁　神奈川県相模原市中央区中央２丁目 11 番 15 号
　　相模原市長　本村　賢太郎
戊　北海道札幌市清田区美しが丘３条 10 丁目２番 15 号
　　一般社団法人日本ムービングハウス協会
　　代表理事　佐々木　信博

１－（１）　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書【危機管理本部】

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震・風水害・その他大規模災害等による災害が発生し、鉄道、バス等の公共交通機関の運行が停止し、早期に運行開始が見込めない場合において、駅、事業所、学校等に滞留する通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第２条　甲の各県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。なお、この要請については、甲の各県市のいずれか一つからなされれば、他の県市からも要請があったものとみなす。

（１）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（２）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。

（３）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

（支援の実施）

第３条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第４条　本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

２　乙は、「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

（経費の負担）

第５条　第３条に規定する支援の実施並びに第４条に規定する周知及び掲出に要した経費は、当該支援等を実施した者が負担する。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（適用）

第８条　　この協定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

２　この協定の締結を証するため、本書５通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年２月末現在

No	事業者名	協定締結年月日
1	神奈川県石油業協同組合	平成 15 年 5 月 29 日
2	日産自動車系販売店	平成 20 年 3 月 26 日
3	神奈川県理容生活衛生同業組合	平成 26 年 3 月 4 日
4	浄土真宗本願寺派東京教区神奈川組	平成 28 年 6 月 1 日
5	浄土真宗本願寺派東京教区鎌倉組	平成 28 年 7 月 1 日
6	神奈川県美容業生活衛生同業組合	平成 28 年 7 月 12 日
7	神奈川トヨタ自動車株式会社	平成 28 年 8 月 26 日
8	生活協同組合ユーコープ	平成 28 年 12 月 12 日
9	株式会社横浜調剤薬局等	平成 29 年 6 月 1 日
10	神奈川県生活協同組合連合会の会員生協	平成 29 年 8 月 1 日
11	株式会社村内外車センター	平成 31 年 3 月 20 日
12	神奈川県遊技場共同組合	令和元年 8 月 26 日
13	AIR オートクラブ神奈川ブロック	令和元年 11 月 13 日
14	株式会社関東マツダ	令和 2 年 6 月 30 日
15	株式会社ホンザン	令和 3 年 12 月 23 日

１－（２）　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書【危機管理本部】

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下総称して「甲」という。）と○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり本協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、地震・風水害・その他大規模災害等により、交通が途絶した場合（以下「災害時」という。）において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の範囲）

第２条　本協定の効力は甲内全域に及ぶものであること。ただし、乙の店舗（以下「店舗」という。）が所在していない都県市はこの限りではない。

（支援の内容）

第３条　本協定に賛同した店舗は、災害時において、帰宅困難者の支援のため必要があると認めるときは可能な範囲において、災害時帰宅支援ステーションとして帰宅困難者に対し、次の各号に掲げる支援を実施する。

（１）　店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（２）　店舗において、帰宅困難者に対し、飲料水を提供すること。

（３）　店舗において、帰宅困難者に対し、休憩場所を提供すること。

（４）　店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

２　乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを本協定に賛同した店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（適用）

第８条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。なお、期間終了の１か月前までに、甲又は乙のいずれかからも特段の意思表示がない場合は、本協定は同一内容で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、甲、乙記名押印の上各々１通を保有する。

協定締結一覧

令和4年2月末時点

No	事業者名	協定締結年月日
1	株式会社セブン―イレブン・ジャパン	平成17年8月31日
2	山崎製パン株式会社	
3	株式会社ファミリーマート	
4	ミニストップ株式会社	
5	株式会社ローソン	
6	株式会社吉野家	
7	株式会社ポプラ	平成17年9月22日
8	山田食品産業株式会社	
9	株式会社セブン＆アイ・フードシステムズ	平成19年2月8日等
10	ロイヤルフードサービス株式会社	
11	株式会社モスフードサービス	平成20年6月11日
12	株式会社壱番屋	平成22年8月20日
13	ワタミ株式会社	平成23年6月20日
14	チムニー株式会社	
15	株式会社第一興商	平成23年9月1日
16	株式会社B&V	
17	サガミレストランツ株式会社	平成24年8月31日
18	味の民芸フードサービス株式会社	
19	埼玉県カラオケ業防犯協力会	平成24年9月19日
20	千葉県カラオケ事業者防犯協会	
21	東京都カラオケボックス事業者防犯協力会	
22	神奈川県カラオケボックス協会	
23	サトフードサービス株式会社	平成24年12月1日
24	株式会社ダスキン	平成25年3月11日
25	タリーズコーヒージャパン株式会社	
26	株式会社ストロベリーコーンズ	平成25年10月8日
27	株式会社オートバックスセブン	平成26年11月6日
28	ケアパートナー株式会社	令和2年3月25日
29	株式会社共和コーポレーション	令和4年2月28日

９都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション（主な店舗）

・コンビニエンスストア

デイリーヤマザキ	ファミリーマート	ミニストップ
ローソン	生活彩家	スリーエイト
セブン-イレブン	ポプラ	ローソンストア100

・ファーストフード

カレーハウスCoCo壱番屋	タリーズコーヒー	ミスタードーナツ
モスバーガー	吉野家	山田うどん
てんや		

・ファミリーレストラン

味の民芸	シェーキーズ	デニーズ
ロイヤルホスト	和食さと	カウボーイ家族

・居酒屋

坐・和民	はな（花）の舞	さかなや道場
和民	三代目　鳥メロ	

・カラオケスペース

カラオケ館	カラオケの鉄人	カラオケルーム歌広場
カラオケ歌うんだ村	ビッグエコー	パセラ
JOYSOUND	カラオケバンバン	カラオケマック
カラオケまねきねこ		

・その他

ナポリの窯	オートバックス	ストロベリーコーンズ

1. 最新の締結状況は、防災首都圏ネットhttp://www.9tokenshi-bousai.jp/comehome/comehome.html で確認することができます。

２　帰宅困難者に対する一時滞在施設の使用に関する協定書【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）及び○○（以下「乙」という。）は、乙が所有する次の建築物（以下「対象建築物」という。）を、甲が、地震又は風水害その他の災害により鉄道等公共交通機関が運行停止の状態になり、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時滞在施設として使用すること等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

対象建築物の表示

建築物の名称	○○○ビル
所在地	川崎市△△区●●●
所有者	□□　□□
構造等	鉄骨・鉄筋コンクリート造　■階建て
建築年	令和×年
増改築年	令和×年・なし
耐震診断	令和×年実施・未実施
耐震改修	耐震性あり
その他付帯事項	▽▽▽▽▽▽▽▽▽

（目的）

第１条　甲は、帰宅困難者が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対して、乙の所有する対象建築物を一時滞在施設として使用することについて協力を要請し、乙はこの要請に基づき、帰宅困難者の受入れを開始することで、地域における混乱、事故の発生等の抑制を図るものとする。

（定義）

第２条　この協定において「一時滞在施設」とは、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（使用範囲）

第３条　甲が一時滞在施設として使用する対象建築物の範囲は、次のとおりとする。この場合において対象建築物に備蓄倉庫がある場合は、当該備蓄倉庫に保管する物資については、甲が準備するものとする。

使用範囲	■階▼▼▼部分（約◆◆◆㎡）
収容人員	約▲▲▲名
使用範囲への導線	●●左横階段
使用する際の入口	●●正面入口

備蓄倉庫の有無	あり・なし
甲が準備する備蓄物資	ペットボトル、防寒シート、簡易食料、携帯トイレ
甲と乙との連絡手段	簡易無線機

（対象建築物変更等の報告）

第４条　乙は、対象建築物の増改築又は除却等により、一時滞在施設の延べ面積等に変更が生じる場合、又は対象建築物の一時滞在施設としての使用が不可能となる場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（一時滞在施設の周知）

第５条　乙は、甲が平常時に対象建築物が一時滞在施設であることの周知を行うことについて了承するものとし、その周知方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（乙の協力内容）

第６条　乙は、対象建築物の安全等を確認した上で、甲からの要請を受けて、又は自らの判断により、対象建築物を一時滞在施設として提供するとともに、可能な限り多数の帰宅困難者に対して支援ができるよう、努めるものとする。

なお、一時滞在施設の開設及び運営は、原則として乙が行うものとする。

２　乙は、対象建築物を一時滞在施設として帰宅困難者に提供する際には、帰宅困難者の誘導について努めるものとする。

３　乙は、帰宅困難者の受け入れ状況その他、一時滞在施設の運営上必要な事項について、甲と逐次連絡を取りながら、情報の伝達や発生した問題への対応等について努めるものとする。

４　備蓄物資のほか、水道水やトイレ等、乙が提供することができるものについては、可能な範囲で帰宅困難者への提供に努めるものとする。

（費用負担）

第７条　対象建築物の一時滞在施設としての使用は、原則として無料とするものとし、有料となる場合は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（対象建築物・備品の破損時等の対応）

第８条　第６条による対象建築物の一時滞在施設としての提供に伴い、施設、備品等に損害を与えた場合、その復旧にかかる費用については、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

（要請期間等）

第９条　甲が乙に対し、一時滞在施設としての使用について要請できる時間帯は、原則として乙の営業時間内に限るものとし、帰宅困難者の一時滞在の期間は、開設した日の翌朝までとする。

ただし、要請の時間帯及び期間については、甲乙協議の上、延長ができるものとする。

（協議事項）

第１０条　この協定で定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

２　前項の期間満了の１月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定期間満了の時から協定期間を１年間として自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　川崎市
川崎市長　福田　紀彦

乙　川崎市△△区●●●
○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○

３　災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書　【健康福祉局総務部危機管理担当】

（目的）
第１条　この協定は、災害時に災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、＊＊（以下「乙」という。）の社会福祉施設等を要援護者の避難施設（以下「二次避難所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）
第２条　この協定において、二次避難所に収容できる者は、市内に居住する者でかつ、次に掲げる者のうち、市災害対策本部健康福祉部長が必要と認めた者（以下「要援護者等」という。）とする。
(1)　要援護者のうち、一次避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、二次避難所において何らかの支援を必要とする者
(2)　前号に規定する要援護者の親族等で、二次避難所において当該要援護者と共に生活することにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者

（避難施設）
第３条　二次避難所は、次に掲げる施設とする。
＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊

（施設の使用）
第４条　甲は、前条に規定する施設を二次避難所として使用するにあたり、川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱（以下「要綱」という）第６条に規定する要援護者等受入依頼書（第２号様式）により、乙に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（要援護者の移送）
第５条　要援護者の移送については、原則甲が行うものとする。

（受入状況の報告）
第６条　第３条に掲げる施設の長は、その受入状況について、要綱第８条に規定する要援護者等受入状況報告書（第３号様式）により甲に報告するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）
第７条　甲は、要援護者等に係る日常生活用品、食糧、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、乙が要援護者等を適切に介助できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費負担）
第８条　二次避難所において、収容期間内に要援護者等が応急的に消費した消耗品等の経費については、要綱第１１条に規定する消耗品等費用請求一覧（第４号様式）により乙が甲に請求し、甲が負担するものとする。なお、消耗品等の範囲については、別表第１に定めるとおりとする。

（関係機関との連携）
第９条　甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努めるものとする。

（有効期限）
第１０条　この協定の有効期限は毎年度末とし、有効期限２か月前までに書面にて異議の申し出のない場合、甲乙双方に異議のないものとし、自動更新するものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　川崎市
　　川崎市長

乙　（法人名）
　　（代表者名）

別表第１　（第８条関係）

品名
１　毛布
２　布団
３　折りたたみベッド
４　上着
５　下着　（上・下）
６　紙おむつ
７　タオル
８　石鹸
９　シャンプー
１０　ちり紙
１１　歯磨き
１２　医薬品
１３　飲料水
１４　食糧品
１５　その他市災害対策本部健康福祉部長が認めたもの

４　ＪＸＴＧホールディングス株式会社の所有するグラウンド等を災害時における一時避難場所等として使用することに関する協定書　【危機管理本部】

（主旨）

第１条　この協定は、災害時等に地域住民が避難を余儀なくされた場合の一時避難場所、又はその他、災害対応上必要となる場所（以下「一時避難場所等」という。）として、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、ＪＸＴＧホールディングス株式会社（以下「乙」という。）の所有する ENEOS とどろきグラウンド及び施設（以下「とどろきグラウンド等」という。）を使用することについて、必要なことを定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所または広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

２　この協定において、「その他、災害対応上必要となる場所」とは、一時避難場所以外の目的で使用する場所であり、救護所、支援隊の受け入れ場所等、災害対応上必要となる施設の補完目的に使用する場所をいう。

（施設の使用）

第３条　甲は、第４条に掲げる施設を一時避難場所等として使用する場合には、使用することについて、乙に一時避難場所等使用連絡書（様式１）（以下「使用連絡書」という。）により連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により連絡を行い、後日速やかに使用連絡書を送付するものとする。

２　住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所として使用を要望するときは、乙自らの判断でとどろきグラウンド等を使用させることができる。

　その場合、乙はすみやかに甲に連絡するものとする。

３　乙は、甲からの一時避難場所として使用することについての連絡を受けた場合は、速やかに受入の準備を行うものとする。

４　甲は、とどろきグラウンド等を一時避難場所等として使用する場合には、必要となる救援物資の供給等の措置を速やかに行うものとする。

（避難施設）

第４条　一時避難場所等として使用する施設は、次の施設とする。

名　称　ＪＸＴＧホールディングス株式会社 ENEOS とどろきグラウンド

(1) 硬式野球グラウンド

(2) 雨天練習場

(3) クラブハウス（浴室、食堂、厨房、応接室、その他備品類を含む）。

所在地　川崎市中原区等々力 18 番 1 号

（報告）

第５条　乙は、第３条第２項による一時避難場所等としての使用が終了したときは、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第６条　グラウンド等を一時避難場所等として使用した期間内に生じた光熱水費、消耗品等の経費は、原則として乙が負担するものとする。

（連絡担当課等）

第７条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務企画局危機管理室及び中原区役所　危機管理担当、乙についてはＪＸＴＧホールディングス株式会社　総務部　総務グ

ループをそれぞれ連絡担当課等とする。

（有効期限）

第８条　この協定書の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に異議のない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、別途、甲乙協議の上、決定するものとする。

附則

１　この協定は、平成２９年４月１日から有効とする。

２　ＪＸホールディングス株式会社の所有するグラウンド等を災害時における一時避難場所等として使用することに関する協定書（平成２５年１月１７日締結）は、平成２９年３月３１日限りで終了とする。

この協定の成立を証明するため、甲乙押印の上、各自一通を保有する。

平成２９年４月１日

甲　川崎市
　　川崎市長　　福田　紀彦

乙　東京都千代田区大手町一丁目１番２号
　　ＪＸＴＧホールディングス株式会社
　　代表取締役社長　　内田　幸雄

様式１

令和　　年　　月　　日

ＪＸＴＧホールディングス株式会社
総務部長　様

危機管理本部危機管理監
川崎市中原区長

一　時　避　難　場　所　等　使　用　連　絡　書

ＪＸＴＧホールディングス株式会社の所有するとどろきグラウンド等を災害時における一時避難場所等として使用することに関する協定第３条第１項に基づき、次のとおり連絡します。

災害等の種類	□　地震 □　風水害 □　その他（　　）
使用予定期間	平成　　年　　月　　日　　時　　分から 平成　　年　　月　　日　　時　　分まで
使用対象者（人員）数 避難世帯（人員）数	人 世帯　　人
備　考	

連絡担当者：

５　学校法人桐光学園の所有する体育館等を災害時等における一時避難場所として使用することに関する協定書　【危機管理本部】

（主旨）

第１条　この協定は、災害時等に地域住民が避難を余儀なくされた場合の一時避難場所として、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、学校法人桐光学園（以下「乙」という。）の所有する体育館及び施設（以下「体育館等」という。）を使用することについて、必要なことを定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所または広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

（避難施設）

第３条　一時避難場所として使用する施設は、次のとおりとする。

名　称　学校法人桐光学園

(1) 部室棟　第２体育館（１階・２階）

(2) スタンド棟　ユーティリティールーム（２階・３階）

(3) 学園が指定する校内の施設の一部

所在地　川崎市麻生区栗木3丁目12番1号

（施設の使用）

第４条　甲は、第３条に掲げる施設を一時避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に一時避難場所使用依頼書（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。

２　乙は、甲からの一時避難場所として使用することについての依頼を受けた場合は、速やかに甲に一時避難場所使用回答書（様式２）（以下「使用回答書」という。）により受入れの可否について回答するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により回答し、後日速やかに使用回答書を送付するものとする。

３　住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により体育館等を使用させることができる。

その場合、乙は速やかに甲に連絡するものとする。

４　乙は、第２項により避難者の受入れについて承諾し、避難者を受入れたとき、若しくは第３項により避難者を受入れたときは、体育館等の使用状況及び避難者の人数等について、甲に一時避難場所使用報告書（様式３）（以下「使用報告書」という。）により報告するものとする。

５　甲は、一時避難場所に避難者を受入れることを想定して、あらかじめ乙の施設内に必要物資を備蓄しておくことができる。

６　甲は、体育館等を一時避難場所として使用する場合には、必要となる救援物資の供給を速やかに行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、第４条による一時避難場所としての使用が終了したときは、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第６条　体育館等を一時避難場所として使用した期間内に生じた水道光熱費、消耗品等の経費は、原則として乙が負担するものとする。

２　甲は、避難者が乙の施設・設備等を破損・汚損または紛失したときは、これに係る経費を負担するものとする。

（連絡担当課等）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び麻生区役所総務課、乙については学校法人桐光学園事務部をそれぞれ連絡担当課とする。

（有効期限）
第８条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、有効期限１か月前までに甲又は乙から別段申し出がない場合は、引き続き１年間を有効とし、以後この例によるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２３年４月２７日

甲　川崎市

川崎市長　　阿部　孝夫

乙　川崎市麻生区栗木3丁目12番1号

学校法人桐光学園

理 事 長　　小塚　良雄

６　学校法人カリタス学園の所有する体育館等を地震発生時における一時避難場所として使用することに関する協定書　【危機管理本部】

（主旨）
第１条　この協定は、地震発生時に地域住民が避難を余儀なくされた場合の一時避難場所として、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、学校法人カリタス学園（以下「乙」という。）の所有する体育館及び施設（以下「体育館等」という。）を使用することについて、必要なことを定めるものとする。

（定義）
第２条　この協定において、「一時避難場所」とは、地震に伴う被害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

（避難施設）
第３条　一時避難場所として使用する施設は、次のとおりとする。
　名　称　学校法人カリタス学園
(1) 中高校庭
(2) 中高体育館
所在地　川崎市多摩区中野島４丁目６番１号

（施設の使用）
第４条　甲は、第３条に掲げる施設を一時避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に一時避難場所使用依頼書（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。
２　乙は、甲からの一時避難場所として使用することについての依頼を受けた場合は、速やかに甲に一時避難場所使用回答書（様式２）（以下「使用回答書」という。）により受入れの可否について回答するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により回答し、後日速やかに使用回答書を送付するものとする。
３　住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により体育館等を使用させることができる。
　その場合、乙は速やかに甲に連絡するものとする。
４　乙は、第２項により避難者の受入れについて承諾し、避難者を受け入れたとき又は第３項により避難者を受け入れたときは、体育館等の使用状況等について、甲に一時避難場所使用報告書（様式３）（以下「使用報告書」という。）により報告するものとする。
５　甲は、一時避難場所に避難者を受入れることを想定して、あらかじめ乙の施設内に必要物資を備蓄しておくことができる。
６　甲は、体育館等を一時避難場所として使用する場合には、必要となる救援物資の供給を速やかに行うものとする。

（報告）
第５条　乙は、第４条による一時避難場所としての使用が終了したときは、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）
第６条　体育館等を一時避難場所として使用した期間内に生じた水道光熱費、消耗品等の経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙が児童・生徒用として備蓄している食料、飲料水等を避難者に提供した際の経費については、甲が負担するものとする。
２　甲は、避難者が乙の施設・設備等を破損・汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担するものとする。

（連絡担当課等）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務企画局危機管理室及び多摩区役所危機管理担当、乙については学校法人カリタス学園法人本部をそれぞれ連絡担当課とする。

（有効期限）
第８条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、有効期限１箇月前までに甲又は乙から別段申し出がない場合は、引き続き１年間有効とし、以後この例によるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年４月１日

甲　川崎市
　　川崎市長　　福田　紀彦

乙　川崎市多摩区中野島４丁目６番1号
　　学校法人カリタス学園
　　理事長　　河端　秀朗

７－（１）　災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書（新城高等学校、川崎北高等学校、麻生総合高等学校）

【危機管理本部】

（目的）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立〇〇〇〇高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第２条　この協定において、「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所または広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

（使用施設）

第３条　一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) グラウンド

(2) 学校が指定する校内の施設の一部

（施設の使用）

第４条　甲は、第３条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。

２　住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式２）により速やかに甲に連絡するものとする。

（鍵の管理）

第５条　甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設に必要な鍵を受領することができる。

２　甲は、乙から受領した使用施設に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

（使用期間）

第６条　使用期間は、第４条による使用開始から避難者が避難所等へ避難するまでの最大３日間程度とする。

ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

（費用負担）

第７条　使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

（使用施設等の現状復旧）

第８条　使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が現状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

２　前項の規定により施設及び備品等を現状復旧する場合において、その損害等が、一時避難場所として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

（免責）

第９条　乙は、施設を一時避難場所として避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（施設変更等の報告）

第１０条　乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（連絡担当等）

第１１条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び○○区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立○○○○高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

（協議事項等）

第１２条　この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の１か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から１年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年○○月○○日

甲　川崎市
　　川崎市長

乙　所 在 地
　　学 校 名
　　代表者名

７－（２）　災害時における一時避難場所及び緊急避難場所としての施設使用に関する協定書　【危機管理本部】

（目的）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立向の岡工業高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所及び緊急避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）一時避難場所

災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

（２）緊急避難場所

風水害時において地域の住民等が災害から命を守るため緊急的に避難する場所をいう。

（使用施設）

第３条　一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）グラウンド

（２）学校が指定する校内の施設の一部

２　緊急避難場所として使用する施設は、前項第２号に定めるとおりとする。

（施設の使用）

第４条　甲は、第３条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所又は緊急避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに使用依頼書を送付するものとする。

２　乙は、住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式２）により速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに施設使用報告書を送付するものとする。

（鍵の管理）

第５条　甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設の使用に必要な鍵を受領することができる。

２ 甲は、乙から受領した使用施設の使用に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

（使用期間）

第６条　使用施設を使用する期間（以下「使用期間」という。）は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）一時避難場所

第４条による使用開始から避難者が避難所等へ避難するまでの最大３日間程度とする。 ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

（２）緊急避難場所

第４条第１項による使用開始から最大５日間程度とする。 ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

（費用負担）

第７条　使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

（使用施設等の原状復旧）

第８条　使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

２　前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、一時避難場所又は緊急避難場所として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

（免責）

第９条　乙は、施設を一時避難場所又は緊急避難場所として避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（施設変更等の報告）

第１０条　乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（連絡担当等）

第１１条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務企画局危機管理室及び多摩区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立向の岡工業高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

（協議事項等）

第１２条　この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の１か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から１年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

附　則

１　この協定は、締結の日から施行する。

２　「災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書」（平成２５年１０月１６日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年８月３１日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　福田　紀彦

乙　川崎市多摩区堰１丁目２８番１号
　　神奈川県立向の岡工業高等学校
　　学校長　居石　博幸

様式１

年　　月　　日

神奈川県立向の岡工業高等学校長　様

川崎市長

施 設 使 用 依 頼 書

神奈川県立向の岡工業高等学校の所有する施設について、「災害時における一時避難場所及び緊急避難場所としての施設使用に関する協定書」第４条第１項に基づき、次のとおり依頼します。

災害の種類	□　地　震 □　風水害 □　その他（　　）
使用区分	□　一時避難場所 □　緊急避難場所
使用開始予定日	年　　月　　日から
備　　考	

連絡担当者：

様式２

年　　月　　日

川崎市長　宛て

神奈川県立向の岡工業高等学校長

施 設 使 用 報 告 書

神奈川県立向の岡工業高等学校の所有する施設について、「災害時における一時避難場所及び緊急避難場所としての施設使用に関する協定書」第４条第２項に基づき、次のとおり報告します。

災害の種類	□　地　震 □　風水害 □　その他（　　）
使用開始日	年　　月　　日から
備　　考	

連絡担当者：

７－（３）　災害時における一時避難場所及び緊急避難場所としての施設使用に関する協定書　【危機管理本部】

（目的）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立新城高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所及び緊急避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）一時避難場所

災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

（２）緊急避難場所

風水害時において地域の住民等が災害から命を守るため緊急的に避難する場所をいう。

（使用施設）

第３条　一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）グラウンド

（２）学校が指定する校内の施設の一部

２　緊急避難場所として使用する施設は、前項第２号に定めるとおりとする。

（施設の使用）

第４条　甲は、前条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所又は緊急避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに使用依頼書を送付するものとする。

２　乙は、住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式２）により速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに施設使用報告書を送付するものとする。

（鍵の管理）

第５条　甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設の使用に必要

な鍵を受領することができる。
２　甲は、乙から受領した使用施設の使用に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

（使用期間）
第６条　使用施設を使用する期間（以下「使用期間」という。）は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。
（１）一時避難場所
　第４条による使用開始から避難者が避難所等へ避難するまでの最大３日間程度
（２）緊急避難場所
　第４条第１項による使用開始から最大５日間程度

（費用負担）
第７条　使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

（使用施設等の原状復旧）
第８条　使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。
２　前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、一時避難場所又は緊急避難場所として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

（免責）
第９条　乙は、施設を一時避難場所又は緊急避難場所として避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（施設変更等の報告）
第１０条　乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（連絡担当等）
第１１条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては危機管理本部及び中原区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立新城高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

（協議事項等）
第１２条　この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から１年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

附　則
１　この協定は、締結の日から施行する。
２　「災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書」（平成２５年１０月２１日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和４年１２月２６日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　福田　紀彦

乙　川崎市中原区下新城１－１４－１
　　神奈川県立新城高等学校
　　学校長　中野　真理

８　学校法人法政大学が所有する第二中・高等学校の施設を災害時等における一時避難場所として使用することに関する協定書　【中原区危機管理担当】

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に地域住民が避難を余儀なくされた場合の一時避難場所として、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、学校法人法政大学（以下「乙」という。）が所有・管理する第二中・高等学校の施設（以下「施設」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難なときに、一時的に避難する場所をいう。

（施設）

第３条　一時避難場所として使用する施設は、乙が指定する校内の施設の全部又は一部とする。

（施設の使用）

第４条　甲は、前条の規定により指定された施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所として使用する場合には、乙に「一時避難場所施設使用依頼書」（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。

２　乙は、甲から一時避難場所として使用することについての依頼を受けた場合は、速やかに、甲に「一時避難場所施設使用回答書」（様式２）（以下「使用回答書」という。）により受入れの可否について回答するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により回答し、後日、速やかに使用回答書を送付するものとする。

３　地域住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。この場合において、乙は速やかに甲に連絡するものとする。

４　乙は、第２項の規定により避難者の受入れについて承諾し、避難者を受け入れたとき、又は前項の規定により避難者を受け入れたときは、使用施設の使用状況、避難者の人数等について、甲に「一時避難場所施設使用報告書」（様式３）（以下「使用報告書」という。）により報告するものとする。

５　甲は、使用施設を一時避難場所として使用する場合には、必要となる救援物資の供給を速やかに行うものとする。

６　甲は、乙の提供する使用施設を一時避難場所として使用することを想定し、あらかじめ必要となる救援物資等を乙の許可を得た上で乙の指定する防災倉庫等へ計画的に備蓄することができる。

７　乙は、使用施設の被災状況及び電気、ガス、上下水道等の社会インフラの状況等を勘案し、使用施設の変更又は利用制限を行うことができる。

（報告）

第５条　乙は、第４条の規定による一時避難場所としての使用が終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（使用期間）

第６条　学校の早期再開を第一優先とするため、使用施設の使用期間は、避難者が第４条の規定により使用を開始してから避難所等へ避難するまでの最大３日間程度とする。

（経費の負担）

第７条　使用施設を一時避難場所として使用した期間内に生じた水道光熱費、消耗品等の経費は、原則

として乙が負担するものとする。ただし、乙が生徒・教職員用として備蓄している食料、飲料水等を避難者に提供した際の経費については、甲が負担するものとする。

２　甲は、避難者が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担するものとする。

３　経費の負担に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡担当）

第８条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務企画局危機管理室及び中原区役所危機管理担当、乙については学校法人法政大学第二中・高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は、締結日から平成３１年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日の１箇月前までに甲又は乙から別段の申出がない場合は、引き続き１年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３１年　１月２１日

甲　　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　　福　田　　紀　彦　　㊞

乙　　東京都千代田区富士見２－１７－１
　　学校法人　法政大学
　　理事長　　田　中　　優　子　　㊞

９　ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社の所有するバルーンシェルターを災害時等に使用することに関する協定書　【危機管理本部】

（主旨）
第１条　この協定は、川崎市（以下「甲」という。）において大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合等に、甲の要請により、ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社（以下「乙」という。）の所有するバルーンシェルター（以下「施設」という。）を使用することについて必要なことを定めるものとする。

（協力の内容）
第２条　前条に定める事態が生じた場合、乙は、甲に対し、被害の拡大を防止するため施設を提供するものとする。
２　施設を第４条に定める常置場所で使用する場合には、乙は甲と協力してその設営を行うものとする。
３　施設を第４条第２項に定める常置場所以外で使用する場合には、乙は甲の円滑な使用に向け、協力するものとする。

（施設の使用）
第３条　第1条に定める事態が生じた場合、甲は、乙に対し施設の提供を要請するものとする。
２　前項の要請は、バルーンシェルター使用連絡書（様式１）（以下「使用連絡書」という。）により連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により連絡を行い、後日速やかに使用連絡書を送付するものとする。

（施設の常置場所及び設置場所）
第４条　施設の常置場所は、川崎市中原区等々力18番1号　ＪＸホールディングス株式会社ENEOSとどろきグラウンド内とする。
２　施設の設置場所は、災害の状況及び用途に基き、甲が乙に要望した場所とするものとする。

（施設の搬送）
第５条　施設の搬送は、甲によって行うものとする。

（経費の負担）
第６条　乙は、無償で施設を提供するものとする。
２　施設の継続使用期間中における送風機の燃料等に必要な経費は、原則として乙が負担するものとする。
３　その他、経費に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡担当課等）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び中原区役所　危機管理担当、乙についてはＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社　総務部　社会貢献活動推進室及びＪＸホールディングス株式会社　総務部　総務グループをそれぞれ連絡担当課等とする。

（訓練）
第８条　甲は、当施設を災害時に有効かつ効率的に活用するため、訓練を実施できるものとし、乙はこれに協力するものとする。
２　甲は施設を使用した訓練を実施する場合は、訓練実施日までに第3条第2項に準じて乙に連絡するものとする。

（有効期限）
第９条　この協定書の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に異議のない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、別途、甲乙協議の上、決定するものとする。

附則
１　この協定は、平成２５年１月１７日から有効とする。
２　新日本石油株式会社の所有するバルーンシェルターを災害時等に使用することに関する協定書（平成１９年１月１７日締結）は、平成２５年１月１６日限りで終了とする。

この協定の成立を証明するために、甲乙押印の上、各自一通を保有する。

平成２５年１月１７日

甲　川崎市

川　崎　市　長　　阿　部　孝　夫

乙　東京都千代田区大手町二丁目６番3号

ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社

代表取締役社長　　一　色　誠　一

１０　セントラル都市開発株式会社の管理する施設を災害時における入浴支援施設等として使用することに関する協定書　【宮前区役所危機管理担当】

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時等に地域住民等が入浴を行う入浴支援施設又は避難を余儀なくされた場合の一時避難場所として、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、セントラル都市開発株式会社（以下「乙」という。）の管理する施設を使用することについて、必要なことを定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において「入浴支援施設」とは、自宅での入浴が困難になった地域住民、救援活動に従事する者等に対し、入浴の支援を行うための施設をいう。
２　この協定において「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。
（使用施設）
第３条　入浴支援施設又は一時避難場所として使用する施設は、次の施設とする。
（１）名　称　宮前平源泉湯けむりの庄
（２）所在地　川崎市宮前区宮前平２丁目１３番地３
（施設の使用等）
第４条　甲は、前条に規定する施設を入浴支援施設又は一時避難場所として使用する場合は、使用することについて乙と確認のうえ、文書により乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により連絡を行い、連絡後速やかに文書を送付するものとする。
２　乙は、前項の規定により甲から連絡を受けたときは、速やかに受入の準備を行うものとする。
３　第１項の規定にかかわらず、乙は、自らの判断で施設を入浴支援施設又は一時避難場所として提供することができる。この場合において、乙は速やかにその旨を甲に連絡するものとする。
（経費の負担）
第５条　地域住民等が入浴支援施設又は一時避難場所を使用する際の使用料は無料とし、施設の管理に必要な経費は、原則として乙が負担する。
（連絡窓口）
第６条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては宮前区役所総務企画課、乙においてはセントラル都市開発株式会社事業管理本部をそれぞれ連絡窓口とする。
（有効期限）
第７条　この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に異議のない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２０年３月１９日

甲　川崎市
　　川崎市長　　阿　部　　孝　夫

乙　東京都品川区東五反田５丁目２７番５号
　　セントラル都市開発株式会社
　　代表取締役　　関　　浩　二

１１　「明治大学生田キャンパスに建設される新しい大学施設の地域利用に関する覚書」に関する取決書　【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と学校法人明治大学（以下「乙」という。）は、平成１９年１２月２６日付けで締結した「明治大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定書」に基づき同日締結した、「明治大学生田キャンパスに建設される新しい大学施設の市民利用に関する覚書」第４条について、次のとおり取決めることとする。

（趣旨）
第１条　この取決書は、乙が、乙の建設する明治大学地域産学連携研究センターの災害用備蓄物資を備蓄する施設（以下「備蓄スペース」という。）において、甲が管理する災害用備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）を保管することについて、必要なことを定めるものとする。
（定義）
第２条　この取決書において、「備蓄物資」とは、災害時に避難者の多い避難所へ物資の補充を図ることを目的とする物資を指すものとする。
（備蓄スペース）
第３条　備蓄物資を備蓄する施設は次のとおりとする。
名　称　明治大学地域産学連携研究センター　地下倉庫スペース（５１．６３㎡）
所在地　川崎市多摩区三田二丁目３２２７番
（使用料）
第４条　備蓄スペースの使用料は無償とする。
（備蓄物資等）
第５条　施設に備蓄する物資は、次のとおりとし、以下「備蓄物資等」という。
（１）甲が、災害時に避難者等へ交付する物資で、別表に掲げるもの
（２）災害時に、甲が提供を受けた救援物資
（備蓄物資等の管理）
第６条　備蓄物資等の管理は、甲が行うものとする。
（備蓄物資等の搬出入）
第７条　甲は、次の場合に備蓄物資等を搬出するものとする。
（１）災害時に、備蓄物資等を避難者等へ交付する必要がある場合
（２）備蓄物資等を廃棄等する場合
（３）防災訓練等で地域にて備蓄物資等を使用する場合
２　甲は、次の場合に備蓄物資等を搬入するものとする。
（１）災害時に、救援物資を受け入れる場合
（２）別表に掲げる備蓄物資について、甲が新規調達等をした場合
（３）避難所へ備蓄物資等を搬入する際に、それらを一時的に保管する場合
３　甲は、備蓄物資等の搬出入をする場合は、原則として明治大学地域産学連携研究センターの開館時間に行い、事前に乙へ口頭、電話等で連絡するものとする。
４　甲は、前項の例によらない時刻に備蓄物資等を搬出入する場合は、乙に備蓄物資等搬出（搬入）許可申請書（様式１）（以下「搬出（搬入）申請書」という。）により届け出るものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話等により申請をし、後日速やかに搬出（搬入）申請書を送付するものとする。
５　乙は、甲から搬出（搬入）申請書を受取った場合は、速やかに甲に備蓄物資等搬出（搬入）回答書（様式２）（以下「搬出（搬入）回答書」という。）により備蓄物資等の搬出入の可否について回答するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により回答し、後日速やかに搬出（搬入）回答書を送付するものとする。
（鍵の施錠・開錠）
第８条　備蓄物資等を搬出入する際の、鍵の開錠及び施錠は原則として乙が行うものとする。
２　乙が鍵の施錠及び開錠ができない場合にも備蓄物資等の搬出入を行う場合のために、乙は備蓄物資等の搬出入に必要な鍵を、甲に貸与するものとする。
３　前項の規定により貸与された鍵の管理者等について、甲は、本取決後、速やかに「鍵管理者届」（別紙１）により、乙に対して報告するものとする。
（経費の負担）
第９条　期間内に生じた備蓄スペースにかかる光熱水費は、原則として乙が負担するものとする。
２　甲は、備蓄物資等を搬出入する際に、乙の施設・設備を破損・汚損又は紛失したときは、原状に復

する経費を負担するものとする。

（禁止事項）

第１０条　甲は、つぎの行為を行ってはならない。

（１） 備蓄スペースを、災害用備蓄物資の備蓄以外の用途に利用すること

（２） 備蓄スペースの一部または全部の原状を変更すること

（３） 備蓄スペースに建物の維持保全を害する重量物や危険物等を許可なく搬入すること

（連絡責任者等の報告）

第１１条　甲及び乙は、この取決書に基づく協力体制の円滑化を図るため、責任者の連絡先等について、本取決後、速やかに「連絡責任者等届」（別紙２）により、相手方に報告するものとする。

（有効期限）

第１２条　この取決書の有効期限は１年間とし、有効期限１箇月前までに甲又は乙から別段申し出がない場合は、引続き１年間を有効とし、以後この例によるものとする。

（協議）

第１３条　この取決書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

この取決書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年４月２０日

甲　川崎市

川崎市長　阿　部　　孝　夫

乙　東京都千代田区神田駿河台１－１
学校法人明治大学

理事長　　日　髙　　憲　三

１２　学校法人神奈川映像学園の管理する施設やグラウンド等を災害時の避難所として使用することに関する協定書　【危機管理本部】

（主旨）
第１条　この協定は、災害時等により地域住民が避難を余儀なくされた場合に、学校法人神奈川映像学園（以下「乙」という。）が管理する施設やグラウンド等を災害時の避難所として使用することについて、必要なことを定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において、「避難所」とは、災害により自己の住居場所で生活できなくなった者、又は被害を受けるおそれのある者が一時的に生活できる機能が確保できる施設として、川崎市（以下「甲」という。）があらかじめ指定し、市民に周知をしている場所をいう。
（施設の使用）
第３条　甲は、第４条に掲げる施設を避難所として使用する場合には、使用することについて、甲の命により麻生区長が乙に避難所使用連絡書（様式１）（以下「使用連絡書」という。）により連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により連絡をおこない、後日すみやかに「使用連絡書」を送付するものとする。
　乙は、甲からの避難所として使用することについての連絡を受けた場合は、速やかに受入の準備をおこなうものとする。
２　緊急の場合は、第７条に位置づける「避難所運営会議要綱」に基づき、住民の自発的な避難を可能とし、甲は、後日すみやかに「使用連絡書」を送付するものとする。
（避難所施設）
第４条　避難所として使用する施設は、次の施設とする。
　名　称　（仮称）日本映画大学白山キャンパス
(1) グラウンド
(2) 体育館
(3) その他「避難所運営会議」の開催場所等災害時に必要となる施設
　所在地　川崎市麻生区白山2-1-1
（報告）
第５条　乙は、避難所としての使用が終了した時は、避難所使用終了連絡書（様式２）により甲に連絡するものとする。
（鍵の管理）
第６条　乙は、あらかじめ甲に緊急時の避難所開設に必要な鍵を預けるものとする。
（避難所運営会議）
第７条　避難所開設期間や開放施設などその他避難所運営に必要な事項については、甲が定める「避難所運営会議」で「避難所運営会議要綱」に位置づけるものとする。
（経費の負担）
第８条　施設の使用にかかる経費は原則無償とする。ただし、使用により施設を毀損した場含の復旧経費等については、別に甲乙協議して定めるものとする。
（連絡担当課等）
第９条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑を図るため、甲においては総務局危機管理室及び麻生区役所総務課、乙については学校法人神奈川映橡学園事務局をそれぞれ連絡担当課等とする。
（有効期限）
第10条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双力に異議のない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。
（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。
この協定の成立を証明するため、協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２２年　４月　１日
甲　川崎市　川崎市長　阿　部　孝　夫
乙　川崎市麻生区万福寺１－１６－３０　学校法人神奈川映像学園　理事長　　佐 々 木　正　路

１３　川崎市と更生保護法人川崎自立会との大規模災害時における協力に関する協定書

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と更生保護法人川崎自立会（以下「乙」という。）は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「施設」という。）を、甲が大規模災害時に、津波避難施設、二次避難所及び避難所補完施設として使用すること、並びに乙が初期消火活動、近隣避難所への支援等に協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

施設名称	川崎自立会
所在地	川崎市川崎区浅田１丁目４番２号
所有者	更生保護法人川崎自立会
構造等	鉄筋コンクリート造 地上３階
建築年	平成２９年
耐震診断	平成２９年
耐震改修	耐震性あり

第１章　津波避難施設としての使用

（使用範囲）

第１条　甲が津波警報等発表時における一時滞在施設（以下「津波避難施設」という。）として使用する施設の範囲は、次のとおりとする。

避難場所	川崎自立会　屋上（４階部分　約１５０㎡）
収容人員	約１５０名
避難通路	正面入口、中央階段
連絡手段	電話：０４４－３２２－２１５４（川崎自立会事務所）

（施設変更等の報告）

第２条　乙は、施設の増改築等により、延べ面積等に変更が生じる場合又は津波避難施設としての使用が不可能となる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（津波避難施設の周知）

第３条　乙は、甲が平常時から行う施設の津波避難施設であることの周知を行うことについてこれを了承するものとし、周知の方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（乙の協力内容）

第４条　乙は、津波避難施設として、施設の安全等を確認した上で、可能な限り多くの避難者（甲が大規模地震等により津波警報等が発表され、高所等への避難を余儀なくされた者をいう。以下この章において同じ。）を受け入れることができるよう、努めるものとする。

２　乙は、避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

３　乙は、施設が津波避難施設として使用される際には、避難者の誘導について協力するものとする。

４　乙は、施設が津波避難施設として使用される際には、水道水、トイレの利用等、避難者に対して提供することができるものについて、可能な範囲で提供に努めるものとする。

（使用期間）

第５条　津波避難施設の使用期間は、大規模地震等の発生に伴い、津波警報等が発表され、避難が開始された時から、津波警報等が解除された時までとする。

２　甲は、津波警報等が解除され、避難者の津波避難施設の使用が終了した後において、なお施設から退去しない避難者がいるときは、乙と協力して当該避難者を退去させるものとする。

（費用負担）

第６条　施設の津波避難施設としての使用料は、原則として無料とする。

（施設、備品等に損害を与えた場合の対応）

第７条　第４条の規定による避難者の受入れに伴い、施設、備品等に損害が発生した場合、その復旧に係る費用については、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

第２章　二次避難所

（使用範囲）

第８条　甲が、要援護者の避難施設（以下「二次避難所」という。）として使用する施設の範囲は、次のとおりとする。

避難場所	川崎自立会　１階地域交流スペース（約７０㎡）
収容人員	約２０人
入口	地域住民用入口
連絡手段	電話:０４４－３２２－２１５４（川崎自立会事務所）

（対象者）

第９条　この協定において、二次避難所に収容できる者は、市内に居住する者で、かつ、次に掲げる者のうち、市災害対策本部健康福祉部長が必要と認めた者（以下「要援護者等」という。）とする。

（１）要援護者のうち、一次避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、二次避難所において何らかの支援を必要とする者

（２）前号に規定する要援護者の親族等で、二次避難所において当該要援護者と共に生活することにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者

（施設の使用）

第１０条　甲は、施設を二次避難所として使用するに当たり、川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱（平成１９年３月２９日１８川健庶第２７５５号。以下「要綱」という。）第６条に規定する要援護者等受入依頼書（第２号様式）により、乙に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（要援護者の移送）

第１１条　要援護者の移送については、原則として、甲が行うものとする。

（受入状況の報告）

第１２条　施設の長は、その受入状況について、要綱第８条に規定する要援護者等受入状況報告書（第３号様式）により甲に報告するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第１３条　甲は、要援護者等に係る日常生活用品、食糧、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、要援護者等の支援に必要となる看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第１４条　二次避難所において、収容期間内に要援護者等が応急的に消費した消耗品等の費用については、要綱第１１条に規定する消耗品等費用請求一覧（第４号様式）により乙が甲に請求し、甲が負担するものとする。なお、消耗品等の範囲については、要綱別表第１に定めるとおりとする。

（関係機関との連携）

第１５条　甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努めるものとする。

第３章　避難所補完施設としての使用

（使用範囲）

第１６条　甲が、大地震及び風水害時において、近隣の避難所の収容能力を超えた避難者が発生した場合に当該避難者に居住空間を提供する施設（以下「避難所補完施設」という。）として使用する範囲は、次のとおりとする。

避難場所	川崎自立会　１階地域交流スペース（約７０㎡）
収容人員	約３５人
入口	地域住民用入口
連絡手段	電話:０４４－３２２－２１５４（川崎自立会事務所）

（施設の使用）

第１７条　避難所補完施設の使用開始に当たっては、甲からの依頼に基づき、乙により施設の安全を確認し、かつ、乙が甲の依頼内容を承諾した上で開始するものとする。なお、終了時期については甲乙協議の上決定する。

２　乙は、施設が避難所補完施設として使用される際には、水道水やトイレの利用等、避難者に対して提供することができるものについて、可能な範囲で提供に努めるものとする。

３　甲は、避難所補完施設としての使用が終了した後において、なお施設から退去しない避難者がいるときは、乙と協力して当該避難者を退去させるものとする。

第４章　災害時における地域の防災活動

（消火活動）

第１８条　乙は、大地震発生時に近隣地域において初期消火活動を実施するため、施設内に「消火ホースキット」を設置する。

２　乙は、設置に際し、甲による取扱いに関する指導を受け、その内容を遵守するものとする。

３　大地震発生時に近隣に火災が発生した場合には、乙は施設入居者や近隣住民等と連携し、自らの安全が確保できる範囲内で、初期消火を行うものとする。

（避難所支援）

第１９条　乙は、大地震発生時において、乙があらかじめ地域住民用に備蓄している食料及び飲料水を、浅田小学校避難所に運搬するものとする。

第５章　雑則

（協議事項）

第２０条　この協定の定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第２１条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、甲乙止むを得ない事情等により協定の継続が困難となった場合には、この限りではない。

２　前項の期間満了の日の１月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申出がない場合は、協定期間満了の日から有効期間を１年間として自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年６月２０日

甲　川崎市
　　川崎市長　福田　紀彦

乙　川崎市川崎区浅田１丁目４番２号
　　更生保護法人川崎自立会
　　理事長　斎藤 文夫

１４　災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書

【危機管理本部】

（目的）

第１条　川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立高津養護学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第２条　この協定において、「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所または広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

（使用施設）

第３条　一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。

一　グラウンド

二　学校が指定する校内の施設の一部

（施設の使用）

第４条　甲は、第３条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式１）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。

２　住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式２）により速やかに甲に連絡するものとする。

（鍵の管理）

第５条　甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設に必要な鍵を受領することができる。

２　甲は、乙から受領した使用施設に必要な鍵を自主防災組織の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

（使用期間）

第６条　使用期間は、第４条による使用開始から避難者が避難所等へ避難するまでの最大３日間程度とする。

ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとす

る。

（費用負担）

第７条　使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

（使用施設等の現状復旧）

第８条　使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が現状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

２　前項の規定により施設及び備品等を現状復旧する場合において、その損害等が、一時避難場所として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

（免責）

第９条　乙は、施設を一時避難場所として避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（施設変更等の報告）

第１０条　乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（連絡担当等）

第１１条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び高津区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立高津養護学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

（協議事項等）

第１２条　この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２７年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の１か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から１年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２６年５月２７日

甲　川崎市

川崎市長　福　田　　紀　彦

乙　川崎市高津区向ヶ丘 16

神奈川県立高津養護学校

学校長　　奥　野　　康　子

様式１

令和　　年　　月　　日

神奈川県立高津養護学校　学校長　様

川崎市長

施　設　使　用　依　頼　書

神奈川県立高津養護学校の所有するグラウンド等について、「災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書」第４条第１項に基づき、次のとおり依頼します。

災害等の種類	□　地　震 □　風水害 □　その他（　　）
使用開始予定日	平成　　年　　月　　日から
備　　考	

連絡担当者：

様式２

令和　　年　　月　　日

川崎市長　様

神奈川県立高津養護学校　学校長

施　設　使　用　報　告　書

神奈川県立高津養護学校の所有するグラウンド等について、「災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書」第４条第２項に基づき、次のとおり報告します。

災害等の種類	□　地　震 □　風水害 □　その他（　　）
使用開始日	平成　　年　　月　　日から
備　　考	

連絡担当者：

１５　災害時の協力に関する覚書【高津区役所危機管理担当】

川崎市（以下「甲」という。）並びに株式会社富士通ゼネラル（以下「乙」という。）並びに末長光友町会、末長中央町内会、末長宗田自治会、末長南自治会、ライオンズマンション溝の口自治会、新作第四親和会、川崎市立末長小学校（以下「末長小学校」という。）管理者及び末長小学校 PTA で構成される末長小学校避難所運営会議（以下「丙」という。）との間において、風水害又は地震発生により末長小学校に避難所が開設された場合に、乙が甲及び丙に協力する内容について次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　本覚書は、風水害又は地震発生により、末長小学校に避難所が開設された場合において、避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び丙が乙に支援を要請し、乙がこれに対し協力する内容について定めるものとする。

（トイレ支援）

第２条　末長小学校のトイレ、同校に設置した非常トイレ及び携帯用簡易トイレでは、避難者の使用に不足する場合には、甲及び丙は、乙に対して、簡易屋外トイレ等の設置を要請できる。 この場合において、乙は、乙の敷地内に簡易屋外トイレ等を設置し、避難者に提供するよう努めるものとし、その上限は１０カ所とする。

２　前項の規定により設置された簡易屋外トイレ等の使用が終了した場合、その撤去等の原状回復は、乙が行うものとする。

（電源支援）

第３条　乙が通電状態にある場合又は自家発電機から安全かつ継続的に電源供給ができる場合、乙は、甲及び丙からの要請に対して、避難者の生活用スマートフォン等の電気小物の充電を目的としてコンセント（AC100V、15A、分岐は最大５０口）を貸し出すよう努めるものとする。この場合において、当該コンセントの貸出は、甲及び丙の管理責任で実施し、乙は避難者が充電する電気小物の管理責任は負わないものとする。

（一時的な避難場所の提供）

第４条　末長小学校の避難所の避難者が収容可能人数を超過し、かつ、別紙乙敷地内の三角地（以下「三角地」という。）について、甲及び丙が「川崎市避難所運営マニュアル」の基準を踏まえ、一時的な避難場所として避難者の安全を確保するため必要な場所であると判断した場合、乙は、甲及び丙から要請に基づき、一時的な避難場所として三角地の利用を承認することができる。 この場合において、利用を承認する三角地の範囲については、乙の裁量で定めることができる。

２　三角地を一時的な避難場所として利用できる期間は、利用の開始時に、被害の状況等に鑑み、甲、乙及び丙が協議して定める。 この場合において、避難者は、利用期間中、第２条の簡易屋外トイレ等を使用することができる。
３　三角地の一時的な避難場所としての運営は、甲及び丙が責任をもって自ら行うものとする。
４　三角地は芝生地であるため、一時的な避難場所として必要とされる簡易建物、備品及び宿泊等に必要な資機材は、甲及び丙又は避難者が準備する。
５　第２項の三角地の利用期間終了後速やかに、甲及び丙は、三角地を利用前の状態に原状回復し、乙に対しその旨を報告しなければならない。
６　甲及び丙は、自己においてその範囲で適切な使用を心がけるだけでなく、避難者においてもこれを遵守させるよう努めるものとする。
７　前各項に定めのない事項については、乙の活動を妨げない範囲で、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

（乙の判断による支援中止）
第５条　第２条から第４条までの規定による乙の支援は、乙又は乙の周辺の被害状況により、甲、乙及び丙が協議した上、乙の判断で提供を中止することができる。

（経費の負担）
第６条　第２条から第４条までの規定による乙の支援は、乙の負担で行うものとする。
２ 甲は、三角地における一時的な避難場所の運営に関して、第２条及び第３条で定める支援以外で乙の所有する備品、消耗品等を使用した場合は、その対価を負担するものとする。
３ 甲は、第２条から第４条までの規定による乙の支援に伴い、乙の役員及び従業員以外の者が乙の敷地内に立ち入り、乙の施設、設備等を破損、汚損又は紛失をしたときは、甲及び乙が協議の上、その対応を決定するものとする。
４　第２項及び前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲及び乙が協議の上、その負担すべき額を決定するものとする。

（入場者情報の管理）
第７条　三角地における一時的な避難場所への入場者の情報は、甲及び丙が本人から直接取得し、甲及び丙が管理するものとする。この場合において、甲及び丙は、当該情報を乙に提供する場合は、個人情報を含まない形で提供しなければならない。

（連絡担当課等）
第８条　本覚書に関する連絡責任者は、甲においては高津区役所危機管理担当、乙においては総務部、丙においては避難所運営会議の委員長とする。

（有効期間）

第９条　本覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和５年３月３１日までとし、有効期間満了日１ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれから別段の申し出がない場合には、さらに１年間継続をするものとし、以後同様とする。

（協議）

第 10 条　本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

本覚書の締結を証するため本書３通を作成し、当事者が記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年２月１０日

甲　川崎市
　　川崎市長　　福田　紀彦

乙　川崎市高津区末長３丁目３番１７号
　　株式会社富士通ゼネラル
　　代表取締役社長　斎藤　悦郎

丙　末長小学校避難所運営会議

別紙

斜線部分…三角地

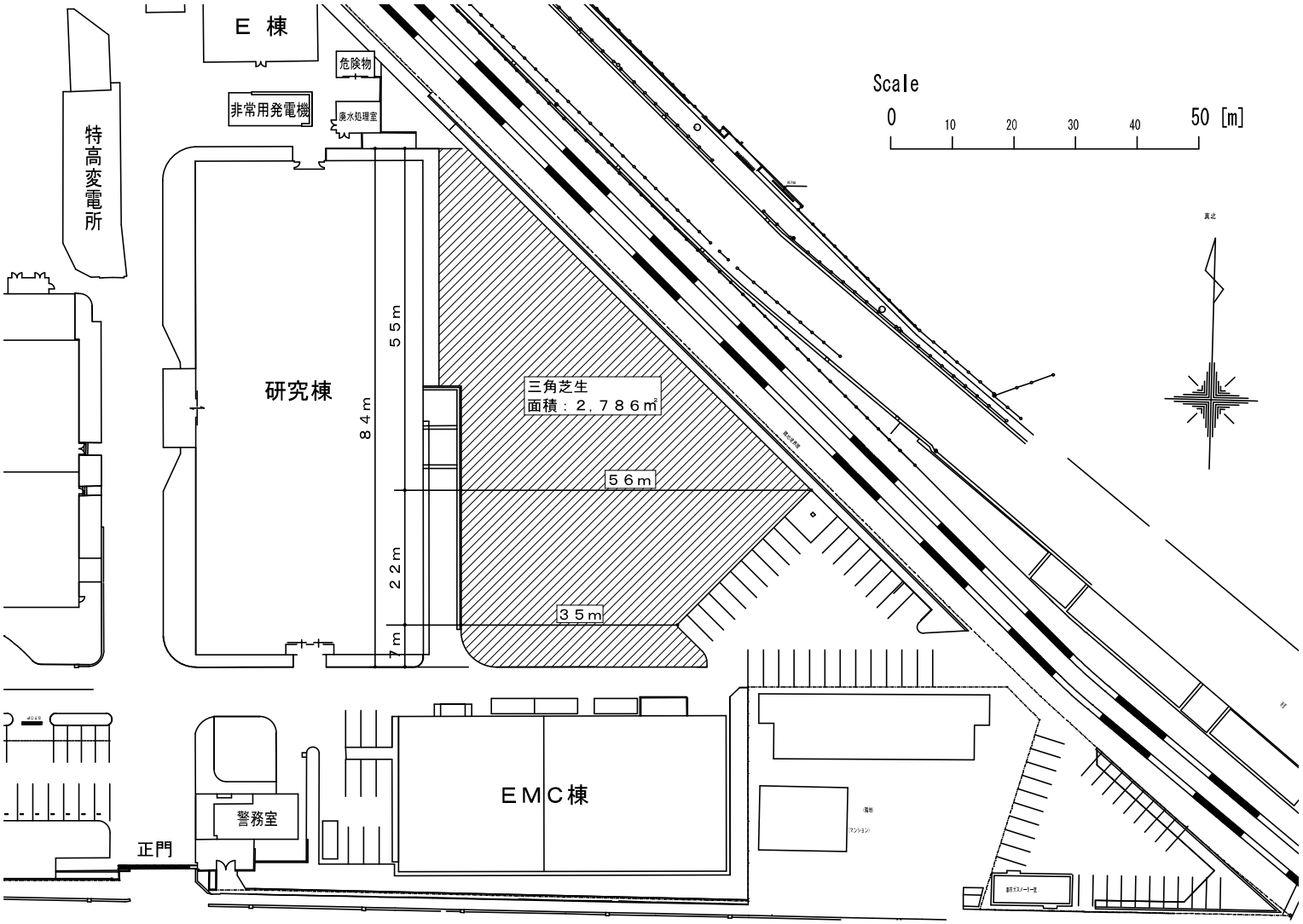
Ｅ 棟
危険物
非常用発電機
廃水処理室
特高変電所
研究棟
55m
84m
22m
7m
三角芝生
面積：２，７８６㎡
56m
35m
Scale
0
10
20
30
40
50 [m]
真北
ＥＭＣ棟
警務室
正門

１６　災害時におけるホテル施設利用に関する協定

【危機管理本部】

川崎市を「甲」、アールエヌティーホテルズ株式会社「乙」、財団法人川崎市まちづくり公社を「丙」として、次のとおり「災害時におけるホテル施設利用に関する協定」を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、川崎市内において、地震、風水害等の住民避難を要する災害が発生した場合において、甲が、高齢者や障害者等の災害時要援護者に対するホテル等を活用した避難所として乙の運営に係る施設を利用するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第 2 条　この協定の対象となる乙の運営に係る施設は、丙が小杉駅周辺地区複合施設整備事業として建設したホテル施設を乙が借り受けて、ホテル事業を運営する次の施設（以下「乙施設」という。）とする。

所在地　川崎市中原区新丸子東 3 丁目 1175 番地１ほか

ホテル名称　「リッチモンドホテルプレミアム武蔵小杉」

（利用要請の内容）

第 3 条　甲は、災害時に、乙施設を災害時要援護者の避難所として利用する必要がある場合は、乙に対して次の各号について要請するものとする。

（１）甲が、乙施設の客室等を災害時要援護者の避難所として利用すること。

（２）本協定に基づく乙施設の利用者に対する食糧、生活必要品等の提供については、原則として甲が実施するものとする。

（３）前号の規定にかかわらず、乙が食糧、生活必要品等を提供することの可否について甲が乙に確認し、乙による提供を要請した場合においては、乙が提供するものとする。

２　乙は、甲から前項の要請を受けた時は、その緊急性を考慮し、可能な限り要請事項の実施に努めるものとする。

（利用要請の方法）

第 4 条　甲が乙に前条の規定に基づく利用を要請する手続きは、急を要する場合は口頭、電話等をもって行い、後日、速やかに要請文書を提出するものとする。

２　乙は、甲から前項の規定に基づく客室等の確保の要請があったとき、客室等の利用調整を行い、提供可能な客室等をすみやかに甲に報告するものとする。

３　本協定に基づき乙施設を利用する者は、甲が指定し、乙に通知するものとする。

４　乙は、本協定に基づき乙施設を利用した者の受入れ状況等を甲に報告するものとする。
５　甲は、必要に応じて、甲の職員等の中から現地責任者を定め、乙施設に常駐させるものとする。

（経費の負担）
第 5 条　本協定に基づく乙施設の利用に係る経費及び甲の要請に基づき乙が利用者に提供した食料、生活必需品等の経費は、甲が負担する。
２　乙施設の利用に係る経費は、災害発生時直前における会員価格を基準として、利用形態の特殊性等を考慮して、甲乙協議の上、決定するものとする。

（丙の役割）
第 6 条　丙は、本協定に基づき乙施設を災害時要援護者の避難所として利用することを承諾する。
２　丙は、甲又は乙から本協定に関する甲乙による協議について調整等を求められた場合は、必要な協力を行う。

（利用期間）
第 7 条　甲は、災害時要援護者の避難所として必要と認める機関における乙施設の利用を乙に要請する。
２　乙は、甲から前項の要請を受けたときは、業務上、やむを得ない事由のないかぎり、要請事項を実施に努めるものとする。

（連絡責任者）
第８条　甲及び乙は、協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示等を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

（適用）
第９条　この協定は、平成２０年３月 24 日（ホテル営業開始日）から適用する。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を称するため、本協定書３通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 20 年 3 月 24 日

甲　川崎市
　　川崎市長　阿　部　孝　夫

乙　東京都千代田区神田神保町２－２２
　　アールエヌティーホテルズ株式会社
　　代表取締役社長　前　原　和　洋

丙　川崎市川崎区砂子１丁目２番地４
　　財団法人　川崎まちづくり公社
　　理事長　福　地　由　矩

1　企業等との包括連携協定等一覧

本市が締結している包括連携協定で、防災に係る項目等が含まれているものを抜粋

【市民文化局協働・連携推進課】

	協定名称	締結先	締結日
1	川崎市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 神奈川ゾーン	平成２１年9月１７日
2	川崎市と日本郵便株式会社川崎市内郵便局との地域活性化包括連携協定書	日本郵便株式会社 川崎港郵便局 ・川崎大師郵便局	平成２５年3月２９日
3	川崎市とイオン株式会社との包括提携協定書	イオン株式会社	平成２５年7月９日
4	川崎市と川崎信用金庫との連携・協力に関する協定書	川崎信用金庫	平成２６年3月１９日
5	三菱ふそうトラック・バス株式会社と川崎市との包括的な連携・協力に関する協定書	三菱ふそうトラック・バス株式会社	平成３０年3月９日

【川崎区役所企画課】

	協定名称	締結先	締結日
1	川崎市と株式会社川崎フロンターレとの川崎区のまちづくりに関する協定書	株式会社川崎フロンターレ	令和３年１０月１日